長崎県地域防災計画

震災対策編

令和５年６月修正

長崎県防災会議

目　　次（震災対策編）

章	節	主な実施機関		ページ
		県	その他	
1　総　則	1　計画の趣旨	防災企画課		1
	2　長崎県における地震の想定	防災企画課		3
	3　防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	関係課	関係機関	136
2　地震災害予防計画	1　防災知識・思想の普及	防災企画課、産業政策課、教育庁、県警察本部	長崎地方気象台	141
	2　自主防災活動	防災企画課、観光振興課、県民生活環境課、産業政策課、教育庁		144
	3　消防団の育成・強化	消防保安室		148
	4　地震防災訓練の実施	防災企画課、福祉保健課、医療政策課、水環境対策課、砂防課、河川課、県警察本部	関係機関	148
	5　防災都市・地域づくり計画	防災企画課、水環境対策課、漁港漁場課、農村整備課、森林整備室、都市政策課、道路建設課、道路維持課、港湾課、河川課、砂防課、建築課、住宅課	国土交通省	151
	6　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画(第５次計画)	防災企画課		154
	7　震災予防の調査・観測体制	防災企画課、県警察本部	長崎地方気象台	155
	8　火災予防対策の推進	消防保安室		158
	9　建築物等災害予防対策の推進	防災企画課、管財課、スマート県庁推進課、福祉保健課、都市政策課、建築課、教育庁		160
	10　防災業務施設の整備	防災企画課、管財課、スマート県庁推進課、県警察本部		162
	11　避難地・避難路の整備	防災企画課、福祉保健課、漁港漁場課、港湾課、道路維持課、県警察本部		165
	12　緊急輸送活動体制の整備	防災企画課、交通政策課、福祉保健課、漁港漁場課、港湾課、道路建設課、道路維持課、県警察本部	防災関係機関	167
	13　医療・保健に係る災害予防対策	医療政策課、薬務行政室		170
	14　応急救助等における防災体制の整備	防災企画課、福祉保健課、医療政策課、薬務行政室、農産園芸課、住宅課	農林水産省	173
	15　生活福祉に係る災害予防計画	国際課、県民生活環境課、福祉保健課、医療政策課、長寿社会課、障害福祉課、原爆被爆者援護課、こども未来課、こども家庭課		175
	16　公共公益施設（ライフライン等施設）の災害予防計画	水環境対策課	防災関係機関	179
	17　相互応援体制の確立	防災企画課、消防保安室		180
	18　眉山対策	防災企画課		181

章	節	主な実施機関		ページ
		県	その他	
3　地震災害応急対策	1　防災関係機関の活動	防災企画課、新行政推進室		188
	2　情報活動	防災企画課	長崎地方気象台	196
	3　広報活動	広報課、防災企画課、管財課、スマート県庁推進課		231
	4　自主防災活動	防災企画課		234
	5　緊急輸送活動	防災企画課、交通政策課、生活衛生課、福祉保健課、医療政策課、漁政課、漁港漁場課、道路維持課、港湾課、県警察本部	海上保安部、ライフライン関係機関	235
	6　自衛隊の支援	防災企画課	自衛隊	240
	7　広域応援活動	防災企画課、県警察本部		245
	8　災害の拡大防止活動	防災企画課、消防保安室、学事振興課、管財課、市町村課、地域環境課、福祉保健課、医療政策課、こども未来課、こども家庭課、都市政策課、河川課、建築課、教育環境整備課、生涯学習課、学芸文化課、体育保健課、県警察本部	海上保安部	249
	9　避難活動	防災企画課、観光振興課、福祉保健課、医療政策課、国保･健康増進課、産業政策課、県警察本部		254
	10　災害救助法の適用	福祉保健課、医療政策課		259
	11　社会秩序を維持する活動	食品安全・消費生活課、県警察本部		264
	12　地域への救援活動	防災企画課、生活衛生課、資源循環推進課、水環境対策課、福祉保健課、医療政策課、国保･健康増進課、住宅課、県警察本部		266
	13　医療・保健に係る対策	福祉保健課、医療政策課、薬務行政室、国保･健康増進課、生活衛生課		274
	14　福祉に係る対策	福祉保健部・こども政策局全課		280
	15　応急教育活動	教育庁		282
	16　県有施設及び設備等の対策	防災企画課、漁港漁場課、農村整備課、港湾課、河川課、道路維持課		283
	17　防災関係機関の講ずる災害応急対策	水環境対策課	財務事務所､九州電力、西部ガス、九州ガス、ＬＰガス協会、ＮＴＴ西日本、ＪＲ九州、西日本高速道路㈱、空港管理者、報道機関	285
	18　自発的支援の受け入れ	防災企画課、県民生活環境課、医療政策課、県警察本部		288
4　地震災害復旧計画	1　被災者の生活確保	税務課、国保･健康増進課、長寿社会課	長崎労働局	291
	2　地域医療の確保	医療政策課		293
	3　失業回復等の資金確保	経営支援課、水産経営課、農業経営課		294
	4　義援金品の配分	福祉保健課		295
	5　被災者の生活再建等の支援	関係課		296
	6　社会福祉施設等の復旧	福祉保健部・こども政策局全課		297
	7　激甚災害の指定に関する計画	福祉保健部・こども政策局全課、産業政策課、漁政課、団体検査指導室、農業経営課、農村整備課、森林整備室、河川課、教育庁		298

第１章　総　　則

第１節　計画の趣旨
第２節　長崎県における地震の想定
第３節　防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

第１節　計画の趣旨

（防災企画課）

１　計画の目的

この計画は、地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、長崎県防災会議が作成する計画であり、長崎県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関が長崎県の地域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

長崎県地域防災計画は、防災関係機関が処理しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について総合的な運営を計画化したものであり、雲仙岳噴火災害を含む風水害等の自然災害や大規模事故（原子力災害を除く）に係る「基本計画編」と震災・津波災害に係る「震災対策編」、原子力災害に係る「原子力災害対策編」の対策編３編及び資料編から構成されるが、本計画は、このうちの「震災対策編」である。

この計画は、震災対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図ると共に、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「長崎県水防計画」、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく「長崎県石油コンビナート等防災計画」とも充分な調整を図ったものである。

この計画は、地震災害予防、地震災害応急対策、災害復旧等に関する対策と責任の所在を明らかにし、市町が作成する市町防災計画の指針とするものである。

この計画は、基本法及び防災関係諸法令に基づき、長崎県の地域にかかわる防災に関する諸施策並びに計画を総合網らし、体系的に位置づけたもので、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものである。

国土強靭化は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、この計画における国土強靭化に関する部分については、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（平成25年12月11日法律第95号）に基づく国土強靭化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）の基本目標である

① 人命の保護が最大限図られる

② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される

③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧・復興

を踏まえたものとする。

この計画に修正の必要があると認めるとき、又は防災に関する諸情勢の変化に伴って、合理化等の必要が生じたときは、計画の修正をするものとする。

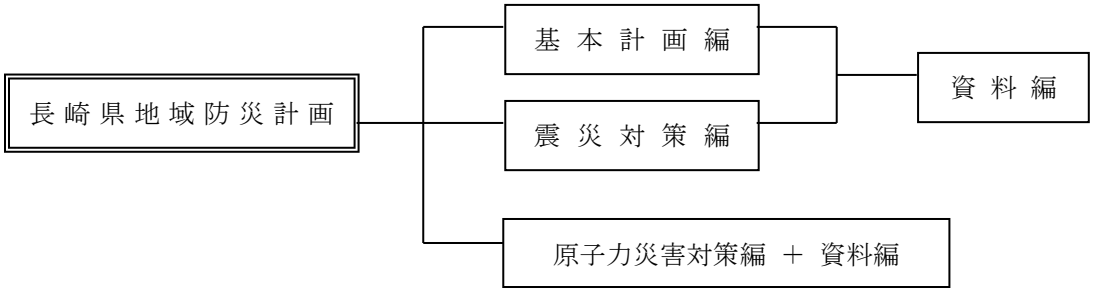

３　計画の構成

この計画の構成は次の４章１編による。

第１章　総　則‥‥‥‥‥‥‥‥‥	計画の趣旨、地震の想定および防災関係機関の業務の大綱等、計画の基本となるものとする。
第２章　地震災害予防計画‥‥‥‥	平常時における震災対策とする。
第３章　地震災害応急対策‥‥‥‥	地震災害発生時における震災対策とする。
第４章　地震災害復旧計画‥‥‥‥	地震災害発生後における復旧対策とする。
資　料	

第２節　長崎県における地震の想定

（防災企画課）

１　長崎県地震発生想定検討委員会

長崎県は、平成７～９年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため「長崎県地震発生想定検討委員会」を設置し、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその震源特性の評価を行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性等について検討を行った。

設置　平成 17 年４月 27 日

構成　委員長　清水　洋　九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター長　教授
　　委　員　髙橋和雄　長崎大学工学部　教授
　　松島　健　九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター　助教授
　　馬越孝道　長崎大学環境科学部　助教授
　　伏見克彦　長崎海洋気象台長
　　上川秀男　長崎県総務部　理事（危機管理・防災・基地対策担当）

審議経過　平成 17 年４月 27 日　第１回委員会　地震動、被害予測の範囲、項目の検討
　　平成 17 年６月６日　第２回委員会　震度予測手法、震源活断層の検討
　　平成 17 年９月 12 日　第３回委員会　震源活断層の評価
　　平成 17 年 12 月 19 日　第４回委員会　震度予測結果（暫定）の検討（中間報告）
　　平成 18 年２月 23 日　第５回委員会　地震動想定の取りまとめ

２　長崎県における地震動想定の見直しについて（審議結果）

（１）　はじめに

平成７年１月 17 日に発生し、震度７を記録した兵庫県南部地震（M7.3）による阪神・淡路大震災は、死者・行方不明者 6,436 名に達する大災害となったが、地震による被害に対する関心の高まりとともに全国的な地震対策の不備が指摘され、「地震防災対策特別措置法」の制定を始め、耐震基準の直し等、関係法規の見直しが進められた。

他方、当時の地方自治体においては地域防災計画に大規模地震による被害を想定していないところが多く、その見直しのため基礎となる地震動、被害の想定が必要となった。

長崎県においても「長崎県地震等災害対策専門家会議」が設置され（平成７年６月 12 日）、被害地震発生確率の高い地域とその最大規模、震度、被災範囲、津波の影響等について検討し、その結果を踏まえ、平成８～９年度に実施された「地震等防災アセスメント事業」及び同事業調査委員会の検討により、具体的な震度予測及び被害予測結果が取りまとめられた。（「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書　平成 10 年３月）

その後、県内に被害を及ぼす地震の発生はなかったが、平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震（M6.8）、平成 17 年３月 20 日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震（M7.0）など、それまで想定されていなかった地域で相次いで被害地震が発生し、福岡県西方沖を震源とする地震では県内において人的、物的被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生しうるという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となった。

一方、平成 14 ～ 16 年度に実施された長崎県の「雲仙活断層群調査」により雲仙活断層群の活

動性に関して多くの情報が得られたこと、震度予測、被害予測に関する技術的進歩により詳細な検討が可能となったことから、震度予測及び被害予測について見直しを行い、地域防災計画に反映させることとした。

（２）　長崎県内の活断層

平成10 年度から文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98 活断層の調査が実施され、長崎県においても同事業により平成14 ～ 16 年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の３断層帯に区分しており、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

「新編日本の活断層」（ 1991　活断層研究会編）によれば、このほか県内に活断層であることが推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

（３）　過去の被害地震

長崎県の主な被害地震の状況を整理したものが表－１である。

主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺である。その他、長崎県周辺で発生した規模の大きな浅い地震によって被害を受けることがあるほか、四国沖から紀伊半島沖を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

1700 年４月の壱岐付近のＭ７の地震では、壱岐で家屋倒壊が多かった。1791 年12 月の島原半島付近の地震では、小浜で家屋倒壊により２人が死亡している。1792 年５月の島原半島付近のM6.4 の地震では、この地震が引き金となって古い溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊し、有明海にまで達し大津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼした。1922 年12 月の島原半島付近のM6.9、6.5 の地震では、島原半島南部や西部を中心に合わせて死者26 人など大きな被害が生じた。

2005 年３月福岡県西方沖を震源とする地震（ Ｍ7.0 ）では、壱岐市で負傷者２ 人、住宅全壊（全焼）１棟ほかの被害が発生した。

（４）　地震発生状況

気象庁によって全県的に地震観測データが記録されるようになった1919 年（大正８年）以降に長崎、雲仙岳、佐世保、福江、平戸、厳原の各気象官署で観測された震度１以上の地震の発生回数をまとめたものが表－２である。気象官署で震度５を記録しているのは雲仙岳のみである。なお、2002 年７月 29 日からは震度観測点が増え、それ以降では、2005 年３月 20 日の福岡県西方沖を震源とする地震により、壱岐市で震度５強を観測している。また、平成28 年（2016 年）熊本地震の一連の地震活動では、長崎県内の最大の震度は南島原市で震度５強であった。

図－１は長崎県周辺のＭ６以上の震央分布図である。図の範囲では、1925 年３ 月の天草灘のM6.0 の地震が発生して以降、2005 年３ 月の福岡県西方沖を震源とするM7.0 の地震が発生するまで、M6.0 を超える地震はなかったが、平成28 年(2016 年) 熊本地震の一連の地震活動で最大M6.5（４月 14 日)、M6.4（４月 15 日)、M7.3（４月 16 日）と３回の地震が発生した。

長崎県内で震度４以上を観測した地震の震央分布図と震源リストが図－２と表－３である。

県内の震度４ 以上の地震の震源のほとんどは雲仙岳付近に集中しているが、これらの多くは1984 年の猿葉山東麓（千々石）を震源とする一連の群発地震によるものである。

（５） 県内に被害を及ぼす地震動の想定

本委員会では、長崎県内に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選定した。

・過去の調査等で活断層であることが確実なもの、及び推定されるもの。
・断層の延長が 10 km 以上のもの。（ M6.5 以上の震源となりうるもの。）
・その他、活断層の活動状況等を考慮。

上記の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。

（県内）

雲仙活断層群

雲仙地溝北縁断層帯　M7.3　断層の長さ 31km

雲仙地溝南縁東部断層帯　M7.0　断層の長さ 21km

雲仙地溝南縁西部断層帯　M7.2　断層の長さ 28km

（東部断層帯、西部断層帯が連動した場合は　M7.7　断層の長さ 49km）

島原沖断層群　M6.8　断層の長さ 14km

橘湾西部断層帯　M6.9　断層の長さ 18km

大村－諫早北西付近断層帯　M7.1　断層の長さ 22km

（県外）

布田川・日奈久断層帯（熊本県）M8.0　断層の長さ 74km

警固断層系（福岡県）M7.2　断層の長さ 26km

各活断層の位置は、図－３「震源となる活断層の位置図」のとおりである。

以上をもとに本委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成 17 年 9 月 12 日設置）との合同で、県内の震度予測について検討した。

想定した各活断層別に県内全域を 250 ｍメッシュで区分した震度予測が取りまとめられたが、これをもとに震度を示したものが図－４～12、及び表－４～６である。

県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合であるが、この場合では島原半島、諫早・大村地区で震度５強～震度６強、長崎・西彼半島南部で震度４～６強が予測され、一部、地盤が軟弱な場所では震度７となることが予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域で M6.9（震源断層上端の深さ３km）の地震を想定しており、その場合、県内全域で、震度６弱～６強が予測される（図－13）。

（６） 地震津波

過去において県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707 年に紀伊半島沖で発生した宝永地震（M8.4）によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792 年の地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震により誘発された島原の眉山の崩壊によるもので、地震により発生したものはない。

また、1960 年のチリ地震津波（Mw9.5*）では、全振幅（波高）が長崎湾の大波止 230 cm、女神 160cm、深堀 96 cmを記録しているが、これは長崎湾の特徴的振動現象である周期 40 ～ 50 分の「あびき」現象を誘発し、増幅されたものである。

これらのほかに、対馬市周辺では 1983 年日本海中部地震(M7.7）と 1993 年北海道南西沖地震(M7.8)で微弱な津波が観測されているが、被害は発生していない。

以上のとおり県内での津波の被害の例は少ないが、島しょ、半島が多く、長い海岸部を持つ長崎県では、津波に対する防災を検討しておく必要がある。

＊チリ地震津波の規模は、モーメントマグニチュード（Mw）で表示した。

表－１　長崎県における主な被害地震

西　暦 （和　暦）	地域名	地震規模M	被害中心地	被害の概要
１６５７．１．３ （明暦２．１１．１９）	長崎		長崎	家屋一部損壊
１７００．４．１５ （元禄１３．２．２６）	壱岐・対馬	７．０	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊
１７２５．１１．８-９ （享保１０．１０．４-５）	肥前・長崎	６．０	平戸・長崎	諸所破損多し
１７３０．３．１２ （享保１５．１．２４）	対馬		対馬	諸所破損多し
１７９１．１２．５ （寛政３．１１．１０）	雲仙岳		小浜	家屋倒壊・死者２人
１７９２．４．２１-２２ （寛政４．３．１-２）	雲仙岳 （三月朔地震）		島原・小浜・ 森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
１７９２．４．２５ （寛政４．３．５）	雲仙岳		森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
１７９２．５．２１ （寛政４．４．１）	雲仙岳 （島原大変）	６．４	島原	石垣崩壊･眉山大崩壊･ 大津波･死者１．５万人
１８０８．８．２ （文化５　閏６．１１）			五島	石垣・石塔崩壊
１８２８．５．２６ （文政１１．４．１３）	長崎	６．０	天草・長崎・ 五島	出島周辺崩壊数箇所 石仏転倒
１８６６．５．１４ （慶応２．３．３０）			千々石	各所の損壊
１９１５．７．２０/２１ （大正４．７．２０/２１）	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
１９２２．１２．８ （大正１１．１２．８）	千々石湾 （島原地震）	６．９ （01 時 49 分）	北有馬	家屋倒壊・死者２３人 煙突倒壊、水道管破裂
		６．５ （11 時 02 分）	小浜	家屋倒壊・死者３人
１９５１．２．１５ （昭和２６．２．１５）	島原半島地方	５．３	千々石	地割れ
１９８４．８．６ （昭和５９．８．６）	島原半島地方	５．７ （17 時 30 分） ５．０ （17 時 38 分）	小浜・千々石	家屋一部損壊･石垣墓石倒壊
２００５．３．２０ （平成１７．３．２０）	福岡県西方沖	７．０	壱岐	負傷者２人、住宅全壊１棟、 住家一部破損１６棟ほか
２０１６．４．１４－１６ （平成２８.４.１４－１６）	熊本県熊本 地方	最大７．３ （４月１６日 ０１時２５分）	南島原・島原・ 雲仙・諫早	

地震規模M：新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1996 年）による。但し、1951 年以降は気象庁資料。

表－２　長崎県内気象官署震度１以上の地震回数（1919 年～2022 年）長崎地方気象台資料

震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江
1	548	1924	92	97	91	34
2	135	759	35	38	41	11
3	40	235	4	12	8	1
4	2	37	1	2	1	0
5	1	1	0	0	0	0
5 弱	0	1	0	0	0	0
計	726	2957	132	149	141	46

注１）　平戸は 1939 年から観測開始。佐世保は 1946 年から観測開始

注２）　福江は 1962 年 4 月までは富江で観測

注３）　1996 年 4 月から計測震度による観測（それまでは体感による観測）

注４）　気象庁の震度階級は 1996 年（平成８年）10 月から「震度 0」「震度 1」「震度 2」「震度 3」「震度 4」「震度 5 弱」「震度 5 強」「震度 6 弱」「震度 6 強」「震度 7」の 10 階級となっています。

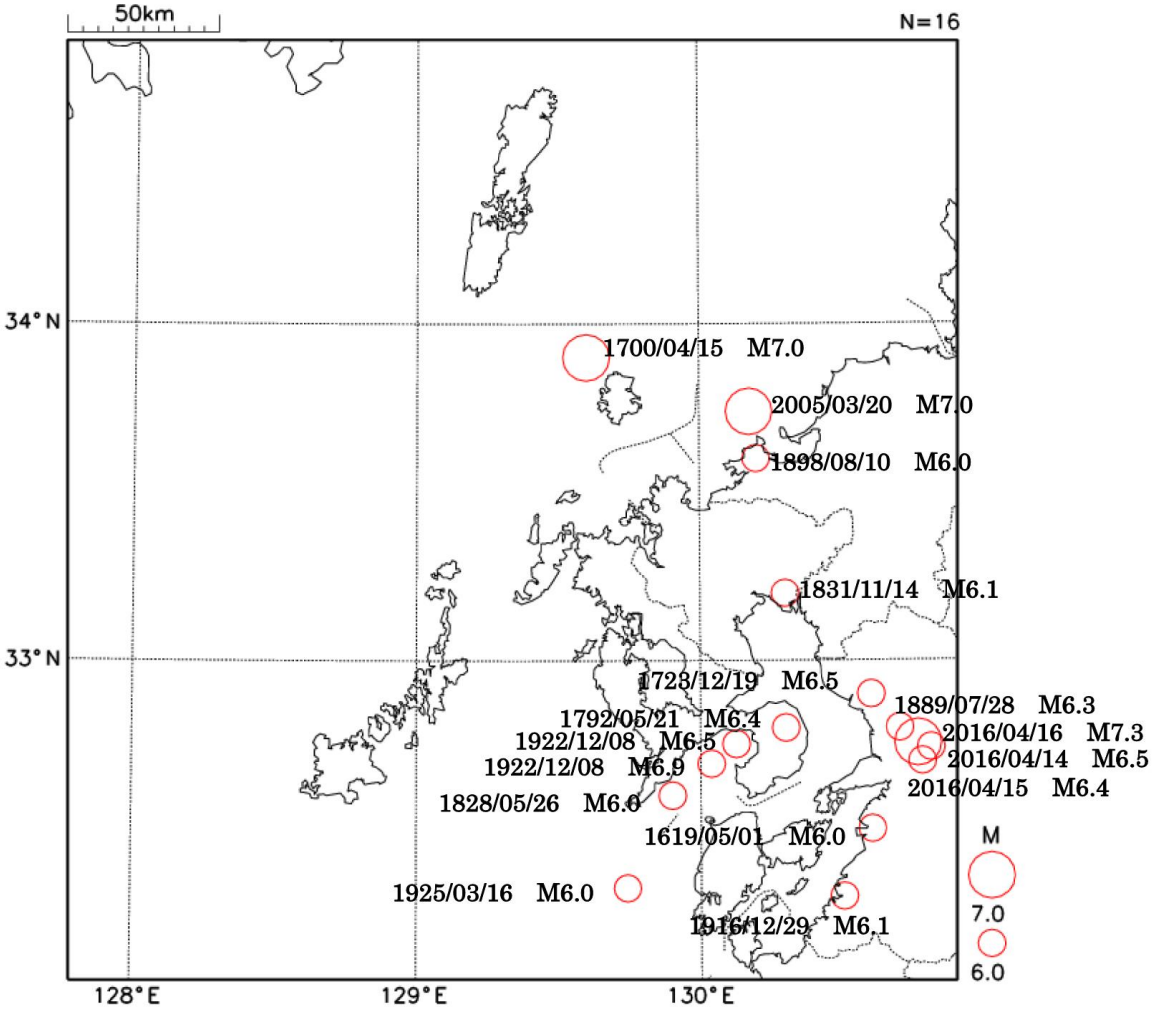

図-1　長崎県周辺の M6 以上の地震(1600 年～2022 年)長崎地方気象台資料

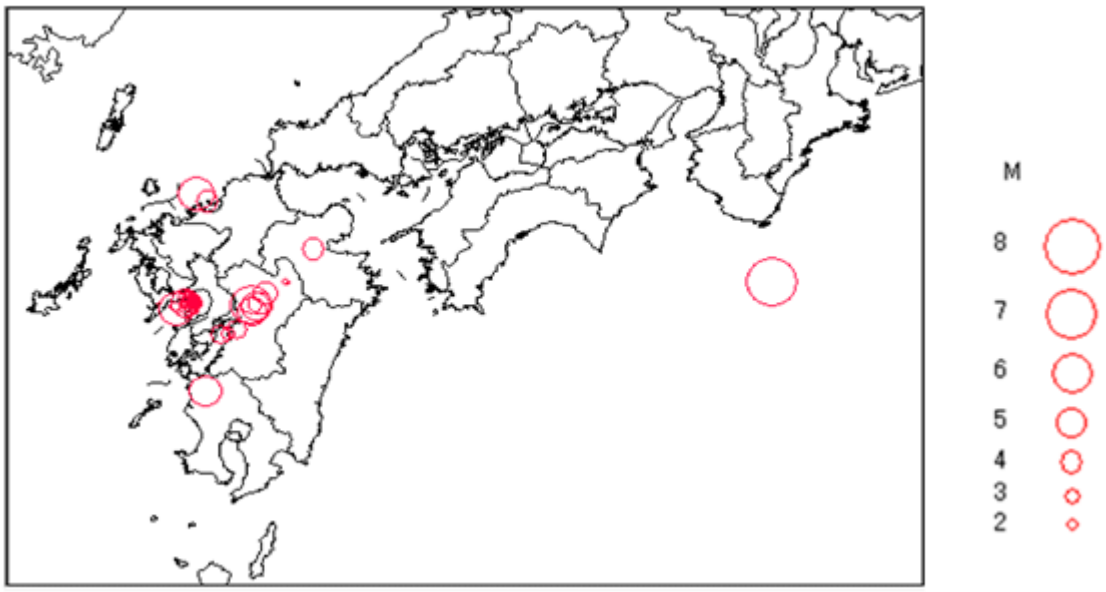

図-2　長崎県内で震度 4 以上を観測した地震の震央分布図
（1919 年～2022 年、詳細不明の地震を除く）
長崎地方気象台資料

表－３　長崎県内震度４以上の震源リスト（1919 年～2022 年）　　長崎地方気象台資料

No.	発現時 年/月/日	時:分:秒	震央地名	北緯 度　分	東経 度　分	深さ km	M	県内の最大震度
1	1922/12/8	1:50:20	橘湾	32°41.64’	130°02.27’	19	6.9	5
2	1922/12/8	5:05:00	詳細不明	32°44.00’	129°52.00’	0	-	4
3	1922/12/8	11:02:10	橘湾	32°45.16’	130°07.50’	0	6.5	4
4	1931/12/21	14:47:11	熊本県天草･芦北地方	32°29.19’	130°29.25’	0	5.5	4
5	1946/12/21	4:19:04	和歌山県南方沖	32°56.11’	135°50.93’	24	8.0	4
6	1951/2/15	16:11:24	橘湾	32°43.15’	130°10.10’	12	5.3	4
7	1969/7/27	4:36:43	橘湾	32°45.62’	130°12.25’	12	4.5	4
8	1970/7/10	9:13:28	長崎県島原半島	32°42.45’	130°11.24’	11	4.4	4
9	1972/3/26	17:13:41	長崎県島原半島	32°44.34’	130°14.68’	0	－	4
10	1980/8/7	14:44:12	長崎県島原半島	32°41.00’	130°13.00’	0	3.7	4
11	1984/8/6	17:28:13	橘湾	32°45.70’	130°09.90’	6	5.0	4
12	1984/8/6	17:30:05	橘湾	32°45.60’	130°10.60’	7	5.7	4
13	1984/8/6	17:35:39	橘湾	32°47.60’	130°10.00’	15	4.4	4
14	1984/8/6	17:38:10	橘湾	32°47.50’	130°09.60’	11	5.0	5
15	1984/8/6	17:40:00	詳細不明	32°44.00’	130°16.00’	0	－	4
16	1984/8/6	17:46:23	橘湾	32°44.40’	130°11.90’	12	3.8	4
17	1984/8/6	18:33:09	長崎県島原半島	32°45.30’	130°13.40’	5	2.7	4
18	1984/8/6	18:37:06	橘湾	32°45.20’	130°11.90’	10	4.0	4
19	1984/8/6	18:41:18	長崎県島原半島	32°46.70’	130°12.90’	10	4.2	4
20	1984/8/6	18:42:00	詳細不明	32°44.00’	130°16.00’	0	－	4
21	1984/8/6	18:46:16	長崎県島原半島	32°46.00’	130°13.40’	8	2.8	4
22	1984/8/6	19:34:34	長崎県島原半島	32°45.70’	130°13.30’	6	3.4	4
23	1984/8/6	19:49:37	橘湾	32°46.80’	130°11.90’	8	4.4	4
24	1984/8/6	21:12:57	橘湾	32°44.90’	130°12.40’	13	2.8	4
25	1984/8/6	21:20:57	長崎県島原半島	32°46.20’	130°13.40’	6	2.8	4
26	1984/8/6	21:26:30	長崎県島原半島	32°47.60’	130°14.40’	1	2.6	4
27	1984/8/7	3:05:39	橘湾	32°45.50’	130°12.90’	9	3.8	4
28	1984/8/7	4:50:15	長崎県島原半島	32°46.10’	130°13.00’	6	3.9	4
29	1984/8/7	21:50:59	長崎県島原半島	32°47.50’	130°12.50’	4	4.5	4
30	1984/8/15	22:58:29	橘湾	32°45.70’	130°09.90’	6	4.2	4
31	1984/8/30	8:51:46	長崎県島原半島	32°45.90’	130°15.00’	0	2.6	4
32	1984/10/19	21:58:02	長崎県南西部	32°48.20’	130°07.90’	10	4.9	4
33	1991/4/26	11:45:42	長崎県島原半島	32° 47.20’	130° 14.40’	7	3.5	4
34	1991/6/27	9:11:03	長崎県島原半島	32° 39.80’	130° 08.30’	9	4.9	4
35	1997/3/26	17:31:47	鹿児島県薩摩地方	31° 58.37’	130° 21.54’	12	6.6	4

36	2005/3/20	10:53:40	福岡県北西沖	33° 44.35'	130° 10.58'	9	7.0	5強
37	2005/4/20	6:11:26	福岡県北西沖	33° 40.69'	130° 17.29'	14	5.8	4
38	2005/6/3	4:16:41	熊本県天草・芦北地方	32° 29.73'	130° 32.87'	11	4.8	4
39	2016/4/14	21:26:34	熊本県熊本地方	32° 44.50'	130° 48.52'	11	6.5	4
40	2016/4/14	22:07:35	熊本県熊本地方	32° 46.53'	130° 50.97'	8	5.8	4
41	2016/4/15	0:03:46	熊本県熊本地方	32° 42.04'	130° 46.66'	7	6.4	4
※1 42	2016/4/16	1:25:05	熊本県熊本地方	32° 45.27'	130° 45.78'	12	7.3	5強
			大分県中部	33° 16.48'	131° 21.19'	12	5.7	
43	2016/4/16	1:44:07	熊本県熊本地方	32° 45.19'	130° 45.69'	15	5.4	4
44	2016/4/16	1:45:55	熊本県熊本地方	32° 51.79'	130° 53.94'	10	5.9	5弱
45	2016/4/16	17:52:13	熊本県熊本地方	32° 32.11'	130° 38.12'	10	5.5	4
46	2017/6/9	23:36:23	橘湾	32° 43.02'	130° 01.69'	16	4.3	4

※1 を付した地震については、ほぼ同時刻に発生したため、震度の分離が出来ませんでした。

震度	1	2	3	4	５弱	５強	６弱	６強	7	合計
2013 年	11	1	0	0	0	0	0	0	0	12
2014 年	7	3	1	0	0	0	0	0	0	11
2015 年	14	6	1	0	0	0	0	0	0	21
2016 年	253	83	21	5	1	1	0	0	0	364
2017 年	26	9	4	1	0	0	0	0	0	40
2018 年	24	6	0	0	0	0	0	0	0	30
2019 年	14	5	4	0	0	0	0	0	0	23
2020 年	18	3	0	0	0	0	0	0	0	21
2021 年	17	6	0	0	0	0	0	0	0	23
2022 年	19	8	2	0	0	0	0	0	0	29
合計	403	130	33	6	1	1	0	0	0	574

過去 10 年間の震度別地震回数（長崎県 2013 年～2022 年）

図－３　震源となる活断層の位置図

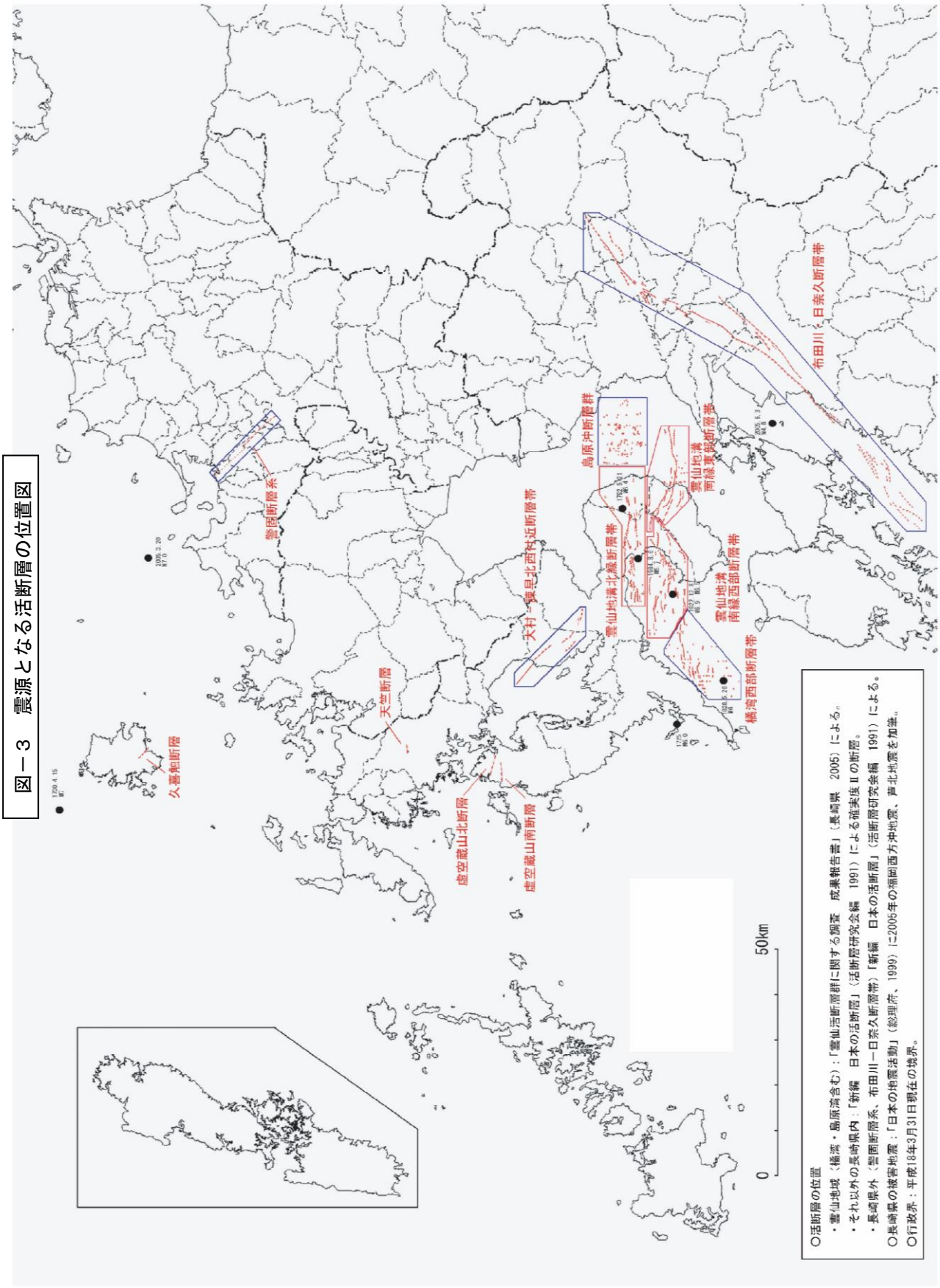

表－４　長崎県内の地区別震度予測 ①

地　区　名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
		雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯	雲仙地溝南縁西部断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村－諫早北西付近断層帯
		地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度４～６弱	震度３～５弱	震度４～６強	震度４～６強	震度３～４	震度４～６弱	震度４～６弱
西彼杵半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度４～５弱	震度３～４	震度４～５弱	震度４～５弱	震度３～４	震度４～５弱	震度４～５強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度５弱～６強	震度４～５強	震度５弱～６強	震度５強～６強	震度４～５弱	震度４～５強	震度５強～６強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度５強～６強	震度５弱～６強	震度５強～６強	震度５強～６強	震度４～６弱	震度４～５強	震度４～６弱
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、江迎町、鹿町町、佐々町、東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度４～５強	震度３～４	震度４～５強	震度４～５強	震度３～４	震度３～５弱	震度４～６強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度３～４	震度３～４	震度３～４	震度３～４	震度３～４	震度３～４	震度４～５弱
下五島	五島市	震度３～４	震度３以下	震度３～４	震度３～４	震度３以下	震度３～４	震度３～４
上五島	新上五島市、佐世保市（宇久町）、小値賀町、西海市(江ノ島、平島)	震度３～４	震度３以下	震度３～４	震度４	震度３以下	震度３～４	震度３～４
壱岐	壱岐市	震度３～４	震度３以下	震度３～４	震度３～４	震度３以下	震度３以下	震度３～４
対馬	対馬市	震度３以下	震度３以下	震度３以下	震度３以下	震度３以下	震度３以下	震度３以下

雲仙地溝南縁東部断層帯都西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度７となることが予測される。

表－５　長崎県内の地区別震度予測 ②

地　区　名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県外）による震度予測		県内全域でM6.9の震源を想定した場合の震度予測
		布田川・日奈久断層帯（熊本県）	警固断層系（福岡県）	
		地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度４～５弱	震度３～４	震度６弱～６強
西彼杵半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度３～４	震度３～４	震度６弱～６強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度４～５強	震度３～４	震度６弱～６強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度５弱～５強	震度３～４	震度６弱～６強
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、江迎町、鹿町町、佐々町、東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度３～４	震度４	震度６弱～６強
平戸・松浦	平戸市、松浦市	震度３～４	震度３～５弱	震度６弱～６強
下五島	五島市	震度３～４	震度３以下	震度６弱～６強
上五島	新上五島市、佐世保市（宇久町）、小値賀町、西海市(江ノ島、平島)	震度３～４	震度３～４	震度６弱～６強
壱岐	壱岐市	震度３～４	震度４～５弱	震度６弱～６強
対馬	対馬市	震度３以下	震度３～４	震度６弱～６強

表－６　各市町村別の震度の範囲（県内の活断層による地震）

想定地震		雲仙地溝北縁断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動	島原沖断層群	橘湾西部断層帯	大村－諫早北西付近断層帯
地震規模		M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
1	長崎市	震度４－６弱	震度４－６強	震度３－５弱	震度４－６弱	震度４－６弱
2	佐世保市	震度３－５弱	震度４－５強	震度３－４	震度３－５弱	震度４－５強
3	島原市	震度６弱－６強	震度６弱－６強	震度５弱－６弱	震度４－５弱	震度５弱－５強
4	諫早市	震度５強－６強	震度５強－６強	震度４－５弱	震度４－６弱	震度５強－６強
5	大村市	震度５弱－６弱	震度５強－６強	震度４－５弱	震度４－５強	震度６弱－６強
6	平戸市	震度３－４	震度３－４	震度３	震度３－４	震度３－４
7	松浦市	震度３－４	震度４	震度３－４	震度３－４	震度４－５弱
8	対馬市	震度３	震度３	震度３	震度３	震度３
9	壱岐市	震度３－４	震度３－４	震度３	震度３	震度３－４
10	五島市	震度３－４	震度３－４	震度３	震度３－４	震度３－４
11	西海市	震度４－５弱	震度４－５強	震度３－４	震度３－５弱	震度４－５強
12	雲仙市	震度６弱－６強	震度５強－６強	震度４－５強	震度４－５強	震度５弱－６弱
13	南島原市	震度５強－６弱	震度６弱－６強	震度４－５強	震度４－５強	震度４－５弱
14	長与町	震度５強	震度５強－６弱	震度４	震度５弱－５強	震度５強－６弱
15	時津町	震度４－５強	震度５弱－６弱	震度３－４	震度４－５強	震度５弱－６弱
16	東彼杵町	震度４－５強	震度４－５強	震度３－４	震度４－５弱	震度５強－６強
17	川棚町	震度４－５弱	震度４－５弱	震度３－４	震度４	震度５弱－６弱
18	波佐見町	震度４－５弱	震度４－５強	震度３－４	震度４	震度５弱－５強
19	小値賀町	震度３－４	震度４	震度３	震度３－４	震度３－４
20	江迎町	震度４	震度４	震度３	震度４	震度４－５弱
21	鹿町町	震度３－４	震度４	震度３	震度３－４	震度４－５弱
22	佐々町	震度４	震度４	震度３	震度３－４	震度４
23	新上五島町	震度３－４	震度４	震度３	震度３－４	震度３－４

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度７となることが予測される。

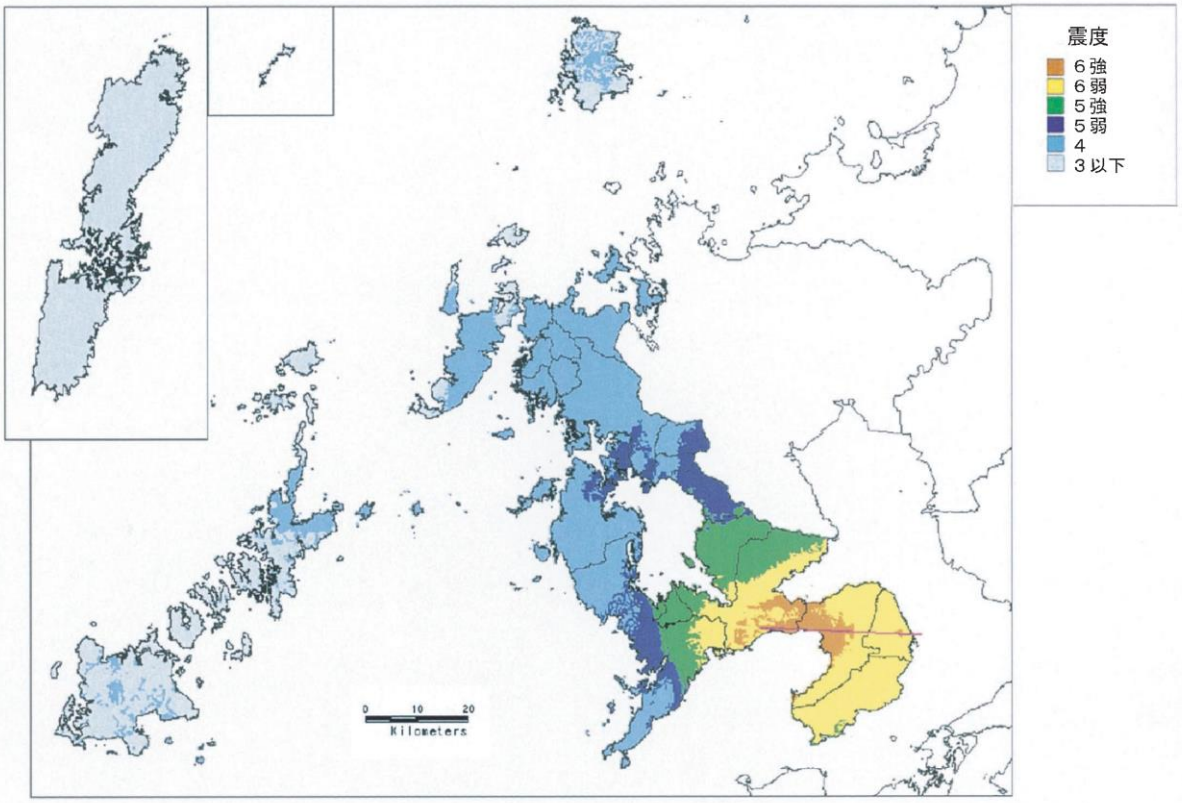

図－４　地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝北縁断層帯）

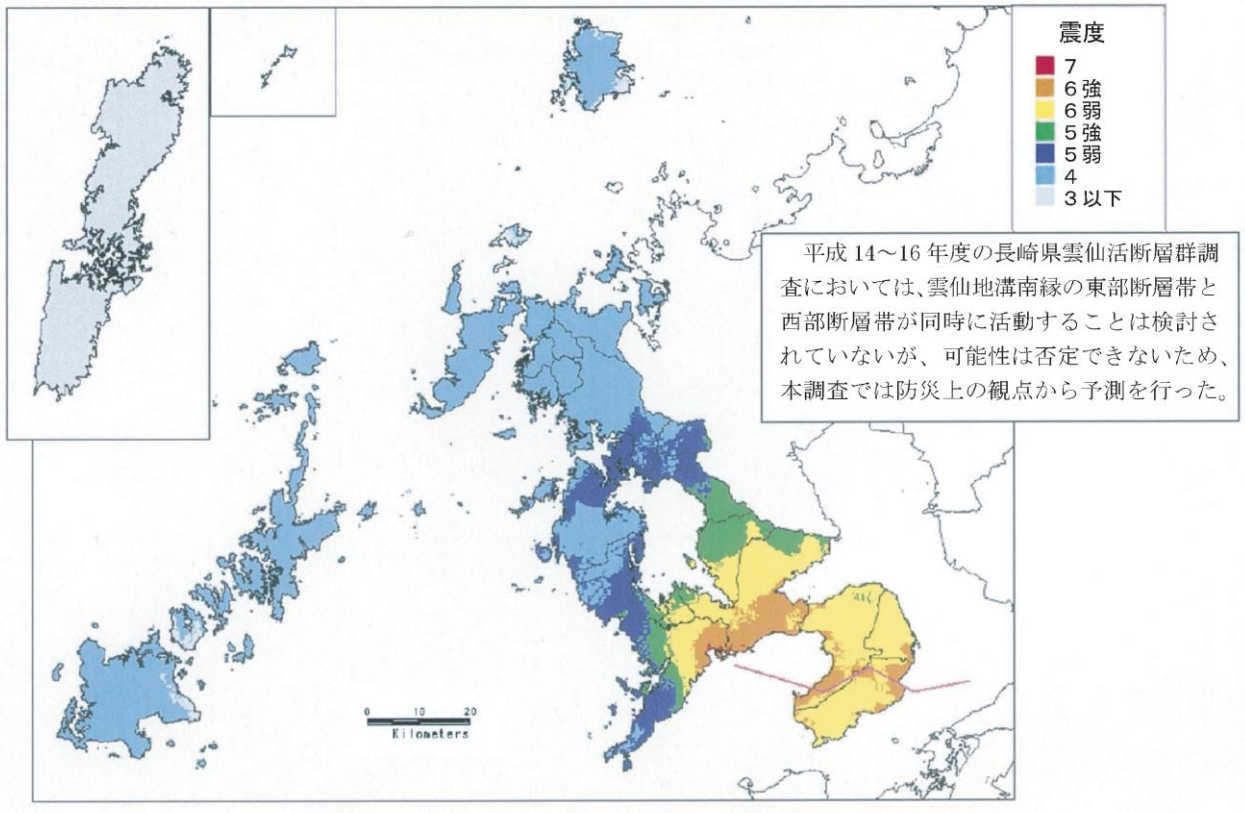

図－５　地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）

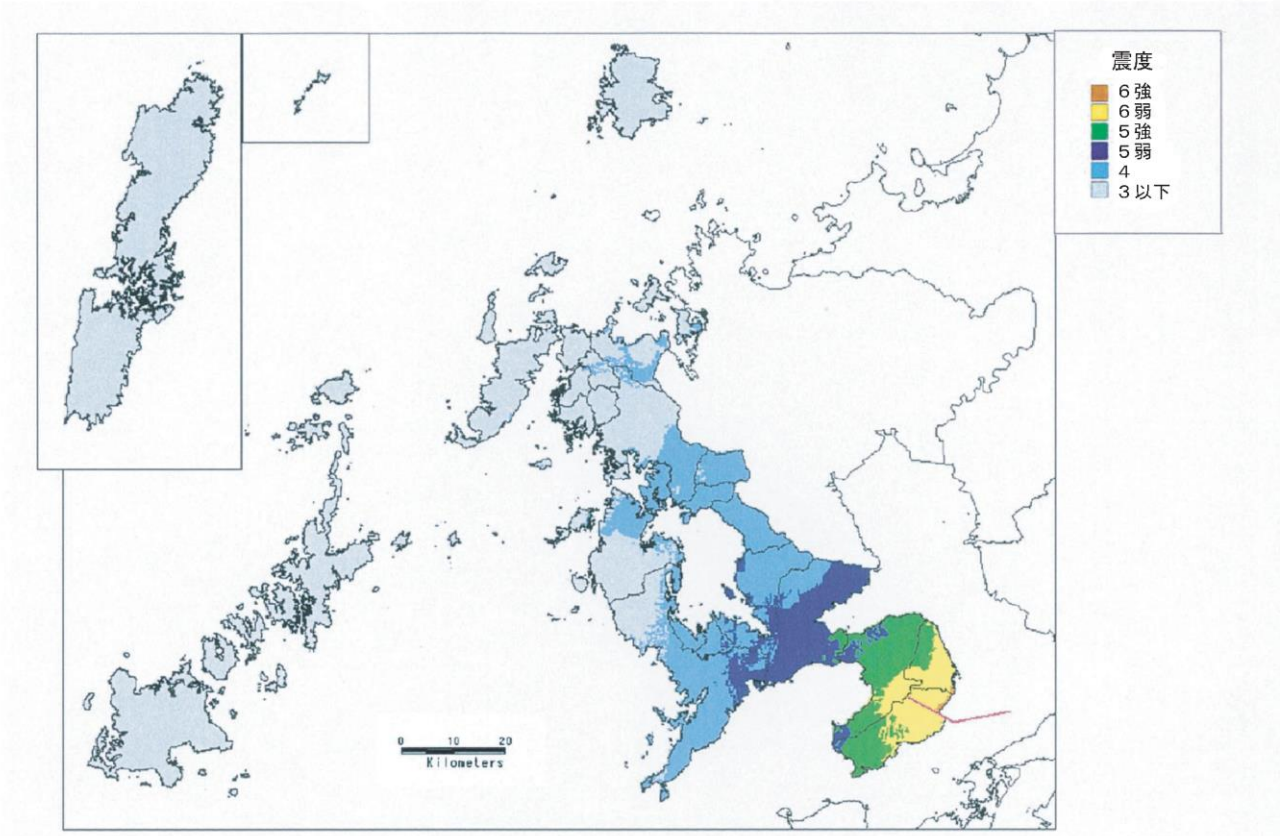

図－６　地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯）

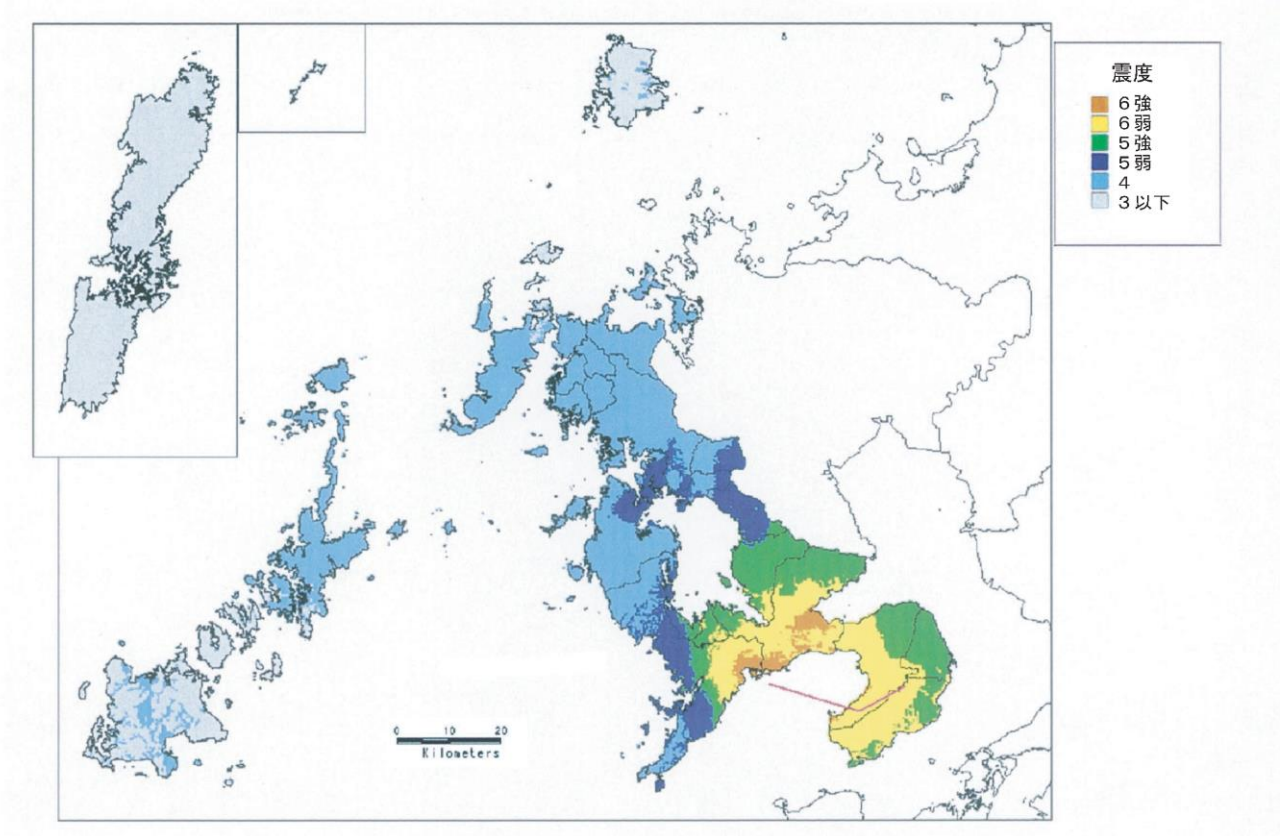

図－７　地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁西部断層帯）

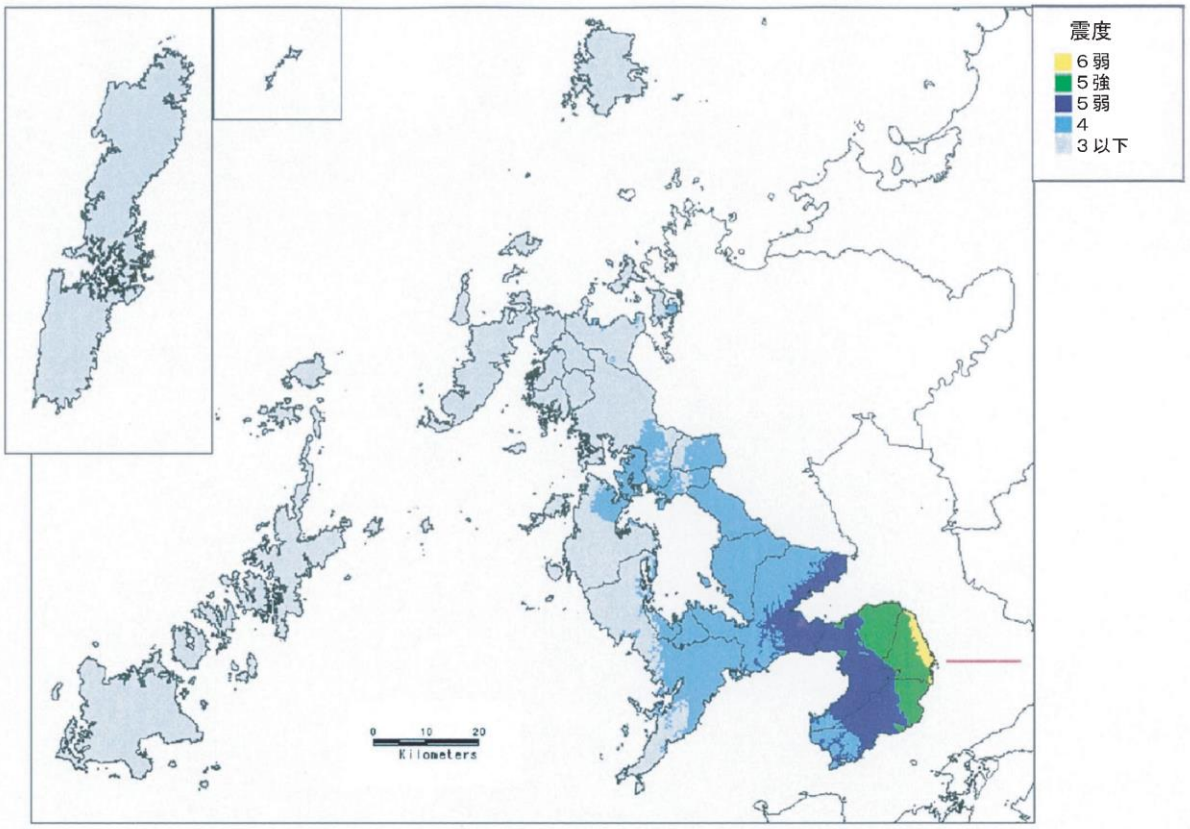

図－８　地表における推計震度分布（震源：島原沖断層群）

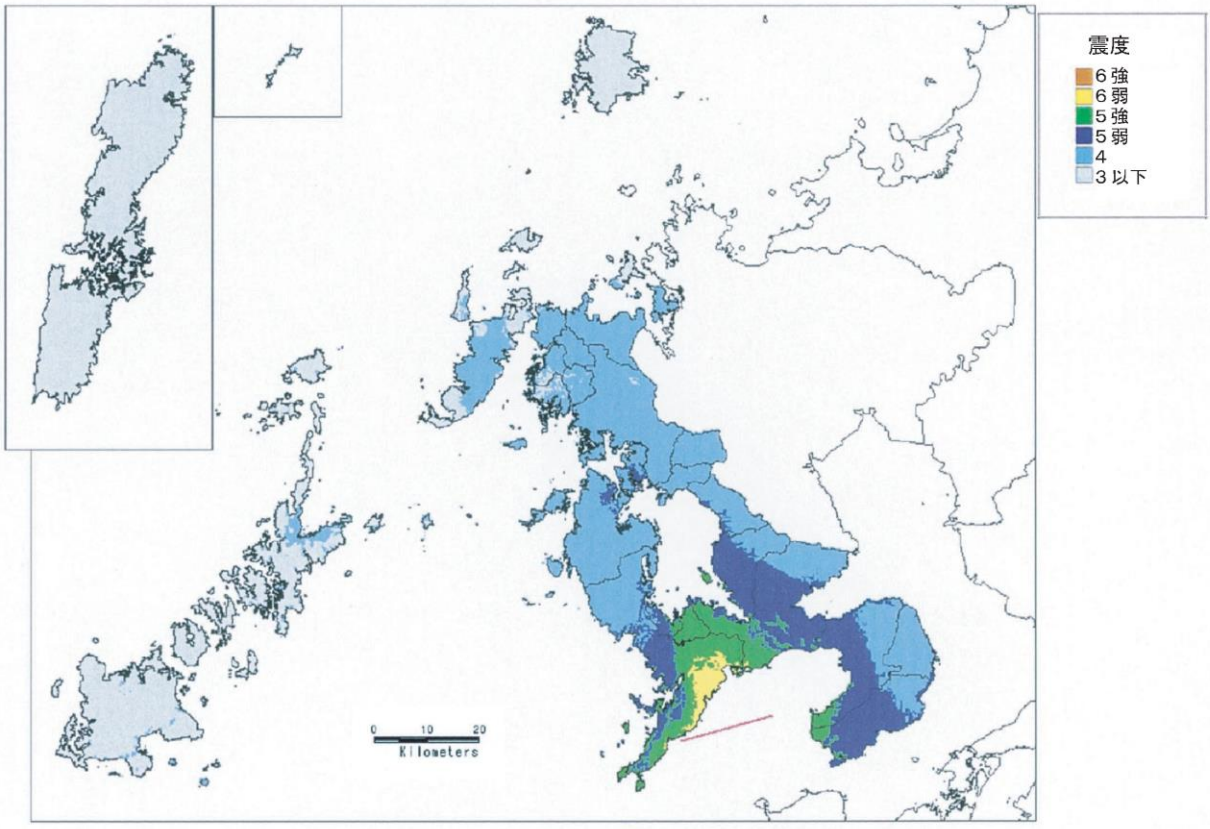

図－９　地表における推計震度分布（震源：橘湾西部断層帯）

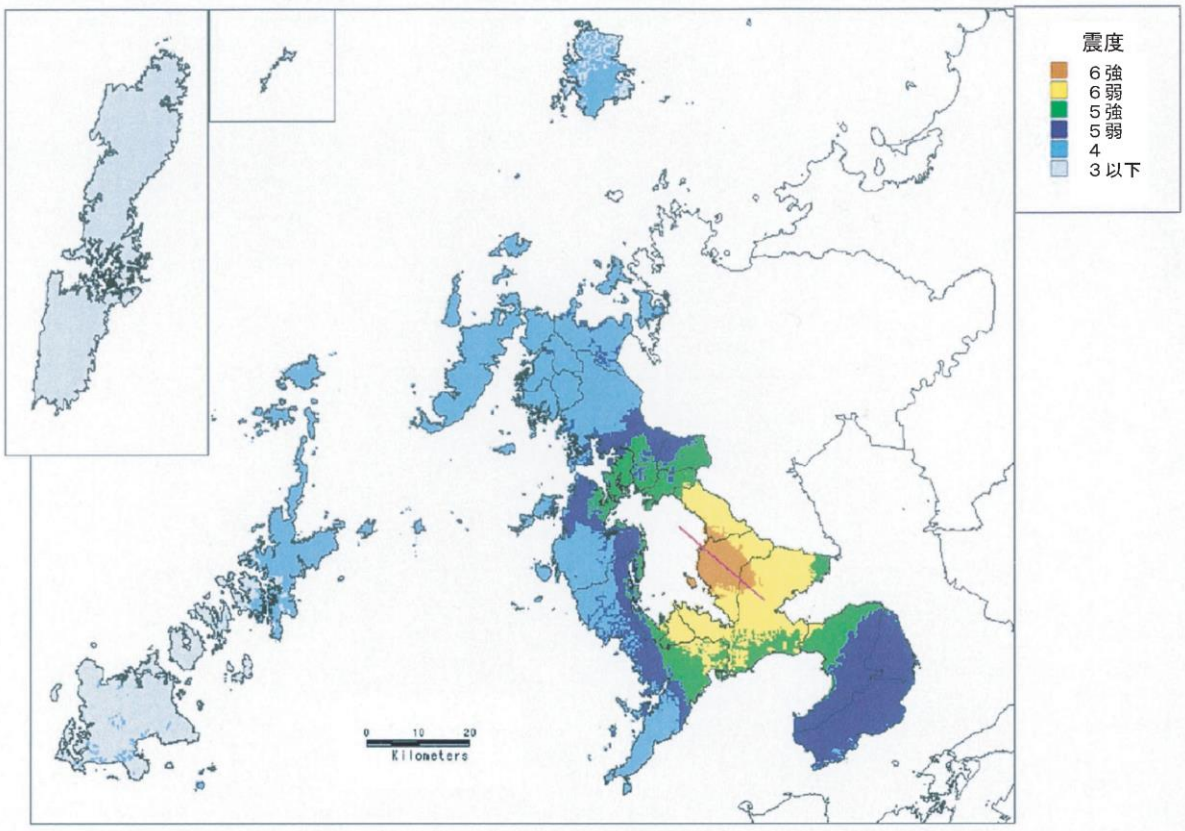

図－10　地表における推計震度分布（震源：大村－諫早北西付近断層帯）

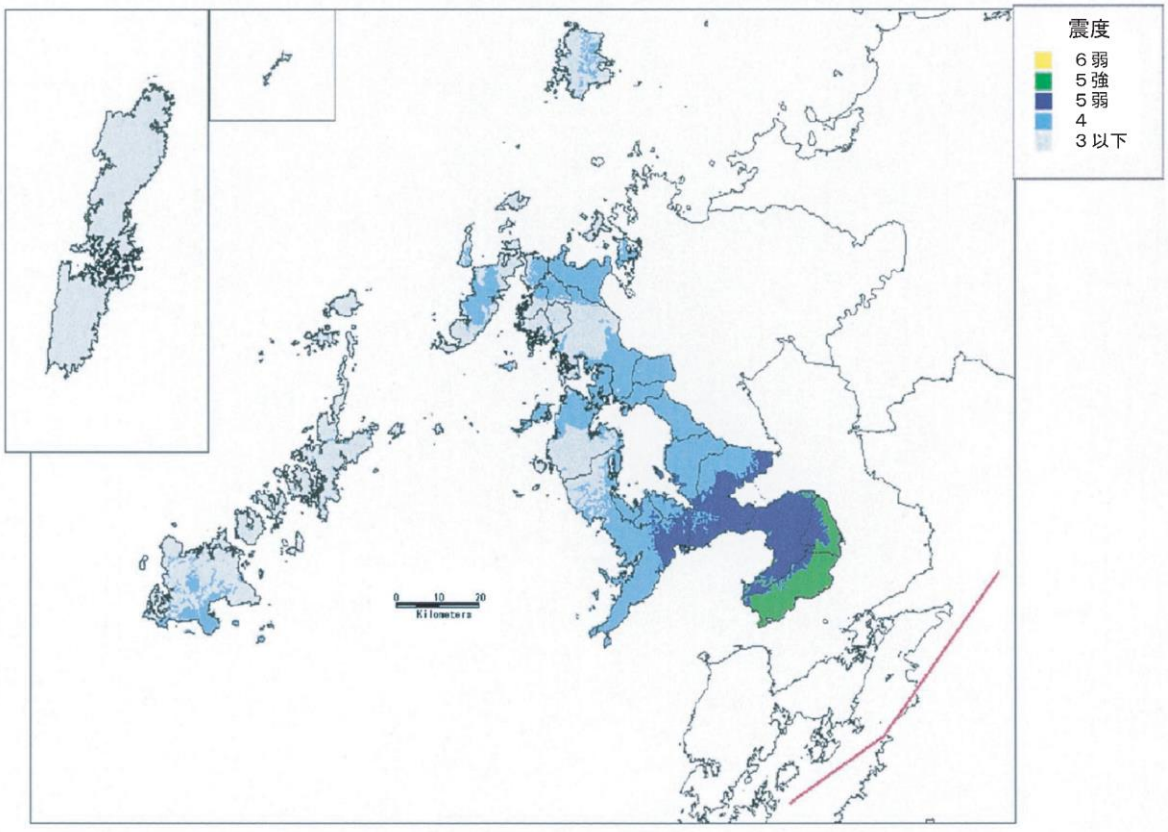

図－11　地表における推計震度分布（震源：布田川・日奈久断層帯）

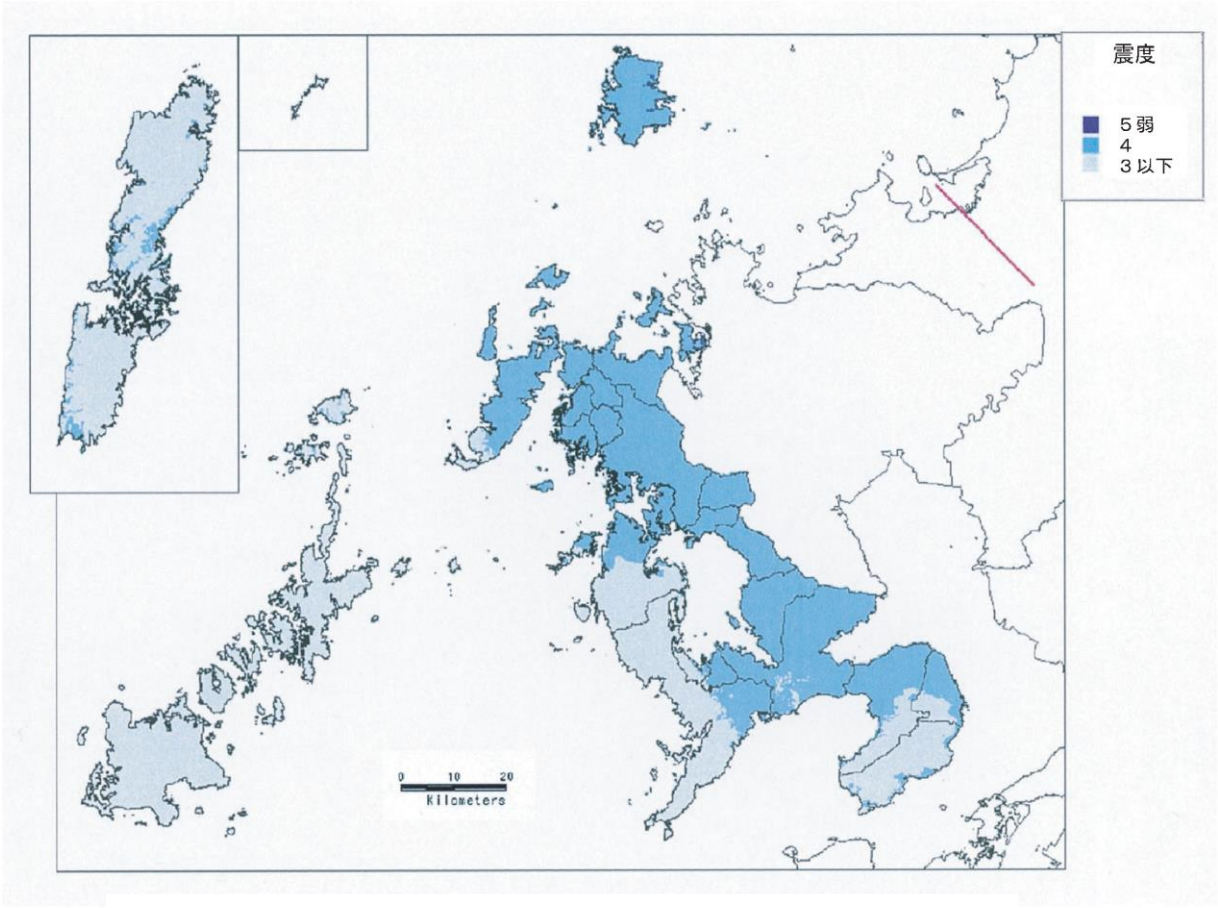

図－12　地表における推計震度分布（震源：警固断層系）

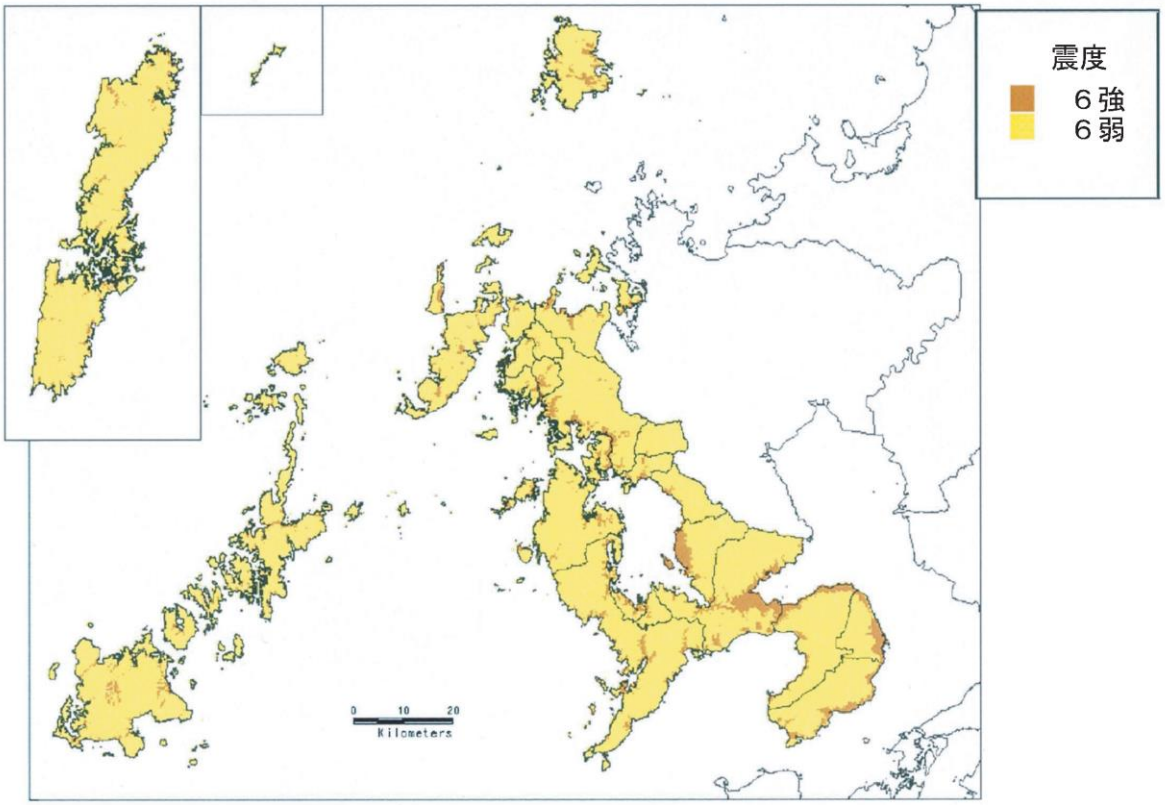

図－13　県内全域でM6.9（震源断層上端の深さ３ｋｍ）の地震を想定した場合の震度分布
工学的基盤において計測震度 5.4 とした場合の表層における地震動の増幅率を考慮して算出した地表の震度分布

３　長崎県地震等防災アセスメント調査委員会

長崎県地震発生想定検討委員会の審議結果を受け、本県の地震災害の危険区域及び地域の災害特性に関して、専門的及び技術的な評価を行い、地域防災計画に反映させるため、「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」を設置した。

調査委員会は、本県において発生が予測される地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、津波等による物的、人的被害、及び県民生活に支障となる諸事象について審議した。

設置　平成 17 年９月 12 日

構成　委員長　髙橋和雄　長崎大学工学部　教授

委　員　清水　洋　九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター　教授
棚橋由彦　長崎大学工学部　教授
安達守弘　長崎総合科学大学工学部　教授
原田隆典　宮崎大学工学部　教授
中村武弘　長崎大学環境科学部　教授
平野啓子　特定非営利活動法人　長崎斜面研究会　代表
伏見克彦　長崎海洋気象台長
上川秀男　長崎県総務部　理事（危機管理・防災・基地対策担当）

審議経過　平成 17 年９月 12 日　第１回委員会　調査の実施内容等の検討
平成 17 年 11 月 24 日　第２回委員会　被害予測手法の検討
平成 17 年 12 月 19 日　第３回委員会　被害予測手法の検討
平成 18 年２月 23 日　第４回委員会　被害予測の取りまとめ
平成 18 年３月 25 日　第５回委員会　被害予測の取りまとめ

４　地震等防災アセスメント調査（平成 17 年度）の実施

（１）　調査の目的

本調査は、長崎県地震発生想定検討委員会、及び長崎県地震等防災アセスメント調査委員会の検討結果に基づき、長崎県内における地震等による被害危険性を科学的、総合的に評価し、地震等防災対策上の基礎資料として、長崎県地域防災計画に反映することを目的として実施した。

（２）　調査地域

本調査は、長崎県全域を対象範囲とした。

（３）　調査項目と収集データ

本調査の対象とする災害は、地震及び津波災害とし、下記の項目について調査を行った。

１）調査項目

① 地震動予測（統計的グリーン関数法による。）
② 液状化危険度予測
③ 斜面崩壊、地すべり等による被害予測
④ 建物被害予測
⑤ライフライン・交通施設被害予測

⑥ 地震による火災被害予測

⑦ 人的被害予測

※人的被害予測は、地震動、斜面崩壊等による建物被害、火災等に伴う死者、負傷者について行った。

⑧ 津波危険度予測

２）収集した資料

① 地盤分類

地盤については、長崎県土木部、農林部が所管する既存のボーリングデータにより、地質、N値、S波速度、密度等の地震基盤に関するデータを使用した。

② 斜面災害危険地域分布

斜面災害危険地域については、急傾斜地崩壊危険箇所（国土交通省所管）、地すべり防止区域（国土交通省所管、農林水産省所管）等について長崎県土木部の調査による資料、及び市販の地形データを使用した。

③ 人口分布

人口分布については、県内各市町の住民基本台帳による資料を収集した。（平成 17 年 9 月 30 日現在）

④ 建物分布

建物については県内各市町の課税台帳等による、建物種類、構造、屋根、階層、建築年度、床面積のデータを収集した。（平成 17 年 1 月 1 日現在）

⑤ ライフライン・交通施設分布

ライフラインについては、上下水道、都市ガス、電気、電話の各施設について、交通施設については、道路、鉄道、港湾、漁港、空港等の各施設について各管理者等より資料を収集した。

⑥ 危険物施設及び消防施設

危険物施設については、「長崎県石油コンビナート等防災計画」の対象として指定された特別防災区域の関係施設等とした。

消防施設については、各市町より管内の消防本部、消防団の消防職員数、消防ポンプ車、及び消防水利のデータを収集した。

⑦ 津波被害予測関係

津波被害予測については、県及び佐世保市の所管する海岸保全施設（堤防等）の高さ等のデータ、及び市販の地形データを使用した。

５　調査結果及び地震等防災上の課題

（１）　本県における地震・津波災害

１）震度予測

「長崎県地震発生想定検討委員会」の検討により想定した活断層による地震について、震度予測を地区別、市町別にまとめたものが、表－４～表－６である。雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯については、連動する場合（以下「南縁連動」と呼ぶ）についても震度予測を行っている。

また、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震などの例から、現在活断層の存在が確認されていない場所でも活断層が存在する可能性があり、全国どこにおいても地震は発生しうるという認識に

より、県内全域で M6.9 の震源を想定した震度予測を表－５に併せて示した。

２）想定活断層による地震の被害予測

想定活断層による地震の被害予測の概要は、以下のとおりである。

※被害率は、県内総数（建物総数 654,296 棟、屋内人口 1,495,963 人）に対する被害予測数の割合である。

※建物については、木造と非木造を合計している。

※被害率については、0.01%未満の場合は「－」と表示している。

①雲仙地溝北縁断層帯（M7.3）による地震の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝５時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 19,305 棟（被害率　2.95%）

建物・斜面被害による人的被害　死者数　951 人（被害率　0.06%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数　地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝５時、風向・南南西、風速・4.5m/秒　の場合】

焼失棟数　7,516 棟（被害率　1.15%）

死者数　137 人（被害率　0.01%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒　の場合】

焼失棟数 10,855 棟（被害率　1.66%）

死者数　207 人（被害率　0.01%）

②雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動（南縁連動）（M7.7）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝５時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数 34,262 棟（被害率　5.24%）

建物・斜面被害による人的被害　死者数　2,001 人（被害率　0.13%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数　地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝５時、風向・南南西、風速・4.5m/秒　の場合】

焼失棟数　8,004 棟（被害率　1.22%）

死者数　149 人（被害率　0.01%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒　の場合】

焼失棟数 12,201 棟（被害率　1.87%）

死者数　234 人（被害率　0.02%）

③島原沖断層群（M6.8）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝５時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数　1,519 棟（被害率　0.23%）

建物・斜面被害による人的被害　死者数　28 人（被害率　－%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数　地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝５時、風向・南南西、風速・4.5m/秒　の場合】

焼失棟数　393 棟（被害率　0.06%）

死者数　8 人（被害率　－%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒　の場合】

焼失棟数　810 棟（被害率　0.12%）

死者数　15 人（被害率　－%）

④橘湾西部断層帯（M6.9）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝５時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数　551 棟（被害率　0.08%）

建物・斜面被害による人的被害　死者数　124 人（被害率　0.01%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数　地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝５時、風向・南南西、風速・4.5m/秒　の場合】

焼失棟数　169 棟（被害率　0.03%）

死者数　3 人（被害率　－%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒　の場合】

焼失棟数　2,373 棟（被害率　0.36%）

死者数　42 人（被害率　－%）

⑤大村－諫早北西付近断層帯（M7.1）の場合

建物被害・人的被害（火災被害を除く）

【早朝５時の場合】

揺れ・液状化・斜面被害による建物被害

大破棟数　5,921 棟（被害率　0.90%）

建物・斜面被害による人的被害　死者数　391 人（被害率　0.03%）

地震による火災被害（建物の焼失棟数、死者数　地震発生から 6 時間後）

【夏・早朝５時、風向・南南西、風速・4.5m/秒　の場合】

焼失棟数　1,665 棟（被害率　0.25%）

死者数　33 人（被害率　－%）

【冬・夕方 18 時、風向・北西、風速・6.0m/秒　の場合】

焼失棟数　2,601 棟（被害率　0.40%）

死者数　52 人（被害率　－%）

３）津波被害予測

県内の想定活断層による地震では津波浸水被害は少ないと予測されるが、最大規模の南縁連動

による地震（M7.7）では最大 2.7 m（島原市九十九島付近、これ以外は２m未満）の津波高が予測され、島原半島及び周辺地域で数箇所の浸水被害が予測される。

津波による浸水は、漁港や港湾の岸壁などで機能上、地形上の特性によって発生しやすいところがある。また、海岸保全施設が整備されている場合は浸水の範囲は狭くなるが、地震により堤防等が損壊し全く機能しない状態では、島原市、南島原市の有明海沿岸などで広範囲の浸水が予測される。

また、南縁連動では、有明海の沿岸でも場所によって引き波から始まるところ、押し波から始まるところがあると予測されるほか、最初の波が最も高いとは限らず、時間がたった後の第２波の方が高い場合があるなど、場所によって発生の態様が異なることに注意を要する。

（２）　地震防災対策

県内の想定活断層による地震の震度予測、被害予測に基づき、被害を軽減していくうえでの課題は以下のとおりである。

１）建物の耐震化

地震による被害を大きく左右する要因の１つは、建物の被害であり、これを抑えることによって火災、人的な被害を大きく軽減することが可能となる。耐震化する建物としては、住宅のほか、学校、医療施設、社会福祉施設、防災拠点となる公共施設などが優先される。本調査の被害予測においても、耐震化（1981 年の「新耐震基準」以降の強度とし、1999 年の偏心率の考慮は入れていない状態）が 100 %進んだと仮定すると、建物被害（大破棟数）を約 50～80 %軽減することが可能という予測結果となっている。

全ての建物を耐震化することは難しいが、少しずつでも耐震化を進めることが被害の軽減につながるという意識を持ち、耐震診断・点検、耐震補強を促進していく必要がある。

また、家具の固定や配置の工夫で被害を軽減することが可能であり、併せて促進する必要がある。

２）出火、延焼対策

建物被害とともに地震被害の発生を大きく左右する要因として火災があり、出火と延焼を抑えることが、重要な対策となる。建物について防火造、耐火造を増やすことが被害軽減につながる。本調査においては、全ての建物を防火造にした場合、焼失棟数を約 60～70%軽減することが可能という予測結果となっている。

防火造等についても全ての建物に施すことは難しいが、少しずつでも進めることが被害の軽減につながるとの意識を持つことが必要である。

また、火災については初期消火が効果的であり、地震発生時にはまず自分の身を守ることが第一であるが、その上で余裕があれば火を消すという意識が重要となる。都市ガスのマイコンメータなど、器具による対策も併せて促進する必要がある。

３）斜面対策の強化

山地が海岸に迫り、斜面に多くの住宅や施設が存在する本県においては、1982 年（昭和 57 年）の長崎大水害の経験も踏まえて、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等だけでなく、一般

斜面の地震防災対策を進めることが課題である。

ハード面の対策として、擁壁､水抜きなどの対策があるが、費用的、時間的､景観上の制約があるので、ソフト面の対策として避難場所、経路の周知や情報の伝達体制整備など、両面から実施していくことが必要である。

４）交通、海岸施設等の整備

本県では島しょ、半島が多い地形的な特性から集落等が分散して形成されており、交通、物資輸送の要となる道路、港湾、漁港、空港等の交通施設に地震による被害が生じた場合、住民生活に大きな影響を与える。また、海岸堤防、河川護岸等の施設が損壊した場合、浸水等の被害のほか、道路等の交通施設が不通となるなどの影響が予測される。

本調査において予測した震度を考慮して点検等を実施し、被害の危険性のある箇所、住民生活に重要な箇所から、耐震化してくことが必要である。

５）地域防災力の向上

地震被害を軽減するうえで、建物、土木施設などの耐震化等を図ることが有効であるが、費用的、時間的あるいは構造上の限界があることから、地域の防災意識を高めて、防災力を向上させるソフト面での対策が不可欠である。

その１つとして、各市町において地震防災マップ等を作成して地域の防災活動、防災対策に生かして行くことが効果的である。

同時に、地域の防災活動を組織的に、また継続的に行うため、自主防災組織結成を促進することも重要である。

６）防災体制と行動計画

地震に対する防災は、行政だけでなく、地域住民、企業等がそれぞれの役割を分担して、協働して被害を軽減していくことが重要である。そのためには、県、市町、企業での防災活動を有機的に結合し、系統的に進めることが最善である。従って、本調査結果を本県の地域防災計画に反映させるとともに、地震防災戦略に基づく具体的な行動計画を策定し、効果的に推進する必要がある。

行動計画に関しては、具体的な対策手段を検討し、それぞれの効果、実行可能性、経費、期間、役割分担、実施機関等を明確にする必要がある。

その他の課題としては、次のものが挙げられる。

・防災情報の伝達（防災情報ネットワーク、防災行政無線、携帯電話の有効活用等）
・島しょ、山間地域における交通、物資輸送、ライフライン、情報伝達等の対策）
・避難者対策（避難路、避難地、避難所の整備）
・災害弱者対策（入院患者、高齢者、乳幼児、妊産婦、観光客、外国人等）
・ライフライン施設の耐震化

ほか

なお、中央防災会議「地震防災戦略（平成 17 年３月)」に掲げられた東海地震及び東南海・南海地震を対象とした主な戦略課題は次のようなものであるが、本県においても基本的な課題であるので、参考として掲げる。

①住宅・建築物の耐震化

住宅の耐震化

学校、医療施設、社会福祉施設の耐震化

防災拠点となる公共施設等の耐震化

②居住空間内の安全確保

家具の固定による安全確保

民間消防力の強化による出火防止

機械器具の安全装置（マイコンメータなど）の整備

復電時の通電火災防止

自主防災組織の育成・充実

防災教育による防災知識の普及啓発の推進

③外部空間における安全確保

急傾斜地崩壊危険箇所等の対策

密集市街地の整備（避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化）

消防団の充実・強化

耐震性貯水槽等の整備促進

消防力の充実・強化

石油コンビナート防災対策の充実

自動販売機の転倒防止

緊急地震速報の実用化

④道路施設、鉄道施設の耐震補強

⑤ライフライン施設の耐震補強

⑥震度計等による観測網の充実

（３）　津波防災対策

１）想定活断層の地震による津波

想定活断層の地震による津波では、南縁連動の地震により、島原半島で最大 2.7 ｍの津波高が予測されるほか、２ｍ未満の津波が予測される。

津波による浸水については、堤防が機能した場合には比較的軽微で範囲も狭いが、堤防が無い場合や地震動で壊れて機能しないなどの場合には浸水が広範囲に及ぶ可能性がある。

津波は押し波から始まる場合と引き波から始まる場合があり、第２波以降が最大となる場合もあるなどを考慮しなくてはならない。また、特殊な地形では周辺に比べて異常に高くなる場合もあるほか、震源が近いと短時間で到達する場合もあるので注意が必要である。

以上を念頭におき、津波による被害を軽減する対策を行う必要がある。

２）全施設等の点検、整備

津波に対する対策としては、ハード的な対策とソフト的な対策がある。ハード的な対策としては、津波被害を防止する施設の整備がある。まず、既存の海岸保全施設（堤防、護岸、消波堤、水門、樋門ほか）について、また、併せて津波による浸水の恐れがある道路、鉄道等について、予測される津波高と浸水範囲を設定し、施設の高さ、耐震性に関する点検を行う。その結果によ

り、施設の高さ、耐震強度について補強、整備していく必要がある。

3）漁港等における船舶の安全確保

海岸保全施設等の整備と併せて、港湾、漁港等における船舶の安全を図る方策も重要である。岸壁などの耐震化等のほか、船舶の安全を図る方策（津波情報の伝達、津波避難訓練など)、被災した後の輸送手段の整備なども必要となる。

避難時の危険性が高い、避難する場所が無いなどの地域では、既存の建物の利用、強化、津波避難ビルの建設なども対策の一環となる。

4）避難対策

津波に対するハード的な対策には費用的、時間的、景観上や日常生活の支障などの面で限界がある。

これを補うソフト対策として、津波が到達するまでに時間的な余裕がある場合、避難対策がある。

避難対策は、まず、津波が来ることを情報として必要な場所に確実に伝えること、次に避難者が、津波の到達前に確実に安全な場所に避難できるようにすることである。このためには、避難路、非難場所の整備、事前の周知、避難場所への誘導体制の整備があり、これらのことを、地域住民も交えて検討しておく必要がある。また、津波発生時には、津波発生の周知、高齢者などの災害弱者の保護、実際の避難誘導などがある。日常居住していない来訪者や観光客、外国人などへの情報伝達、誘導も必要である。

5）地域防災力の向上

津波に対するソフト的な対策としては、行政などの防災関係者だけでなく、地域住民が津波に対する正確な知識を持ち、防災に対する意識を持って対策に取り組み、地域防災力を向上させることが必要である。

各市町では、本調査で実施した津波高、浸水範囲の予測をもとに、防災マップ（ハザードマップ）を作成して地域の防災活動、防災対策に生かしていくことが効果的である。

また、こうした活動を組織的に、また継続的に行うため自主防災組織結成を促進することも必要である。

6）情報伝達体制の整備

津波は、地震が発生した時点では予測が可能であり、気象庁による大津波警報・津波警報・注意報を必要な場所に迅速に伝達することが肝要である。このため津波情報を、防災行政無線、漁業無線などを活用して情報伝達する体制を平時から整備しておくことが重要である。

また、津波による被害が予測される場所では、津波被害の危険性のある場所であること、予測される津波の高さ、避難経路、避難場所などの情報を知らせる掲示板などの設置も必要である。

7）防災体制の整備

地震に関する防災と同様、津波についても、行政だけではなく、地域住民、企業等がそれぞれの役割を分担して、協働して被害を軽減していくことが重要である。そのためには、県、市町、

企業等の防災活動を有機的に結合し、系統的に進めることが最善である。従って、本調査結果を本県の地域防災計画に反映させるとともに、地震等防災戦略に基づく具体的な行動計画を策定し、効果的に推進する必要がある。

行動計画に関しては、具体的な対策手段を検討し、それぞれの効果、実行可能性、費用、期間、役割分担、実施機関等を明確にする必要がある。

なお、中央防災会議「地震防災戦略（平成 17 年３月)」に掲げられた東海地震及び東南海・南海地震を対象とした津波に関する主な戦略課題は次のようなものであるが、本県においても基本的な課題であるので、参考として掲げる。

①津波避難意識の向上
- 津波ハザードマップの作成
- 津波防災訓練の実施
- 港内の船舶津波対策
- 地域防災計画の充実
- 防災教育の推進

②津波情報の的確な伝達
- 津波予報の迅速化
- 防災行政無線の整備
- 津波観測の充実

③津波避難施設の整備・充実
- 津波避難ビル等の整備・指定

④津波防護施設の整備・充実
- 海岸保全施設整備の推進
- 避難路、避難用通路の整備

建物の耐震化による被害の軽減効果予測

表－７ 建物の耐震化による大破棟数の軽減効果

被害要因	揺れ	揺れ（対策後※）	対策による減少率（%）
雲仙地溝北縁断層帯	18,705	7,054	62
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	33,389	15,365	54
島原沖断層群	1,476	329	78
橘湾西部断層帯	298	51	82
大村－諫早北西付近断層帯	5,421	2,512	54

1980 年以前の建物について、1981 年以降の耐震対策を行った建物の被害率を当てはめて計算した。
最新の耐震対策による被害の減少率は、ここで計算されたものより高いものと考えられる。

表－８ 建物の耐震化による人的被害（死者数）の軽減効果

想定地震の震源活断層	現状	耐震化対策後（※）	対策による減少率（%）	全人口
雲仙地溝北縁断層帯	773	263	66	1,495,963
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	1,689	757	55	
島原沖断層群	25	2	92	
橘湾西部断層帯	14	1	93	
大村－諫早北西付近断層帯	238	75	68	

1980 年以前の建物についても、1981 年以降の建物の過去の被害率により計算した。
最新の耐震対策による効果は、ここで計算されたものより高いものと考えられる。

ライフライン・交通施設の被害予測

表－９　上水道管路の被害予測

想定地震の震源活断層	被害箇所数	耐震化した場合※	総延長（km）	最大断水率
雲仙地溝北縁断層帯	2,696	758	8,555	2日後 7-8 割（長崎市、諫早、島原など）
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	4,419	1,112		
島原沖断層群	277	98		
橘湾西部断層帯	230	74		1日後1割（長崎など）
大村－諫早北西付近断層帯	999	366		2日後7割（大村）

全ての上水道管をダクタイル鋳鉄管等に置き換えたと仮定した場合。

表－10　下水道管渠の被害予測

想定地震の震源活断層	土砂堆積延長（km）	総延長（km）
雲仙地溝北縁断層帯	12.7	3,214
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	17.2	
島原沖断層群	0.4	
橘湾西部断層帯	7.9	
大村－諫早北西付近断層帯	22.8	

表－11　ガス管路の被害予測

想定地震の震源活断層	被害箇所数	総延長（km）
雲仙地溝北縁断層帯	315	2,251
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	558	
島原沖断層群	38	
橘湾西部断層帯	81	
大村－諫早北西付近断層帯	354	

表－12　電柱の被害予測

想定地震の震源活断層	被害本数	総本数
雲仙地溝北縁断層帯	381	223,235
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	530	
島原沖断層群	25	
橘湾西部断層帯	33	
大村－諫早北西付近断層帯	282	

表－13　電話柱の被害予測

想定地震の震源活断層	被害本数	総本数
雲仙地溝北縁断層帯	312	198,764
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	443	
島原沖断層群	21	
橘湾西部断層帯	27	
大村－諫早北西付近断層帯	312	

表－14　道路の切土・盛土部の被害予測

想定地震の震源活断層	被害箇所数	総延長（km）
雲仙地溝北縁断層帯	92	2,560
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	116	
島原沖断層群	25	
橘湾西部断層帯	41	
大村－諫早北西付近断層帯	72	

表－15　道路橋の被害予測

想定地震の震源活断層	大規模な被害	軽微な被害	ほとんどない	総数
雲仙地溝北縁断層帯	12	89	418	519
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	52	62	405	
島原沖断層群	0	6	513	
橘湾西部断層帯	0	6	513	
大村－諫早北西付近断層帯	5	45	469	

表－16　鉄道の被害予測

想定地震の震源活断層	被害箇所数	総延長（km）
雲仙地溝北縁断層帯	235	279.5
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	268	
島原沖断層群	102	
橘湾西部断層帯	126	
大村－諫早北西付近断層帯	233	

表－17　港湾・漁港の被害予測

想定地震の震源活断層	構造物本体の破壊	本体にかなりの変状	付属構造物に異常	総数
雲仙地溝北縁断層帯	14	33	14	389
雲仙地溝南縁　東部断層帯と西部断層帯の連動	19	32	11	
島原沖断層群	0	7	3	
橘湾西部断層帯	0	9	18	
大村－諫早北西付近断層帯	4	17	14	

６　長崎県地域防災計画見直し検討委員会

平成 23 年 3 月 11 日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」をうけて、長崎県では地域防災計画の見直しに着手し「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」（以下、見直し検討員会）を設置した。

見直し検討委員会では「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」のように大規模な海溝型地震動の発生や津波堆積物調査の結果などの新たな知見を加えて、国において、近い将来発生が懸念される東海・東南海・南海地震の連動や震源域の規模拡大等が議論されている現状を踏まえ、海溝型地震を中心に地震津波が本県にどのような影響を与えるか検討を行った。

設置　　平成 23 年 8 月 10 日

構成　　委員長　髙橋和雄　長崎大学　名誉教授

委　員　清水　洋　九州大学大学院理学研究院　附属地震火山観測研究センター長教授

棚橋由彦*1 長崎大学大学院工学研究科　教授

善　功企*2 九州大学大学院工学研究院　教授

安達守弘　長崎総合科学大学　名誉教授

原田隆典　宮崎大学工学部　教授

夛田彰秀　長崎大学大学院工学研究科　教授

赤星正純　財団法人　放射線影響研究所　長崎研究所長代理・臨床研究部長

大津留晶　福島県立医科大学医学部　教授

平野啓子　特定非営利活動法人　長崎斜面研究会　理事長

木村吉宏　気象庁　長崎海洋気象台長

坂谷朝男　長崎県　危機管理監

＊１：平成 23 年 9 月 19 日まで

＊２：平成 23 年 10 月 26 日 就任

審議経過　　平成 23 年 8 月 10 日　第 1 回委員会　地震・津波の想定の考え方について検討
（検討すべき地震など）

平成 23 年 10 月 12 日～10 月 14 日　　現地調査
福島県、宮城県及び岩手県における被災状況や対応状況について現地調査

平成 23 年 11 月 14 日 第 2 回委員会　地震津波シミュレーション（中間報告）

平成 24 年 1 月 20 日　第 3 回委員会　地震津波シミュレーション（中間報告 2）

平成 24 年 2 月 13 日　第 4 回委員会　地震津波シミュレーション（最終報告案）

総則　第２節　長崎県における地震の想定

（１）　地震についての検討結果

平成 23 年 3 月 11 日の「東北地方太平洋沖地震」をうけて、中央防災会議※1 では南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たな想定地震を設定していくための「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置した。これら中央防災会議の動向も踏まえつつ、表-18 に示す 11 の地震について審議し、想定する津波波源を検討した。検討の結果より見直し検討委員会では海溝型地震（東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の４連動）による津波の津波予測解析を行うこととした。

表－18　地震についての検討内容（その１）

検討した地震	津波波源としての検討の判断
①　東海地震・東南海地震・南海地震・日向灘地震の４連動	■検討対象とする。 ○　東海・東南海・南海地震の三つを足したものが、我が国が東北の地震が起こるまで想定していた最大の地震である。もうちょっと日向灘の方まで震源域を延ばす必要があるということが指摘されている。 ○　日向灘まで入れて、仮にマグニチュード 9.0 ができて、今までの中央防災会議の評価の仕方に従えば、倍ぐらいになる可能性がある。単純に波の高さが２倍になっても、その後湾とか港の中で共振現象が起こるとかということがあり、やってみないとわからない。港口、湾の入り口までの波の高さという単純なことを言えば、倍ぐらいと考える。 ○　３連動を国が見直すという動きもあるが、国の場合は波高しか出ない。それから浸水予測図をつくるためには来年、再来年になってしまう。国に先駆けてやったほうがよい。 ○　国がやった結果と県でやった結果は、モデルが違うから完全にイコールにはならないと思うが、長崎県のほうが大きかったら１回で済むし、もし長崎県のほうが小さかったら、国からデータをもらって、遡上高さをもう一回計算するということになる。 ○　海のそばに県庁を建てようということで心配されている県民に対して説明をするという意味で、ぜひやったほうがいいと考える。
②　橘湾～長崎（野母崎）半島付近の断層	□検討対象としない。 ○　長崎港側については、調査がなされていないか、あるいは不十分なので、将来的に調査をやって、そこで、もしそういう断層があり、しかもそれがかなり縦ずれ成分を持っているということが判明したら、評価をすることが必要ではないか。 ○　津波は、長崎港側の活断層の長さが例えば 10 キロであれば、ほとんど数十センチだと思う。それが例えば 20 キロ、30 キロになってくると 1 メートルぐらいにはなるかもしれない。ただ、非常に浅いので、そういう意味での津波のパワー自体はあまり大きくなく、波高も大きくないと考える。
③　対馬南方の断層 （九州電力(株)の津波想定）	□検討対象としない。 ○対馬地域で九電の想定した断層は横ずれ断層であり、どんなに大きくても、横にずれている限り津波は原理的に出ない。若干の縦はあるので少しは出るかもしれないが、これで津波を想定することは非常に厳しい。 ○　現時点では科学的な根拠が非常に薄弱と言わざるを得ないので、取り上げる必要はないと考える。
④　南海トラフ～南西諸島海溝の海溝型巨大地震 (M8～M9)	□検討対象としない。 ○　この地域では、過去に巨大地震の記録はなく、唯一、八重山津波ぐらいしか資料がないが、長崎では被害は報告されていない。 ○　現在の知見では、プレートは沈み込んでいるが、この領域では、プレートのカップリング（太平洋側の海底が沈み込むときの陸側の引きずり込み）がほとんど検知されていない。 ○　実際にシミュレーションをするとなると、データがないのでパラメーターの設定が非常に難しい。もうちょっと資料が出てくるのを待つか、国の見直し状況などをみて必要に応じて評価することで良いのではないか。

表－18　地震についての検討内容（その２）

検討した地震	津波波源としての検討の判断
⑤　沖縄トラフ（東シナ海）の地震(M7)	□検討対象としない。 ○　過去に起こった地震は、マグニチュード７程度。拡大中の海底で地殻が薄いので巨大地震の発生は考えにくいため、震源として想定しなくてよいと考える。
⑥　黄海・東シナ海	□検討対象としない。 ○　基本的に国外であるため活断層の情報がない。地震が起こったら震源はわかるが、この付近では地震が観測された例はなく、地震発生の可能性は小さいと考える。
⑦　日本海東縁の地震 （M7～M8）	□過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○　佐渡島北方沖の地震が影響を及ぼす可能性があるが、日本海中部地震のときにどのくらいの津波が来たかというのをそのまま当てはめれば、シミュレーションしなくても、そのデータを使える。 ○　長崎県・壱岐には津波が来ても、過去の最大が 30 センチ程度であるから、過去の履歴から１メートル程度で防災対策をやっていくことでよいと考える。
⑧　警固断層、西山断層など	□過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○　警固断層については、3 カ年計画で詳しい調査が始まった。揺れの見直しをする必要が出てくるかもしれないが、海域では地震が発生した直後であり、今後活動する領域は陸域と想定される。また、横ずれ主体の断層なので津波の発生については、ほとんど関係がないと考える。 ○　西山断層については、海域に四、五十キロ延びている可能性がある。この断層は若干縦ずれ成分を伴っており、若干の津波が発生する可能性はあるが、その場合でも波高は、数十センチ程度と考えられる。この断層についても、揺れについては評価をすることになっても、津波についての検討は不要と考える。 ○　揺れについては平成 17 年を参考にする。
⑨　チリ地震(M9.5)のような外国の巨大地震	□過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○　チリ地震津波では長崎港で 115 センチであった。外国で起こっても長崎に影響があることを周知させることが必要である。
⑩　山体崩壊や海底火山噴火などの地震以外の要因	□過去の結果を参考に検討する（シミュレーションはしない） ○代表的な例が 1792 年の眉山崩壊による津波で、これはマグニチュード 6．4 の地震で山が崩壊して、1 万 5，000 人が亡くなった。こういうことが起こり得るということを広く周知させていただき、啓発活動に生かしてほしい。
⑪　平成 17 年度 防災アセスメントでの 想定地震 （雲仙断層群など）	□前回防災アセス結果で検討する（シミュレーションはしない） ○　前回のシミュレーションの結果で津波被害が起こるのは、諫早市の森山町の唐比のところだけであり、５０メートルメッシュを 12.5 メートルメッシュにしたとしても、5 倍、6 倍という話にはならない。

※1　中央防災会議は、内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行っている。

（２）　想定した津波波源

見直し検討委員会で想定した海溝型地震による想定津波の波源域は、これまで中央防災会議（2003）※2による東海地震・東南海地震・南海地震※2の「３連動」の場合の津波波源域を基本としていたが、この中央防災会議の報告以後に実施された太平洋沿岸各地における津波堆積物調査により、南海トラフにおける最大級の津波の到達範囲や高さについて、「３連動」型地震では説明しきれないことが示されつつある。また、2011 年に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来波源として想定されていなかった、プレートの沈みこみ部分の深さが 10ｋｍより浅い海溝軸に近い領域でもすべりが生じて、巨大な津波が発生したと推定されている。

このような研究の進展をふまえ、見直し検討委員会では、「３連動」の波源域に加え、南西側の「日向灘」の領域と南海トラフの海溝軸に近い領域を波源域として追加し、拡大した領域を津波波源域として想定した（４連動モデル；図－14)。ここで、日向灘領域の波源の南端については、清水委員のご指導のもと、都井岬沖より南では、プレート間のすべり量が大きく、プレート間の固着がほとんどないという、九州大学島原地震観測所による地震観測と解析の結果（Yamashita et al.（2009）※3）を参照し、断層の南端を都井岬沖とした（図－15)。

なお、中央防災会議で「３連動」地震で想定されている波源（震源）断層内部のアスペリティや、2011 年東北地方太平洋沖地震の際に生じたとされている、断層の破壊時間のずれについては、具体的なパラメータを設定するためのデータや根拠が不足しているため、見直し検討委員会の想定では、パラメータとして設定していない。

以上の方針で設定した波源（震源）断層（４連動モデル）の諸元は、次のとおりである。

・地震の規模（モーメントマグニチュードMw）：9.0

・断層面積　：1.14×10^5(km^2)

・要素断層の大きさ　：5km×5km、 要素断層数　：約 4,300

・要素断層のすべり量　：平均 8.51m　（アスペリティを設定せず、均一なすべりで設定）

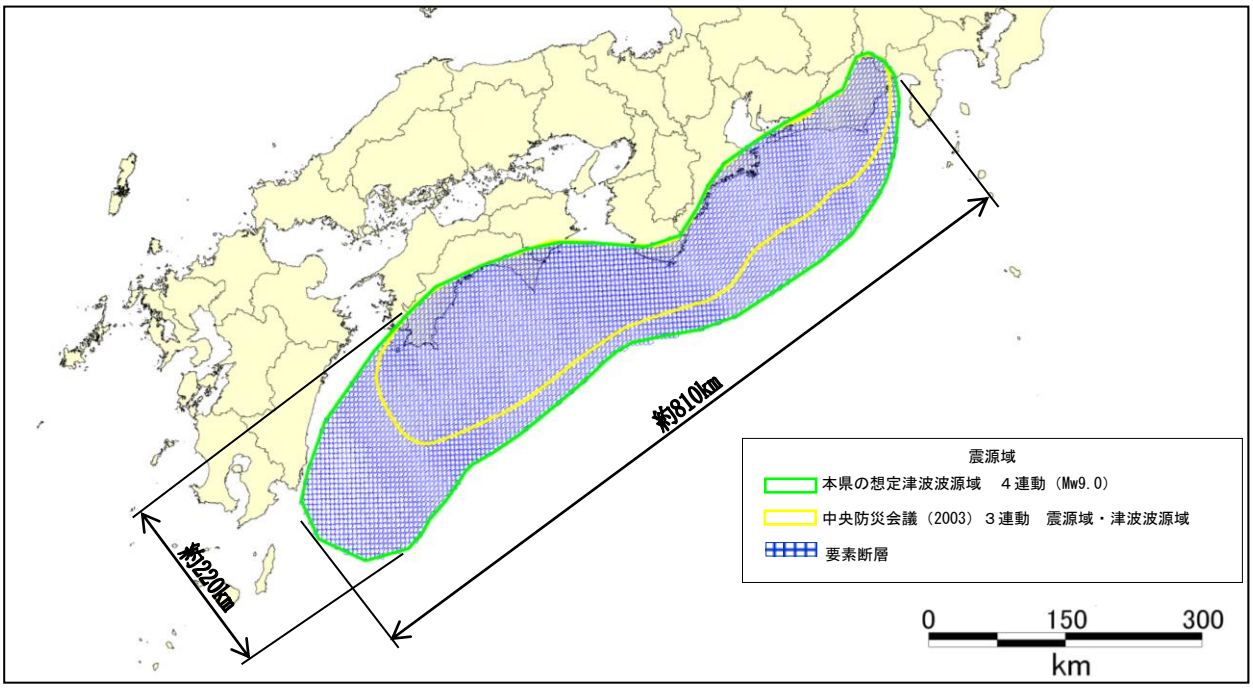

図－14　４連動モデル（東海・東南海・南海・日向灘）（Mw9.0）断層配置図

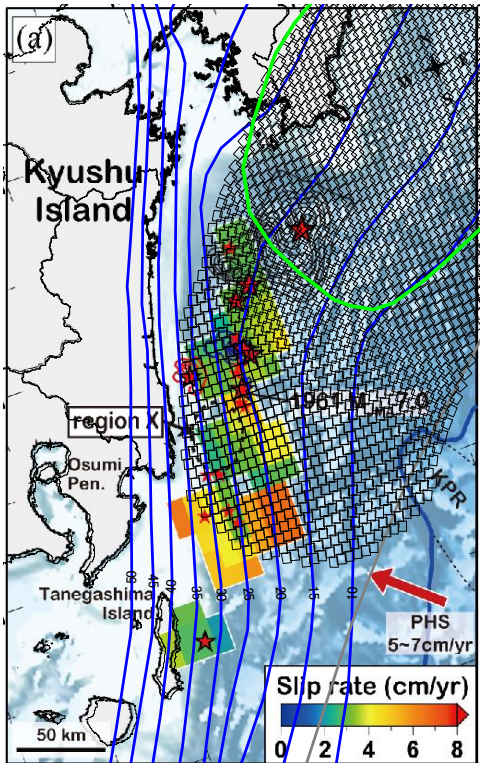

図－15　設定した波源断層の南端と Yamashita et al. (2009)の結果との比較

（３）　津波予測解析

想定した津波波源により表－19 に示す条件に基づき津波予測解析を行い、以下の４項目について整理した。次頁以降に各項目の説明を示す。

①　津波高・最大津波高

②　津波の到達時間

③　時刻歴波形（長崎港・佐世保港）

④　浸水予測

表－19　津波予測解析条件

初期潮位	堤防等施設の機能条件
既往最大潮位	機能する場合
既往最大潮位	機能しない場合
朔望平均満潮位	機能する場合
朔望平均満潮位	機能しない場合

※2　中央防災会議（2003），「東南海、南海地震に関する専門調査会」報告書，
http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/nankai/16/siryou2.pdf

※3　Yamashita Y., H. Shimizu, and K. Goto (2009), Small repeating earthquakes activity and interplate quasi-static slips in the Hyuga-nada, SW Japan, Eos Trans. AGU, 90(52), Fall Meet. Suppl., Abstract 23B-1745

７　津波予測解析結果及び津波による被害予測

（１）　津波予測解析結果

１）最大水位・最大津波高および到達時間

図－16 に示す県内 27 地点の港湾漁港区域について、表－20 に示す設定初期潮位、堤防等施設の機能条件別に最大津波高や到達時間の最速値を求めた。なお、ここで選定した 27 地点は、各自治体の市町庁舎に近い箇所及び同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される箇所とした。

各地点の最大水位・最大津波高及び津波の到達時間に関する計算結果を表－23～表－26、図－21～図－28 に示す。

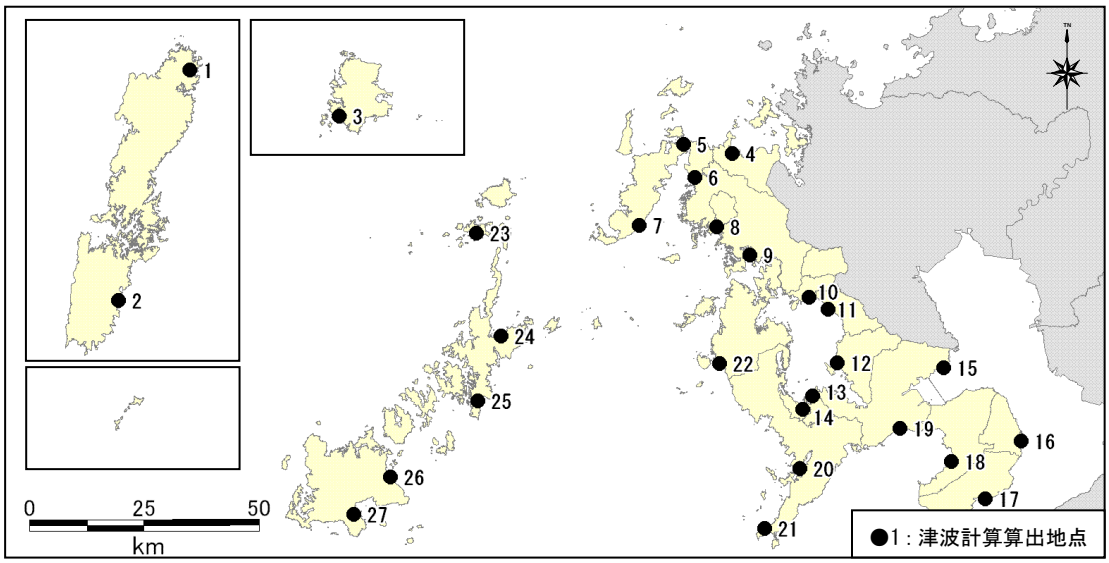

図－16　最大水位・最大津波高および到達時間の算出地点

表－20　設定初期潮位一覧

設定地点名	既往最大潮位（T.P.　m）	朔望平均満潮位（T.P. m）
厳原	1.39	0.91
郷ノ浦	1.39	1.12
佐世保	2.14	1.49
大浦	3.22	2.50
長崎	2.09	1.50
福江	1.76	1.26
口之津	2.01	1.72
喜々津漁港	1.06	0.76

①既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

各自治体の市町庁舎に近く、同じ自治体区域内で津波高が高いことや到達時間が早いことが予想される 27 地点の港の最大津波高及び津波の到達時間一覧を表－21 に、最大津波分布図を図－17、最大津波高及び津波の到達時間グラフを図－18 に示す。

各沿岸における概要を以下に示す（各沿岸区分及び名称は、「海岸保全基本計画：長崎県」を参考とした）。

【対馬沿岸】

最大津波高は 0.2m程度、津波の到達時間は比田勝港で 290 分程度（約 5 時間）と予測される。

厳原港においては 0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

【壱岐沿岸】

最大津波高は 0.3m、津波の到達時間は 370 分程度と予測される。

【松浦沿岸】

最大津波高は 0.2～0.9m程度、津波の到達時間は 150～170 分程度と予測される。

松浦港においては 0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

湾口を西に開き、東に深く入り込む細長い湾を形成する江迎湾の湾奥（江迎港）で 0.9m程度の津波が予測される。

【大村湾沿岸】

最大津波高は 0.1m程度、津波の到達時間は 500 分（約 8 時間）以上と予測される。

【有明海沿岸】

最大津波高は 0.2m程度、津波の到達時間は 190～210 分程度と予測される。

【橘湾沿岸】

最大津波高は 0.5m程度、津波の到達時間は 140 分程度と予測される。

【西彼杵沿岸】

最大津波高は 0.5～1.0m弱、津波の到達時間は 120～130 分程度と予測される。

湾口を西に開き、北東に深く入り込んだ細長い湾を形成する長崎湾の湾奥では、1.0m弱の津波が予測される。西海市瀬戸港においては湾奥で 0.8m程度の津波が予測される。

【五島沿岸】

最大津波高は 0.3～0.9m程度、津波の到達時間は 120～160 分程度と予測される。

表－21　最大津波高及び津波の到達時間一覧

（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能する場合）

番号	沿岸海域名	地域名	港名	初期潮位	地盤の隆起・沈降量※1	津波の到達時間※2	最大津波の到達時間	最大水位	最大津波高※3
				T.P.(m)	(m)	(分)	(分)	T.P.(m)	(m)
1	対馬沿岸	対馬市	比田勝港	1.39	0.01	295	295	1.62	0.22
2			厳原港	1.39	0.01	－	267	1.56	0.16
3	壱岐沿岸	壱岐市	郷ノ浦港	1.39	0.01	370	380	1.64	0.24
4	松浦沿岸	松浦市	松浦港	2.14	0.00	－	372	2.33	0.19
5		平戸市	平戸港	2.14	0.00	177	501	2.48	0.34
6		佐世保市	江迎港	2.14	0.00	170	187	3.06	0.92
7		平戸市	前津吉漁港	2.14	0.00	158	321	2.58	0.44
8		佐々町	佐々港	2.14	0.00	164	328	2.75	0.61
9		佐世保市	佐世保港	2.14	0.00	167	182	2.67	0.53
10	大村湾沿岸	川棚町	川棚港	1.06	−0.01	－	528	1.12	0.07
11		東彼杵町	彼杵港	1.06	−0.01	－	533	1.11	0.06
12		大村市	大村港	1.06	−0.01	－	566	1.11	0.06
13		長与町	長与港	1.06	−0.01	－	563	1.12	0.07
14		時津町	時津港	1.06	−0.01	－	567	1.16	0.11
15	有明海沿岸	諫早市	小長井港	3.22	−0.02	201	201	3.40	0.20
16		島原市	島原港	3.22	−0.04	218	218	3.38	0.20
17		南島原市	須川港	3.22	−0.03	188	190	3.40	0.21
18	橘湾沿岸	雲仙市	小浜港	2.01	−0.03	148	159	2.49	0.51
19		諫早市	有喜漁港	2.01	−0.02	146	161	2.50	0.51
20	西彼杵沿岸	長崎市	長崎港	2.09	−0.01	133	284	3.05	0.97
21			野母漁港	2.09	−0.01	125	161	2.53	0.45
22		西海市	瀬戸港	2.09	0.00	135	139	2.89	0.80
23	五島沿岸	小値賀町	小値賀漁港	1.76	0.00	167	167	1.99	0.23
24		新上五島町	有川港	1.76	0.00	156	316	2.14	0.38
25			奈良尾漁港	1.76	0.00	125	138	2.22	0.46
26		五島市	福江港	1.76	0.00	123	386	2.22	0.46
27			富江港	1.76	0.00	121	161	2.61	0.85

※1 「+」が隆起、「−」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P.（m））」−「初期潮位（T.P.（m））」−「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

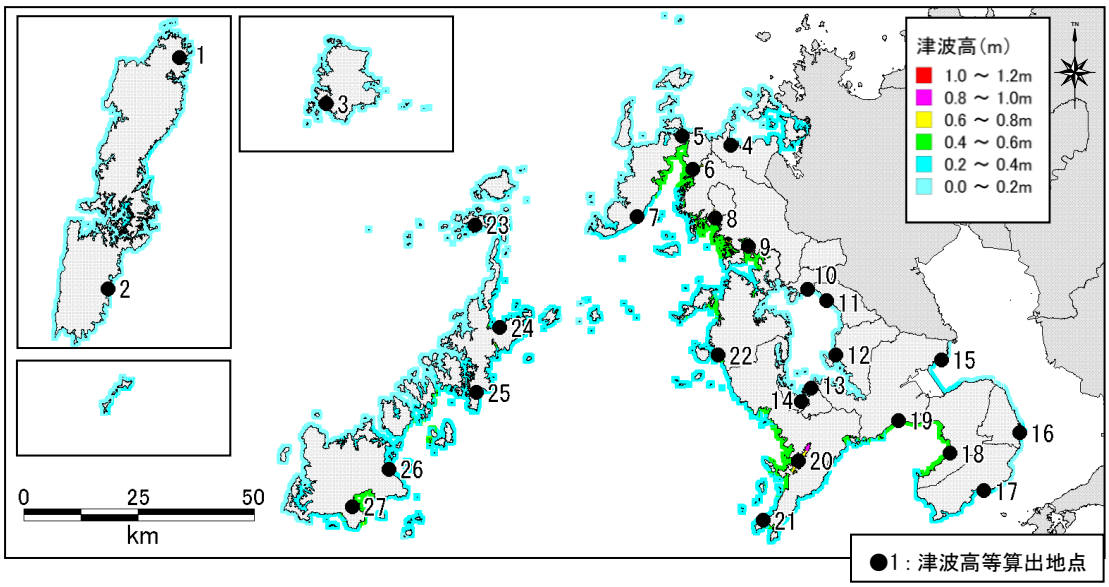

図－17　最大津波高分布図
（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能する場合）

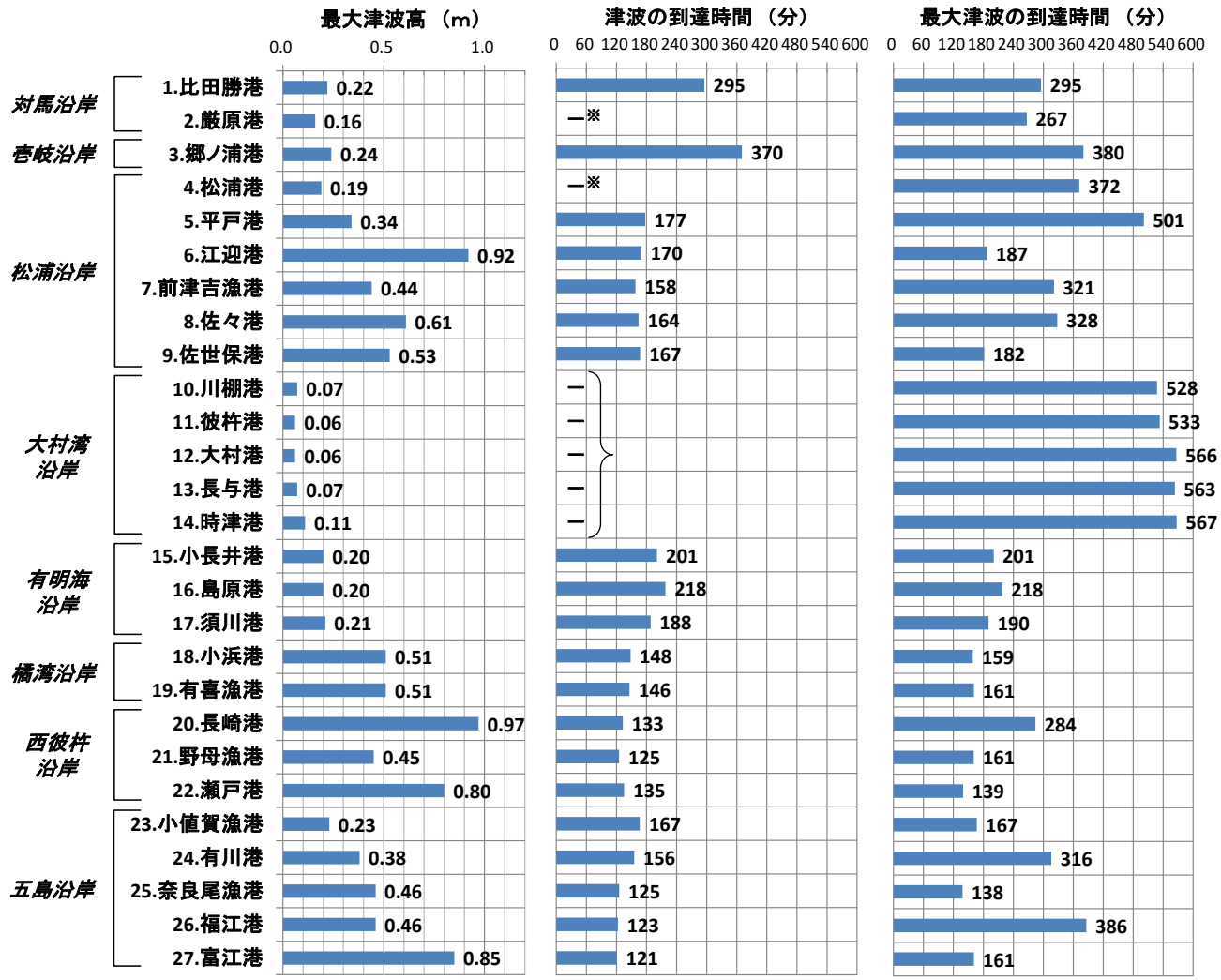

＊津波の到達時間で”－“で示した地点は水位変化が±0.2m に満たない事を示す。

図－18　最大津波高及び津波の到達時間
（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能する場合）

②既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

27 地点の最大津波高及び津波の到達時間一覧を表－22 に、最大津波分布図を図－19、最大津波高及び津波の到達時間グラフを図－20 に示す。

各沿岸における概要を以下に示す。

【対馬沿岸】

最大津波高は 0.1～0.2m程度、津波の到達時間は比田勝港で 420 分程度と予測される。

厳原港においては 0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

【壱岐沿岸】

最大津波高は 0.3m程度、津波の到達時間は 370 分と予測される。

【松浦沿岸】

最大津波高は 0.2～0.9m程度、津波の到達時間は 160～170 分程度と予測される。

松浦港においては 0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

江迎湾の湾奥（江迎港）では 0.9m程度の津波が予測される。

【大村湾沿岸】

最大津波高は 0.1m程度、津波の到達時間は 500 分以上と予測される。

【有明海沿岸】

最大津波高は 0.2m程度、津波の到達時間は 180～250 分程度と予測される。

【橘湾沿岸】

最大津波高は 0.5～0.6m程度、津波の到達時間は 140 分程度と予測される。

【西彼杵沿岸】

最大津波高は 0.5～0.9m、津波の到達時間は 120～130 分程度と予測される。

長崎湾の湾奥では 0.9m程度の津波が予測される。西海市瀬戸港においても、湾奥で 0.9m程度の津波が予測される。

【五島沿岸】

最大津波高は 0.3～0.9m程度、津波の到達時間は 120～170 分程度と予測される。

表－22　最大津波高及び津波の到達時間一覧

（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能しない場合）

番号	沿岸海域名	地域名	港名	初期潮位	地盤の隆起・沈降量※1	津波の到達時間※2	最大津波の到達時間	最大水位	最大津波高※3
				T.P.(m)	(m)	(分)	(分)	T.P.(m)	(m)
1	対馬沿岸	対馬市	比田勝港	1.39	0.01	424	424	1.60	0.20
2			厳原港	1.39	0.01	－	277	1.55	0.15
3	壱岐沿岸	壱岐市	郷ノ浦港	1.39	0.01	370	380	1.65	0.25
4	松浦沿岸	松浦市	松浦港	2.14	0.00	－	371	2.33	0.19
5		平戸市	平戸港	2.14	0.00	178	501	2.47	0.33
6		佐世保市	江迎港	2.14	0.00	170	187	3.03	0.89
7		平戸市	前津吉漁港	2.14	0.00	157	321	2.58	0.44
8		佐々町	佐々港	2.14	0.00	164	328	2.74	0.60
9		佐世保市	佐世保港	2.14	0.00	167	182	2.67	0.53
10	大村湾沿岸	川棚町	川棚港	1.06	−0.01	－	528	1.12	0.07
11		東彼杵町	彼杵港	1.06	−0.01	－	534	1.11	0.06
12		大村市	大村港	1.06	−0.01	－	543	1.12	0.07
13		長与町	長与港	1.06	−0.01	－	564	1.11	0.06
14		時津町	時津港	1.06	−0.01	－	568	1.15	0.10
15	有明海沿岸	諫早市	小長井港	3.22	−0.02	259	259	3.40	0.20
16		島原市	島原港	3.22	−0.04	217	217	3.38	0.20
17		南島原市	須川港	3.22	−0.04	188	189	3.39	0.21
18	橘湾沿岸	雲仙市	小浜港	2.01	−0.03	148	159	2.51	0.53
19		諫早市	有喜漁港	2.01	−0.02	146	161	2.47	0.48
20	西彼杵沿岸	長崎市	長崎港	2.09	−0.01	133	283	2.94	0.86
21			野母漁港	2.09	−0.01	125	157	2.53	0.45
22		西海市	瀬戸港	2.09	0.00	135	139	2.92	0.83
23	五島沿岸	小値賀町	小値賀漁港	1.76	0.00	168	168	2.03	0.27
24		新上五島町	有川港	1.76	0.00	155	316	2.16	0.40
25			奈良尾漁港	1.76	0.00	125	138	2.20	0.44
26		五島市	福江港	1.76	0.00	123	379	2.23	0.47
27			富江港	1.76	0.00	121	160	2.61	0.85

※1 「+」が隆起、「−」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P.（m））」−「初期潮位（T.P.（m））」−「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

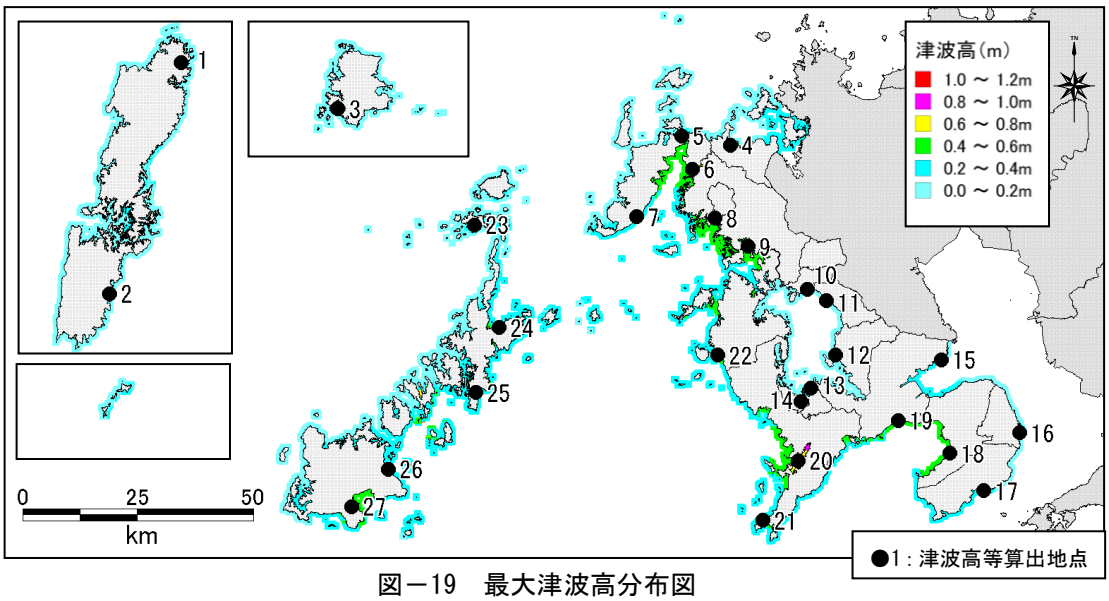

図－19　最大津波高分布図

（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能しない場合）

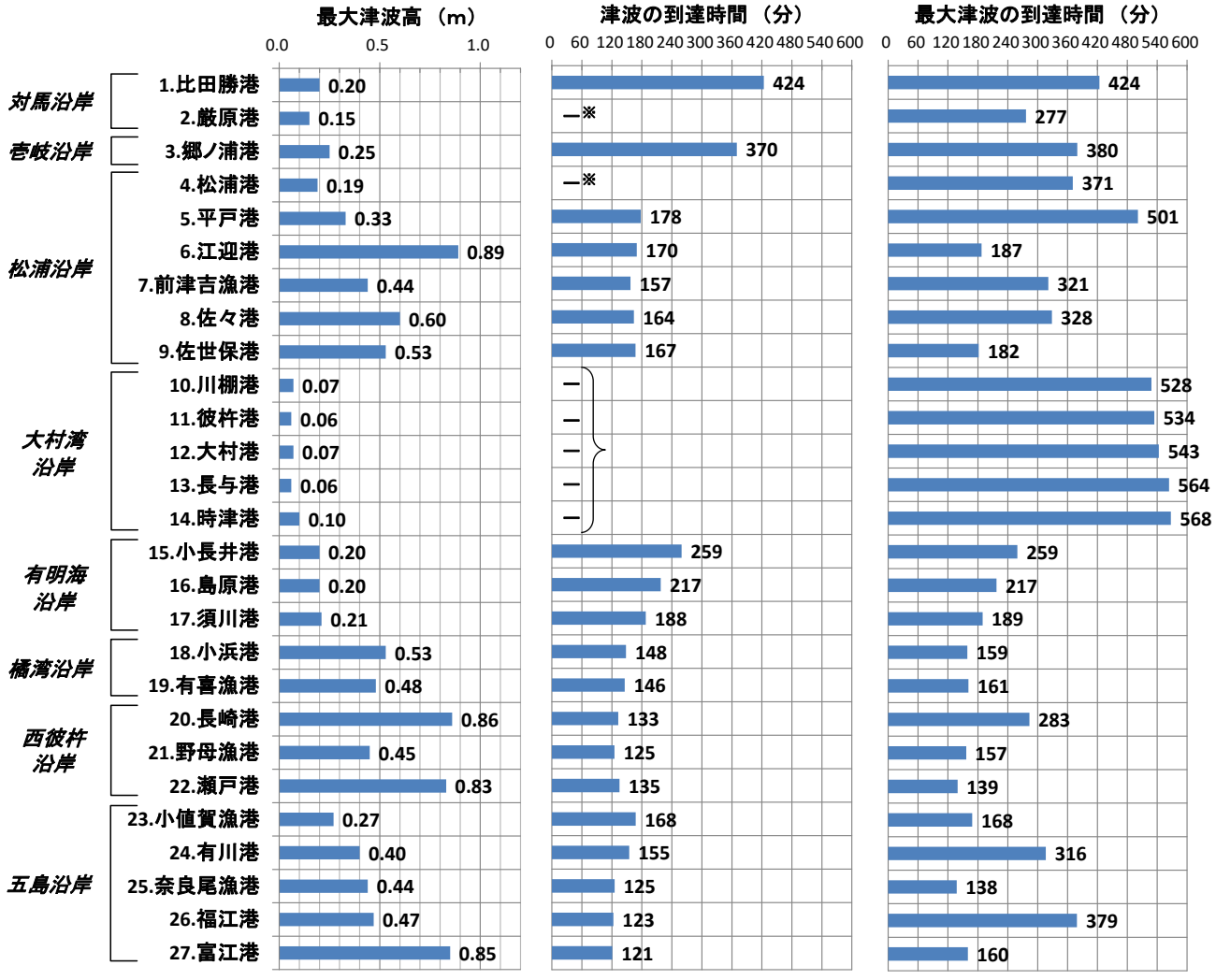

＊津波の到達時間で”－“で示した地点は水位変化が±0.2m に満たない事を示す。

図－20　最大津波高及び津波の到達時間

（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能しない場合）

③朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合

初期潮位が朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合の、27 地点における最大津波高及び津波の到達時間一覧を表－23 に、最大津波分布図を図－21、最大津波高及び津波の到達時間グラフを図－22 に示す。

各沿岸における概要を以下に示す。

【対馬沿岸】

最大津波高は 0.2m程度と予測される。

比田勝港、厳原港においては 0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

【壱岐沿岸】

最大津波高は 0.2m、津波の到達時間は 450 分程度と予測される。

【松浦沿岸】

最大津波高は 0.2～0.7m程度、津波の到達時間は 160～370 分程度と予測される。

【大村湾沿岸】

最大津波高は 0.1m程度、最大波の到達時間は 500 分以上と予測される。

【有明海沿岸】

最大津波高は 0.2m程度、津波の到達時間は 190～240 分程度と予測される。

【橘湾沿岸】

最大津波高は 0.5m程度、津波の到達時間は 140 分程度と予測される。

【西彼杵沿岸】

最大津波高は 0.5～1.0m弱、津波の到達時間は 120～130 分程度と予測される。

長崎湾の湾奥で 1.0m弱の津波高が予測される。西海市瀬戸港においては、湾奥で 0.9m程度の津波高が予測される。

【五島沿岸】

最大津波高は 0.2～0.9m程度、津波の到達時間は 120～170 分程度と予測される。

表－23　最大津波高及び津波の到達時間一覧

（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能する場合）

番号	沿岸海域名	地域名	港名	初期潮位	地盤の隆起・沈降量※1	津波の到達時間※2	最大津波の到達時間	最大水位	最大津波高※3
				T.P.(m)	(m)	(分)	(分)	T.P.(m)	(m)
1	対馬沿岸	対馬市	比田勝港	0.91	0.01	－	247	1.09	0.17
2			厳原港	0.91	0.01	－	366	1.10	0.18
3	壱岐沿岸	壱岐市	郷ノ浦港	1.12	0.01	451	539	1.34	0.21
4	松浦沿岸	松浦市	松浦港	1.49	0.00	374	374	1.69	0.20
5		平戸市	平戸港	1.49	0.00	178	502	1.84	0.35
6		佐世保市	江迎港	1.49	0.00	170	182	2.17	0.68
7		平戸市	前津吉漁港	1.49	0.00	158	203	1.92	0.43
8		佐々町	佐々港	1.49	0.00	164	329	2.17	0.68
9		佐世保市	佐世保港	1.49	0.00	168	183	2.03	0.54
10	大村湾沿岸	川棚町	川棚港	0.76	−0.01	－	518	0.83	0.08
11		東彼杵町	彼杵港	0.76	−0.01	－	533	0.81	0.06
12		大村市	大村港	0.76	−0.01	－	559	0.81	0.06
13		長与町	長与港	0.76	−0.01	－	556	0.81	0.06
14		時津町	時津港	0.76	−0.01	－	560	0.81	0.06
15	有明海沿岸	諫早市	小長井港	2.50	−0.02	243	254	2.70	0.22
16		島原市	島原港	2.50	−0.04	217	217	2.66	0.20
17		南島原市	須川港	2.50	−0.04	189	191	2.68	0.22
18	橘湾沿岸	雲仙市	小浜港	1.72	−0.03	148	159	2.20	0.51
19		諫早市	有喜漁港	1.72	−0.02	146	160	2.20	0.50
20	西彼杵沿岸	長崎市	長崎港	1.50	−0.01	133	286	2.48	0.99
21			野母漁港	1.50	−0.01	124	156	2.01	0.52
22		西海市	瀬戸港	1.50	0.00	136	140	2.34	0.84
23	五島沿岸	小値賀町	小値賀漁港	1.26	0.00	169	170	1.52	0.26
24		新上五島町	有川港	1.26	0.00	156	316	1.62	0.36
25			奈良尾漁港	1.26	0.00	125	139	1.72	0.46
26		五島市	福江港	1.26	0.00	123	385	1.75	0.49
27			富江港	1.26	0.00	121	162	2.12	0.86

※1 「+」が隆起、「−」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P.（m））」−「初期潮位（T.P.（m））」−「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

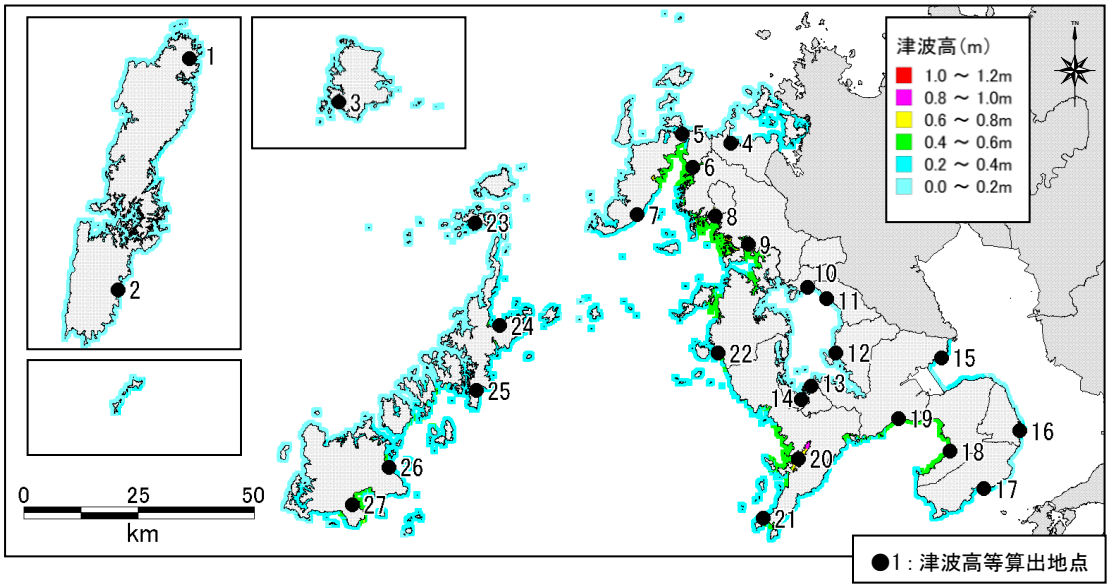

図－21　最大津波高分布図

（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能する場合）

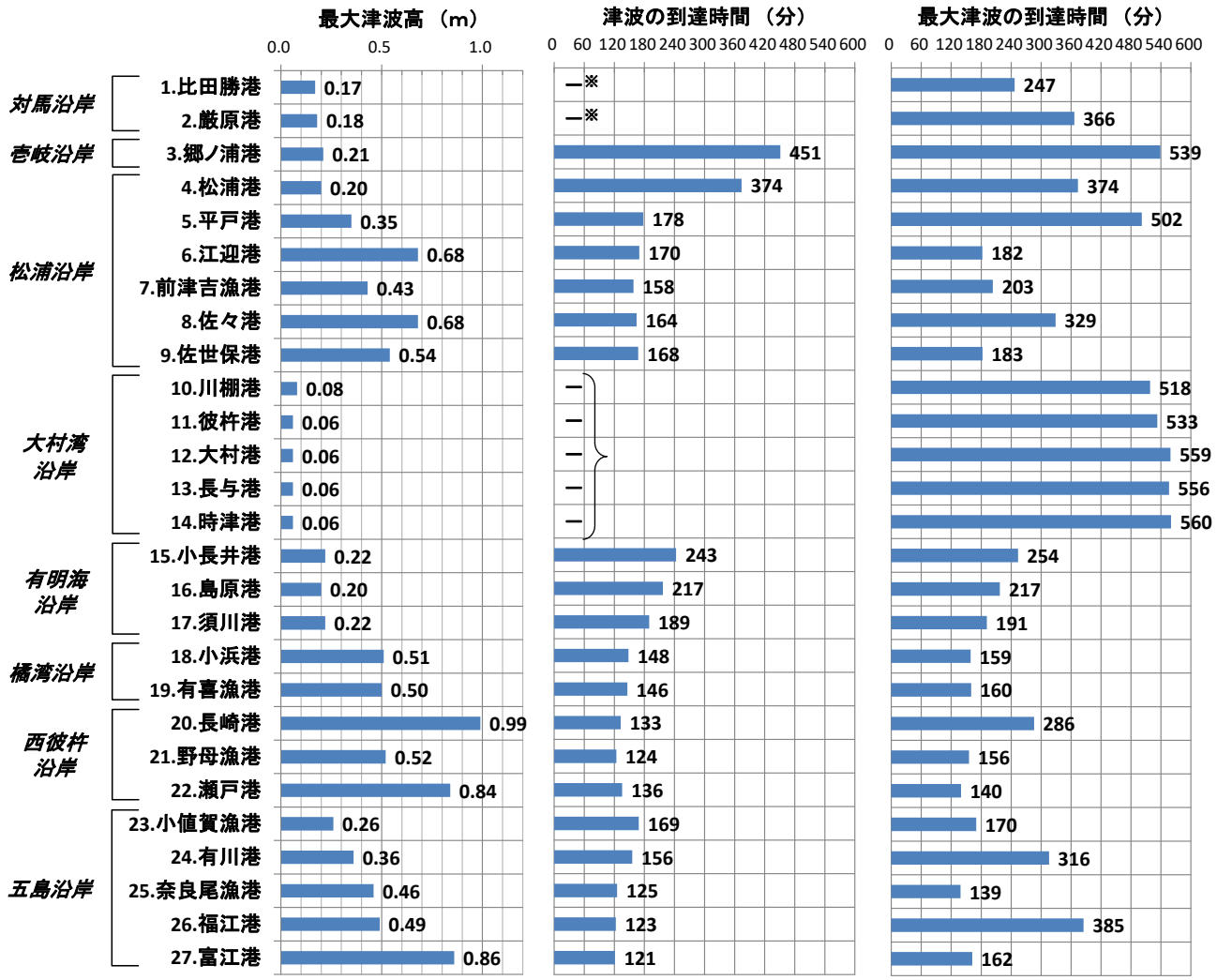

＊津波の到達時間で”－“で示した地点は水位変化が±0.2m に満たない事を示す。

図－22　最大津波高及び津波の到達時間

（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能する場合）

④朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合

27 地点における最大津波高及び津波の到達時間一覧を表－24 に、最大津波分布図を図－23、最大津波高及び津波の到達時間グラフを図－24 に示す。

各沿岸における概要を以下に示す。

【対馬沿岸】

最大津波高は 0.2m程度、津波の到達時間は厳原港で 380 分位と予測される。

比田勝港においては 0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

【壱岐沿岸】

最大津波高は 0.2m程度であり、津波の到達時間は 450 分と予測される。

【松浦沿岸】

最大津波高は 0.2～0.7m程度、津波の到達時間は、150～370 分程度と予測される。

【大村湾沿岸】

最大津波高は 0.1m程度、津波の到達時間は 500 分以上と予測される。

【有明海沿岸】

最大津波高は 0.2m程度、津波の到達時間は 190～250 分程度と予測される。

【橘湾沿岸】

最大津波高は 0.5m程度、津波の到達時間は 140 分程度と予測される。

【西彼杵沿岸】

最大津波高は 0.5～1.0m弱、津波の到達時間は 120～130 分程度と予測される。

長崎湾の湾奥では 1.0m弱の津波高が予測される。西海市の瀬戸港においては、湾奥で 0.9m程度の津波高が予測される。

【五島沿岸】

最大津波高は 0.3～0.9m程度、津波の到達時間は 120～180 分程度と予測される。

表－24　津波高及び津波の到達時間

（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能しない場合）

番号	沿岸海域名	地域名	港名	初期潮位	地盤の隆起・沈降量※1	津波の到達時間※2	最大津波の到達時間	最大水位	最大津波高※3
				T.P.（m）	（m）	（分）	（分）	T.P.（m）	（m）
1	対馬沿岸	対馬市	比田勝港	0.91	0.01	－	294	1.08	0.16
2			厳原港	0.91	0.01	378	378	1.13	0.21
3	壱岐沿岸	壱岐市	郷ノ浦港	1.12	0.01	450	537	1.35	0.22
4	松浦沿岸	松浦市	松浦港	1.49	0.00	371	371	1.69	0.20
5		平戸市	平戸港	1.49	0.00	178	502	1.84	0.35
6		佐世保市	江迎港	1.49	0.00	170	182	2.17	0.68
7		平戸市	前津吉漁港	1.49	0.00	158	322	1.90	0.41
8		佐々町	佐々港	1.49	0.00	164	329	2.16	0.67
9		佐世保市	佐世保港	1.49	0.00	168	183	2.03	0.54
10	大村湾沿岸	川棚町	川棚港	0.76	−0.01	－	530	0.82	0.07
11		東彼杵町	彼杵港	0.76	−0.01	－	531	0.81	0.06
12		大村市	大村港	0.76	−0.01	－	541	0.81	0.06
13		長与町	長与港	0.76	−0.01	－	552	0.80	0.05
14		時津町	時津港	0.76	−0.01	－	555	0.80	0.05
15	有明海沿岸	諫早市	小長井港	2.50	−0.02	257	261	2.71	0.23
16		島原市	島原港	2.50	−0.04	219	219	2.66	0.20
17		南島原市	須川港	2.50	−0.03	189	191	2.68	0.21
18	橘湾沿岸	雲仙市	小浜港	1.72	−0.03	148	159	2.22	0.53
19		諫早市	有喜漁港	1.72	−0.02	146	161	2.18	0.48
20	西彼杵沿岸	長崎市	長崎港	1.50	−0.01	133	285	2.47	0.98
21			野母漁港	1.50	−0.01	125	156	2.02	0.53
22		西海市	瀬戸港	1.50	0.00	136	140	2.40	0.90
23	五島沿岸	小値賀町	小値賀漁港	1.26	0.00	169	170	1.51	0.25
24		新上五島町	有川港	1.26	0.00	187	317	1.62	0.36
25			奈良尾漁港	1.26	0.00	126	138	1.62	0.36
26		五島市	福江港	1.26	0.00	123	385	1.74	0.48
27			富江港	1.26	0.00	121	161	2.11	0.85

※1 「+」が隆起、「−」が沈降

※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」＝「最大水位（T.P.（m））」−「初期潮位（T.P.（m））」−「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

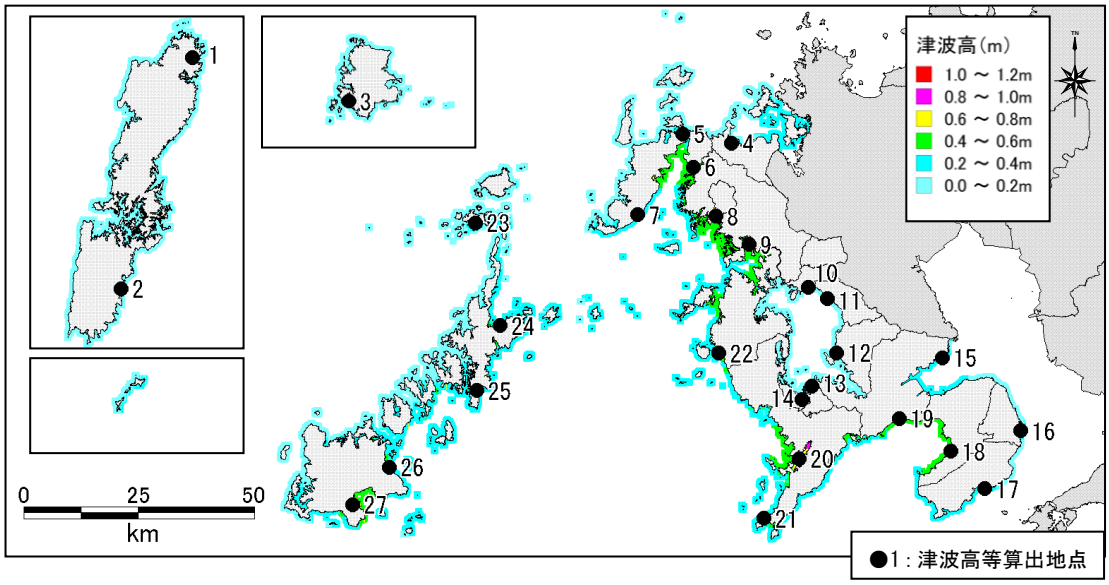

図－23　最大津波高分布図
（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能しない場合）

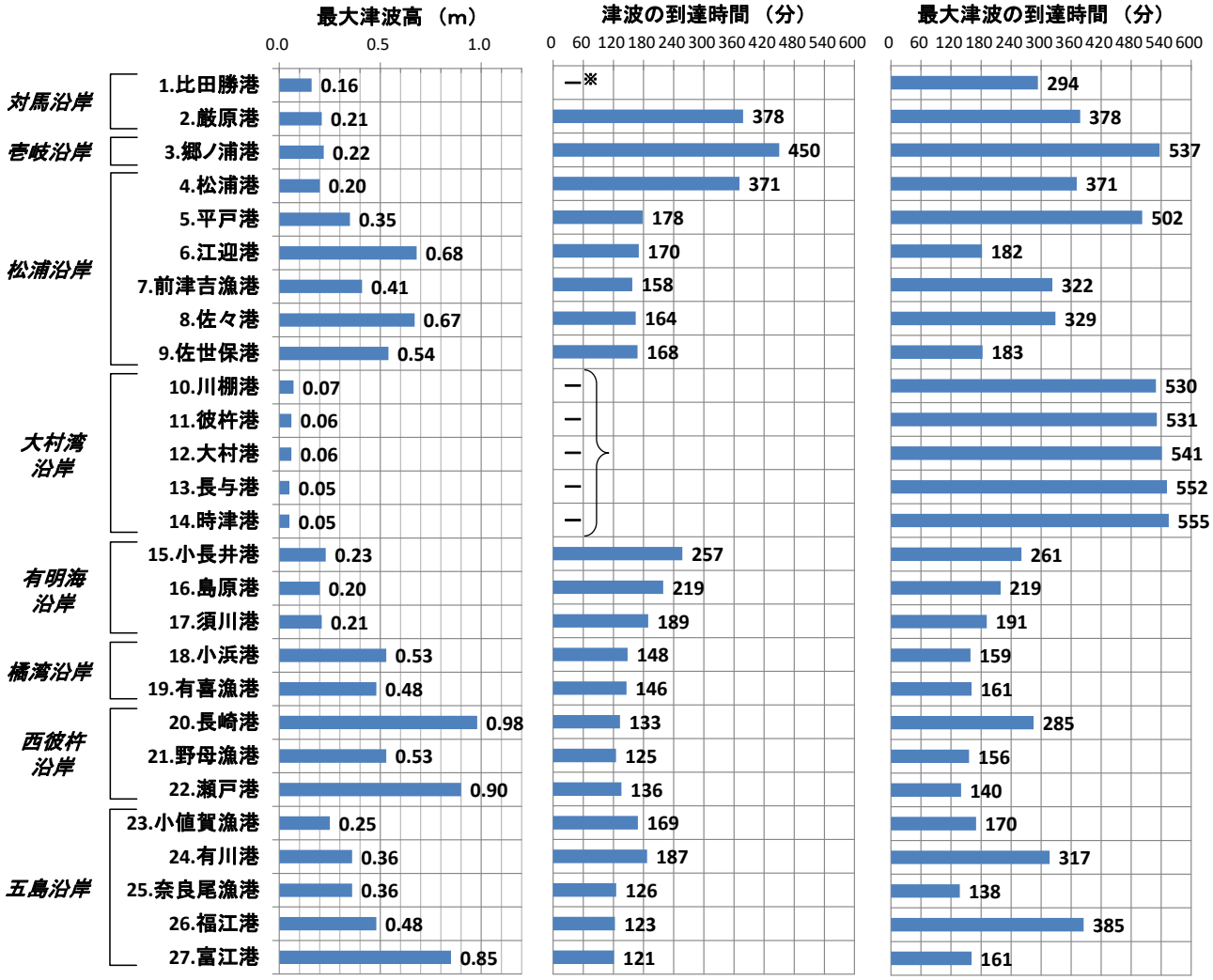

＊津波の到達時間で”－“で示した地点は水位変化が±0.2m に満たない事を示す。

図－24　最大津波高及び津波の到達時間
（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能しない場合

２）浸水予測

津波予測解析により、津波の陸域への遡上による最大浸水深を求め、浸水予測図として整理した。ここでは図－16 に示した 27 地点の港湾漁港区域において、初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合と機能しない場合の津波浸水予測図をそれぞれ示図－25～図－52 に示す。

図－25　浸水予測図　比田勝港（対馬市）
図－26　浸水予測図　厳原港（対馬市）
図－27　浸水予測図　郷ノ浦港（壱岐市）
図－28　浸水予測図　松浦港（松浦市）
図－29　浸水予測図　平戸港（平戸市）
図－30　浸水予測図　江迎港（佐世保市）
図－31　浸水予測図　前津吉漁港（平戸市）
図－32　浸水予測図　佐々港（佐々町）
図－33　浸水予測図　佐世保港（佐世保市）
図－34　浸水予測図　川棚港（川棚町）
図－35　浸水予測図　彼杵港（東彼杵町）
図－36　浸水予測図　大村港（大村市）
図－37　浸水予測図　長与港（長与町）
図－38　浸水予測図　時津港（時津町）
図－39　浸水予測図　小長井港（諫早市）
図－40　浸水予測図　島原港（島原市）
図－41　浸水予測図　須川港（南島原市）
図－42　浸水予測図　小浜港（雲仙市）
図－43　浸水予測図　有喜漁港（諫早市）
図－44　浸水予測図　長崎港（現況地盤高　長崎市）
図－45　浸水予測図　長崎港（魚市場跡地・長崎駅周辺　計画地盤高　長崎市）
図－46　浸水予測図　野母漁港（長崎市）
図－47　浸水予測図　瀬戸港（西海市）
図－48　浸水予測図　小値賀漁港（小値賀町）
図－49　浸水予測図　有川港（新上五島町）
図－50　浸水予測図　奈良尾漁港（新上五島町）
図－51　浸水予測図　福江港（五島市）
図－52　浸水予測図　富江港（五島市）

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能する場合

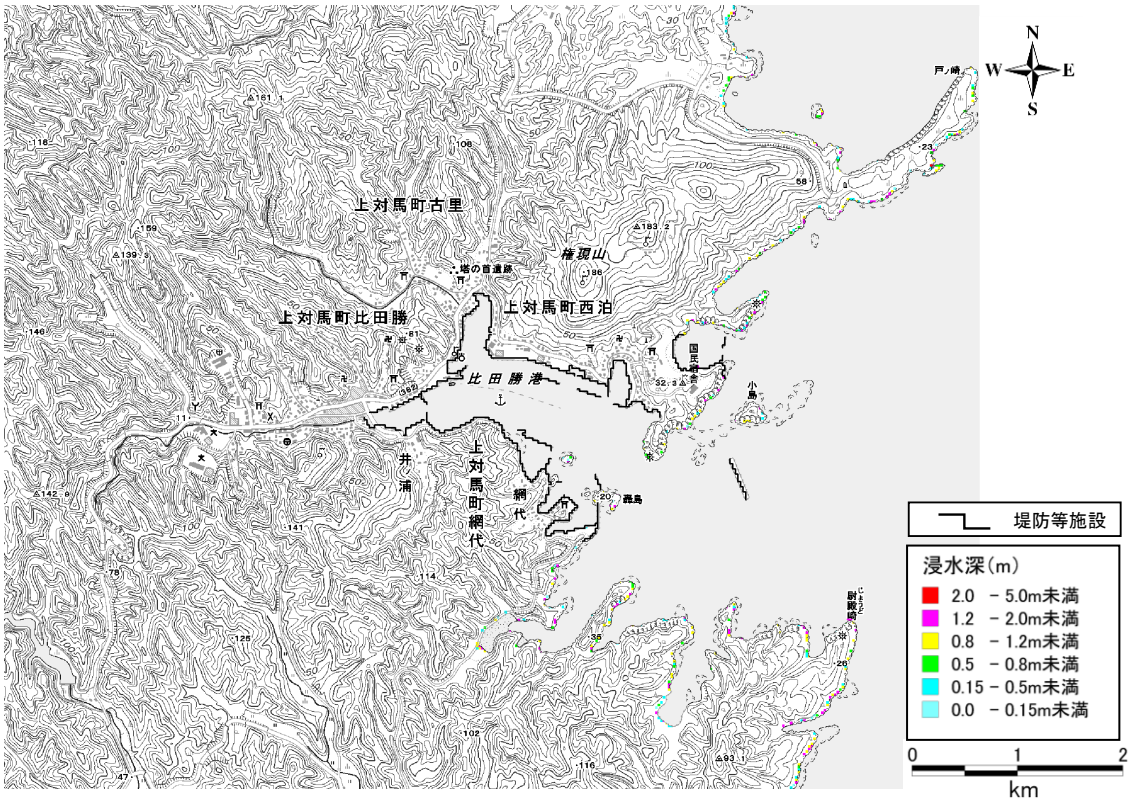

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能しない場合

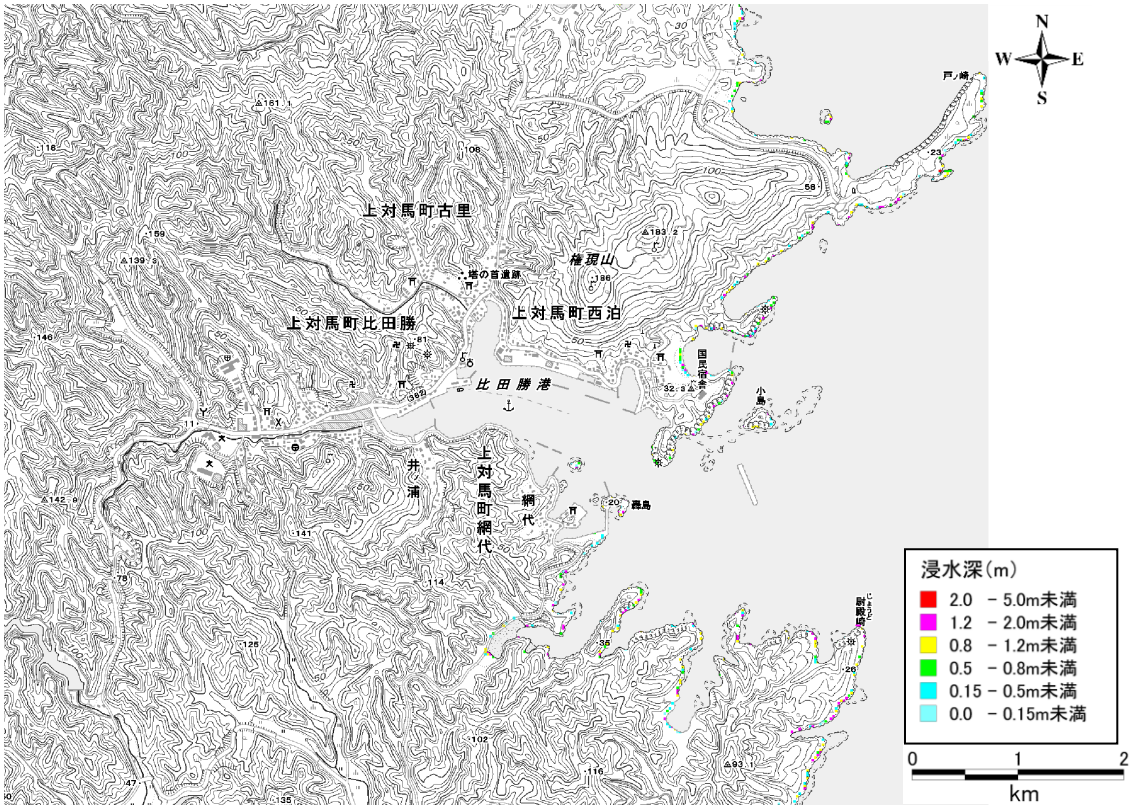

図－25　浸水予測図　比田勝港（対馬市）

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能する場合

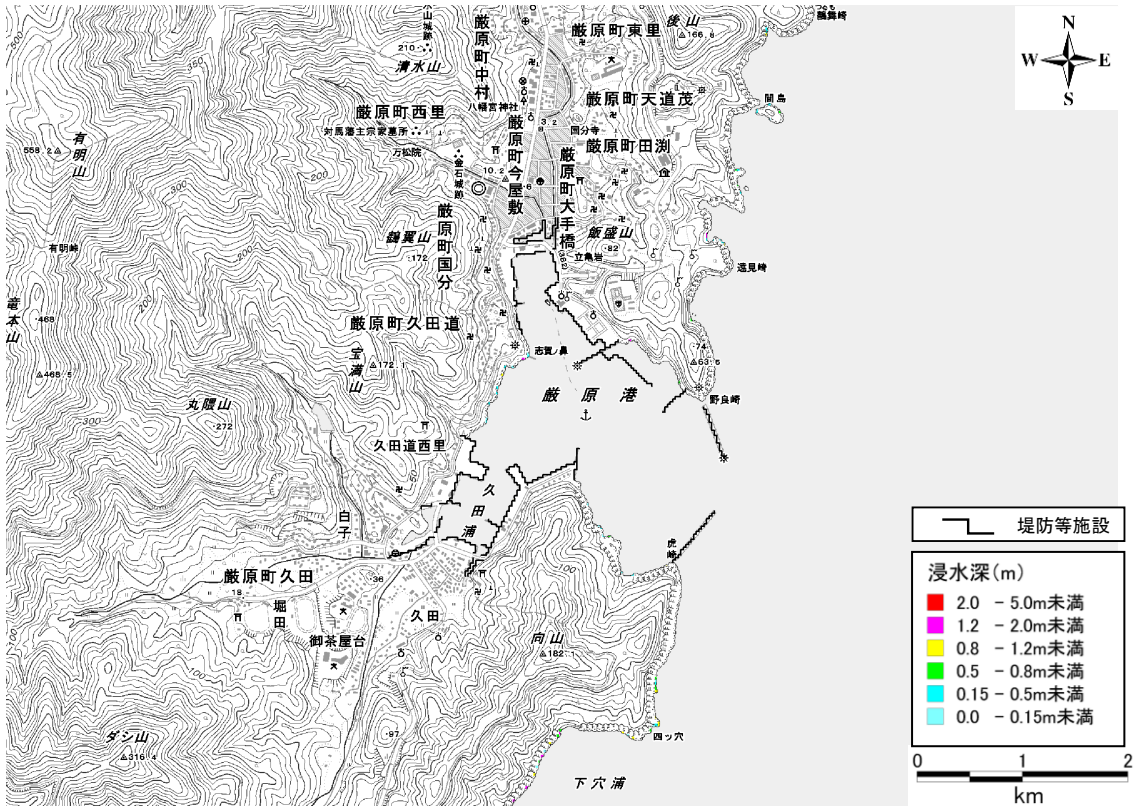

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能しない場合

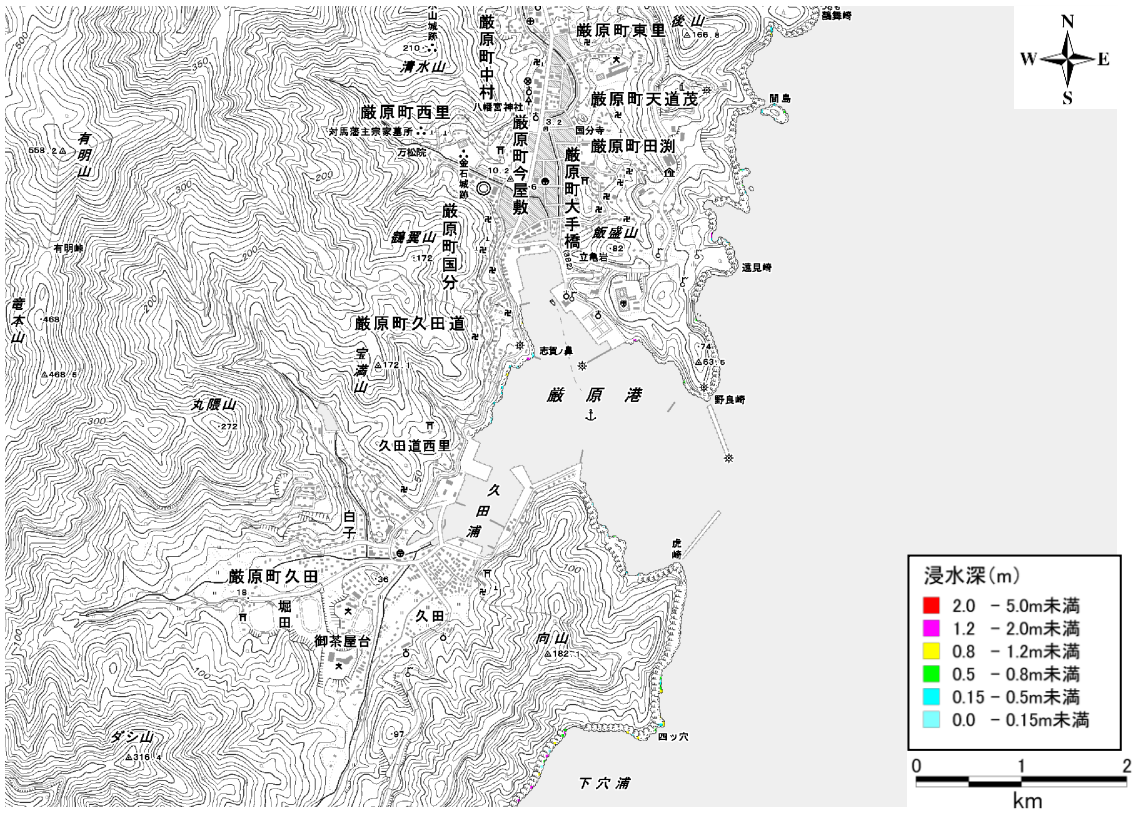

図－26　浸水予測図　厳原港（対馬市）

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能する場合

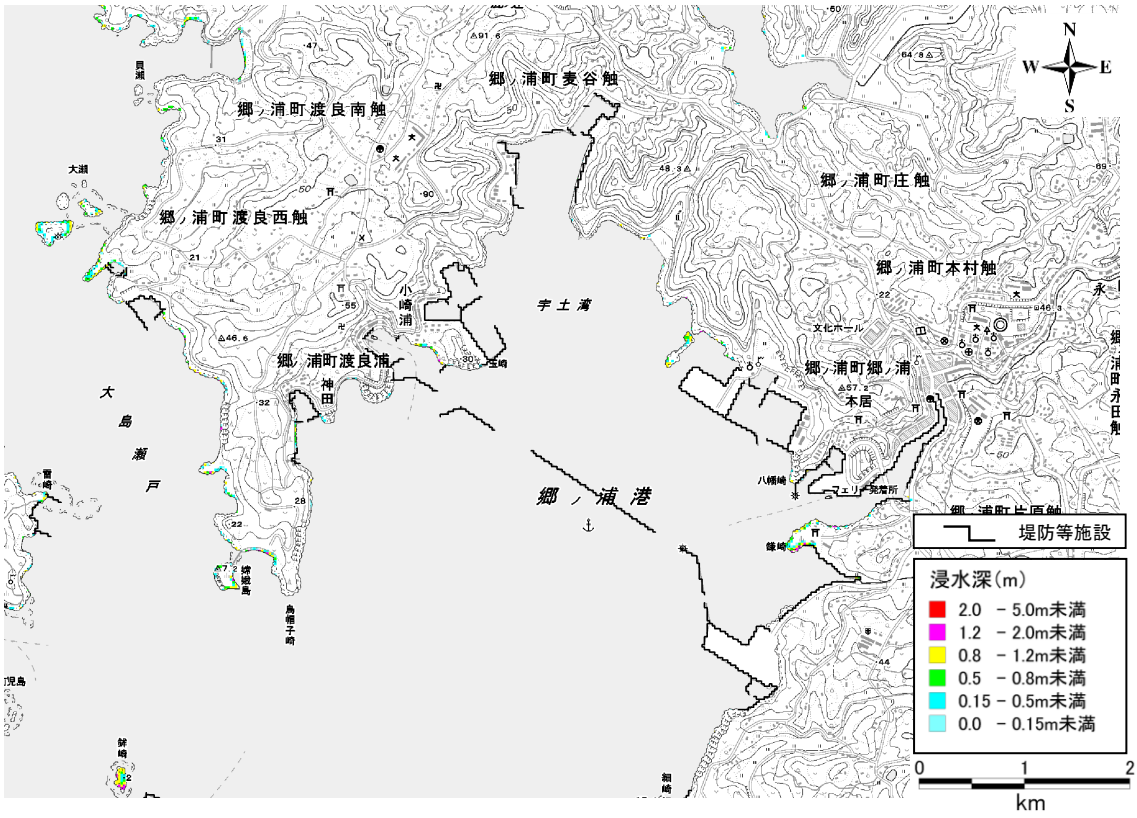

既往最大潮位（T.P. 1.39m）において堤防等施設が機能しない場合

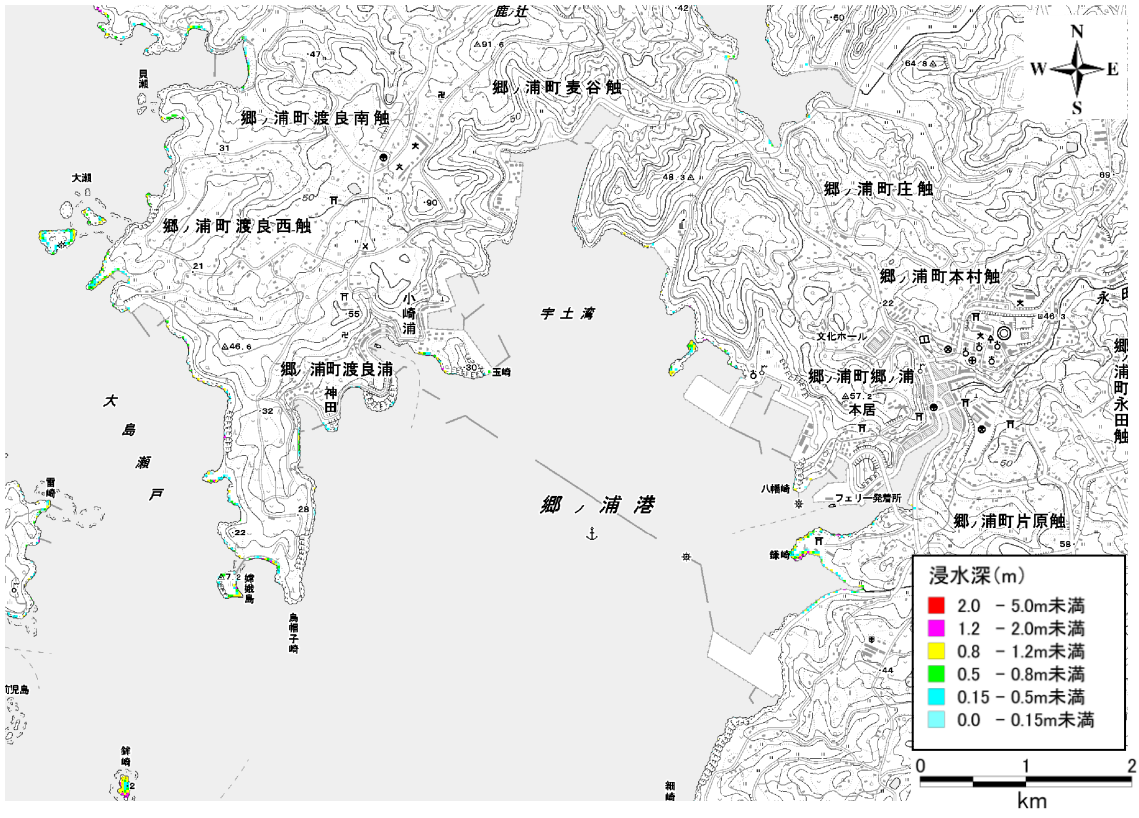

図－27　浸水予測図　郷ノ浦港（壱岐市）

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能する場合

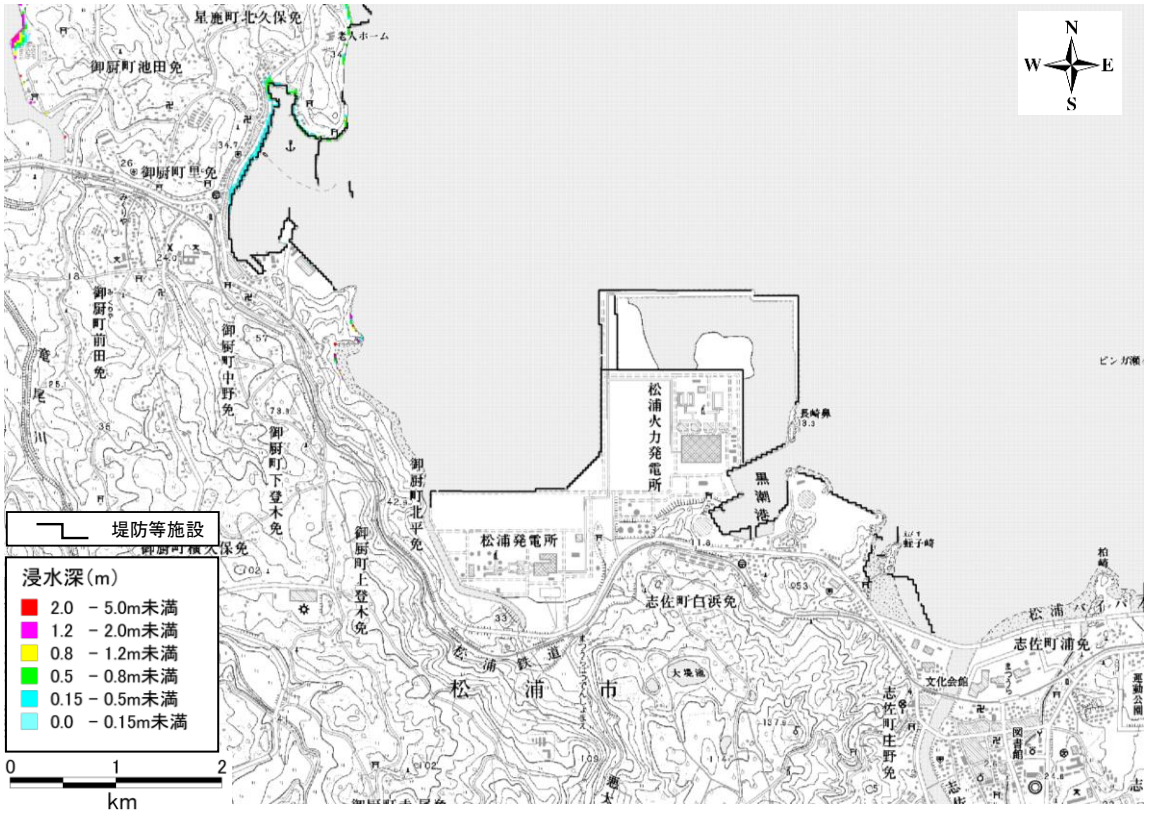

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能しない場合

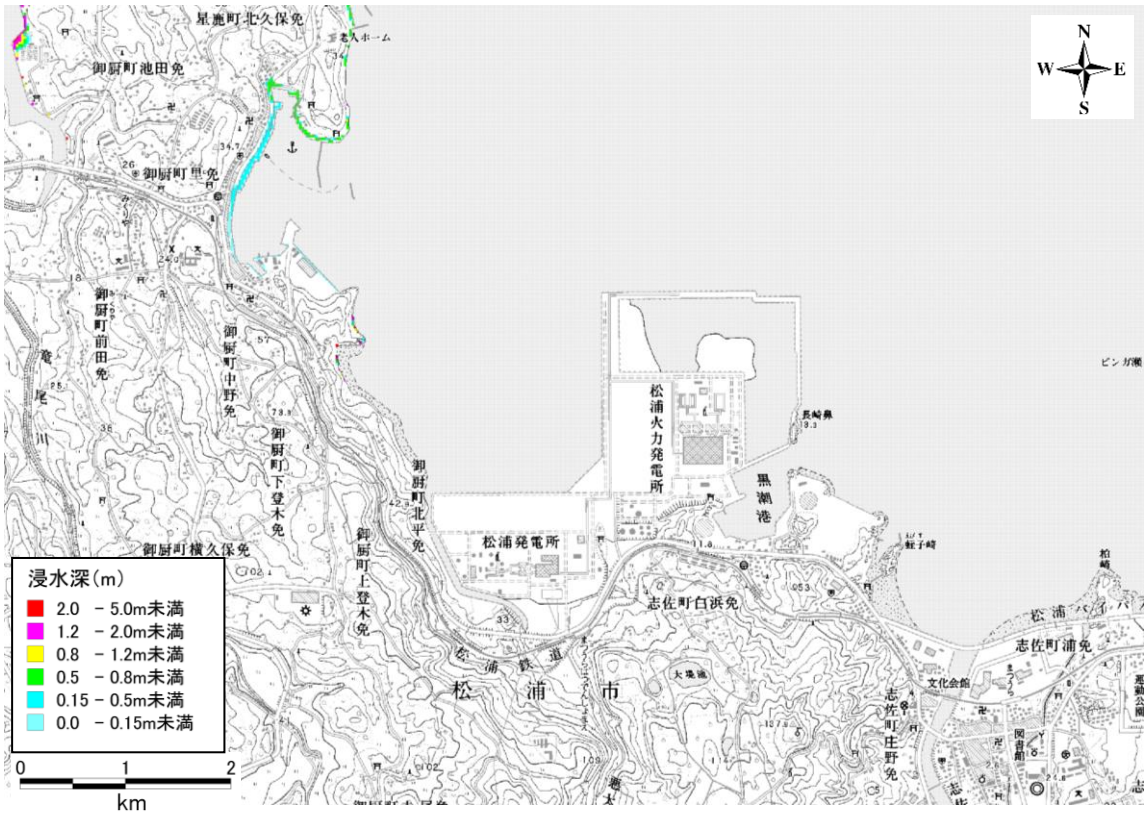

図－28　浸水予測図　松浦港（松浦市）

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能する場合

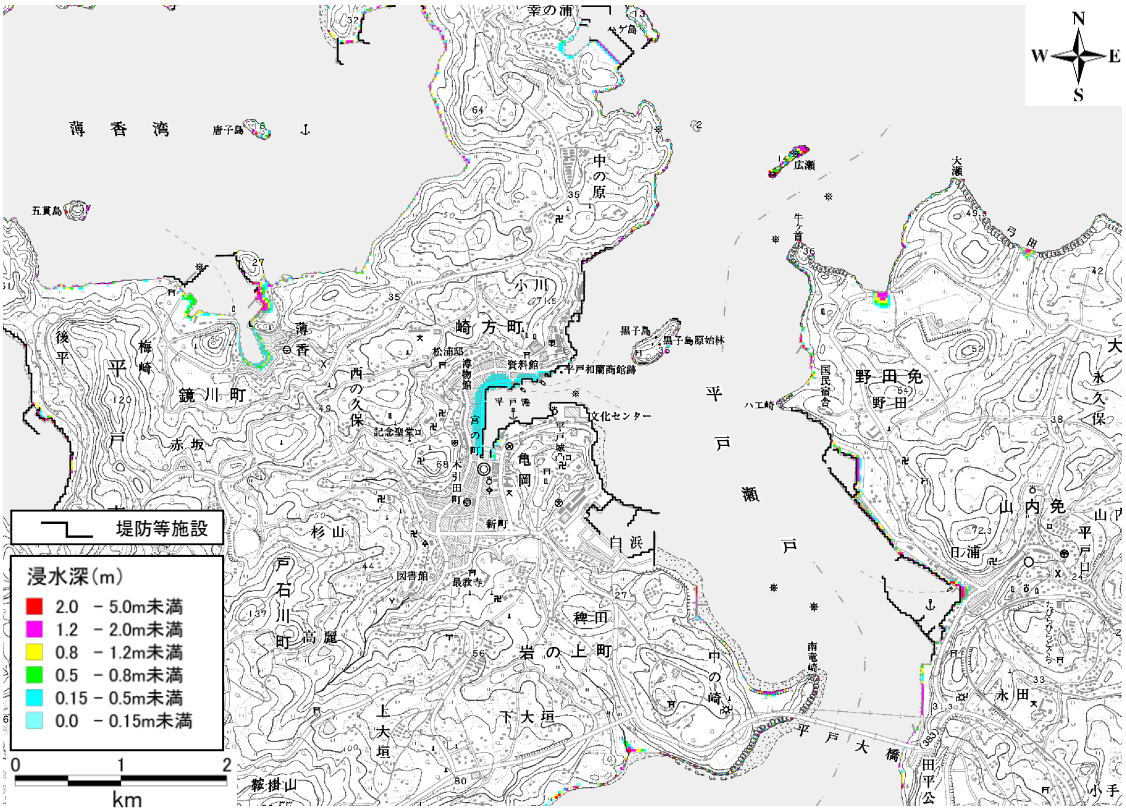

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能しない場合

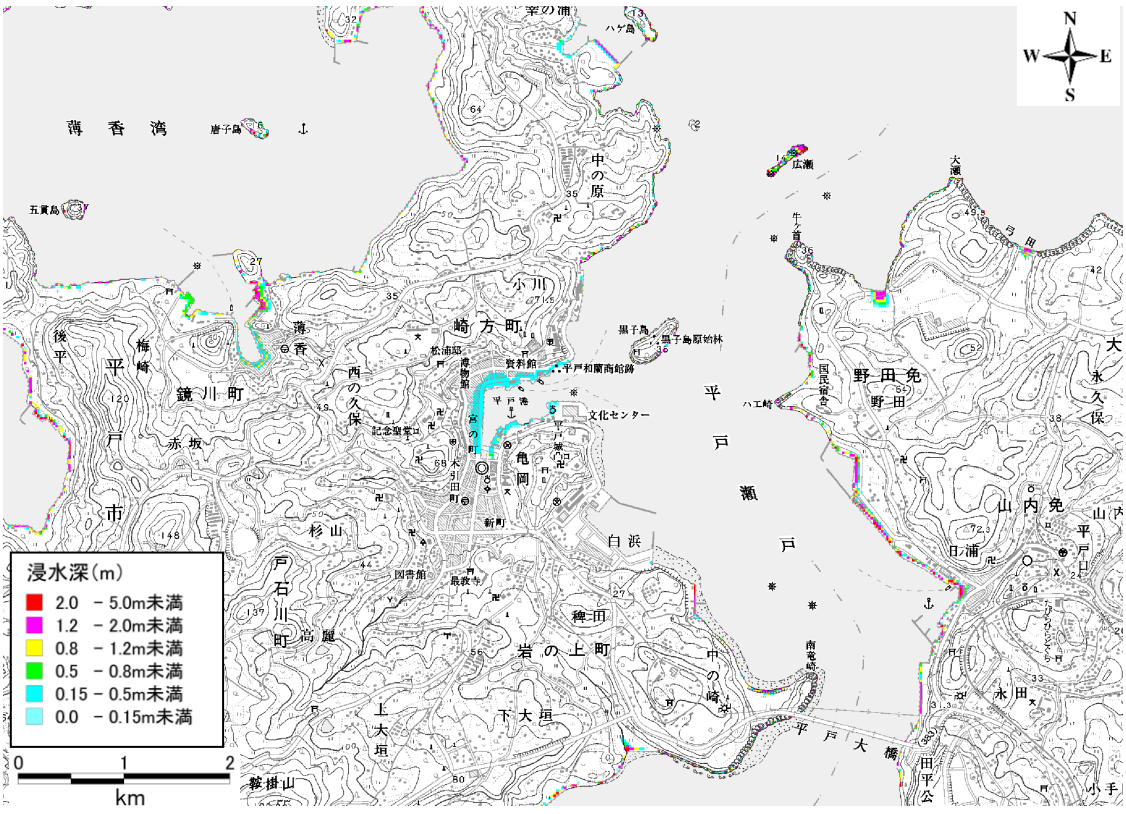

図－29　浸水予測図　平戸港（平戸市）

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能する場合

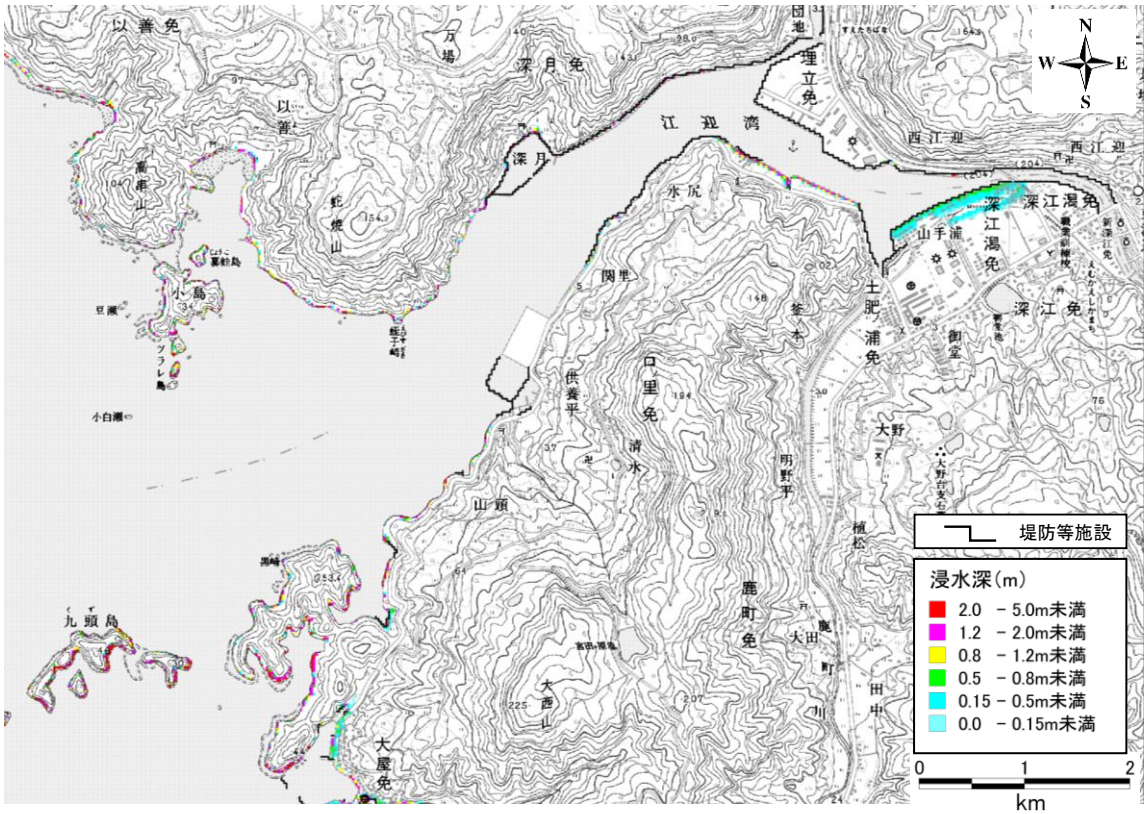

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能しない場合

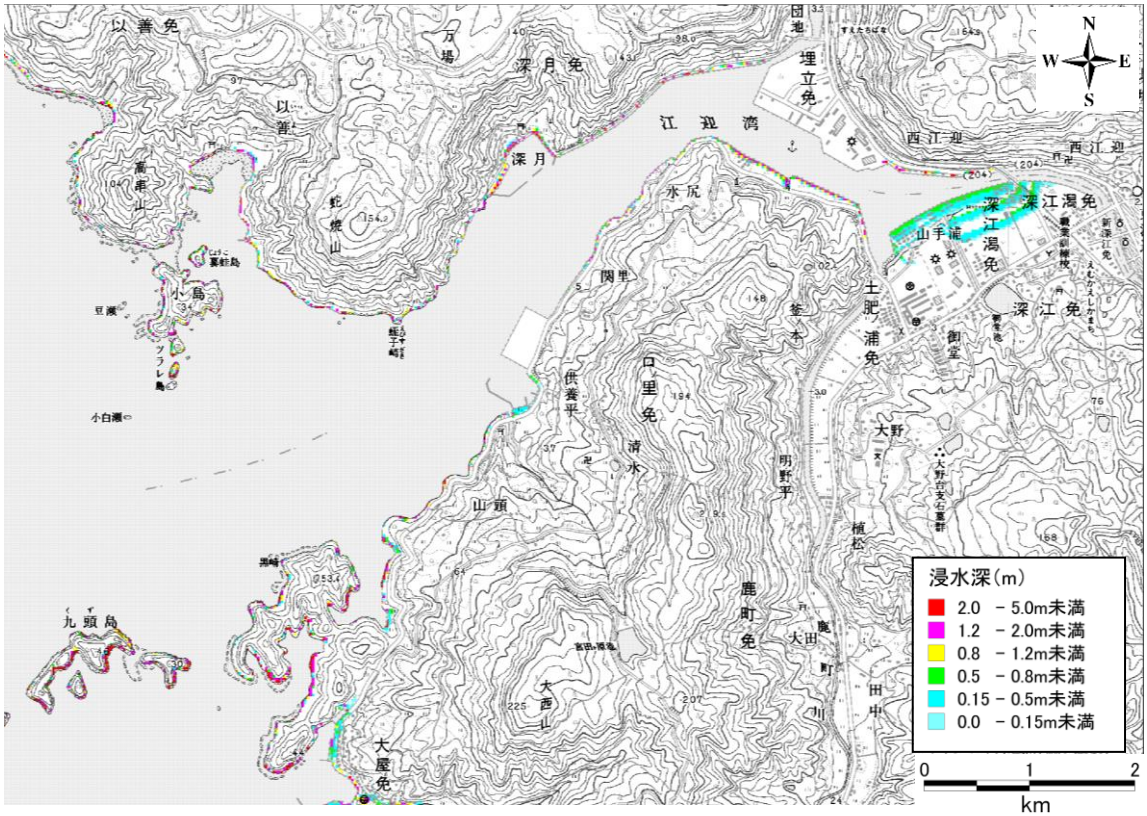

図－30　浸水予測図　江迎港（佐世保市）

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能する場合

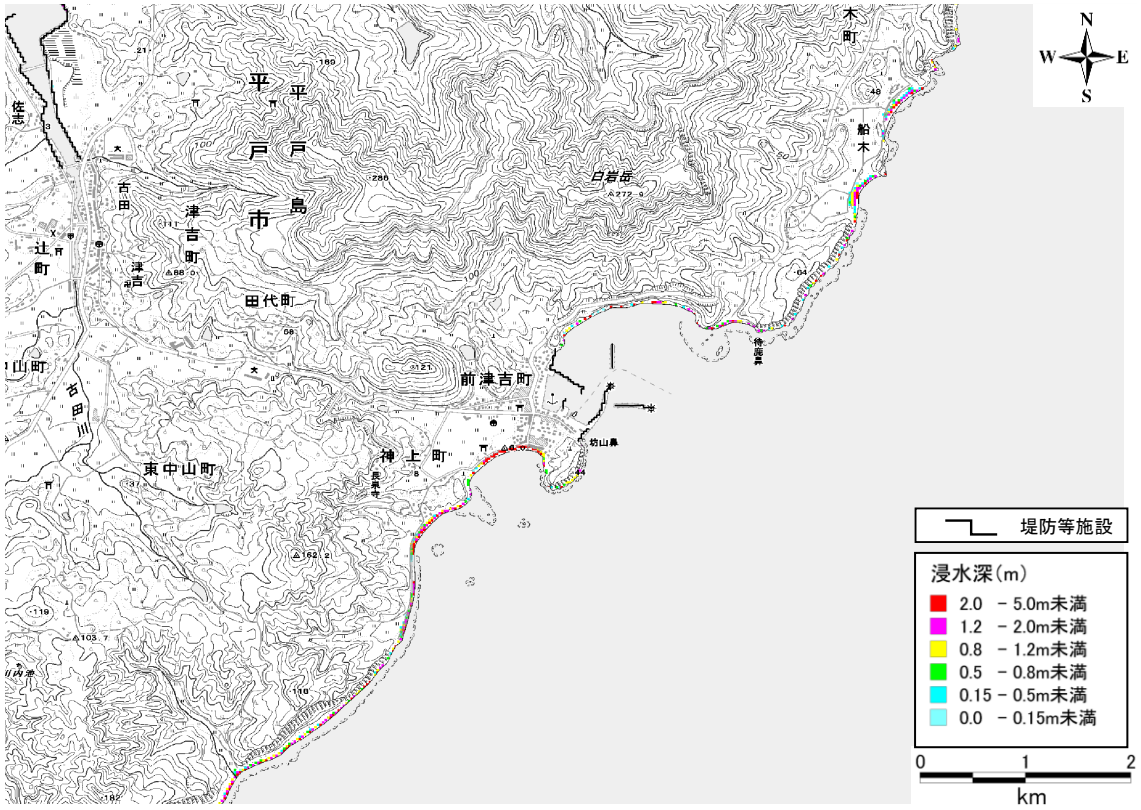

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能しない場合

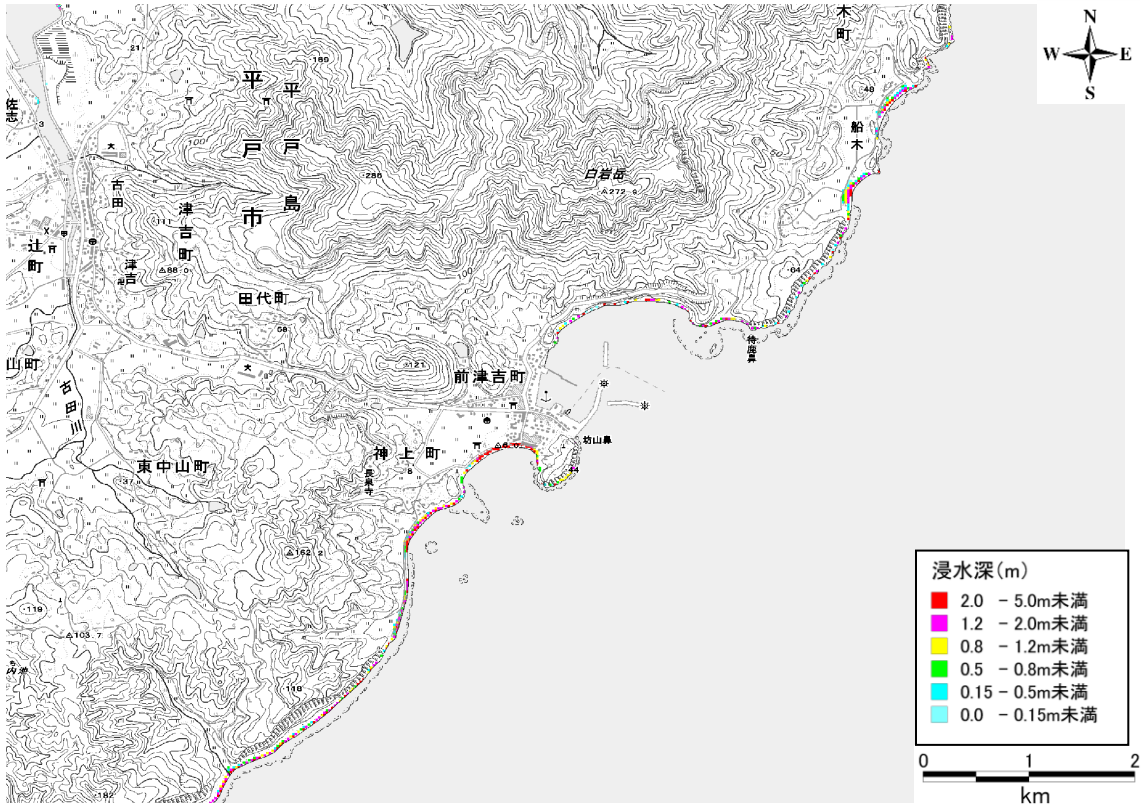

図－31　浸水予測図　前津吉漁港（平戸市）

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能する場合

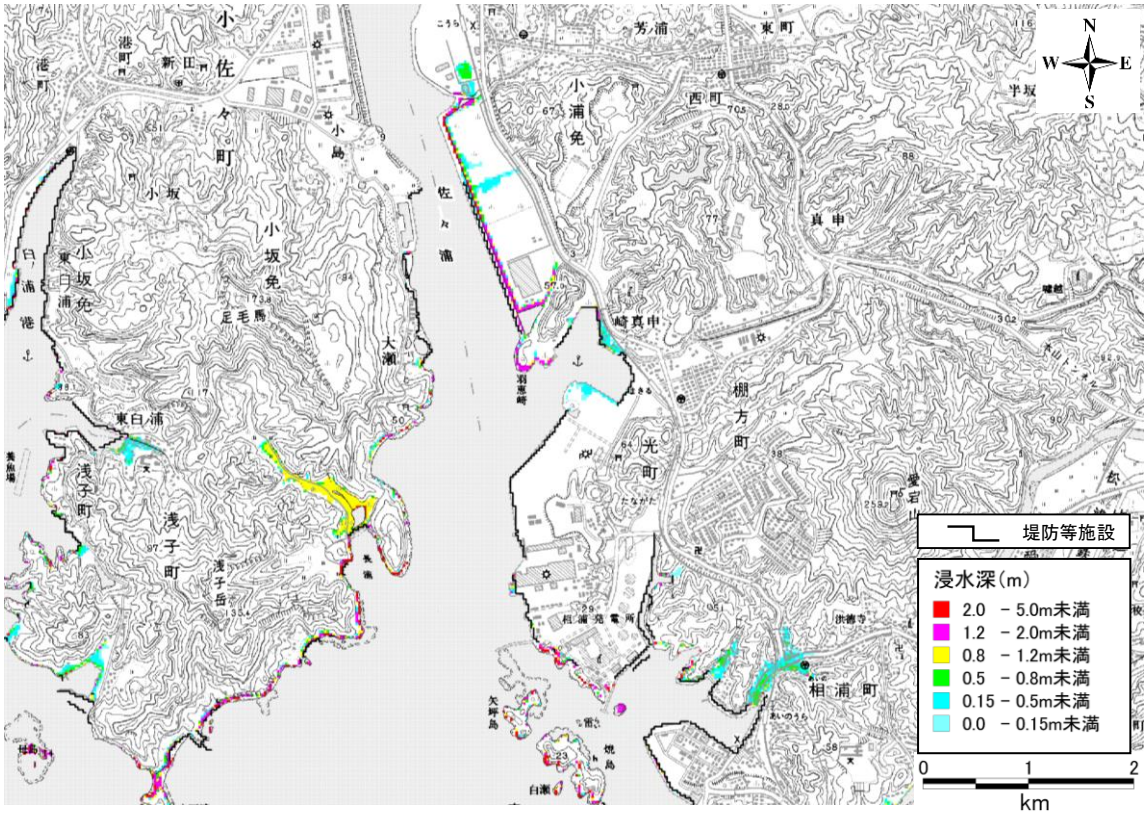

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能しない場合

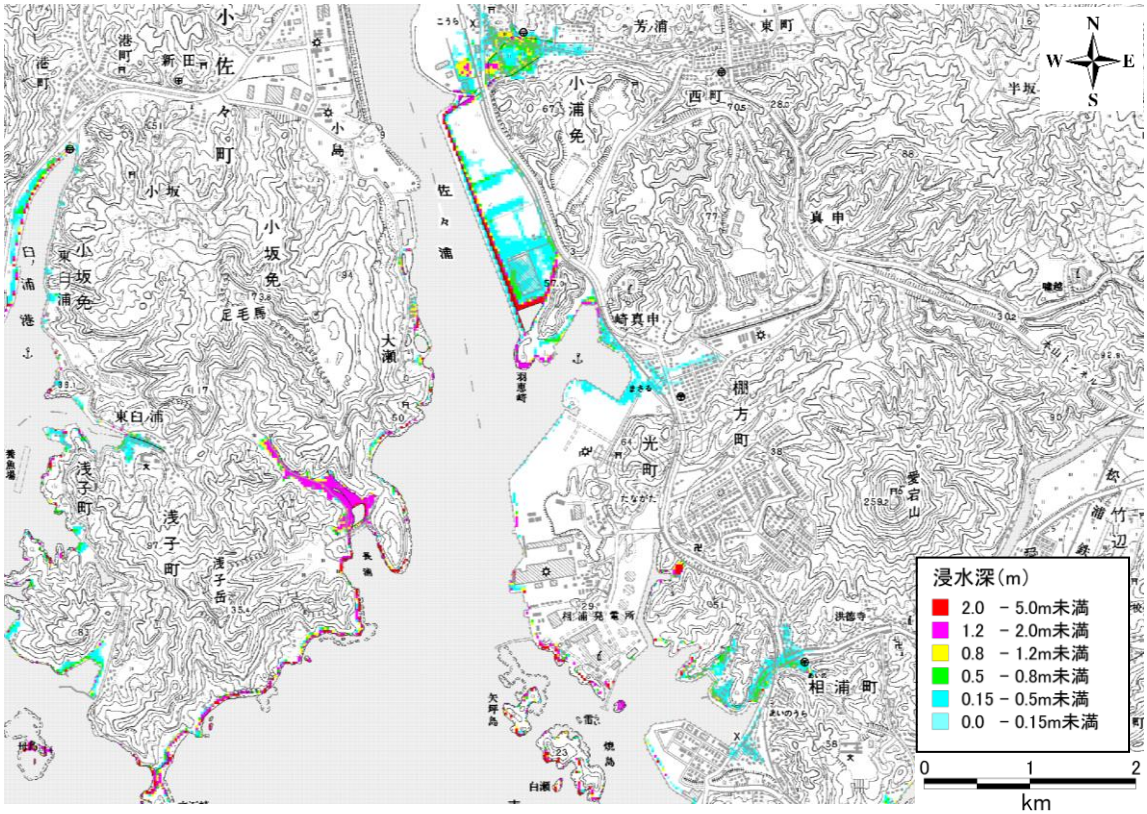

図－32　浸水予測図　佐々港（佐々町）

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能する場合

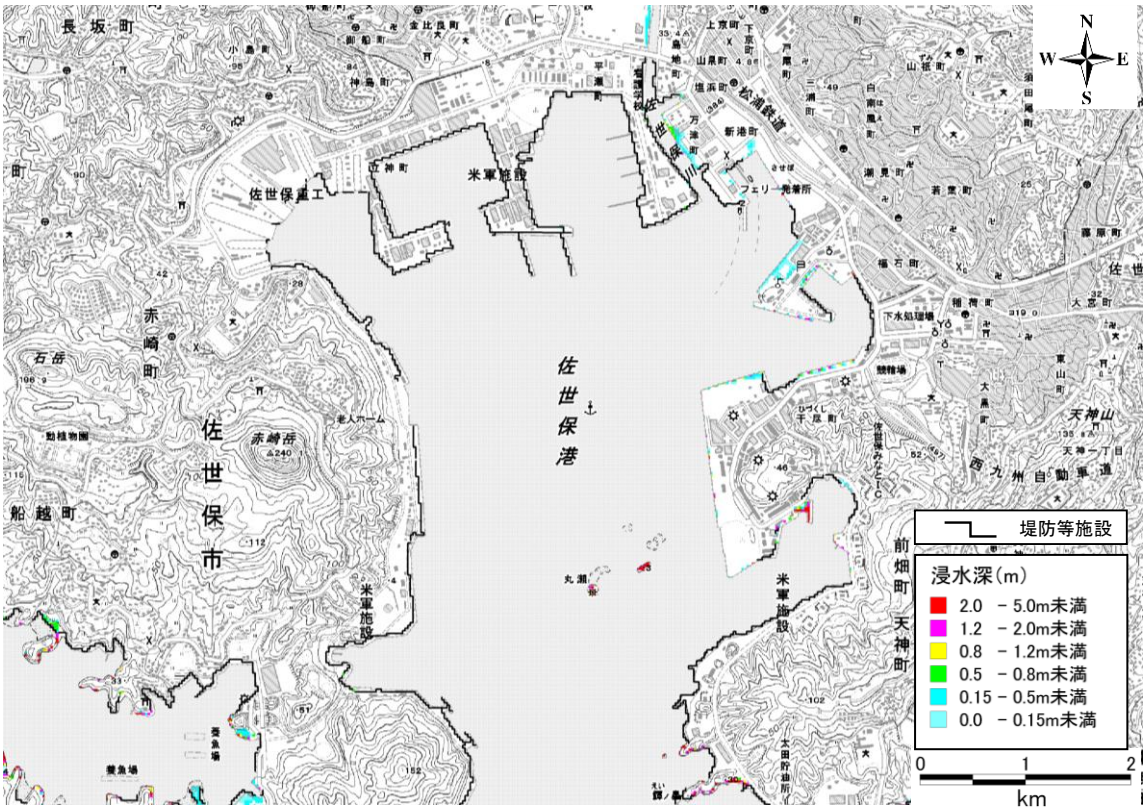

既往最大潮位（T.P. 2.14m）において堤防等施設が機能しない場合

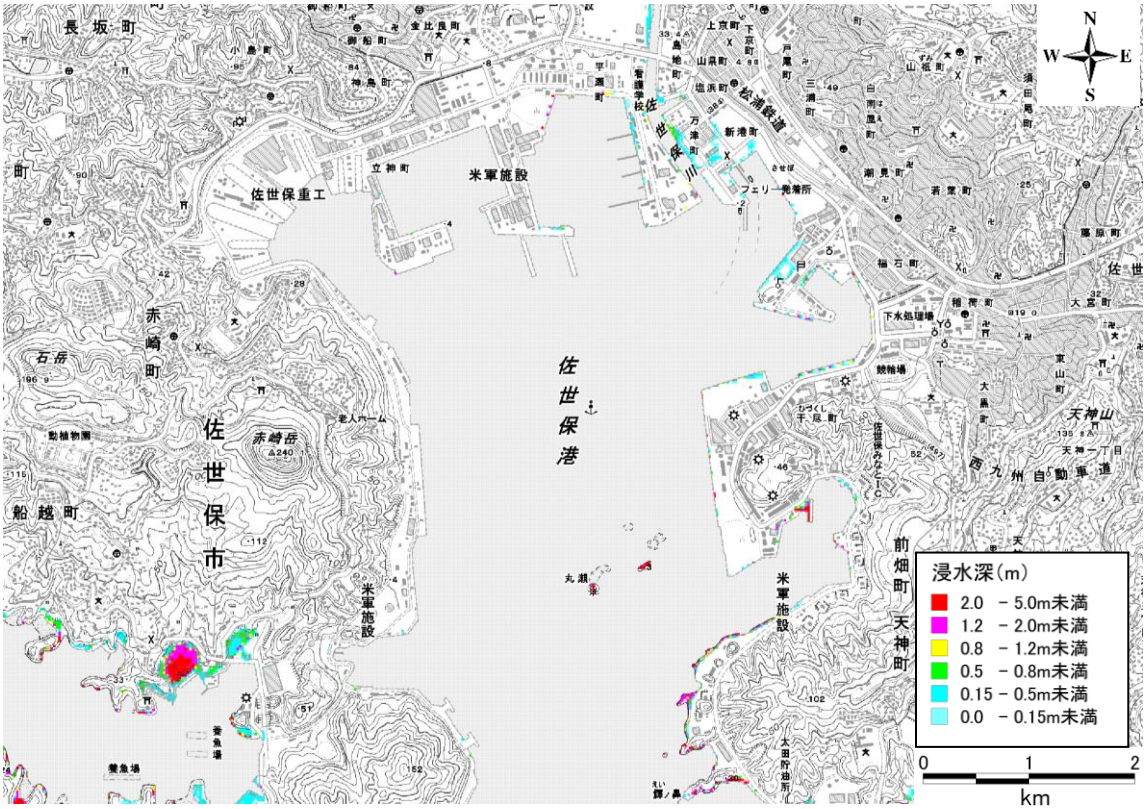

図－33　浸水予測図　佐世保港（佐世保市）

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能する場合

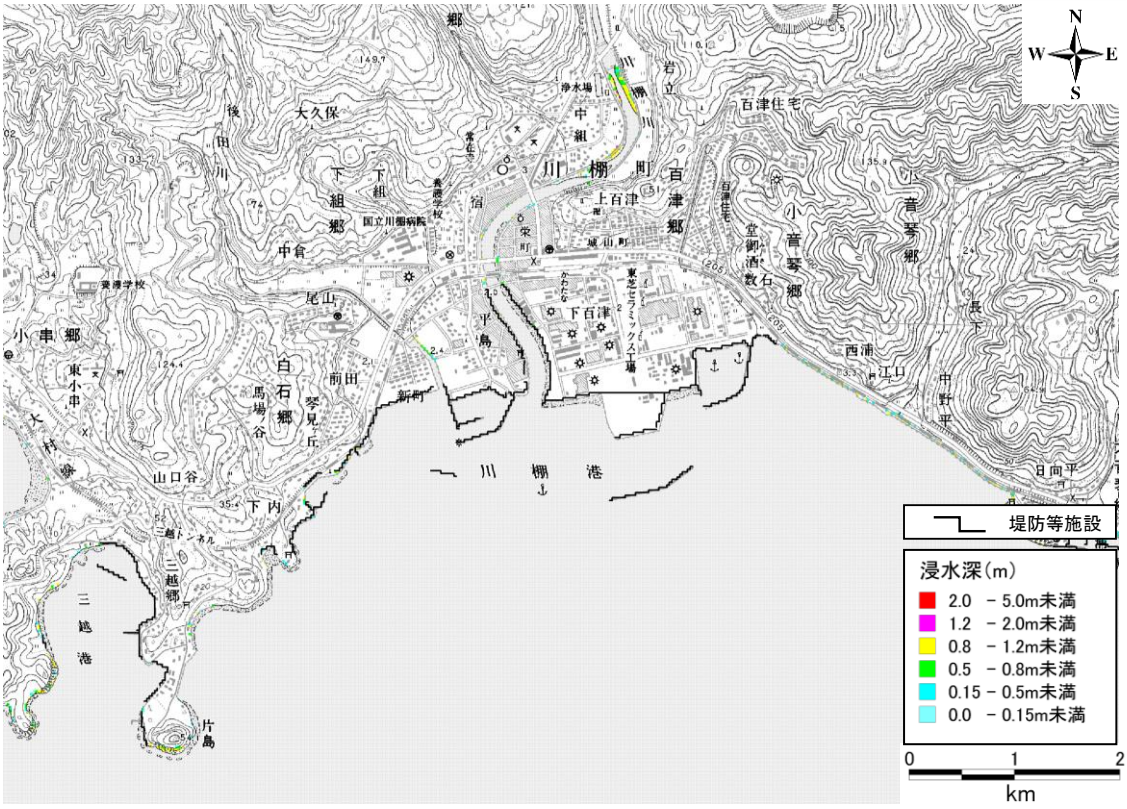

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能しない場合

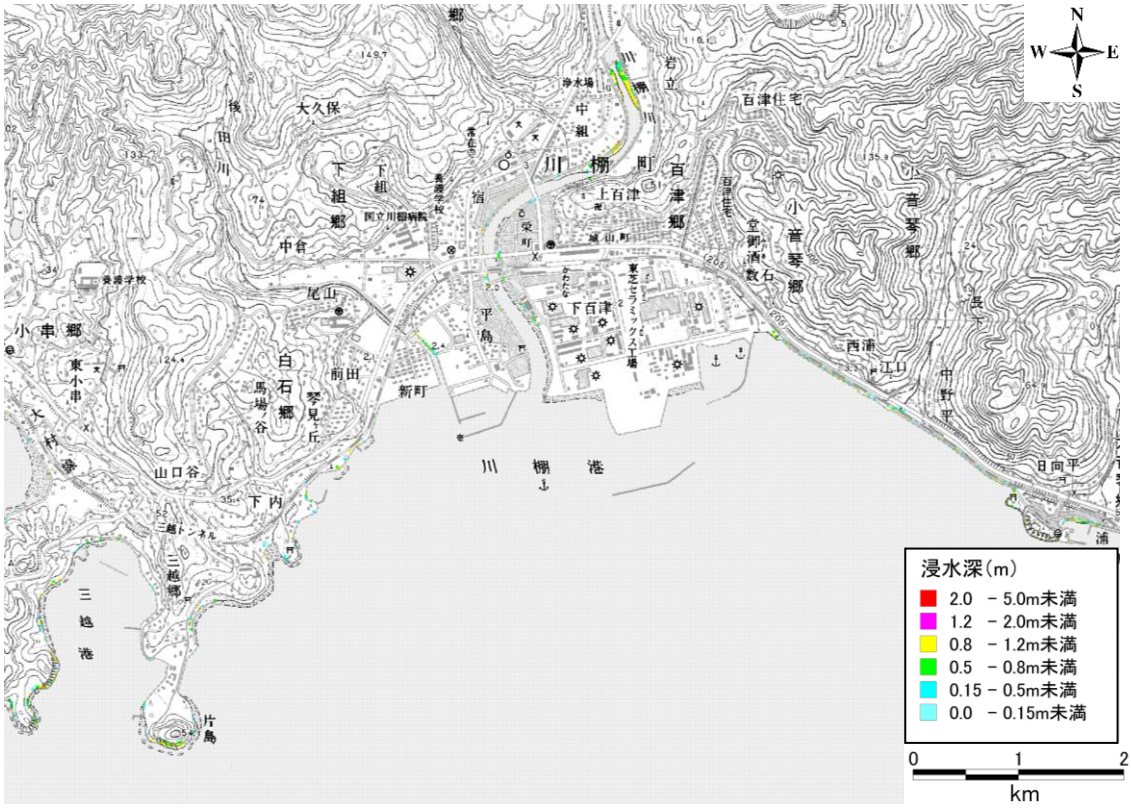

図－34　浸水予測図　川棚港（川棚町）

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能する場合

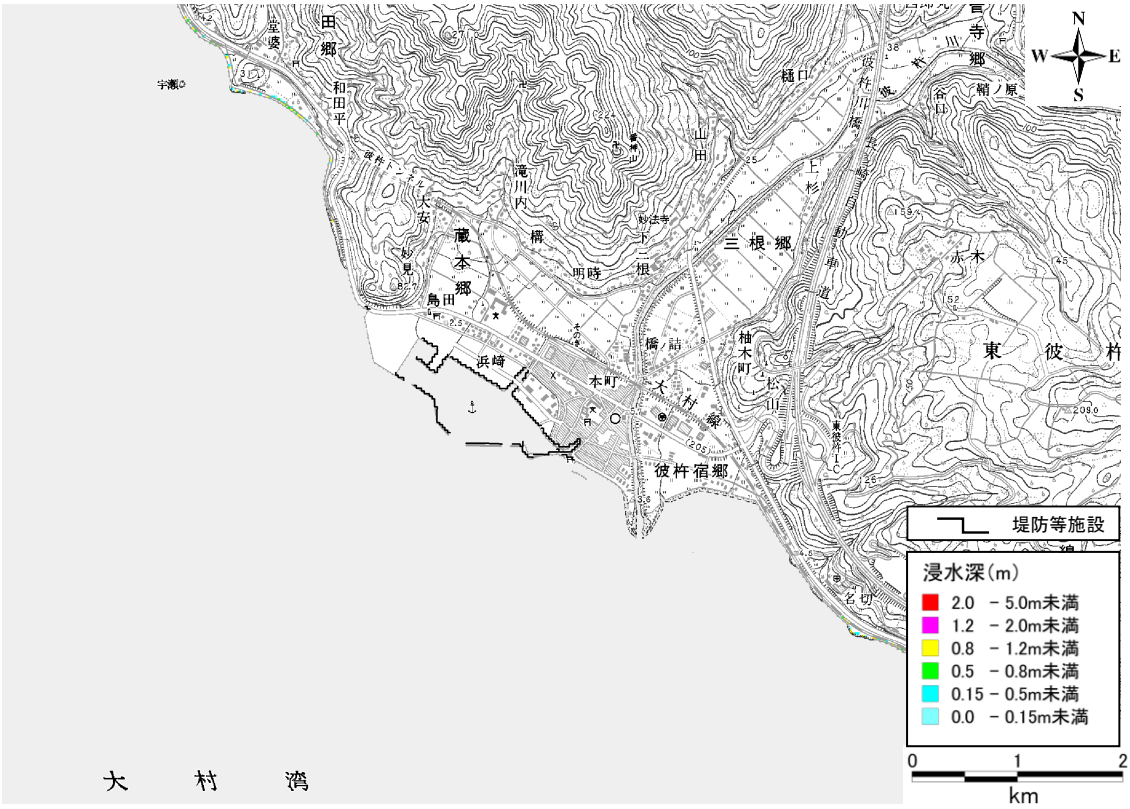

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能しない場合

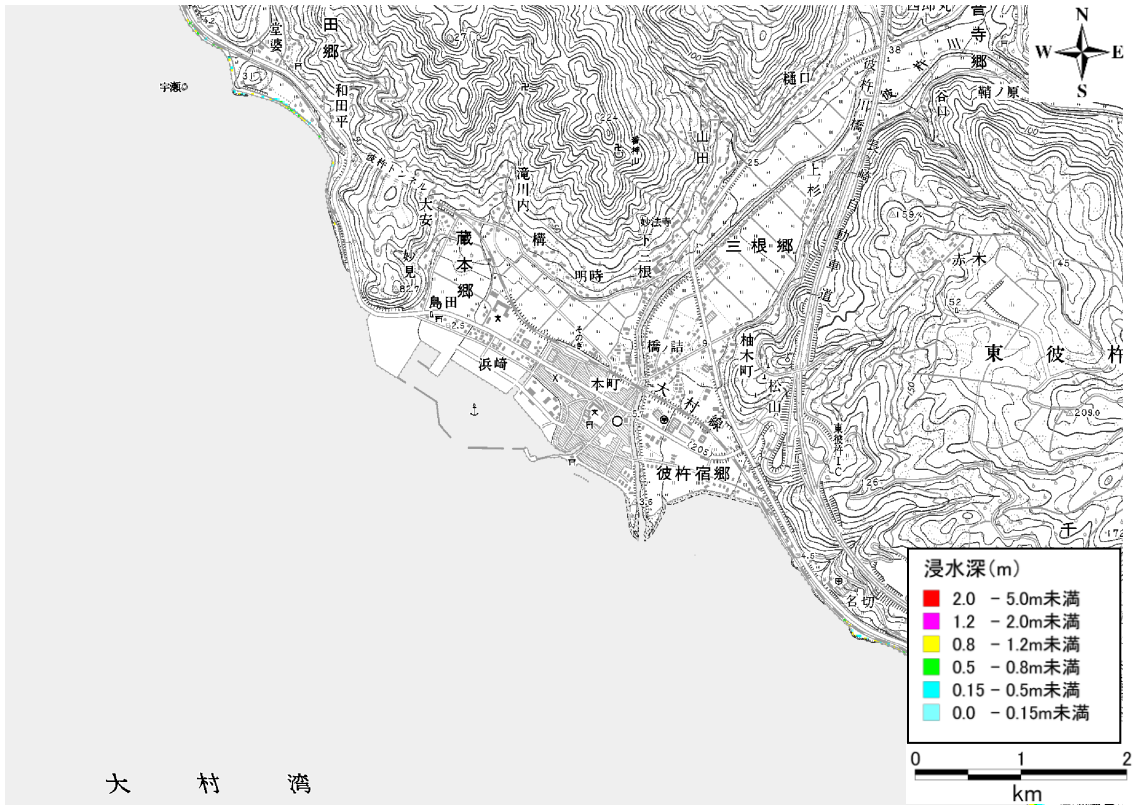

図－35　浸水予測図　彼杵港（東彼杵町）

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能する場合

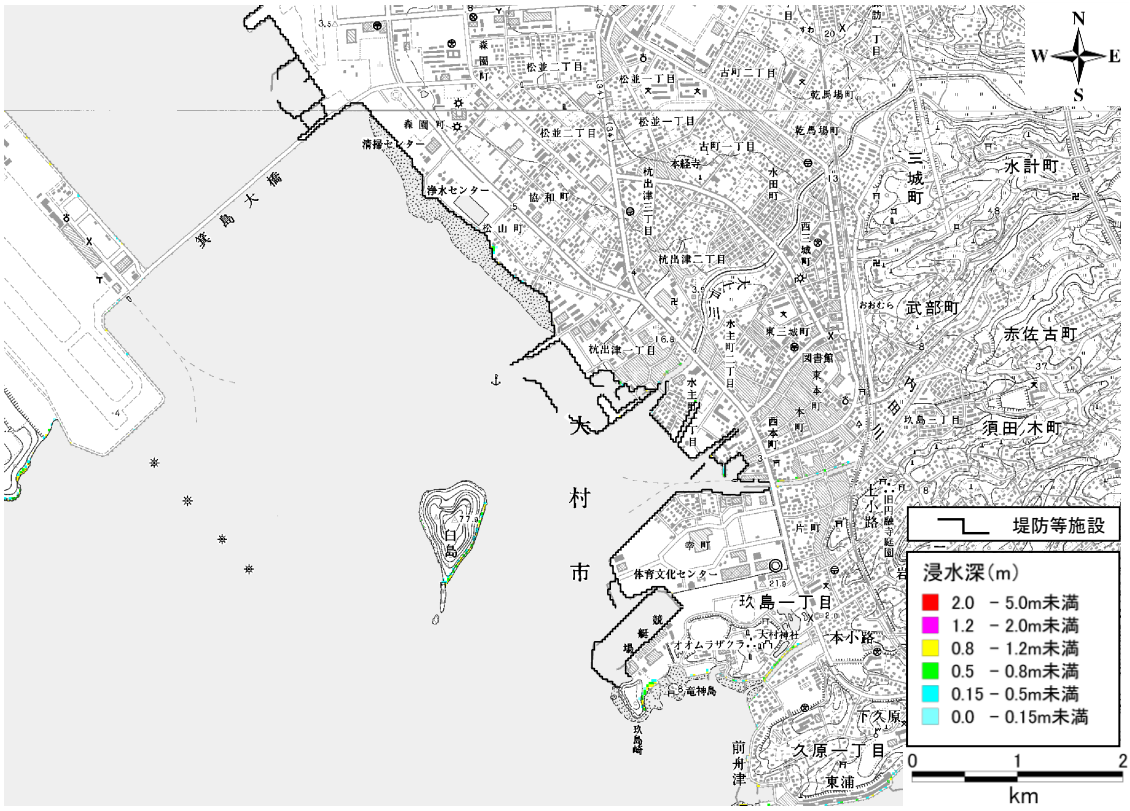

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能しない場合

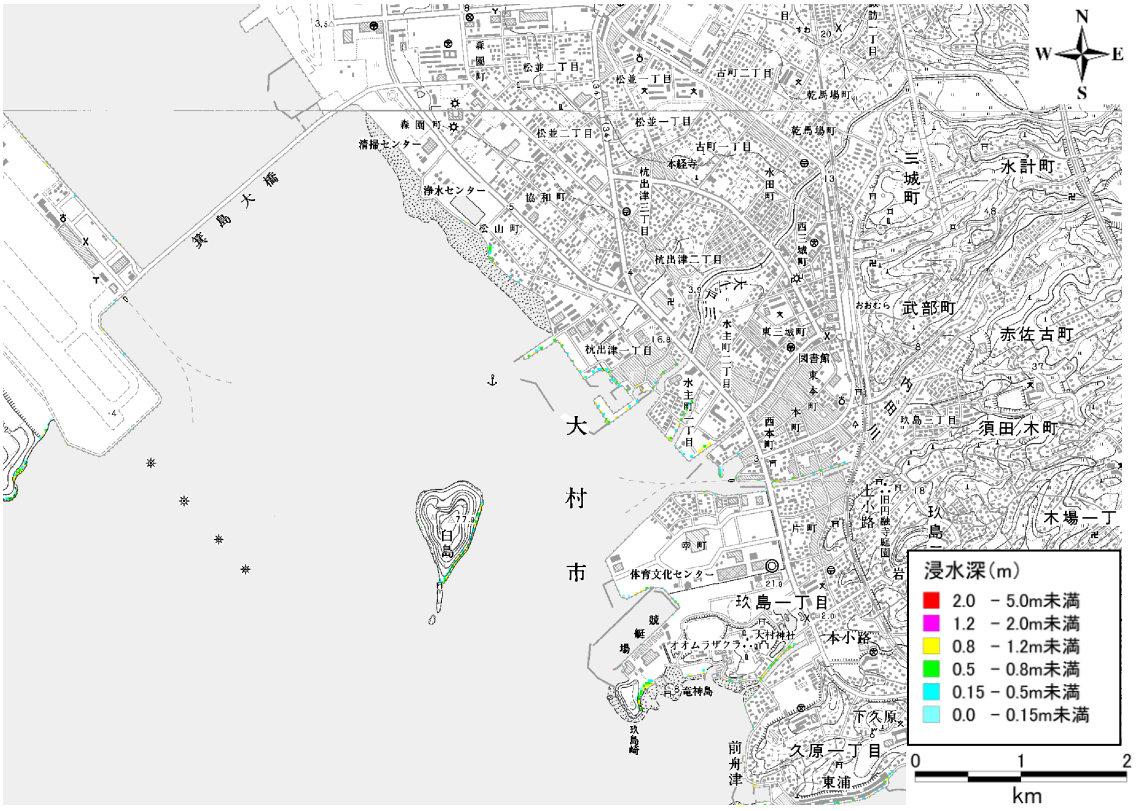

図－36　浸水予測図　大村港（大村市）

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能する場合

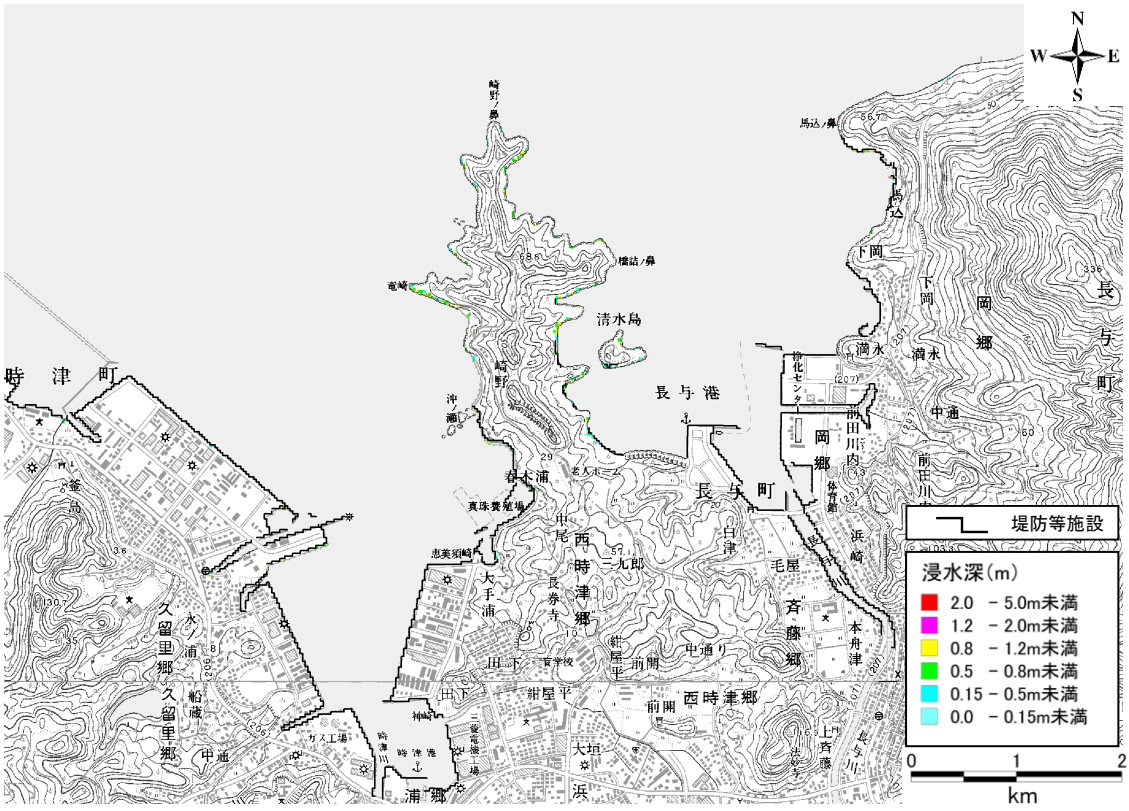

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能しない場合

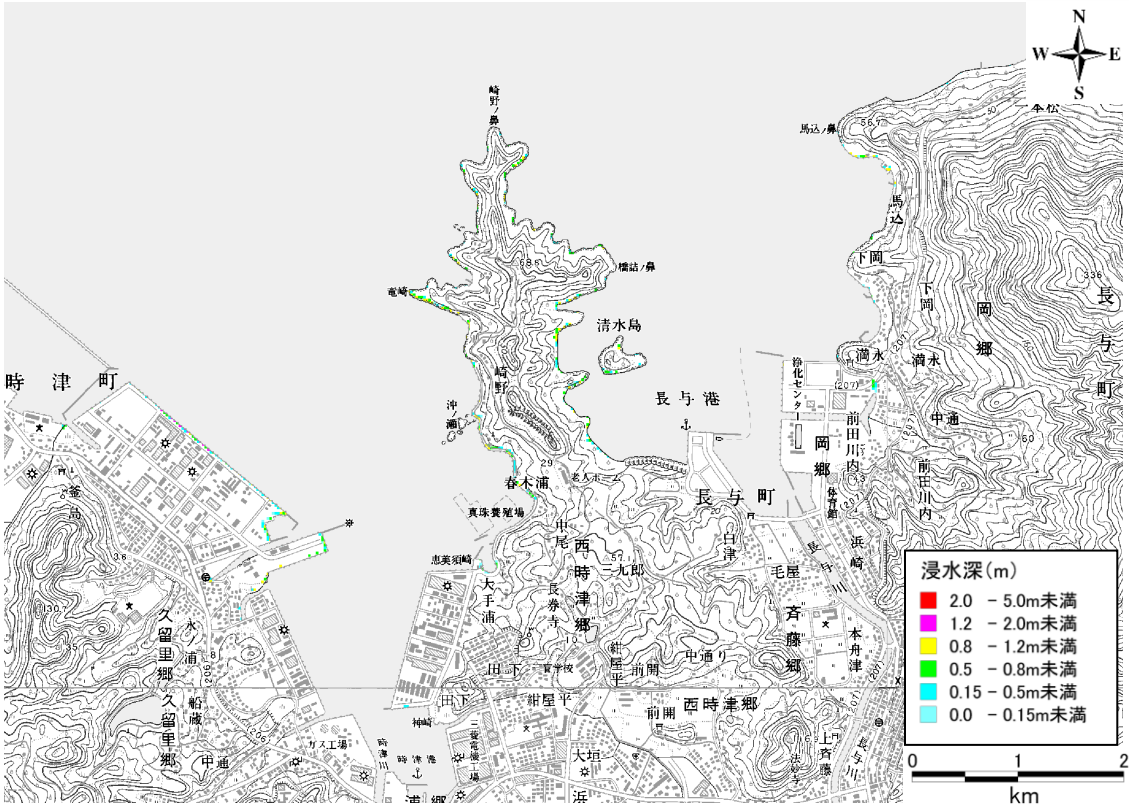

図－37　浸水予測図　長与港（長与町）

既往最大潮位（T.P. 1.06）において堤防等施設が機能する場合

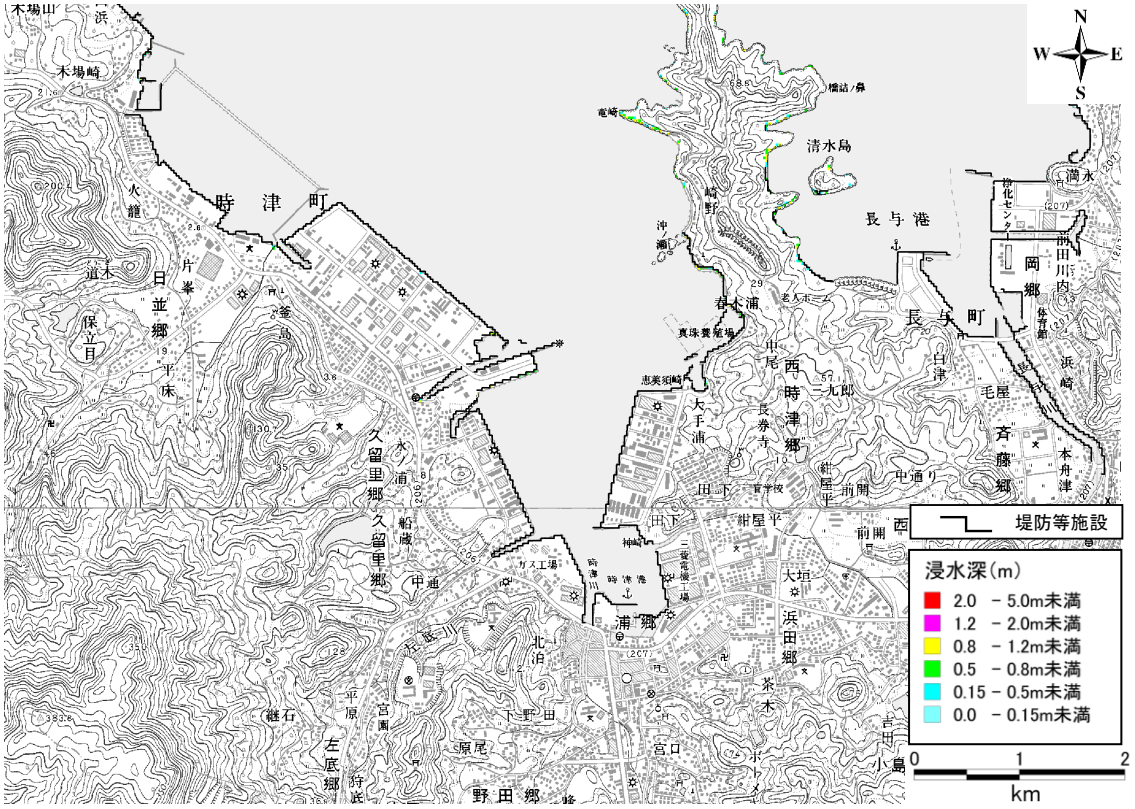

既往最大潮位（T.P. 1.06m）において堤防等施設が機能しない場合

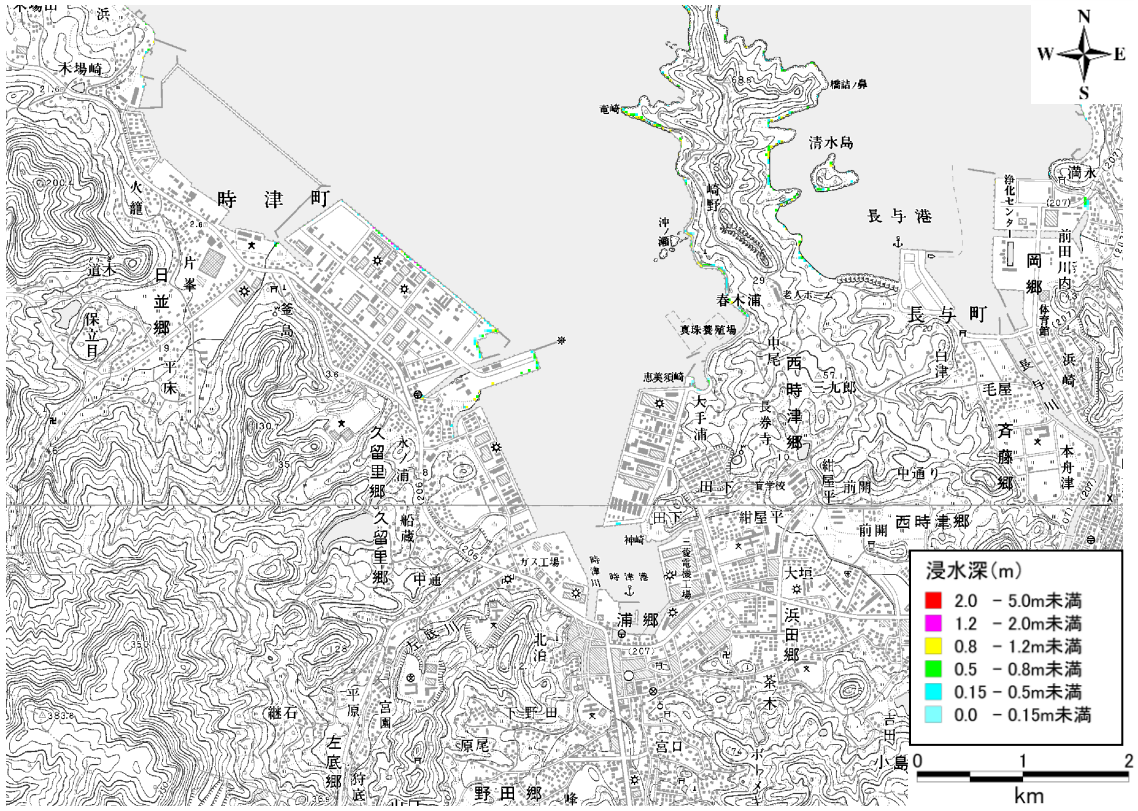

図－38　浸水予測図　時津港（時津町）

既往最大潮位（T.P. 3.22m）において堤防等施設が機能する場合

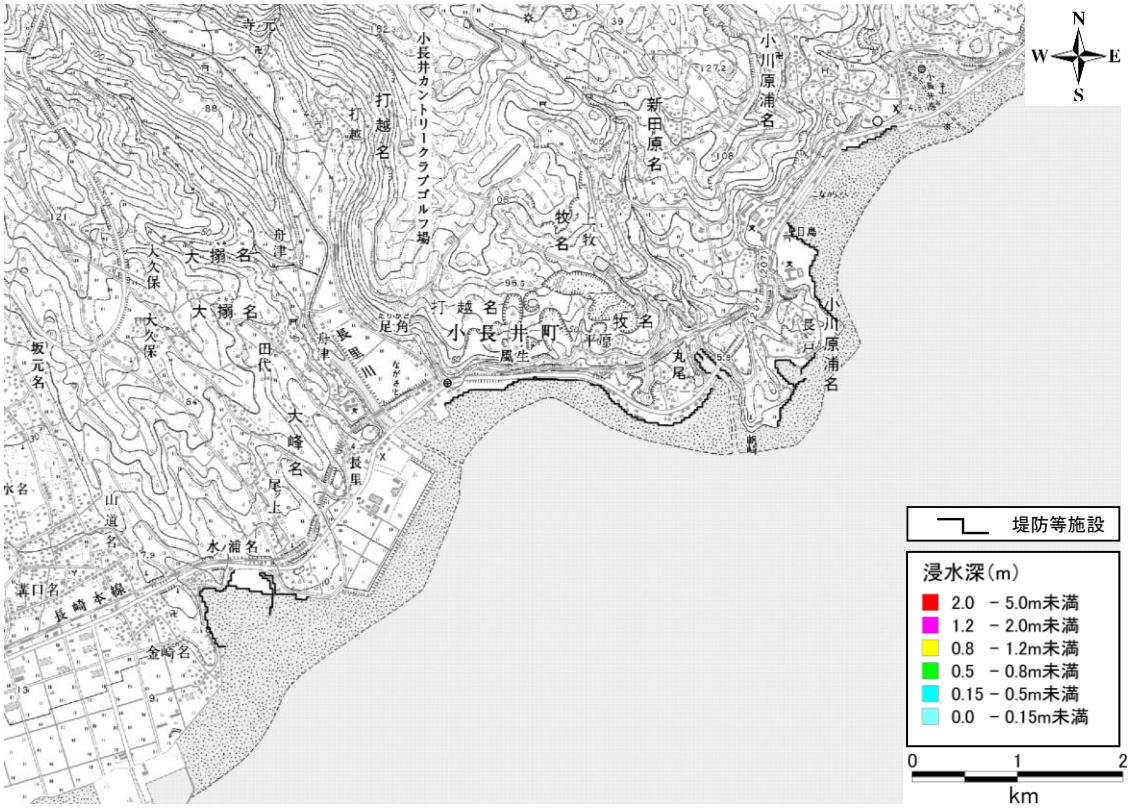

既往最大潮位（T.P. 3.22m）において堤防等施設が機能しない場合

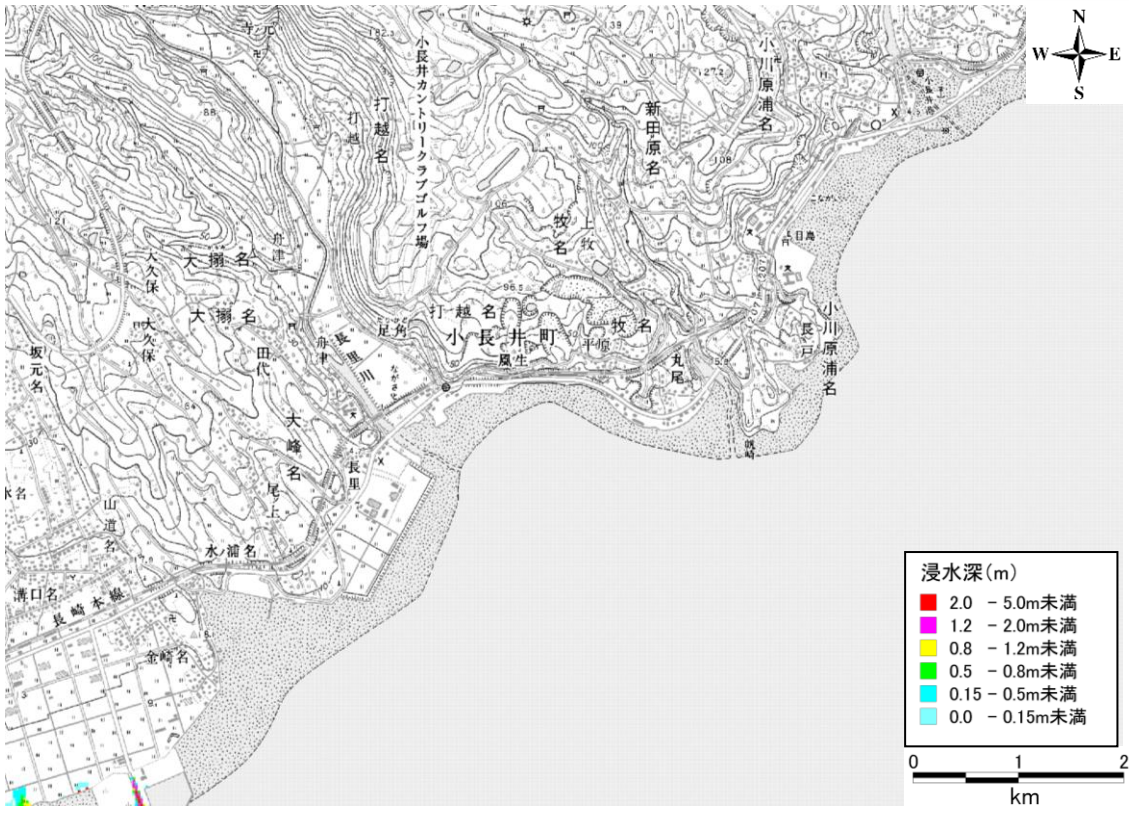

図－39　浸水予測図　小長井港（諫早市）

既往最大潮位（T.P. 3.22m）において堤防等施設が機能する場合

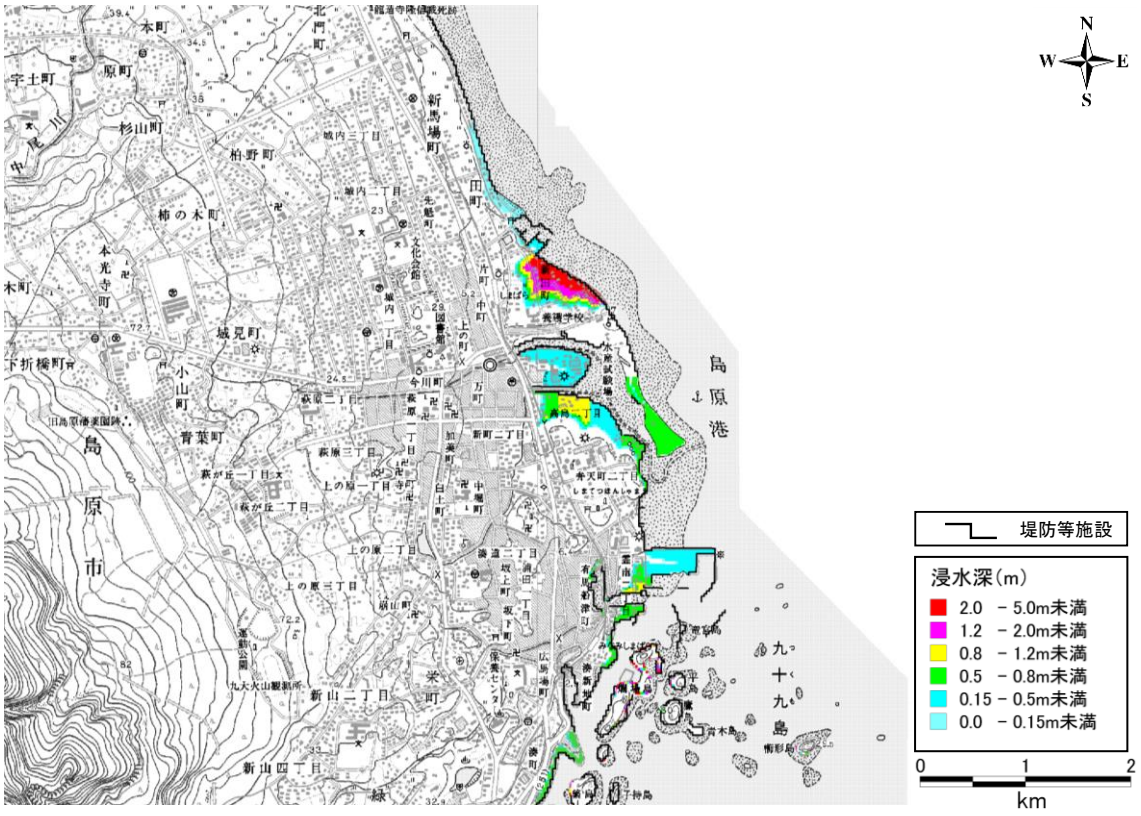

既往最大潮位（T.P. 3.22m）において堤防等施設が機能しない場合

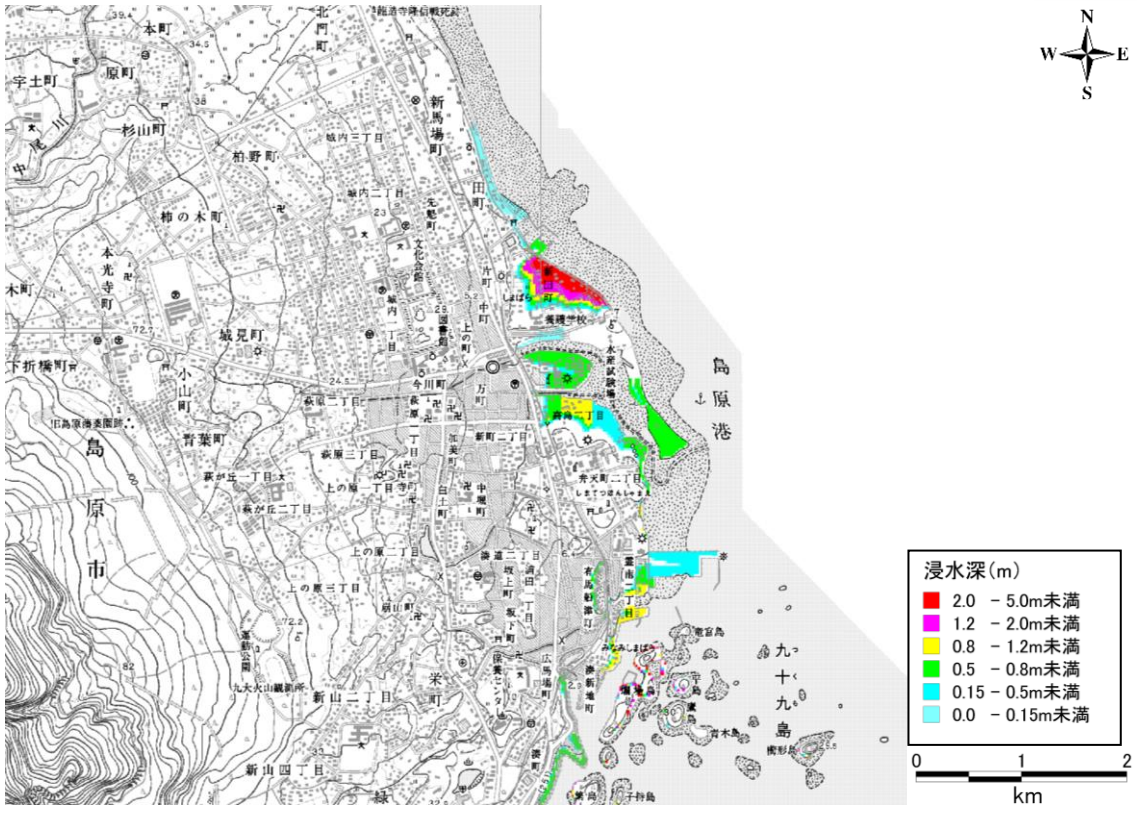

図－40　浸水予測図　島原港（島原市）

既往最大潮位（T.P. 3.22m）において堤防等施設が機能する場合

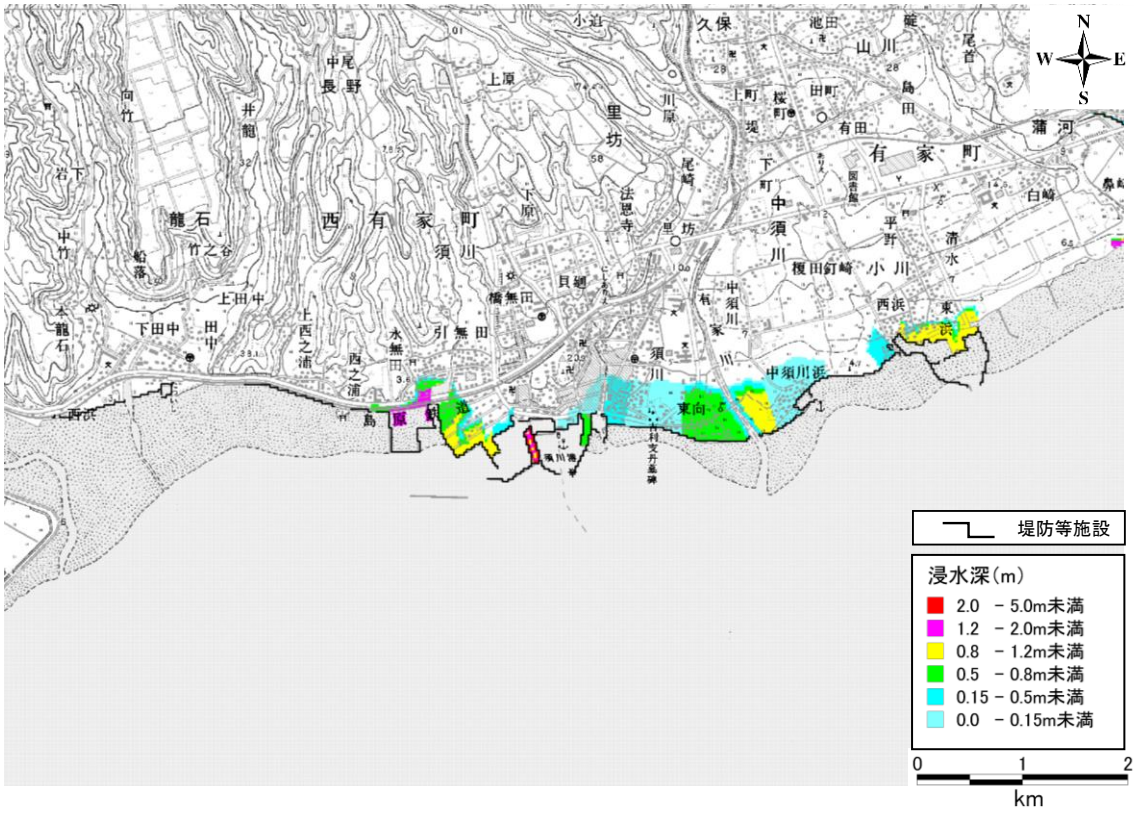

既往最大潮位（T.P. 3.22m）において堤防等施設が機能しない場合

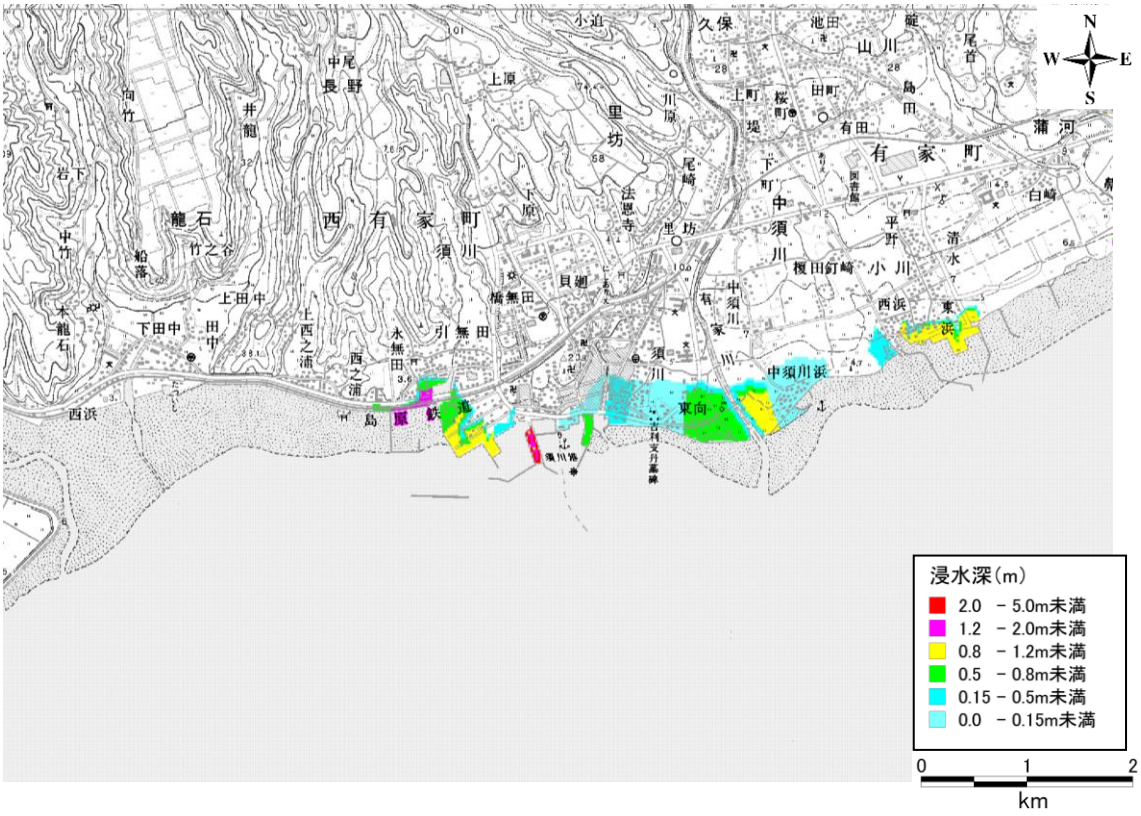

図－41　浸水予測図　須川港（南島原市）

既往最大潮位（T.P. 2.01m）において堤防等施設が機能する場合

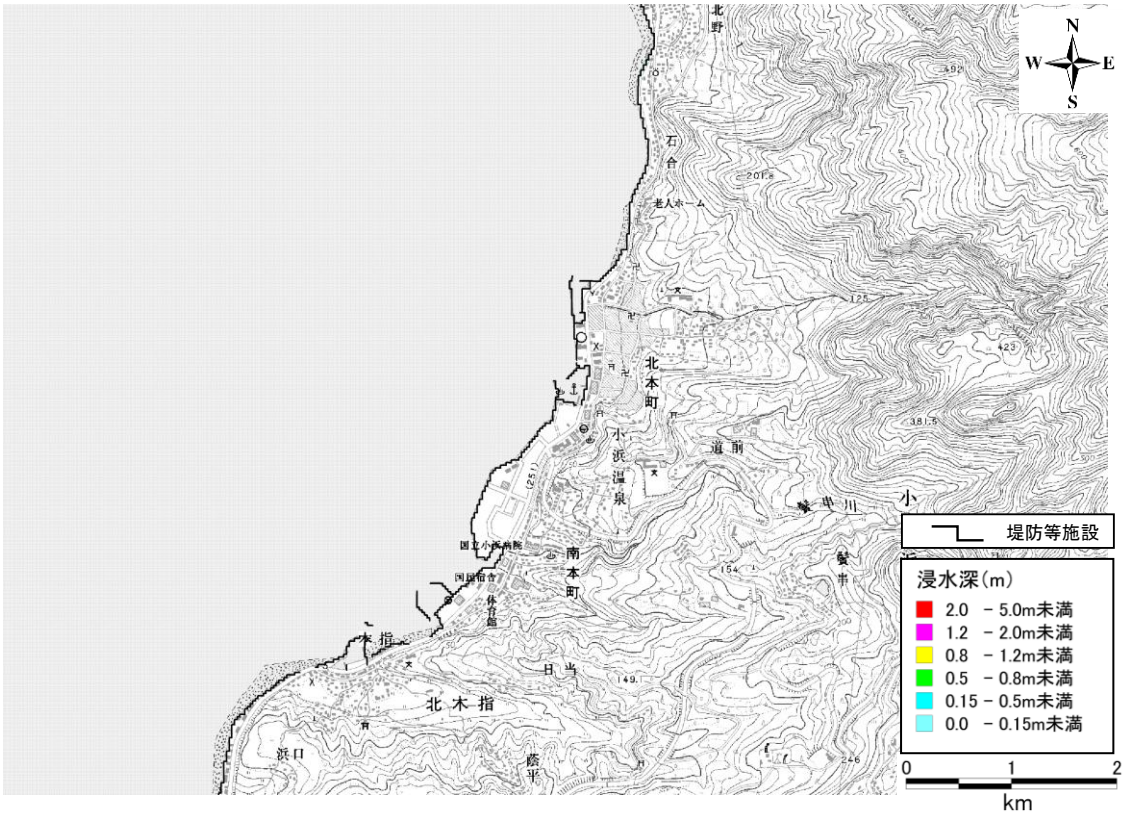

既往最大潮位（T.P. 2.01m）において堤防等施設が機能しない場合

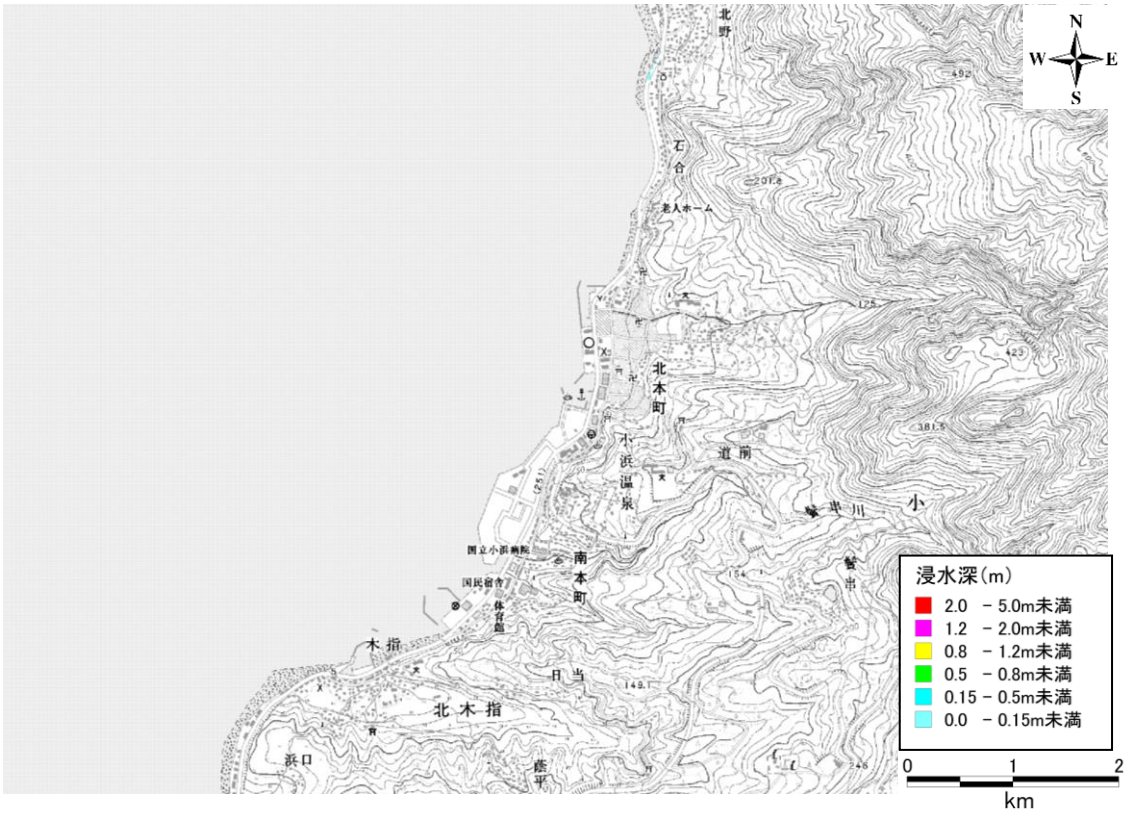

図－42　浸水予測図　小浜港（雲仙市）

既往最大潮位（T.P. 2.01m）において堤防等施設が機能する場合

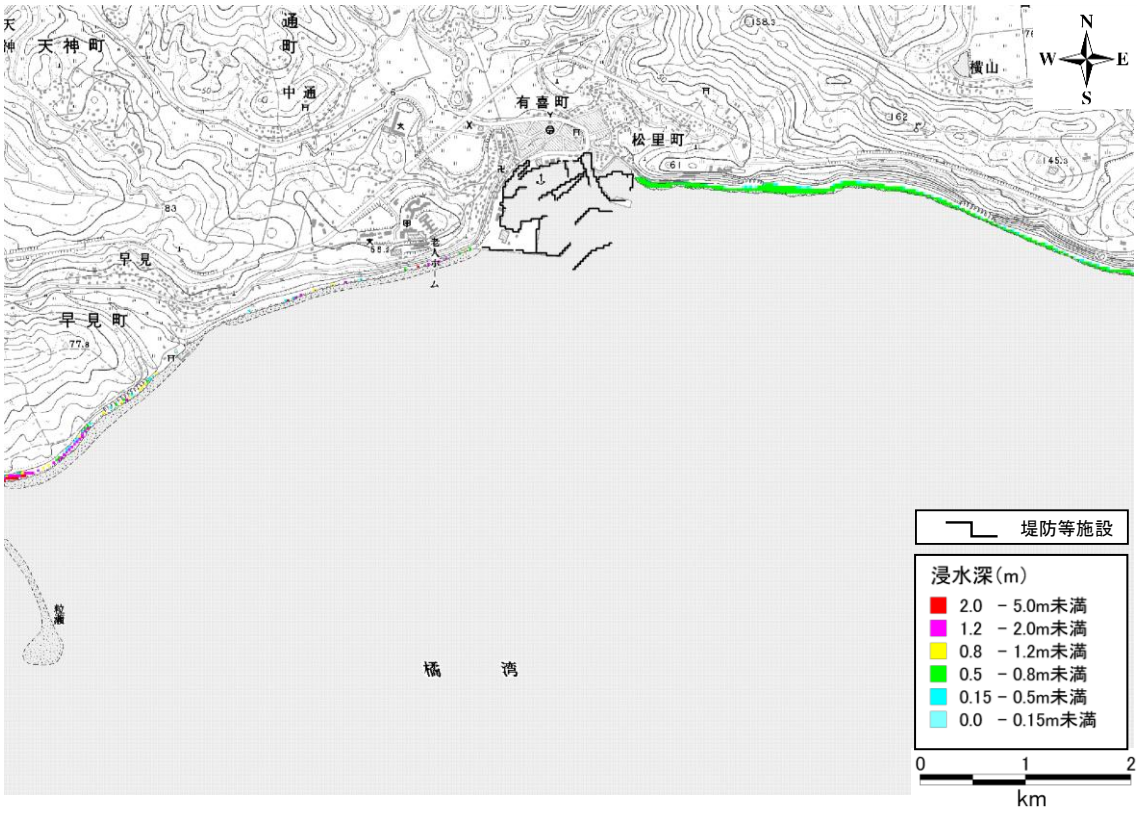

既往最大潮位（T.P. 2.01m）において堤防等施設が機能しない場合

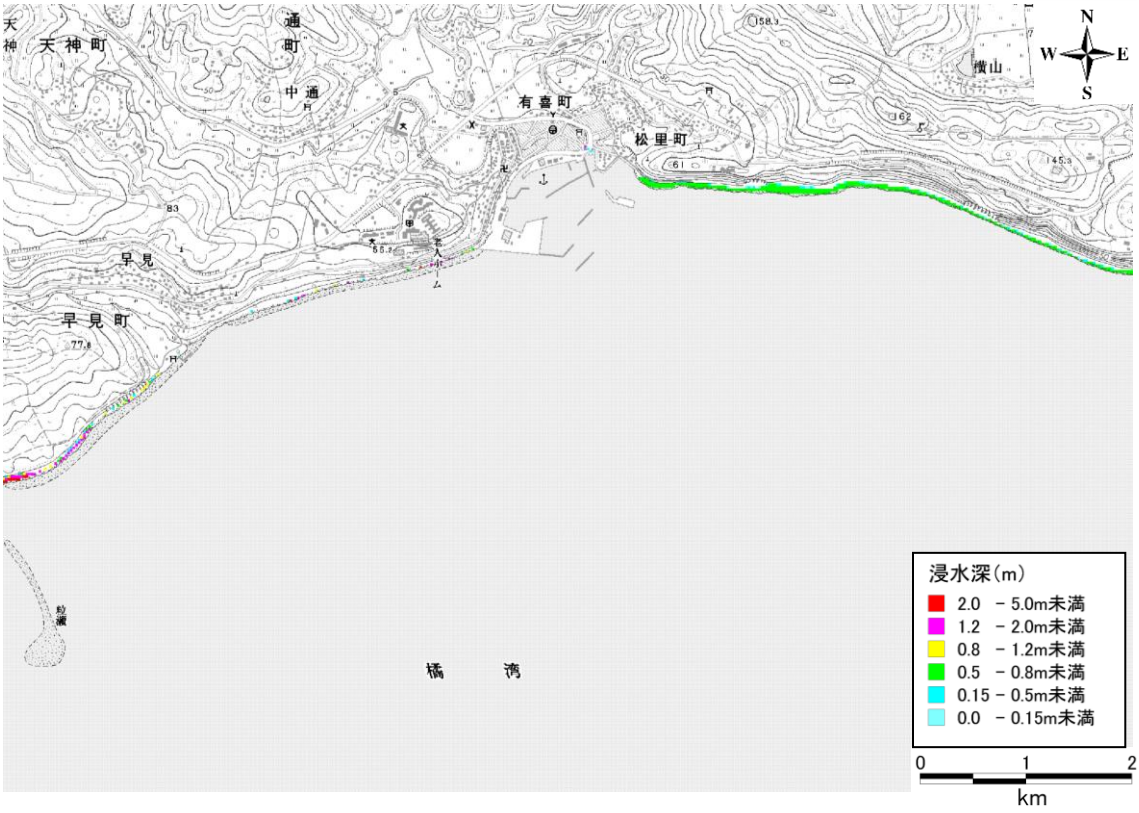

図－43　浸水予測図　有喜漁港（諫早市）

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能する場合

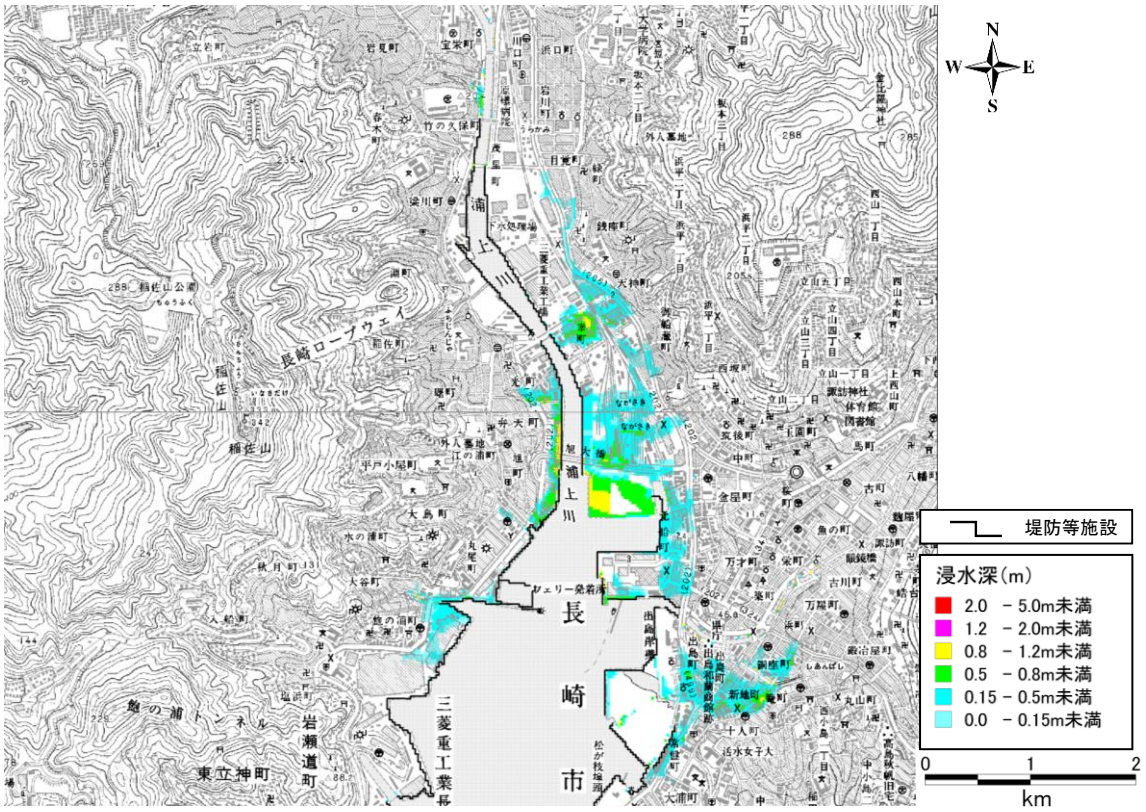

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能しない場合

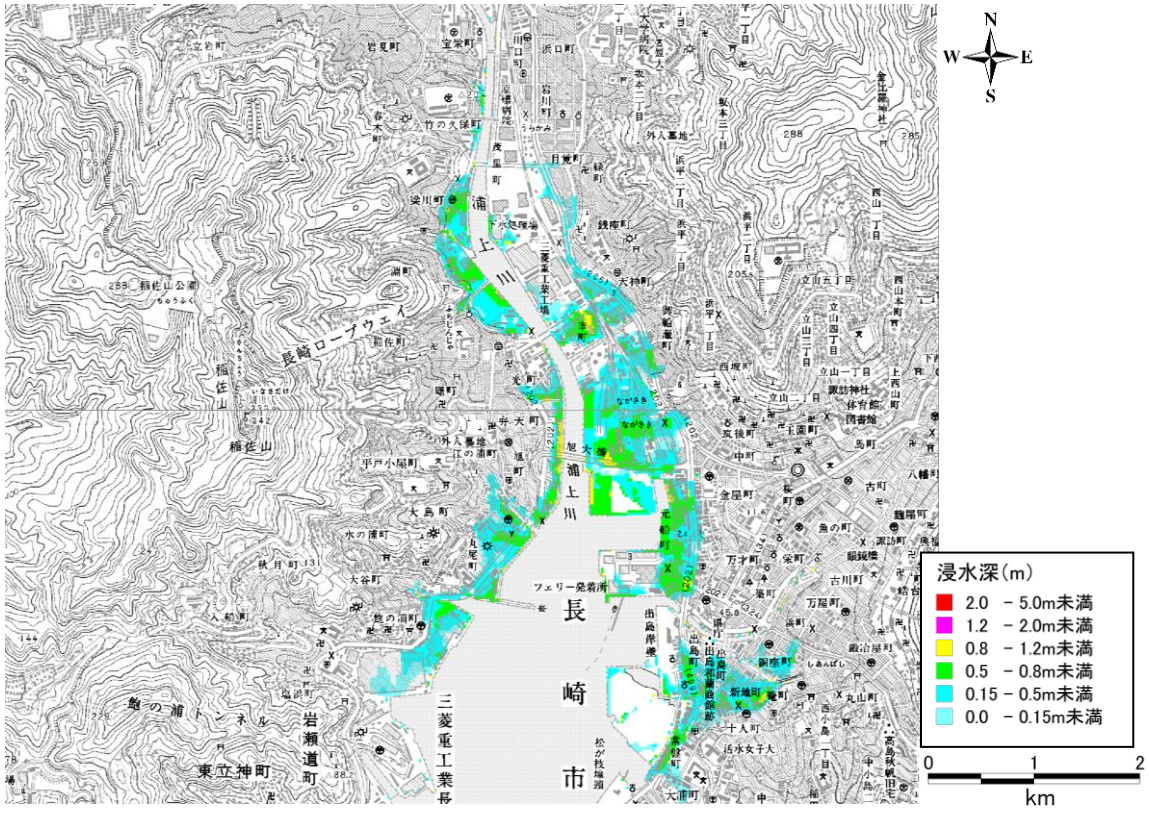

図－44　浸水予測図　長崎港（現況地盤高　長崎市）

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能する場合

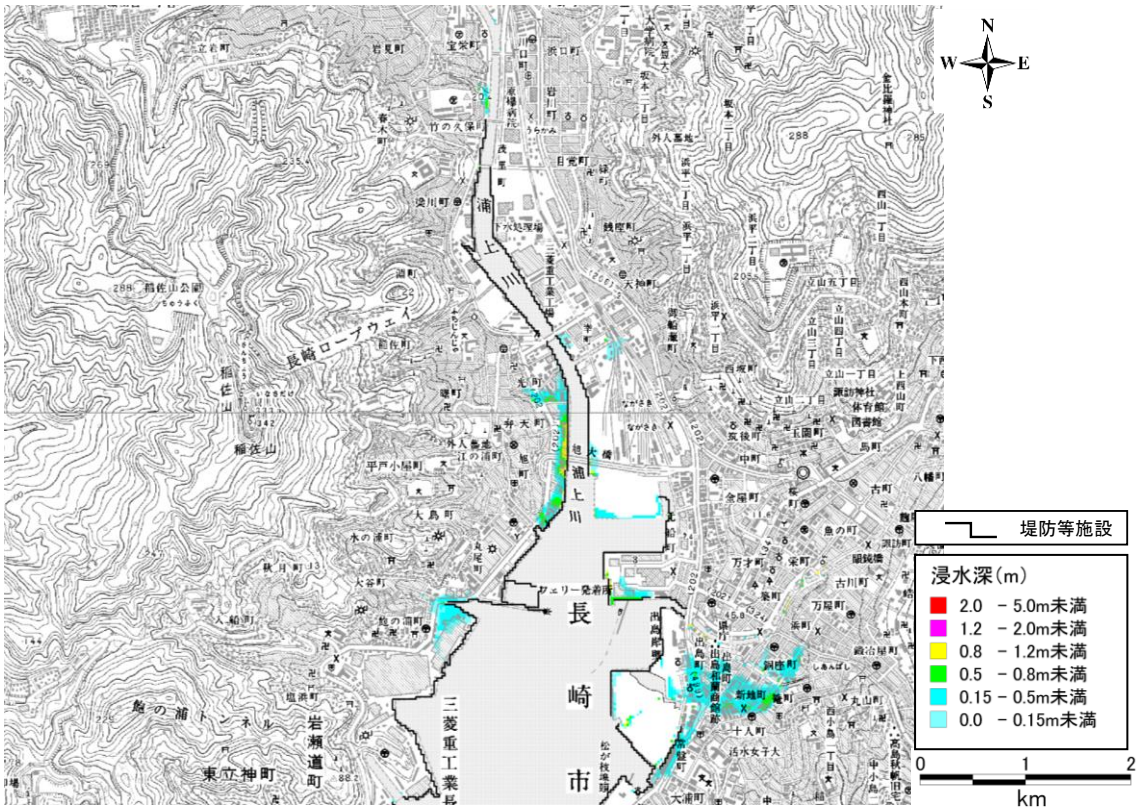

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能しない場合

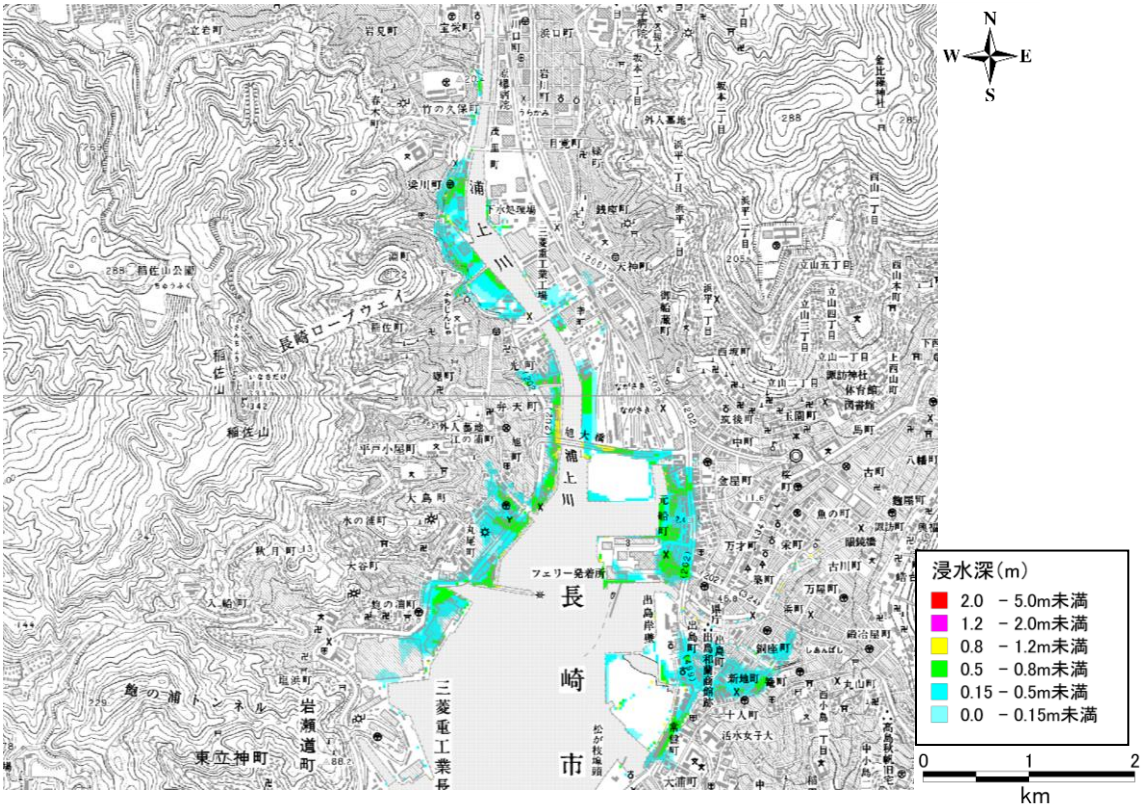

図－45　浸水予測図　長崎港（魚市場跡地・長崎駅周辺　計画地盤高）

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能する場合

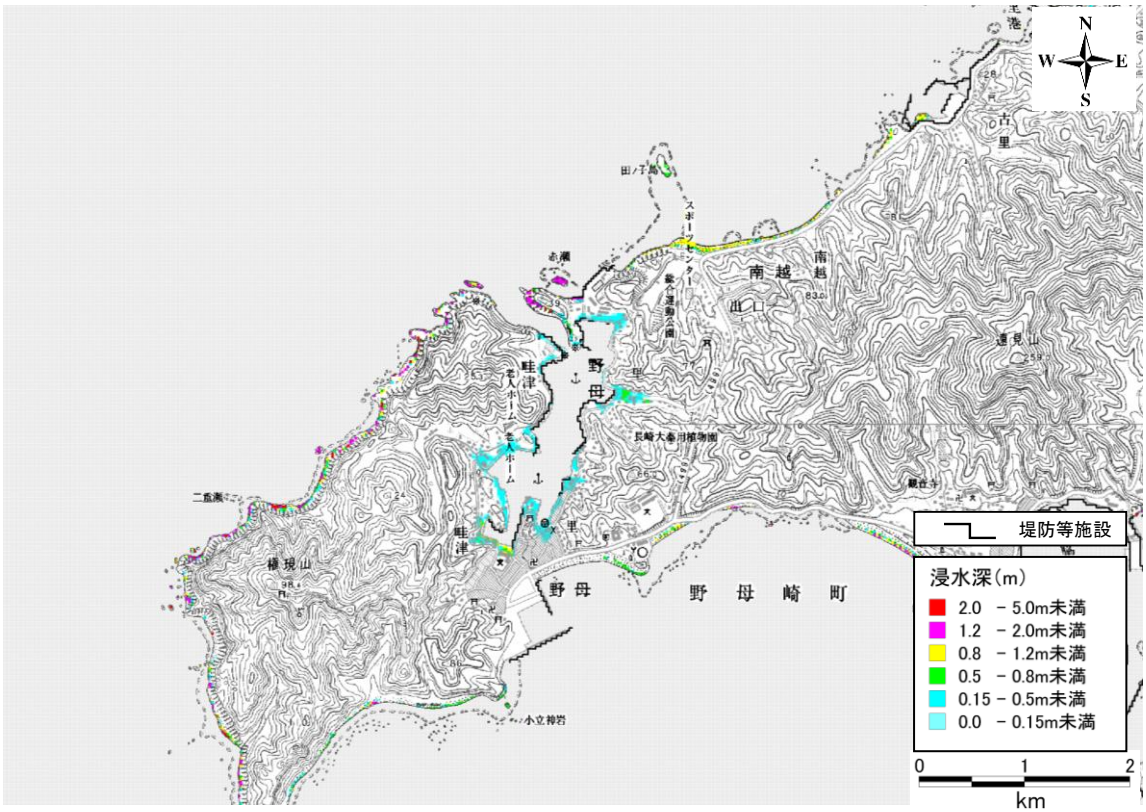

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能しない場合

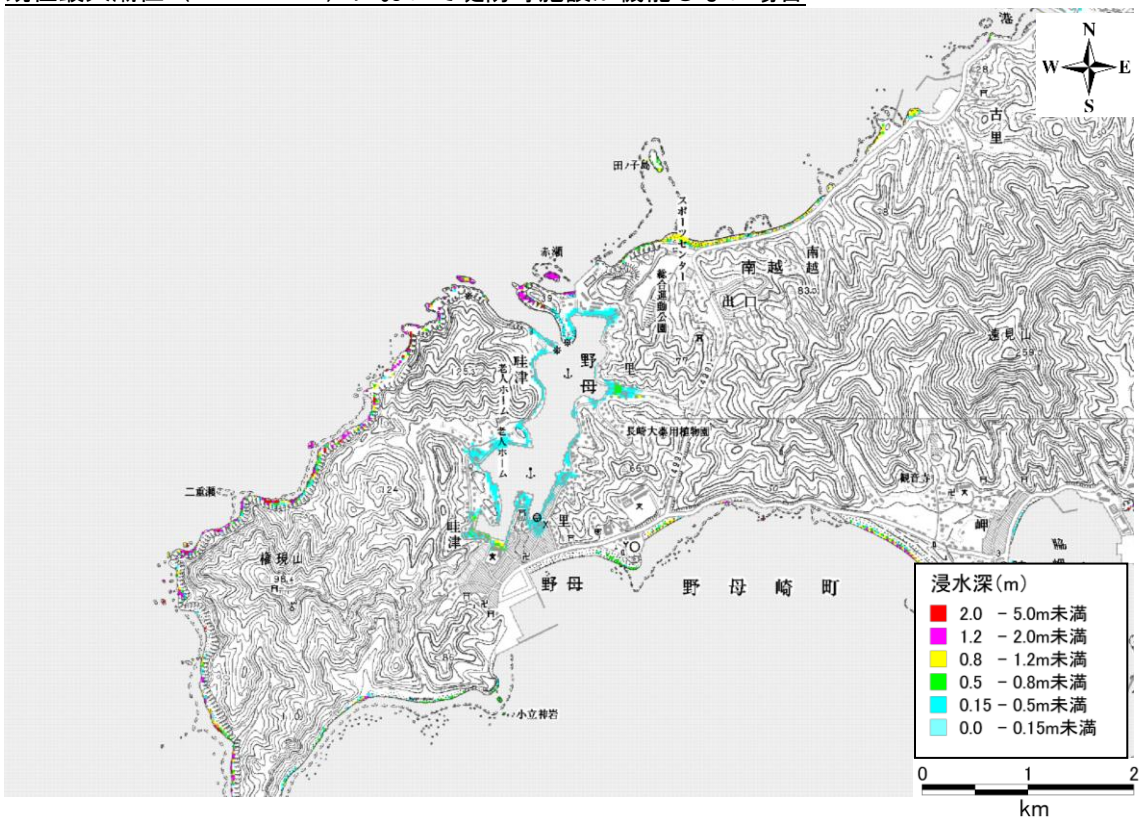

図－46　浸水予測図　野母漁港（長崎市）

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能する場合

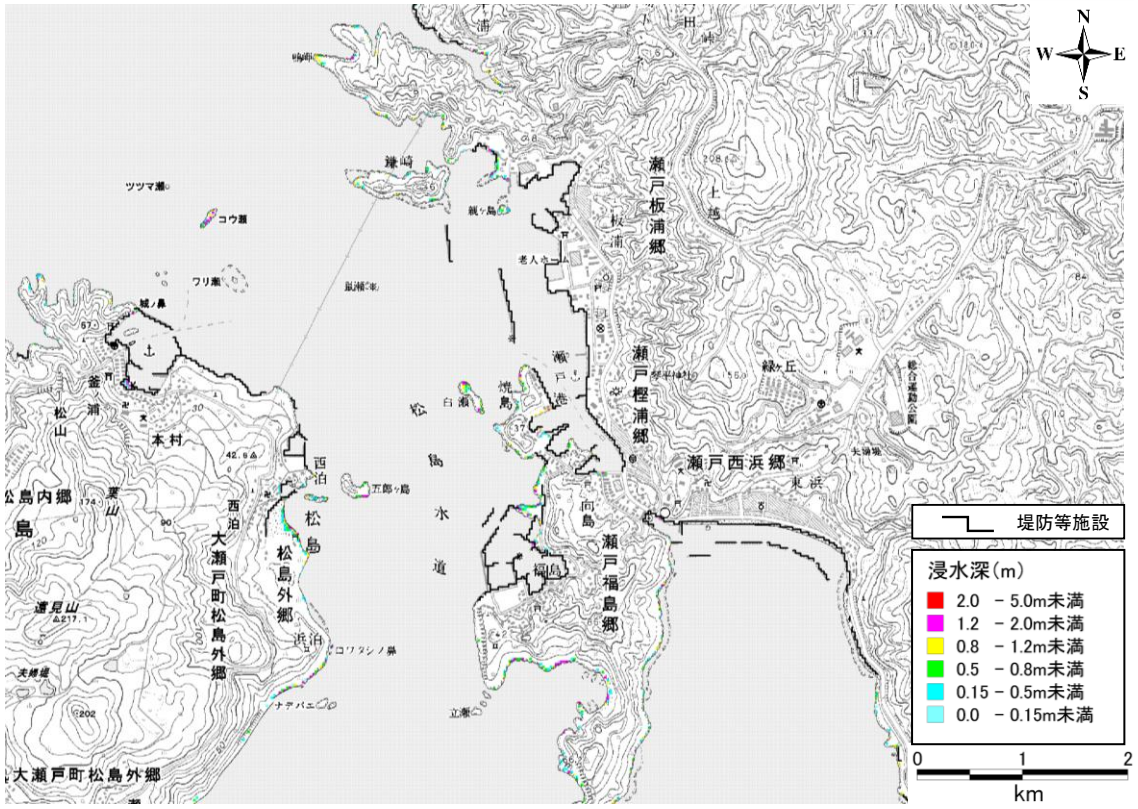

既往最大潮位（T.P. 2.09m）において堤防等施設が機能しない場合

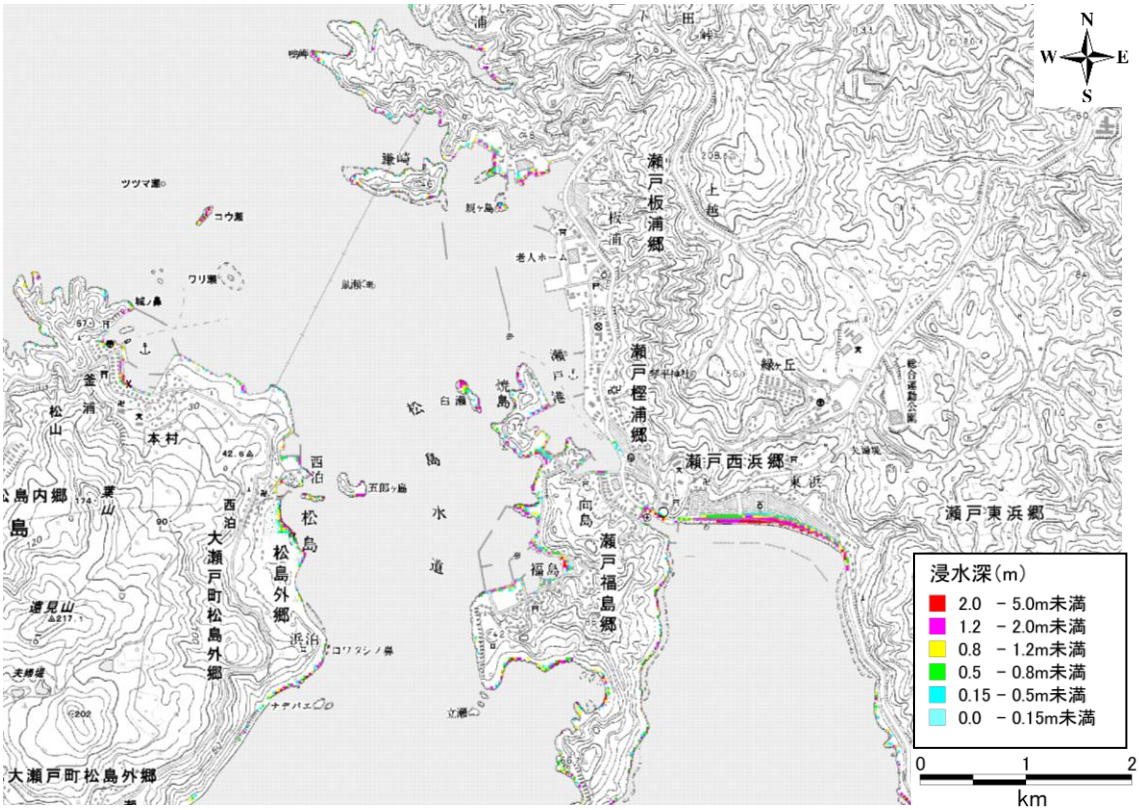

図－47　浸水予測図　瀬戸港（西海市）

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能する場合

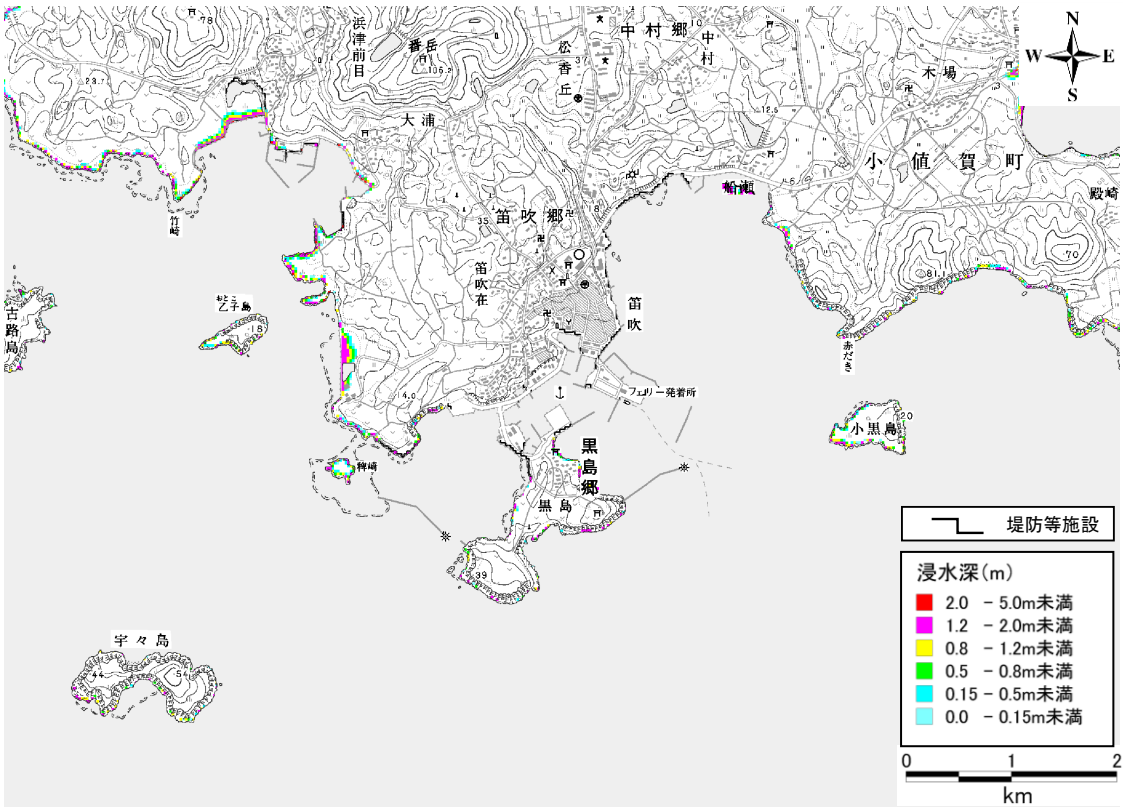

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能しない場合

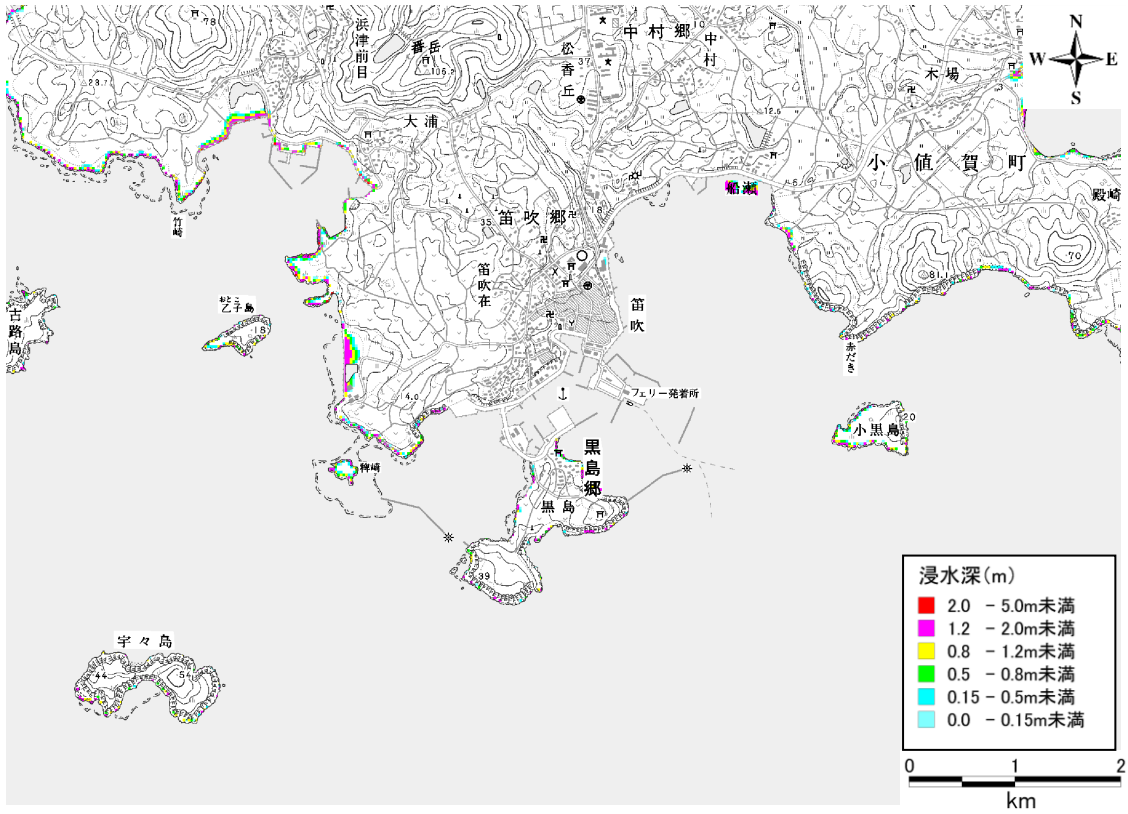

図－48　浸水予測図　小値賀漁港（小値賀町）

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能する場合

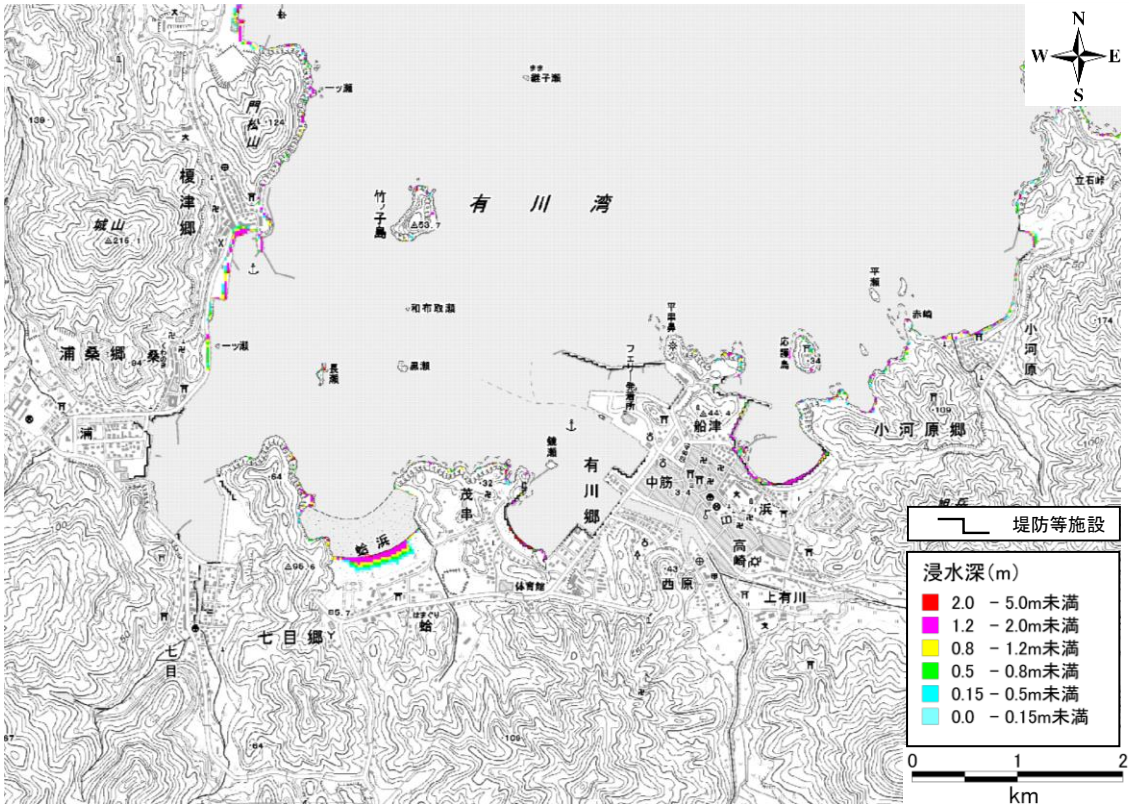

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能しない場合

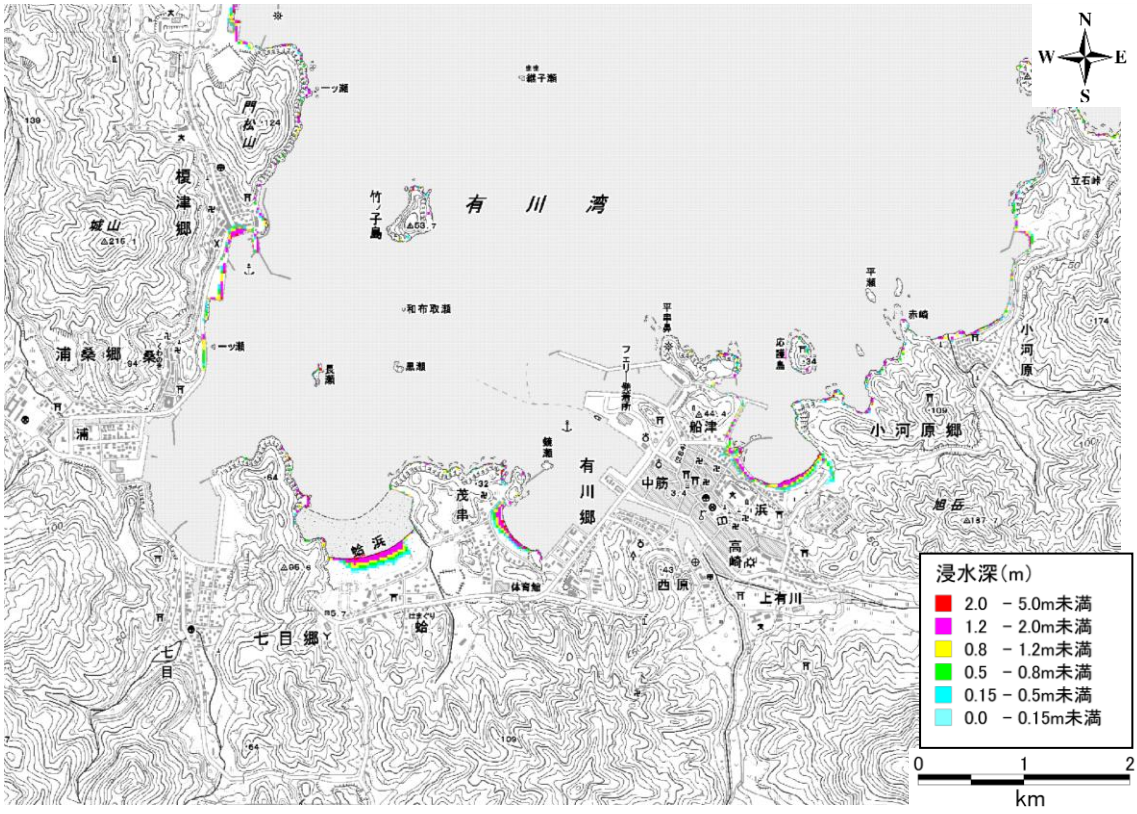

図－49　浸水予測図　有川港（新上五島町）

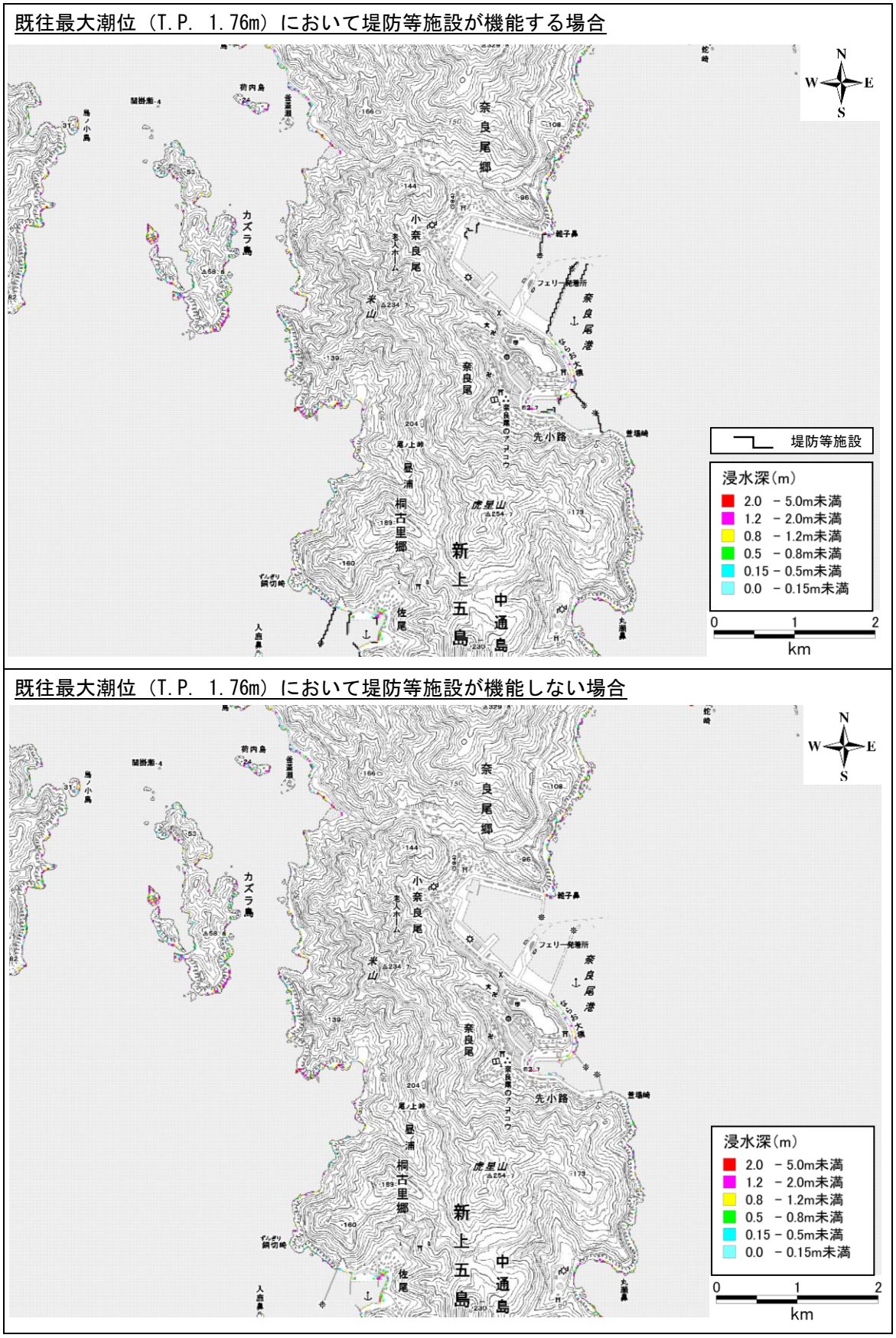

図－50　浸水予測図　奈良尾漁港（新上五島町）

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能する場合

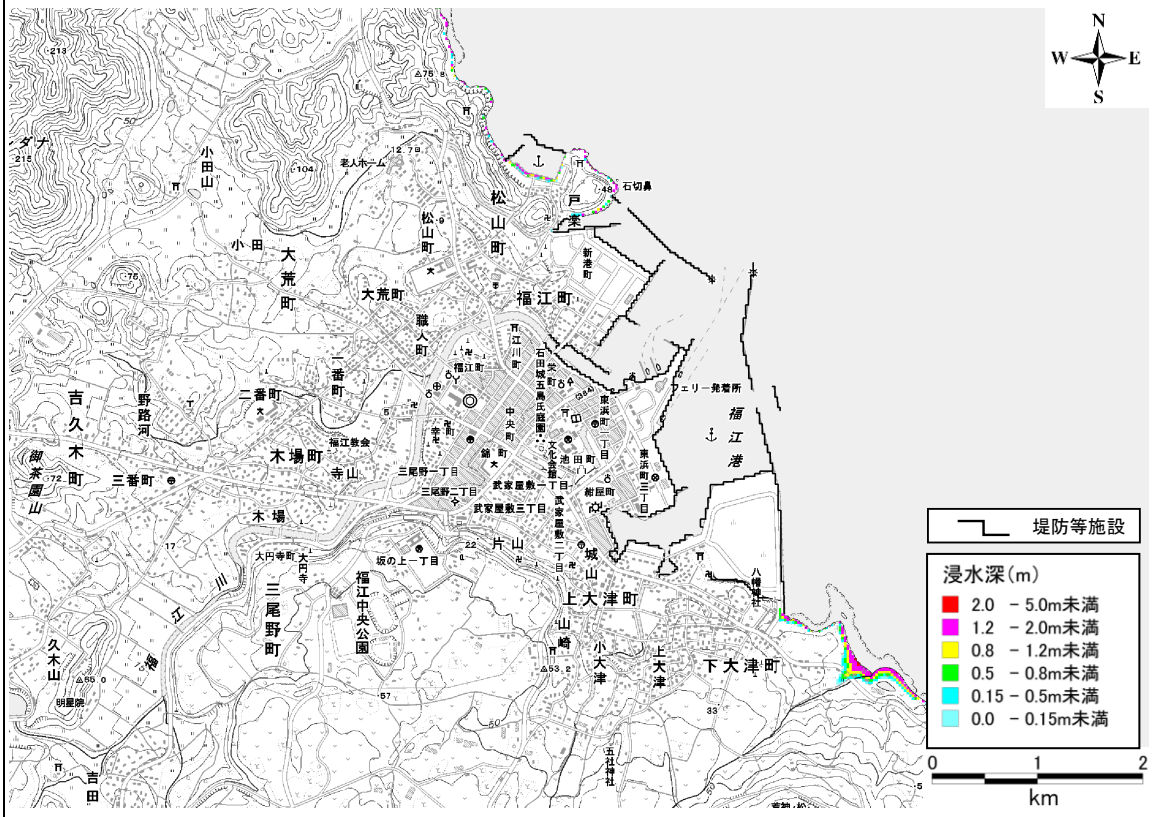

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能しない場合

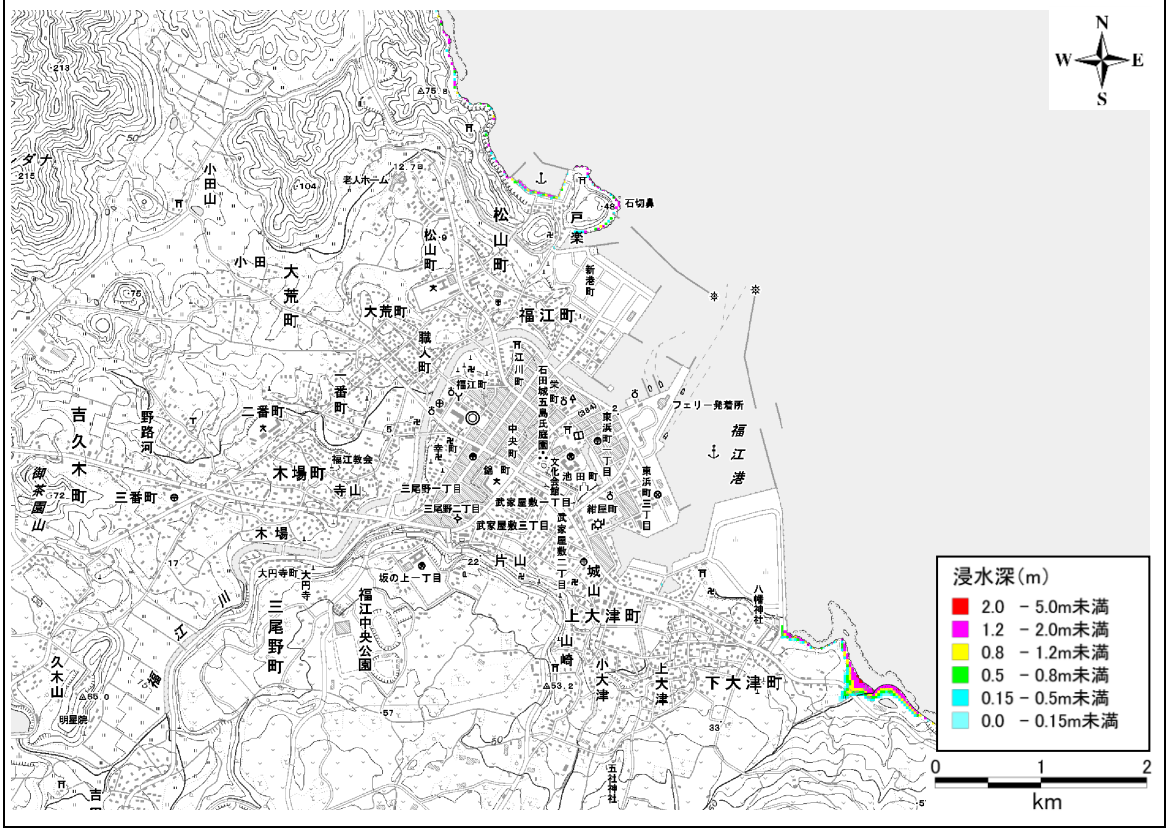

図－51　浸水予測図　福江港（五島市）

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能する場合

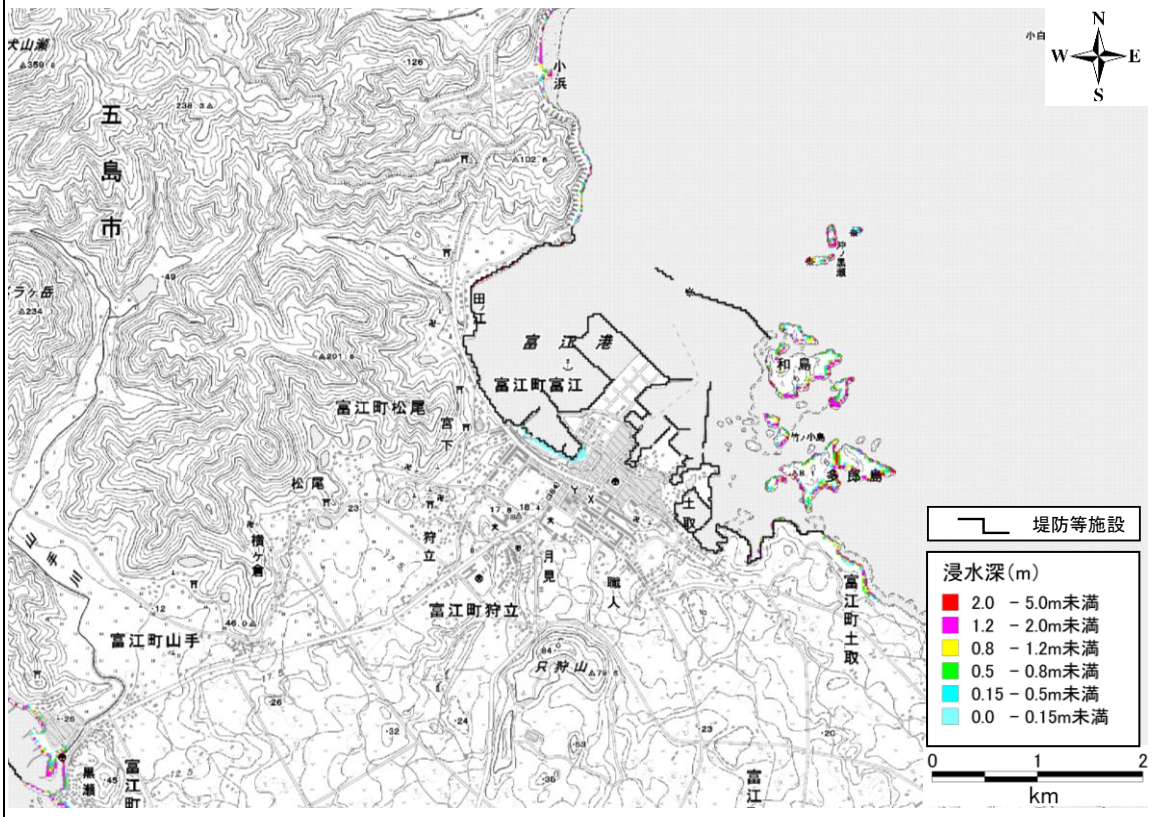

既往最大潮位（T.P. 1.76m）において堤防等施設が機能しない場合

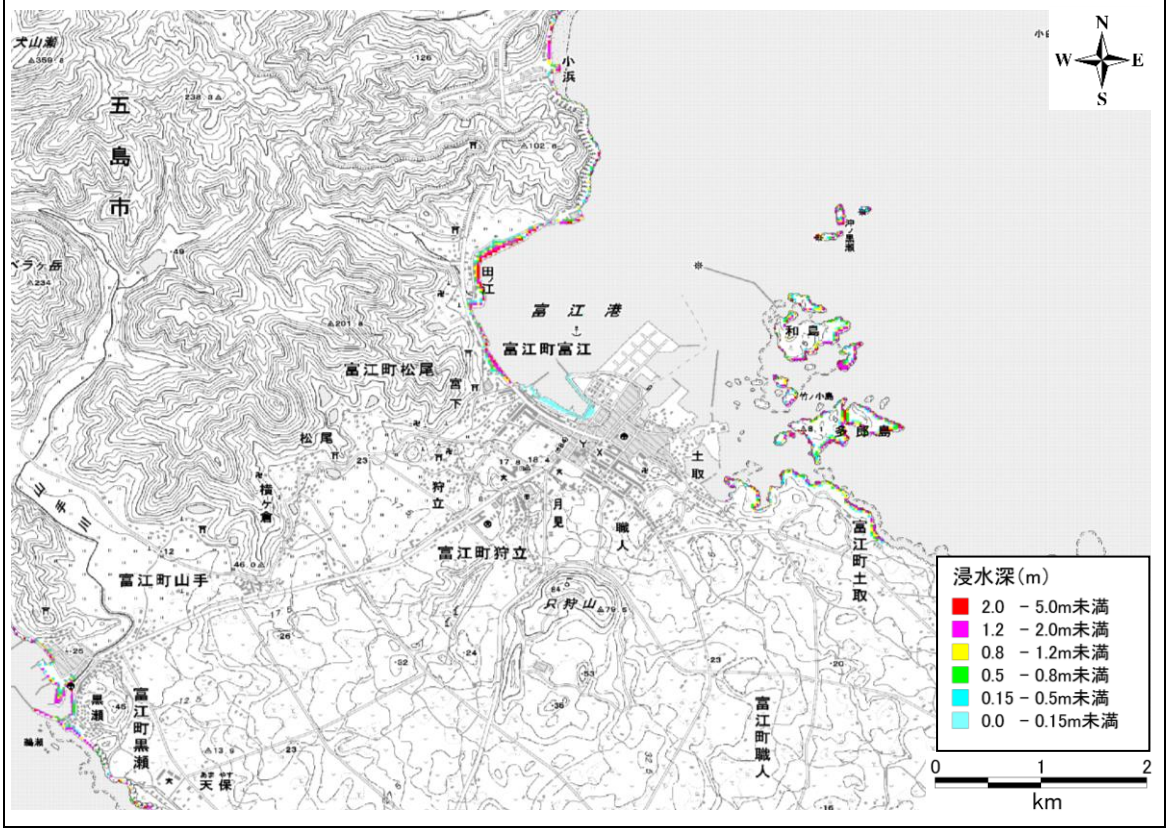

図－52　浸水予測図　富江港（五島市）

（２）津波による被害予測

表－20 に示した既往最大潮位及び朔望平均満潮位を初期潮位とした、各市町における堤防施設の機能条件別に建物・人的被害の推計を行い、結果を表－25～表－28 に示す。

表－25～表－28 によれば、津波浸水による建物被害は既往最大潮位の場合、佐世保市で最も多く、堤防等施設が機能する場合 3690 棟、機能しない場合 5620 棟となると予測され、浸水被害軽減効果は 35%となる。長崎市でも被害棟数が多くなると予測される。堤防等施設が機能する場合 2670 棟、機能しない場合 3720 棟と予測される。その他、堤防等施設が機能する場合、島原市、西海市、雲仙市、南島原市で建物被害が 1000 棟を超えている。このうち、島原市では浸水被害軽減効果 5%、南島原市では 10%と予測される。このように、有明海沿岸で浸水被害軽減効果が小さいことは、既往最大潮位が現堤防等施設高に比べ高いことが挙げられる。なお、一部、有明海沿岸に面する諫早市では、浸水被害低減効果は 95%と予測されるが、これは諫早湾の締切堤防によることが考えられる。

朔望平均満潮の場合の津波浸水による建物被害で 1000 棟以上もしくは 1000 棟前後の被害棟数が予測されるのは、佐世保市、西海市、雲仙市、南島原市で、佐世保市では堤防等施設が機能しない場合に 1480 棟と予測される。

津波浸水による人的被害は、第７節（1）で述べたように長崎県内への津波の到達時間が五島沿岸あるいは西彼杵沿岸部において最も速いが、その到達時間は地震発生後、約 2 時間経過後である。このため、図－53 に示す過去の地震による被害に基づいた津波の到達時間と避難による死亡者の補正率の関係より補正率は 0%となり、いずれの市町においても、適切に安全な場所に避難すれば死亡者数０人と予測される。

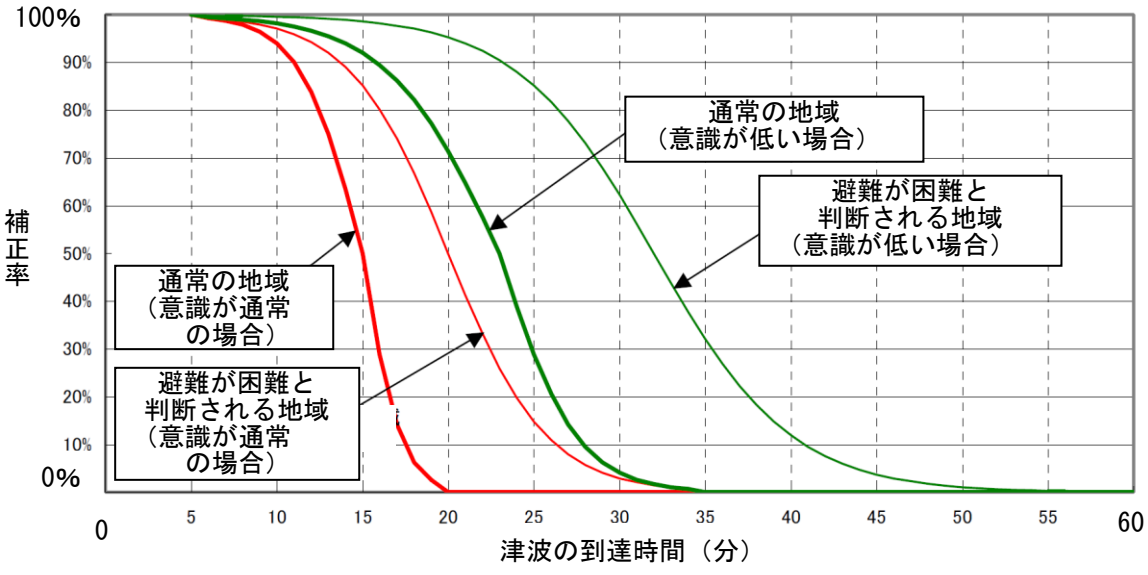

図－53　津波の到達時間と補正率の関係

「東海地震に係る被害想定手法について-参考資料：東海地震に係る被害想定手法について：平成 15 年，中央防災会議　東海地震対策専門調査会」　p. 26　抜粋加筆

①既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

表－25　地震津波による被害予測

（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能する場合）

市町名	木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物合計（棟）	死亡者数（人）				堤防等施設による浸水被害軽減効果（％） ※3
								津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2		
	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H＜1.0m	床上浸水（半壊） 1.0m≦H＜2.0m	床上浸水（全壊） 2.0m≦H	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H		避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い	
長崎市※4	840	210	120	20	1050	430	2670	0	0	(300)	(920)	30%
佐世保市	1540	730	350	70	560	440	3690	0	0	(240)	(740)	35%
島原市	340	300	190	80	140	200	1250	0	0	(70)	(200)	5%
諫早市※5	40	10	10	10	100	50	220	0	0	(20)	(40)	95%
大村市	30	20	10	0	20	20	100	0	0	(10)	(20)	20%
平戸市	210	130	170	40	80	130	760	0	0	(40)	(110)	20%
松浦市	110	100	170	70	20	60	530	0	0	(30)	(90)	35%
対馬市	190	110	50	0	60	70	480	0	0	(30)	(70)	15%
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	15%
五島市	190	180	260	20	50	100	800	0	0	(30)	(90)	25%
西海市	240	220	290	150	70	170	1140	0	0	(60)	(170)	15%
雲仙市	150	130	260	320	40	150	1050	0	0	(70)	(180)	45%
南島原市	740	590	570	250	150	260	2560	0	0	(130)	(370)	10%
長与町	10	10	0	0	0	10	30	0	0	(0)	(0)	25%
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	10	50	0	0	(10)	(10)	20%
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)	0%
小値賀町	20	10	20	0	10	20	80	0	0	(10)	(10)	15%
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)	0%
新上五島町	170	150	230	10	40	110	710	0	0	(30)	(90)	20%

※1　津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合 2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率 0%

※2　避難行動に移る前（5 分以内）に津波が到達した場合の死亡者数
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より補正率 100%

※3　堤防等施設による浸水被害軽減効果（%）
＝｛1-（堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数）/（堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数）｝×100

※4　長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5　諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

②既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

表－26　地震津波による被害想定

（初期潮位=既往最大潮位　堤防等施設が機能しない場合）

市町名	木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物合計（棟）	死亡者数（人）			
								津波到達時間による補正後　※1		津波到達時間による補正前　※2	
	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H＜1.0m	床上浸水（半壊） 1.0m≦H＜2.0m	床上浸水（全壊） 2.0m≦H	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H		避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い
長崎市※3	1170	320	130	40	1320	740	3720	0	0	(450)	(1390)
佐世保市	2150	1240	680	120	730	700	5620	0	0	(460)	(1410)
島原市	360	290	200	70	140	200	1260	0	0	(70)	(200)
諫早市※4	220	220	550	270	490	1500	3250	0	0	(220)	(650)
大村市	30	40	10	0	20	20	120	0	0	(10)	(20)
平戸市	250	150	210	40	100	150	900	0	0	(50)	(140)
松浦市	150	150	270	90	30	100	790	0	0	(50)	(140)
対馬市	150	130	110	0	60	90	540	0	0	(30)	(80)
壱岐市	10	10	10	0	20	20	70	0	0	(10)	(10)
五島市	250	240	320	30	50	120	1010	0	0	(40)	(110)
西海市	300	270	350	160	70	190	1340	0	0	(70)	(200)
雲仙市	260	280	430	520	70	260	1820	0	0	(110)	(320)
南島原市	790	650	660	250	160	280	2790	0	0	(140)	(410)
長与町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(0)
時津町	10	10	0	0	10	10	40	0	0	(0)	(10)
東彼杵町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	20	20	20	0	10	20	90	0	0	(10)	(10)
佐々町	100	100	210	10	40	100	560	0	0	(40)	(130)
新上五島町	200	180	280	20	50	130	860	0	0	(40)	(110)

※1　津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合 2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率 0%

※2　避難行動に移る前（5 分以内）に津波が到達した場合の死亡者数
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より補正率 100%

※3　長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4　諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

③朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合

表－27　地震津波による被害予測

（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能する場合）

市町名	木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物合計（棟）	死亡者数（人）				堤防等施設による浸水被害軽減効果（％） ※3
								津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2		
	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H＜1.0m	床上浸水（半壊） 1.0m≦H＜2.0m	床上浸水（全壊） 2.0m≦H	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H		避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い	
長崎市※4	60	20	40	10	110	100	340	0	0	(40)	(100)	55%
佐世保市	240	80	110	10	110	120	670	0	0	(60)	(170)	55%
島原市	80	40	30	20	40	40	250	0	0	(20)	(40)	60%
諫早市※5	10	0	0	0	20	10	40	0	0	(10)	(10)	100%
大村市	30	10	0	0	20	10	70	0	0	(10)	(10)	25%
平戸市	90	70	80	0	40	80	360	0	0	(20)	(50)	25%
松浦市	80	70	110	0	20	40	320	0	0	(20)	(50)	40%
対馬市	100	90	10	0	40	40	280	0	0	(20)	(50)	20%
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)	0%
五島市	160	130	130	10	40	80	550	0	0	(20)	(60)	25%
西海市	240	210	250	10	60	130	900	0	0	(50)	(140)	5%
雲仙市	150	140	360	140	40	140	970	0	0	(60)	(160)	25%
南島原市	420	250	320	50	80	130	1250	0	0	(60)	(170)	15%
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)	0%
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	0%
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)	0%
川棚町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	50%
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)	0%
佐々町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)	25%
新上五島町	130	110	110	0	40	70	460	0	0	(20)	(60)	20%

※1　津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合 2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率 0%

※2　避難行動に移る前（5 分以内）に津波が到達した場合の死亡者数
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より補正率 100%

※3　堤防等施設による浸水被害軽減効果（%）
＝｛1-（堤防等施設が有る場合の浸水建物棟数）/（堤防等施設が無い場合の浸水建物棟数）｝×100

※4　長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※5　諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

④朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合

表－28　地震津波による被害想定

（初期潮位=朔望平均満潮位　堤防等施設が機能しない場合）

市町名	木造建物（棟）				非木造建物（棟）		浸水建物合計（棟）	死亡者数（人）			
								津波到達時間による補正後 ※1		津波到達時間による補正前 ※2	
	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H＜1.0m	床上浸水（半壊） 1.0m≦H＜2.0m	床上浸水（全壊） 2.0m≦H	床下浸水 H＜0.5m	床上浸水（軽微） 0.5m≦H		避難意識通常	避難意識低い	避難意識通常	避難意識低い
長崎市※3	150	40	80	10	260	170	710	0	0	(120)	(360)
佐世保市	520	280	230	10	220	220	1480	0	0	(150)	(450)
島原市	230	90	90	20	90	70	590	0	0	(30)	(90)
諫早市※4	260	280	340	60	470	840	2250	0	0	(140)	(400)
大村市	50	10	0	0	20	10	90	0	0	(10)	(20)
平戸市	120	100	100	0	50	90	460	0	0	(30)	(70)
松浦市	130	130	150	10	30	60	510	0	0	(30)	(90)
対馬市	120	100	20	0	50	50	340	0	0	(20)	(50)
壱岐市	10	10	10	0	10	20	60	0	0	(10)	(10)
五島市	230	160	180	10	50	90	720	0	0	(30)	(80)
西海市	250	210	250	10	70	130	920	0	0	(50)	(140)
雲仙市	240	210	410	210	60	170	1300	0	0	(80)	(220)
南島原市	560	250	310	50	100	140	1410	0	0	(70)	(190)
長与町	10	10	0	0	0	0	20	0	0	(10)	(10)
時津町	10	10	0	0	10	0	30	0	0	(10)	(10)
東彼杵町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
川棚町	20	20	0	0	10	10	60	0	0	(10)	(10)
小値賀町	10	20	10	0	10	0	50	0	0	(10)	(10)
佐々町	20	10	0	0	10	0	40	0	0	(10)	(10)
新上五島町	160	150	120	0	50	90	570	0	0	(30)	(70)

※1　津波の到達時間が遅くなるほど避難が可能となることを考慮し、死亡者数の補正を行った数値
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より、本県の場合 2 時間以上経過した後に津波が到達するため補正率 0%

※2　避難行動に移る前（5 分以内）に津波が到達した場合の死亡者数
図－53　津波の到達時間と補正率の関係より補正率 100%

※3　長崎市における被害予測は、現況地盤高における浸水予測結果に基づく

※4　諫早湾の締切堤は堤防等施設としている

８　津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波浸水想定」について

（港湾課）

平成 24 年 6 月 13 日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、同法第８条第１項の規定により、都道府県知事が、市町村が「津波防災地域づくり」を推進するための基礎となる「津波浸水想定」を設定することとなった。

「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものであり、本県では、平成 24 年 8 月 29 日に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震津波に関する知見や、県が既に公表している雲仙地溝南縁断層帯などに起因する地震による津波など地域の状況を踏まえ、平成 26 年 3 月 31 日に「津波浸水想定（第１版）」を公表した。

平成 26 年 8 月に国土交通省・内閣府・文部科学省が公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の調査報告を踏まえ、平成 28 年 10 月 31 日に津波浸水想定（第２版）を公表した。

（１）「津波浸水想定」の作成

１）　留意事項

・「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもの。
・最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。
・浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合がある。
・「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではなく、また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではない。
・浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もある。
・「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがある。
・今後、数値の精査や標記の改善等により、修正の可能性がある。

２）　用語の解説

①浸水域

・海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域。

②浸水深

・陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

・図－54（１）のような凡例で表示。

③津波水位

・津波襲来時の海岸線における津波水位（図－54（２））の最大値を標高で表示。

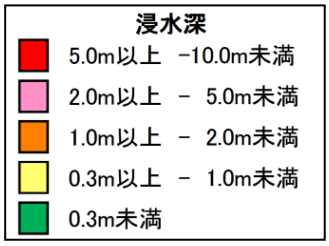

図－54（１）　浸水深　凡例

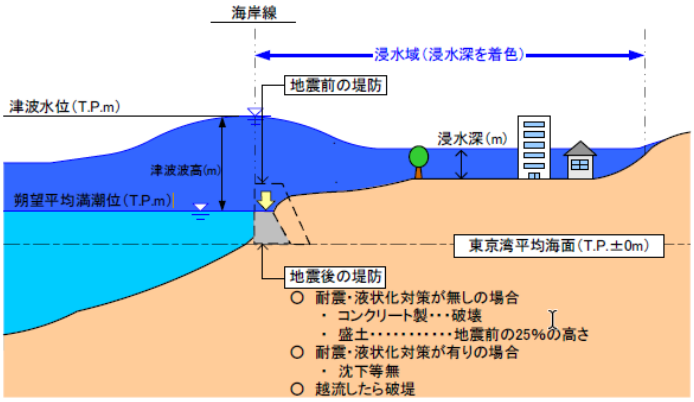

図－54（２）　長崎県の津波水位の定義

３）　最大クラスの津波の選定

平成 26 年３月に長崎県が公表した、長崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される５つの津波断層モデルに加え、第２版では、国土交通省・内閣府・文部科学省が平成 26 年８月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側による津波断層モデルを選定した。

以上の結果、計５ケースの最大クラスの津波を選定した（**図－55**）。

＜選定した最大クラスの津波＞

１）平成 26 年３月公表（第１版）で選定した津波断層モデル

①南海トラフ　ケース５、②南海トラフ　ケース 11、③大村-諫早北西付近断層帯、④雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動、⑤対馬海峡東の断層

２）今回（第２版）で追加して選定した津波断層モデル

⑥西山断層及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側

図－55（１）　選定した最大クラスの津波断層モデル

<table>
<tr><td colspan="2">対象津波</td><td colspan="2">海溝型地震
「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>ケース５</td><td>ケース 11</td></tr>
<tr><td colspan="2">ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ</td><td colspan="2">Mw = 9.1</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用モデル</td><td colspan="2">南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">概要</td><td>説明</td><td colspan="2">○　内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフのうち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。</td></tr>
<tr><td>震源域</td><td> 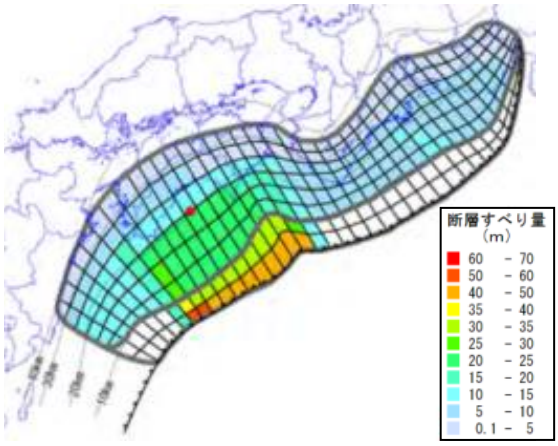
</td><td> 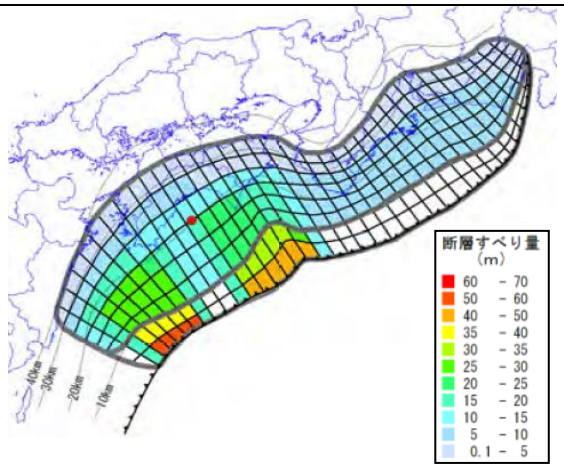
</td></tr>
<tr><td>地盤の鉛直方向変動量分布</td><td> 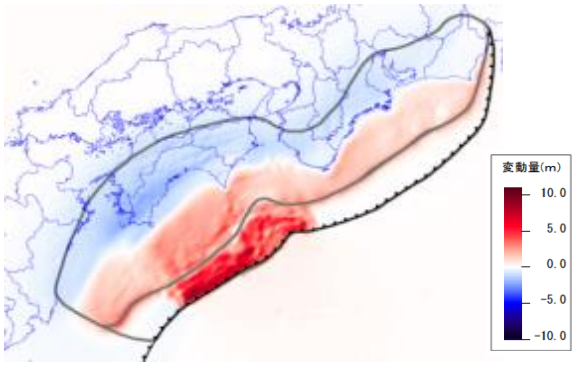
</td><td> 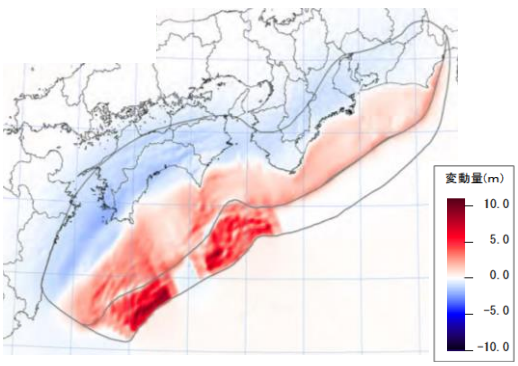
</td></tr>
</table>

図－55（２）　選定した最大クラスの津波断層モデル

<table>
<tr><td colspan="2">対象津波</td><td colspan="2">活断層型地震
「長崎県独自モデル」による想定地震津波</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>大村-諫早北西付近断層帯</td><td>雲仙地溝南縁東部断層帯と
西部断層帯の連動</td></tr>
<tr><td colspan="2">ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ</td><td>Mw＝6.7</td><td>Mw＝7.1</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用モデル</td><td colspan="2">長崎県モデル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">概要</td><td>説明</td><td>○　平成 18 年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。</td><td>○　地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。</td></tr>
<tr><td>震源域</td><td>

「長崎県地震等防災ｱｾｽﾒﾝﾄ調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆</td><td> 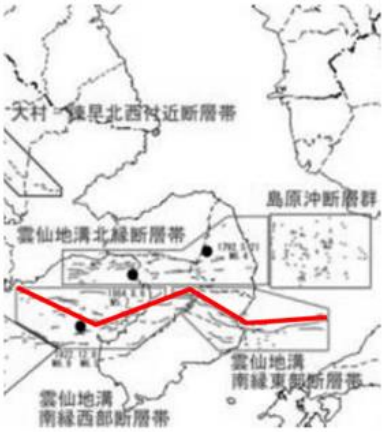

「長崎県地震等防災ｱｾｽﾒﾝﾄ調査報告書、長崎県（H18.3）」より抜粋、加筆</td></tr>
<tr><td>地盤の鉛直方向変動量分布</td><td> 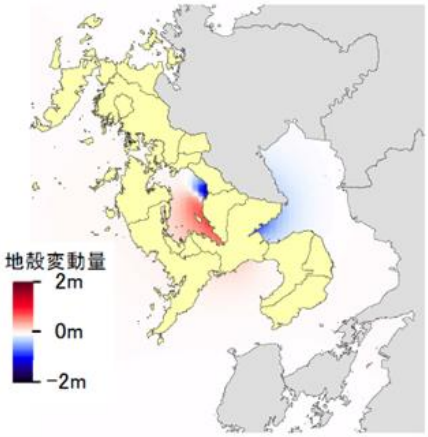
</td><td> 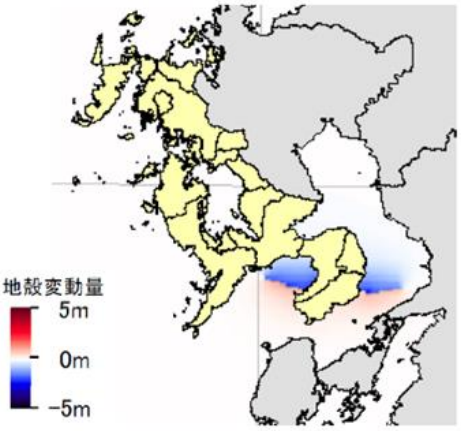
</td></tr>
</table>

図－55（３）　選定した最大クラスの津波断層モデル

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">対象津波</td><td>活断層型地震
「長崎県独自モデル」による想定地震津波</td><td>活断層型地震
「日本海における大規模地震に関する調査検討会」公表（H26.8.26）による想定地震津波</td></tr>
<tr><td>対馬海峡東の断層</td><td>西山断層及び北方延長部の断層
（F60）大すべり左側</td></tr>
<tr><td colspan="2">ﾏｸﾞﾆﾁｭｰﾄﾞ</td><td>Mw＝7.4</td><td>Mw＝7.6</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用モデル</td><td>佐賀県(H22)モデル</td><td>日本海における大規模地震に関する調査検討会モデル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">概要</td><td>説明</td><td>○　「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県（H22）」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。</td><td>○　国土交通省・内閣府・文部科学省が平成26年8月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で検討されたモデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。</td></tr>
<tr><td>震源域</td><td> 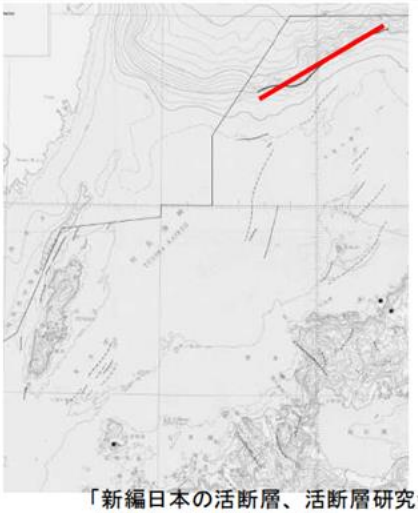
「新編日本の活断層、活断層研究会（1991）」より抜粋、加筆</td><td> 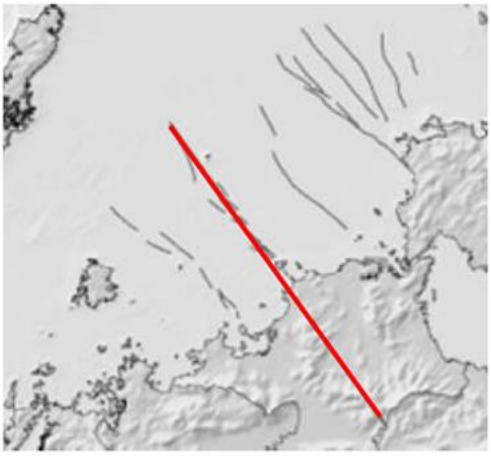
「日本海における大規模地震に関する調査検討会、国土交通省（2014）」より抜粋、加筆</td></tr>
<tr><td>地盤の鉛直方向変動量分布</td><td> 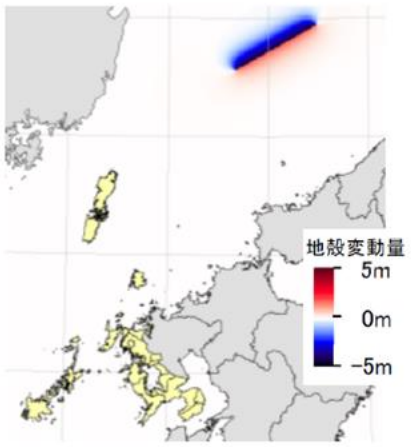 </td><td> 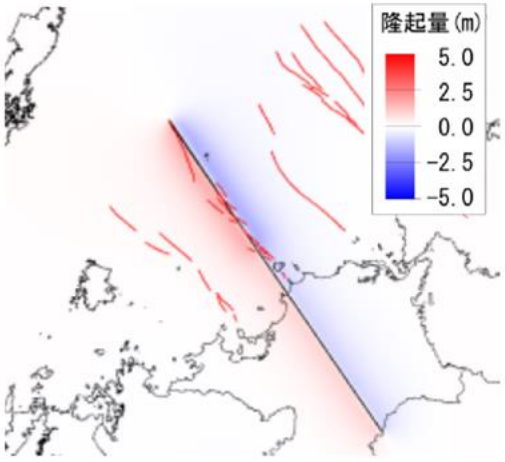 </td></tr>
</table>

４）　津波浸水想定の作成手順

・前述の５ケースについて、津波浸水シミュレーションを実施。

・５ケースの津波浸水シミュレーションの結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を図示。

５）　主な計算条件

①初期潮位

・海域は、長崎県の各地域海岸における海岸保全基本計画や海岸保全施設の設計用等に設定した、朔望平均満潮位（T.P.+0.76～2.50m）とした（**図－56**）。

・河川内の水位は、平水位、または長崎県沿岸の朔望平均満潮位と同じ水位とした（**図－57**）。

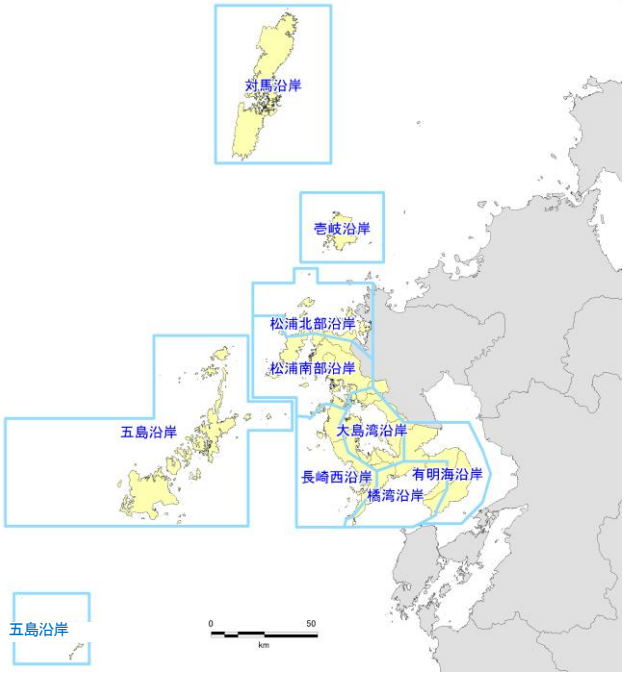

地域海岸区分	初期潮位 T.P.+m
長崎西沿岸	1.50
橘湾沿岸	1.72
有明海沿岸	2.5
大村湾沿岸	0.76
松浦南部沿岸	1.49
松浦北部沿岸	1.58
壱岐沿岸	1.12
対馬沿岸	0.91
五島沿岸	1.28

図－56　地域海岸区分と設定初期潮位

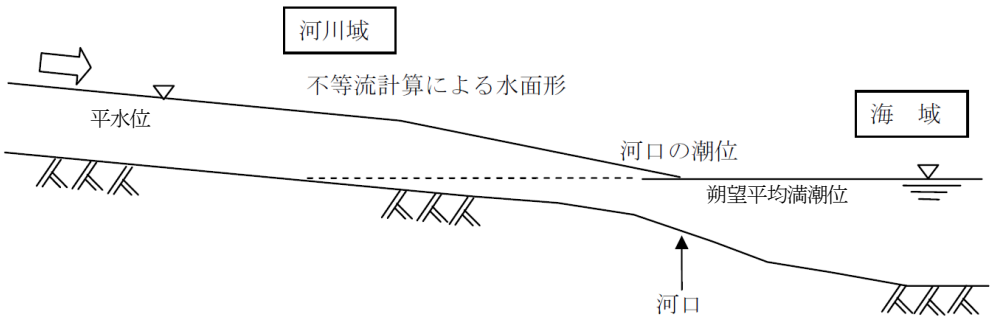

図－57　初期水位の設定

②地盤の沈下

地盤高は、地震による地盤沈下を考慮した。

③各種構造物の取り扱い

・地震や津波による各種施設の被災を考慮した。また、水門・陸閘等については、耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は、開放状態として取り扱うことを基本とした。
・各種構造物は、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」とした。

表－29　構造物条件

構造物種類	条件
護岸	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。
堤防	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、堤防高を地震前の25%の高さとした。
防波堤	耐震や液状化に対する技術的評価結果が無ければ、構造物無しとした。
道路・鉄道	地形として取り扱う。
水門等	耐震性を有し自動化された施設、常時閉鎖の施設等以外は開放状態として取り扱う。
建築物	建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦（粗度）を設定した。

④計算格子間隔

計算格子間隔は、陸域から沖に向かい 12.5m、25m、50m、150m、450m、1350m とした。沿岸部の計算格子間隔は 12.5m とした（表－26）。

表－30　計算領域と計算格子間隔

領域名	メッシュサイズ
沖合領域	450m～1350m
大領域	50m～150m
中領域	25m
詳細領域（沿岸部）	12.5m

（２）　浸水面積・最高津波水位等

１）各市町の浸水面積

今回の津波浸水想定による長崎県沿岸 20 市町の浸水面積は下記のとおり。

表－31　市町毎の浸水面積

単位：ヘクタール

市町名	浸水面積（浸水深毎）						浸水面積合計
	1cm以上 30cm未満	30cm以上 1m未満	1m以上 2m未満	2m以上 5m未満	5m以上 10m未満	10m以上	
長崎市	140	220	90	30	－	－	480
佐世保市	180	330	240	150	－	－	900
島原市	40	60	30	10	＊	－	140
諫早市	20	30	20	10	－	－	80
大村市	40	20	10	＊	－	－	80
平戸市	40	90	110	40	－	－	290
松浦市	40	40	60	20	－	－	170
対馬市	80	210	150	30	－	－	460
壱岐市	40	70	50	10	＊	－	180
五島市	60	130	160	＊	－	－	350
西海市	40	90	100	20	－	－	250
雲仙市	20	30	20	＊	＊	－	80
南島原市	80	180	90	40	－	－	390
長与町	＊	＊	＊	－	－	－	＊
時津町	＊	＊	＊	－	－	－	＊
東彼杵町	＊	＊	＊	＊	－	－	20
川棚町	10	10	＊	＊	－	－	40
小値賀町	10	20	30	＊	－	－	60
佐々町	＊	＊	＊	＊	－	－	＊
新上五島町	30	70	90	＊	－	－	190
合計	880	1,640	1,280	390	＊	－	4,200

※「－」：浸水なし、「＊」：10未満、「10」：10以上15未満、「20」：15以上～25未満。　合計欄で「＊」は20未満。
と表示（以下同様の四捨五入）しています。

※　河川部分を除いた陸域部の浸水面積。

※　四捨五入の関係で合計の面積が合わないことがあります。

２）最高津波水位等

①各市町の沿岸部における最高津波水位等

各市町の沿岸部における最高津波水位は以下のとおり。

津波による海面への影響開始時間や最高津波水位の到達時間は、津波断層モデルによって異なる。（津波断層モデル毎の影響開始時間・最高津波水位は②を参照。）

表－32　各市町の沿岸部における最高津波水位等

地域海岸区分	市町名	最高津波水位 T.P.+m	最大クラスの津波をもたらす津波断層モデル
長崎西沿岸	西海市	4	南海トラフ　ケース11
	長崎市	4	南海トラフ　ケース5
橘湾沿岸	諫早市	5	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
	雲仙市	7	
有明海沿岸	南島原市	6	
	島原市	7	
大村湾沿岸	大村市	3	大村-諫早北西付近断層帯
	川棚町	3	
	長与町	2	
	東彼杵町	2	
	時津町	2	
松浦南部沿岸	佐世保市	4	西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側
	佐々町	3	南海トラフ　ケース5
松浦北部沿岸	平戸市	5	西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側
	松浦市	4	
壱岐沿岸	壱岐市	7	
対馬沿岸	対馬市	5	対馬海峡東の断層
五島沿岸	小値賀町	3	
	新上五島町	3	
	五島市	3	南海トラフ　ケース11

※　この津波浸水想定は、現在の知見を基に津波の浸水予測を行ったものであり、想定より大きな津波が来襲し、津波高は高くなる可能性があります。

※　「最高津波水位」は、海岸線における津波の水位を標高で表示しています。なお、メートル以下第2位を四捨五入し第1 位を切り上げた数値を表示しています。

※　気象庁が発表する「津波の高さ」は平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さですので、最高津波水位とは異なります。

※　標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。

②津波断層モデル毎の津波水位等

各津波断層モデルによる沿岸市町の津波水位等については、下表のとおり。

表－33　市町毎の最高津波水位等（南海トラフ　ケース 5、ケース 11）

地域海岸区分	市町名	南海トラフ　ケース5			南海トラフ　ケース11		
		影響開始時間（分）	最大津波到達時間（分）	最高津波水位（T.P.+m）	影響開始時間（分）	最大津波到達時間（分）	最高津波水位（T.P.+m）
長崎西沿岸	西海市	88	167	4	141	167	4
	長崎市	86	282	4	124	160	4
橘湾沿岸	諫早市	117	245	3	145	253	3
	雲仙市	144	166	4	145	169	4
有明海沿岸	南島原市	130	383	3	144	171	4
	島原市	－	－	－	188	188	3
大村湾沿岸	大村市	－	－	－	－	－	－
	川棚町	－	－	－	－	－	－
	長与町	－	－	－	－	－	－
	東彼杵町	－	－	－	－	－	－
	時津町	－	－	－	－	－	－
松浦南部沿岸	佐世保市	84	309	3	156	306	4
	佐々町	170	185	3	170	194	3
松浦北部沿岸	平戸市	91	311	3	160	313	4
	松浦市	215	357	3	215	358	3
壱岐沿岸	壱岐市	204	537	2	217	537	2
対馬沿岸	対馬市	217	681	2	218	677	2
五島沿岸	小値賀町	161	227	3	163	226	3
	新上五島町	85	150	3	87	150	3
	五島市	83	138	3	84	147	3

表－34　市町毎の最高津波水位等　（雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動、大村－諫早北西付近断層帯）

地域海岸区分	市町名	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動			大村-諫早北西付近断層帯		
		影響開始時間（分）	最大津波到達時間（分）	最高津波水位（T.P.+m）	影響開始時間（分）	最大津波到達時間（分）	最高津波水位（T.P.+m）
長崎西沿岸	西海市	67	221	2	5	34	3
	長崎市	7	54	4	5	24	2
橘湾沿岸	諫早市	0	8	5	－	－	－
	雲仙市	0	10	7	－	－	－
有明海沿岸	南島原市	0	4	6	－	－	－
	島原市	0	5	7	－	－	－
大村湾沿岸	大村市	－	－	－	1	21	3
	川棚町	－	－	－	8	22	3
	長与町	－	－	－	5	39	2
	東彼杵町	－	－	－	1	18	2
	時津町	－	－	－	8	41	2
松浦南部沿岸	佐世保市	201	206	2	24	49	3
	佐々町	202	231	2	－	－	－
	平戸市	111	153	2	－	－	－
松浦北部沿岸	松浦市	－	－	－	－	－	－
壱岐沿岸	壱岐市	－	－	－	－	－	－
対馬沿岸	対馬市	171	340	2	－	－	－
五島沿岸	小値賀町	135	136	2	－	－	－
	新上五島町	67	78	2	－	－	－
	五島市	67	84	3	－	－	－

表－35　市町毎の最高津波水位等（対馬海峡東の断層、西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側）

地域海岸区分	市町名	対馬海峡東の断層			西山断層および北方延長部の断層（F60）大すべり左側		
		影響開始時間（分）	最大津波到達時間（分）	最高津波水位（T.P.+m）	影響開始時間（分）	最大津波到達時間（分）	最高津波水位（T.P.+m）
長崎西沿岸	西海市	159	197	3	87	105	3
	長崎市	193	281	3	110	191	3
橘湾沿岸	諫早市	－	－	－	－	－	－
	雲仙市	－	－	－	－	－	－
有明海沿岸	南島原市	－	－	－	－	－	－
	島原市	－	－	－	－	－	－
大村湾沿岸	大村市	－	－	－	－	－	－
	川棚町	－	－	－	－	－	－
	長与町	－	－	－	－	－	－
	東彼杵町	－	－	－	－	－	－
	時津町	－	－	－	－	－	－
松浦南部沿岸	佐世保市	136	155	3	58	82	4
	佐々町	－	－	－	－	－	－
松浦北部沿岸	平戸市	118	153	4	34	72	5
	松浦市	133	188	3	20	76	4
壱岐沿岸	壱岐市	99	112	4	19	37	7
対馬沿岸	対馬市	50	71	5	20	120	3
五島沿岸	小値賀町	146	158	3	58	107	3
	新上五島町	151	169	3	67	142	3
	五島市	168	347	3	79	145	3

（３）　今後の取り組み等

・津波法第 53 条第 1 項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができるとされており、県では、平成 29 年 3 月 31 日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。

・津波法第 10 条の規定により、市町村は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための「推進計画」を作成することができるとされており、市町では、今後、「推進計画」の作成に向けた検討を行うこととなる。

・県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。

（４）　津波浸水想定図

ここでは、主な港湾漁港区域を含む図郭の津波浸水想定図をそれぞれ図－58～図－84 に示す。

図－58　津波浸水想定図　比田勝港（対馬市）
図－59　津波浸水想定図　厳原港（対馬市）
図－60　津波浸水想定図　郷ノ浦港（壱岐市）
図－61　津波浸水想定図　芦辺漁港（壱岐市）
図－62　津波浸水想定図　松浦港（松浦市）
図－63　津波浸水想定図　平戸港（平戸市）
図－64　津波浸水想定図　江迎港（佐世保市）
図－65　津波浸水想定図　前津吉漁港（平戸市）
図－66　津波浸水想定図　佐々港（佐々町）、佐世保港（佐世保市）
図－67　津波浸水想定図　川棚港（川棚町）
図－68　津波浸水想定図　彼杵港（東彼杵町）
図－69　津波浸水想定図　大村港（大村市）
図－70　津波浸水想定図　時津港（時津町）、長与港（長与町）
図－71　津波浸水想定図　小長井港（諫早市）
図－72　津波浸水想定図　多比良港（雲仙市）
図－73　津波浸水想定図　島原港（島原市）
図－74　津波浸水想定図　須川港（南島原市）
図－75　津波浸水想定図　口ノ津港（南島原市）
図－76　津波浸水想定図　小浜港（雲仙市）
図－77　津波浸水想定図　有喜漁港（諫早市）
図－78　津波浸水想定図　長崎港（長崎市）
図－79　津波浸水想定図　瀬戸港（西海市）
図－80　津波浸水想定図　小値賀漁港（小値賀町）
図－81　津波浸水想定図　有川港（新上五島町）
図－82　津波浸水想定図　奈良尾漁港（新上五島町）
図－83　津波浸水想定図　福江港（五島市）
図－84　津波浸水想定図　富江港（五島市）

図－58　津波浸水想定図　比田勝港（対馬市）

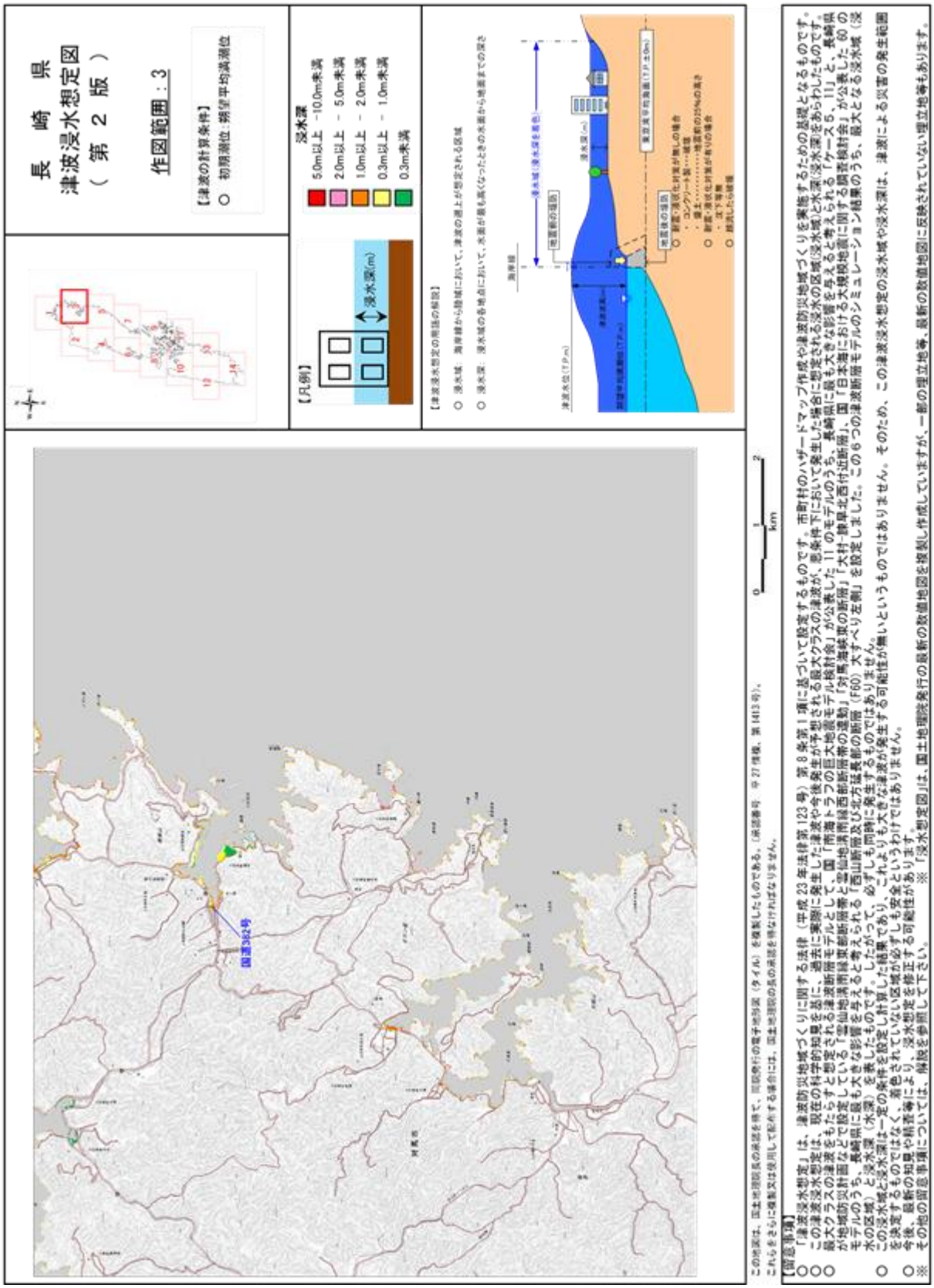

図－59　津波浸水想定図　厳原港（対馬市）

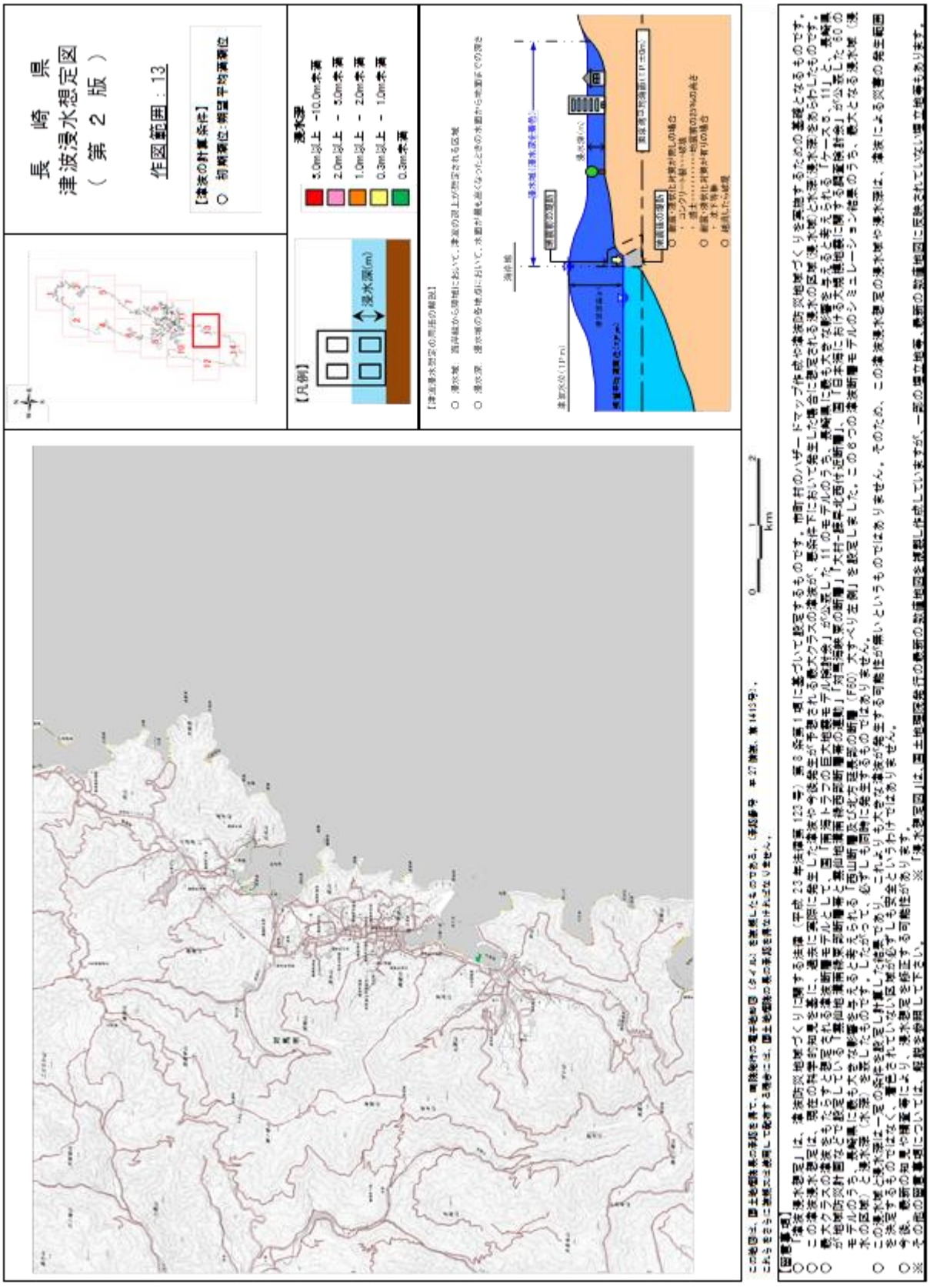

図－60　津波浸水想定図　郷ノ浦港（壱岐市）

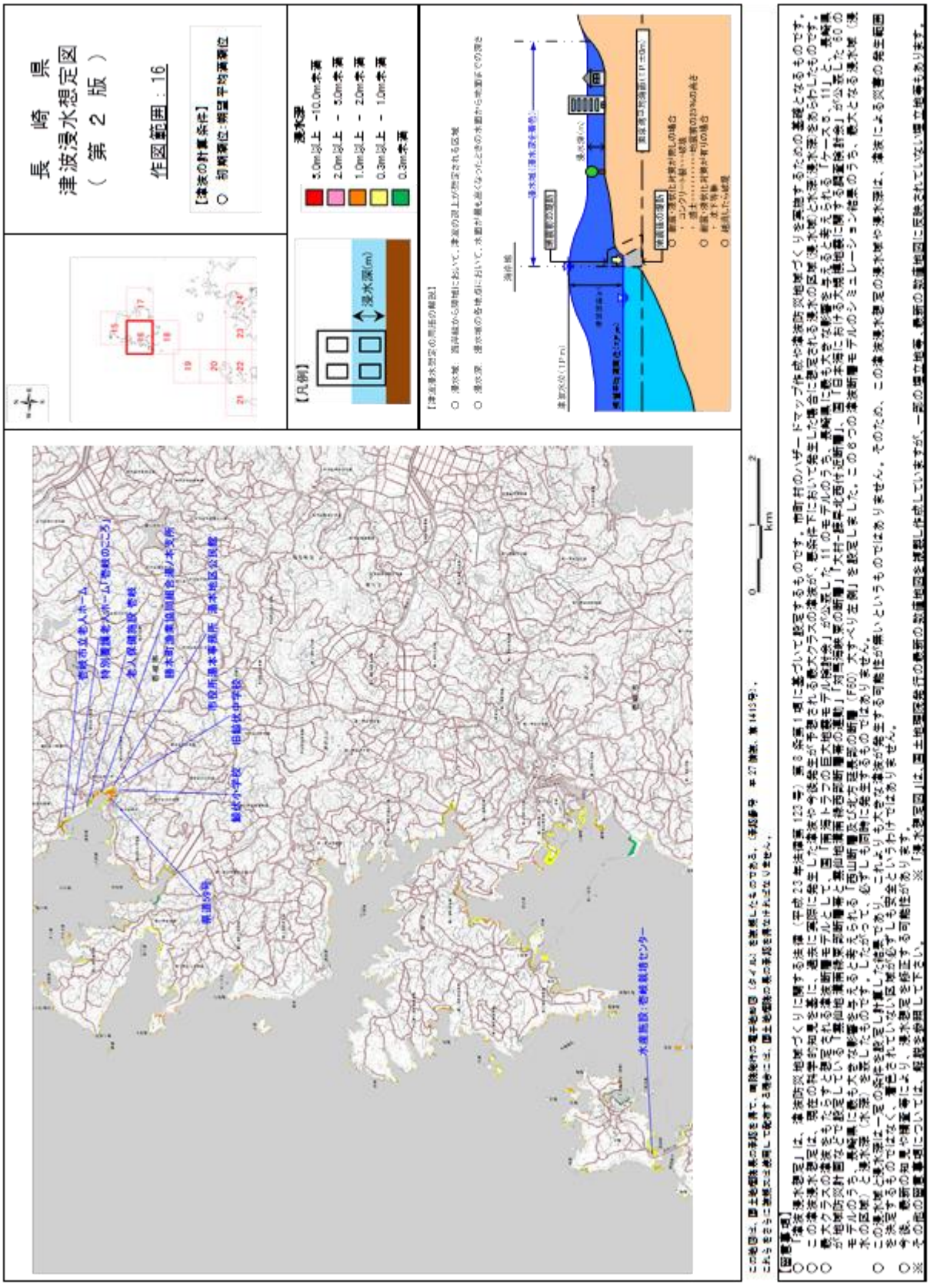

図－61　津波浸水想定図　芦辺港（壱岐市）

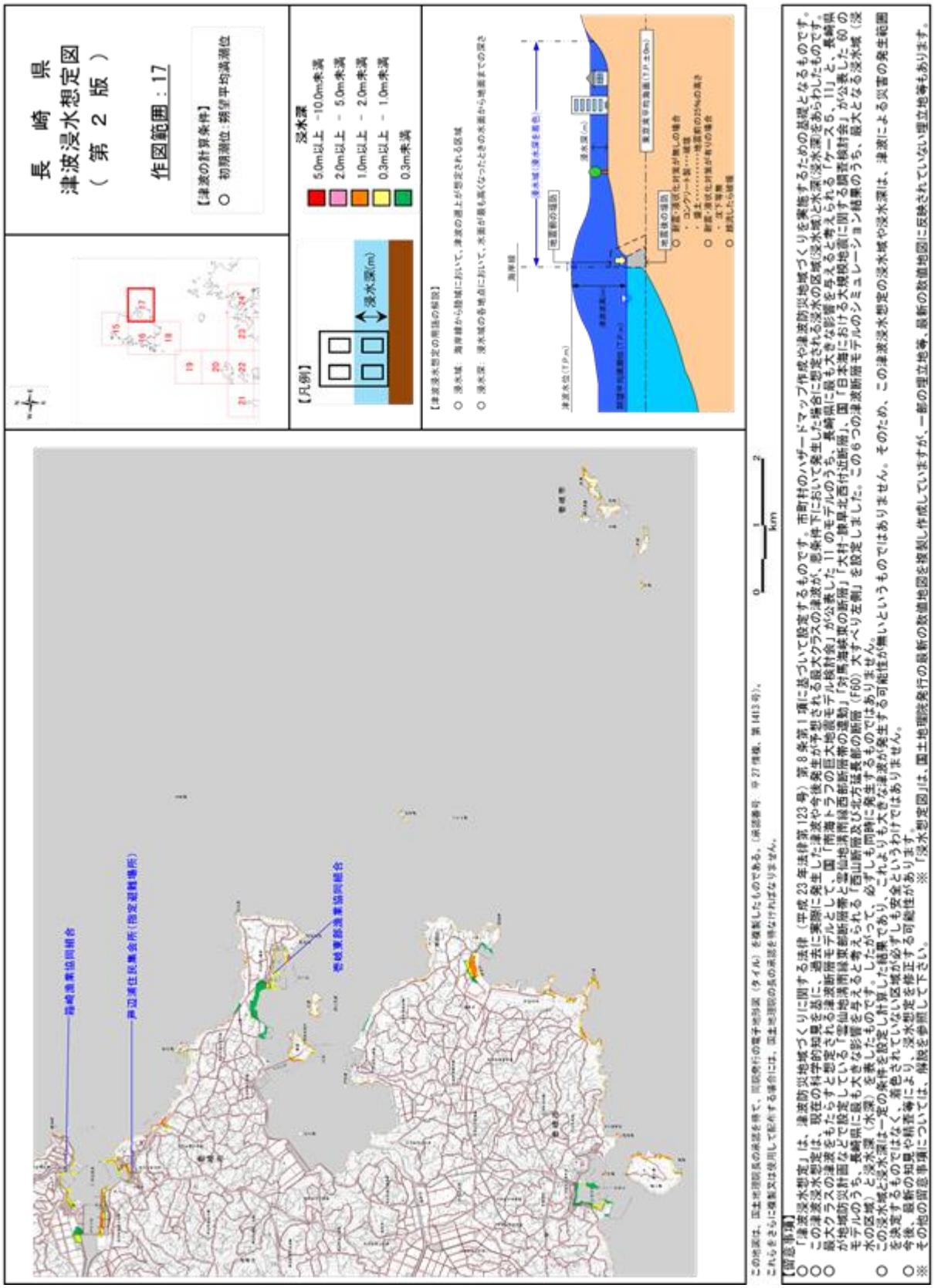

図－62　津波浸水想定図　松浦港（松浦市）

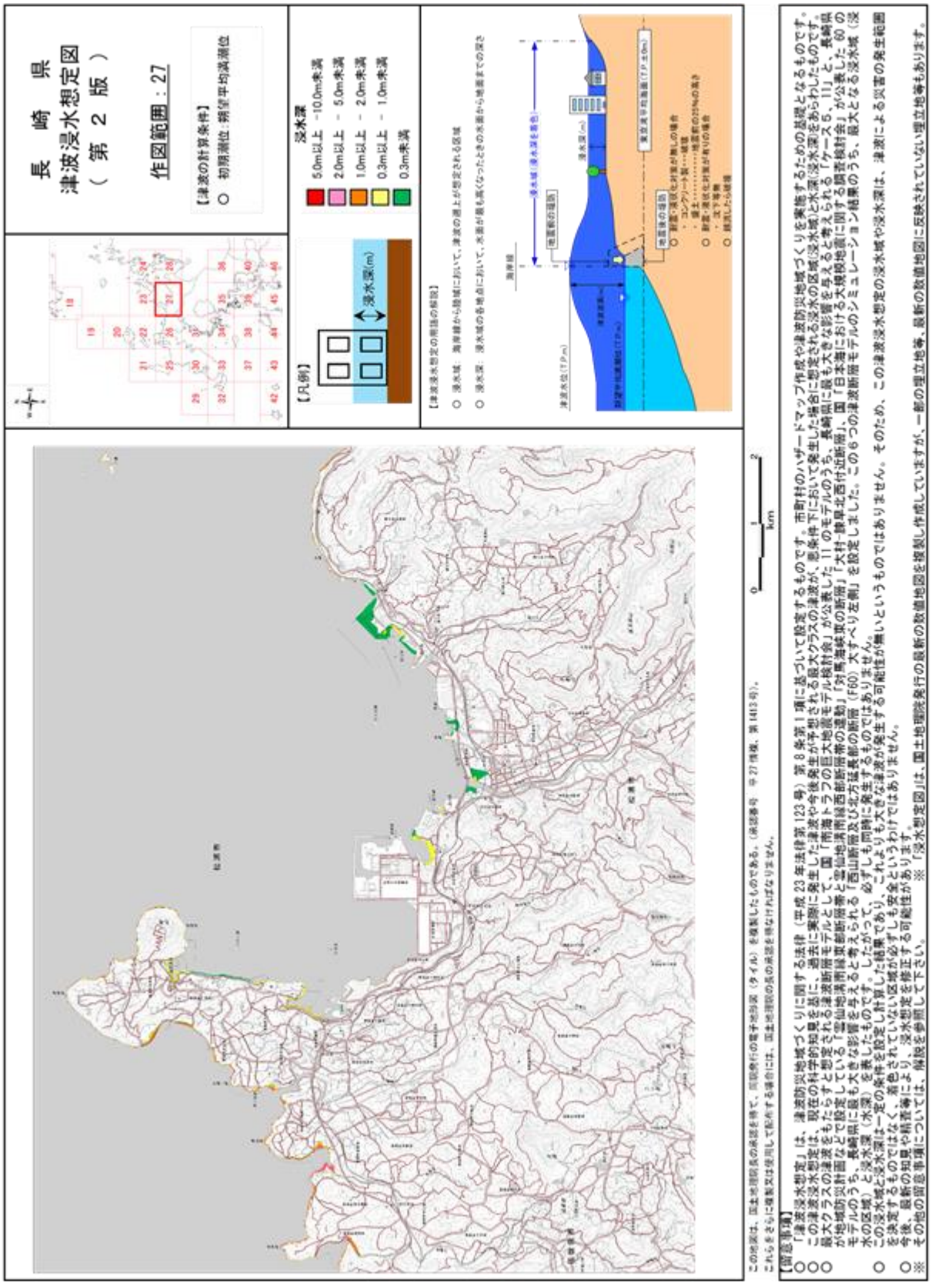

図－63　津波浸水想定図　平戸港（平戸市）

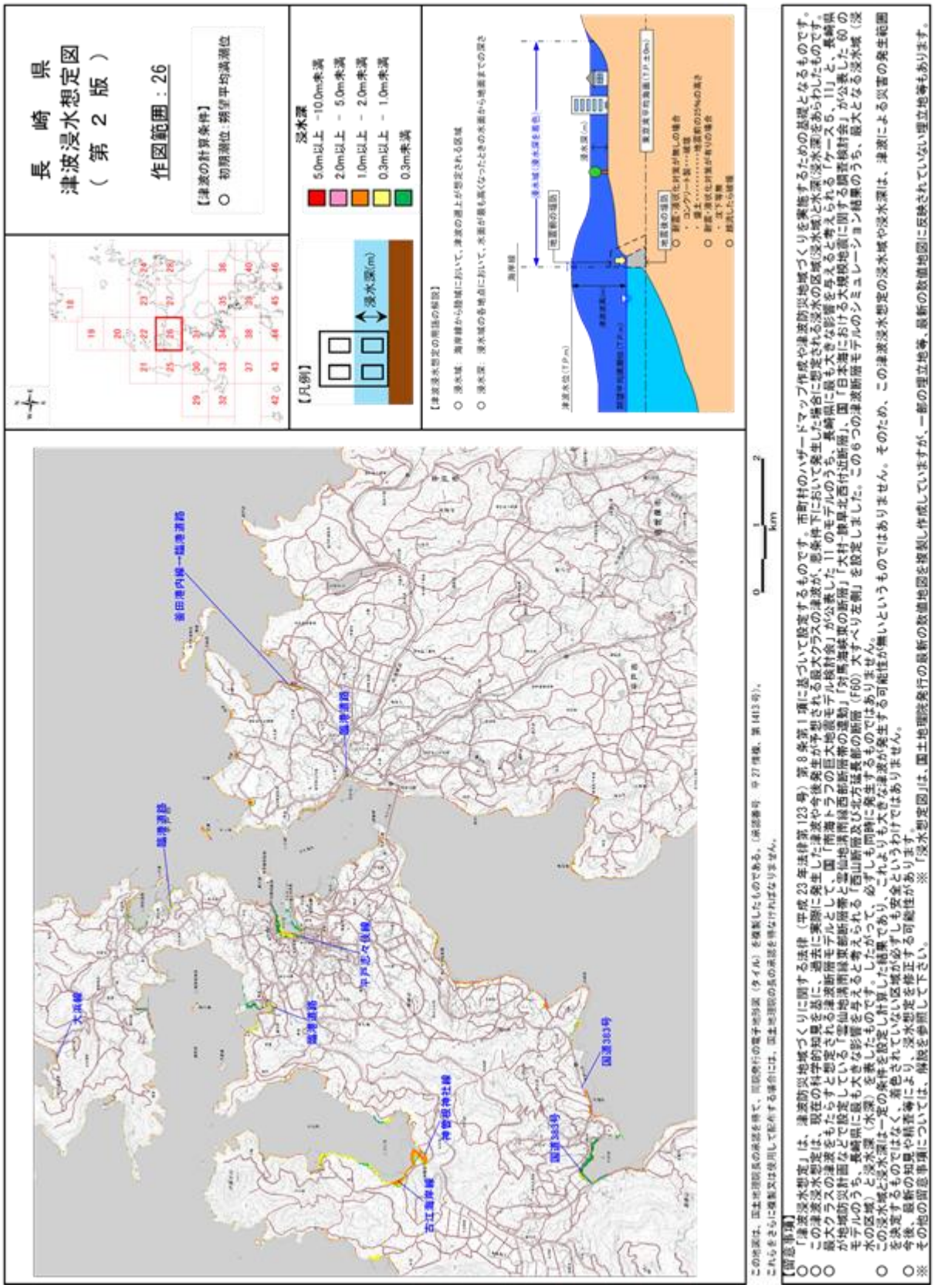

図－64　津波浸水想定図　江迎港（佐世保市）

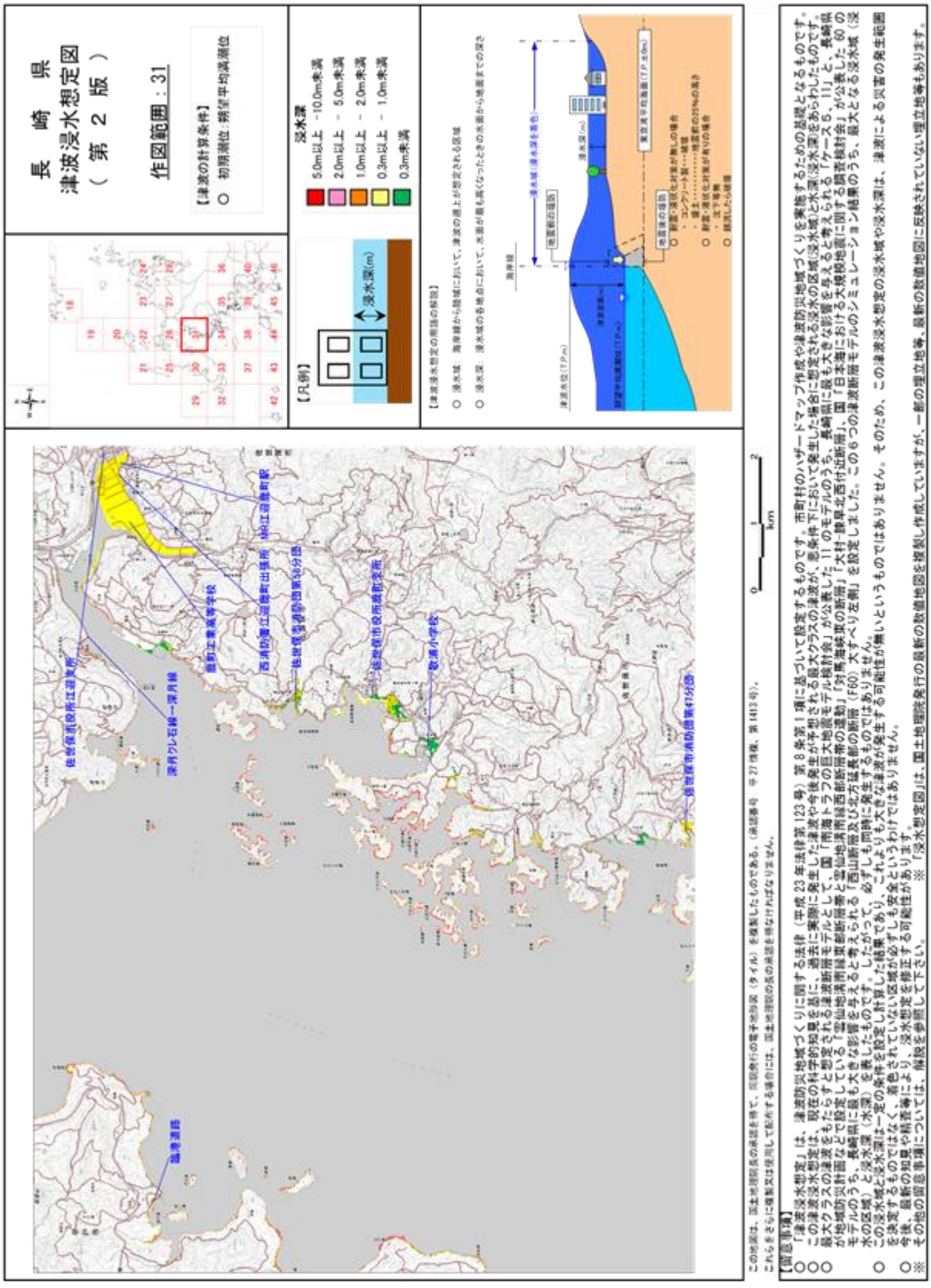

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平27情複、第1413号）。
これらさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

【留意事項】
○○○　「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、最新の地形データや潮位条件下において発生した場合に想定される浸水域と水深（浸水深）をあらわしたものです。
最大クラスの津波とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した「１１のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース５，１１」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁断層帯と雲仙地溝西縁断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村－諫早北西付近断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した６０のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層帯及び北方沖長崎の断層（Ｆ６０）（大すべり左側）」を設定しました。この６つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
○　この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定の浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
○　○※　今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
※「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。
その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

図－65　津波浸水想定図　前津吉漁港（平戸市）

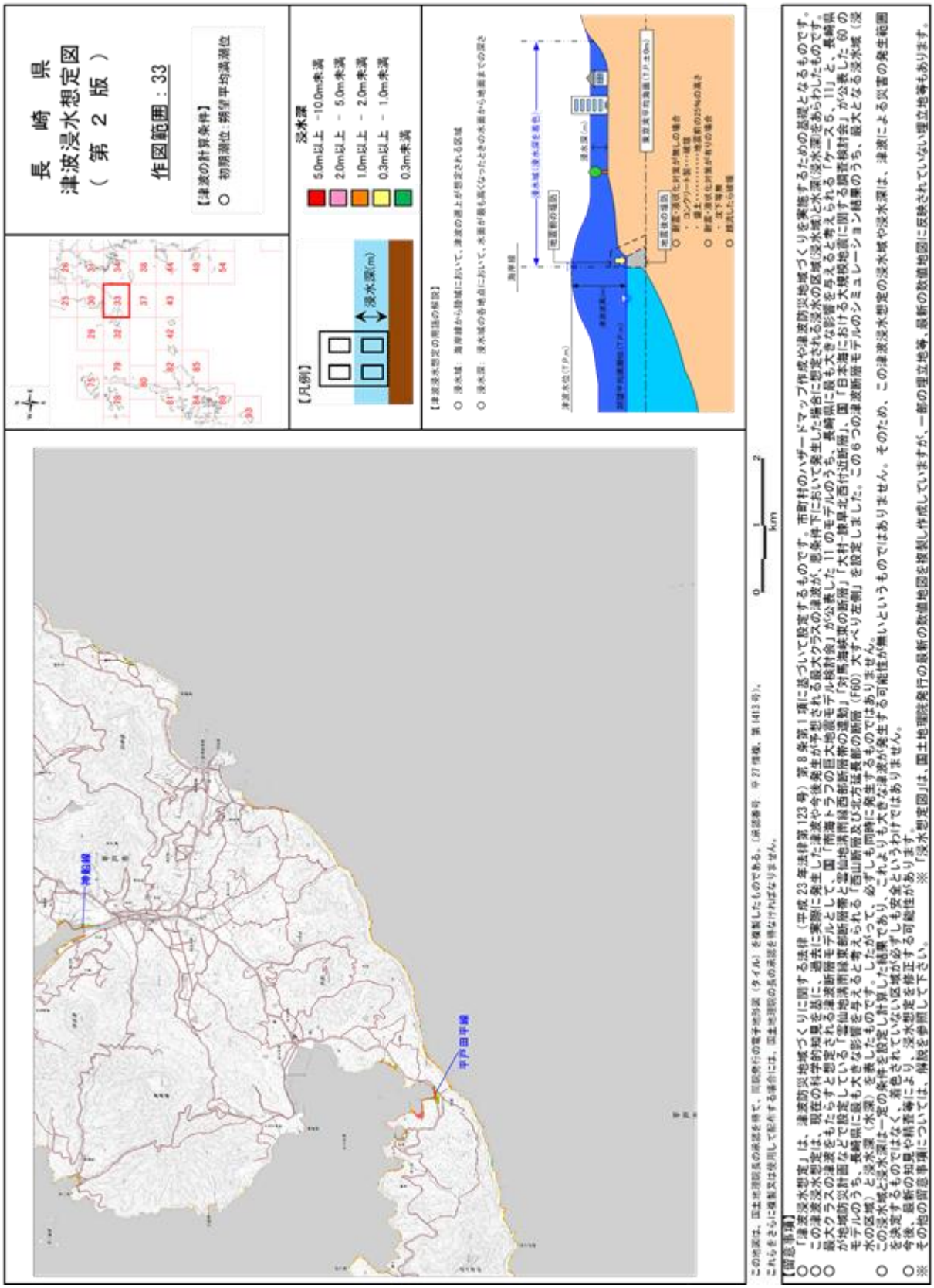

図－66　津波浸水想定図　佐々港（佐々町）、佐世保港（佐世保市）

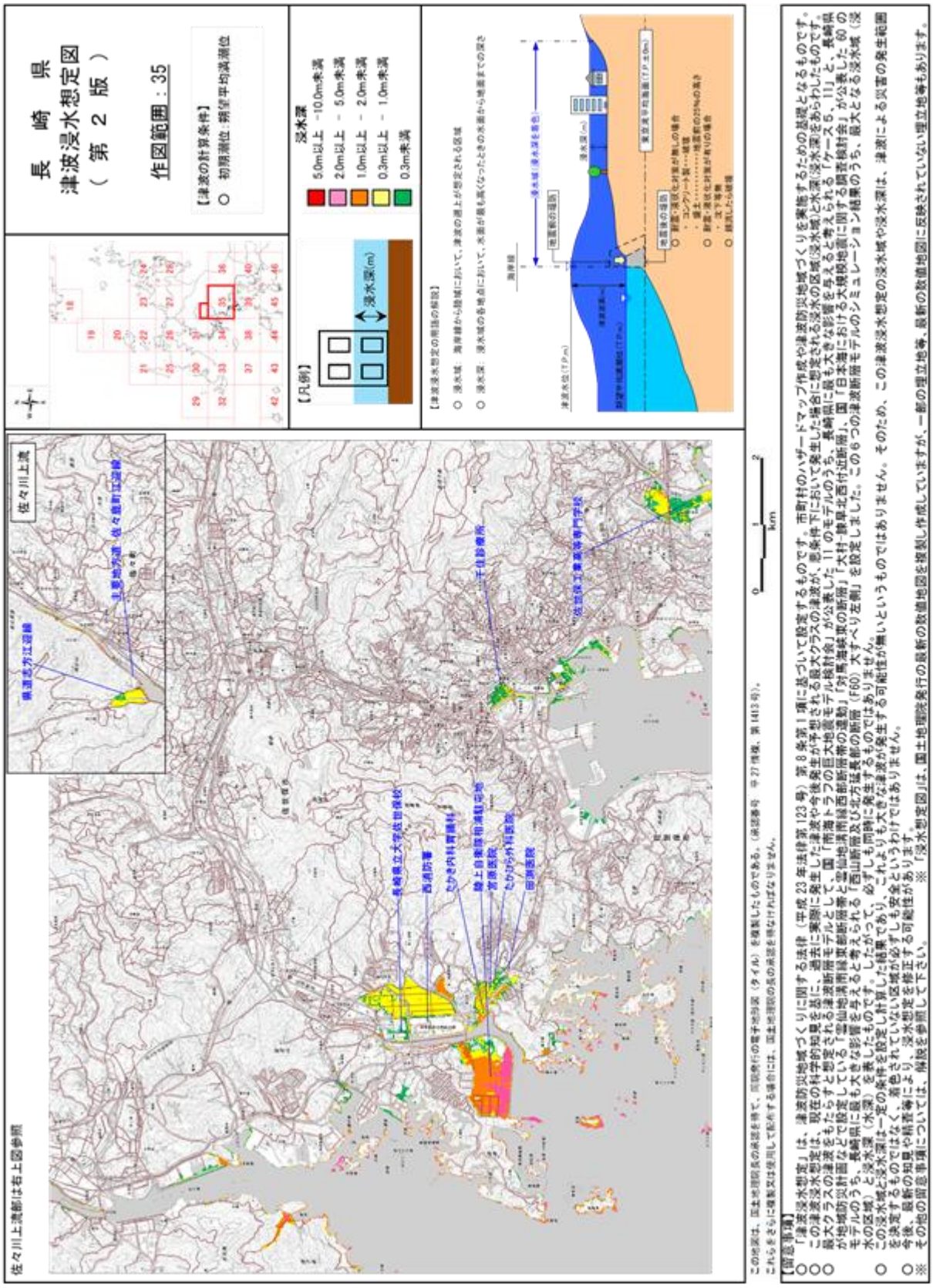

図－67　津波浸水想定図　川棚港（川棚町）

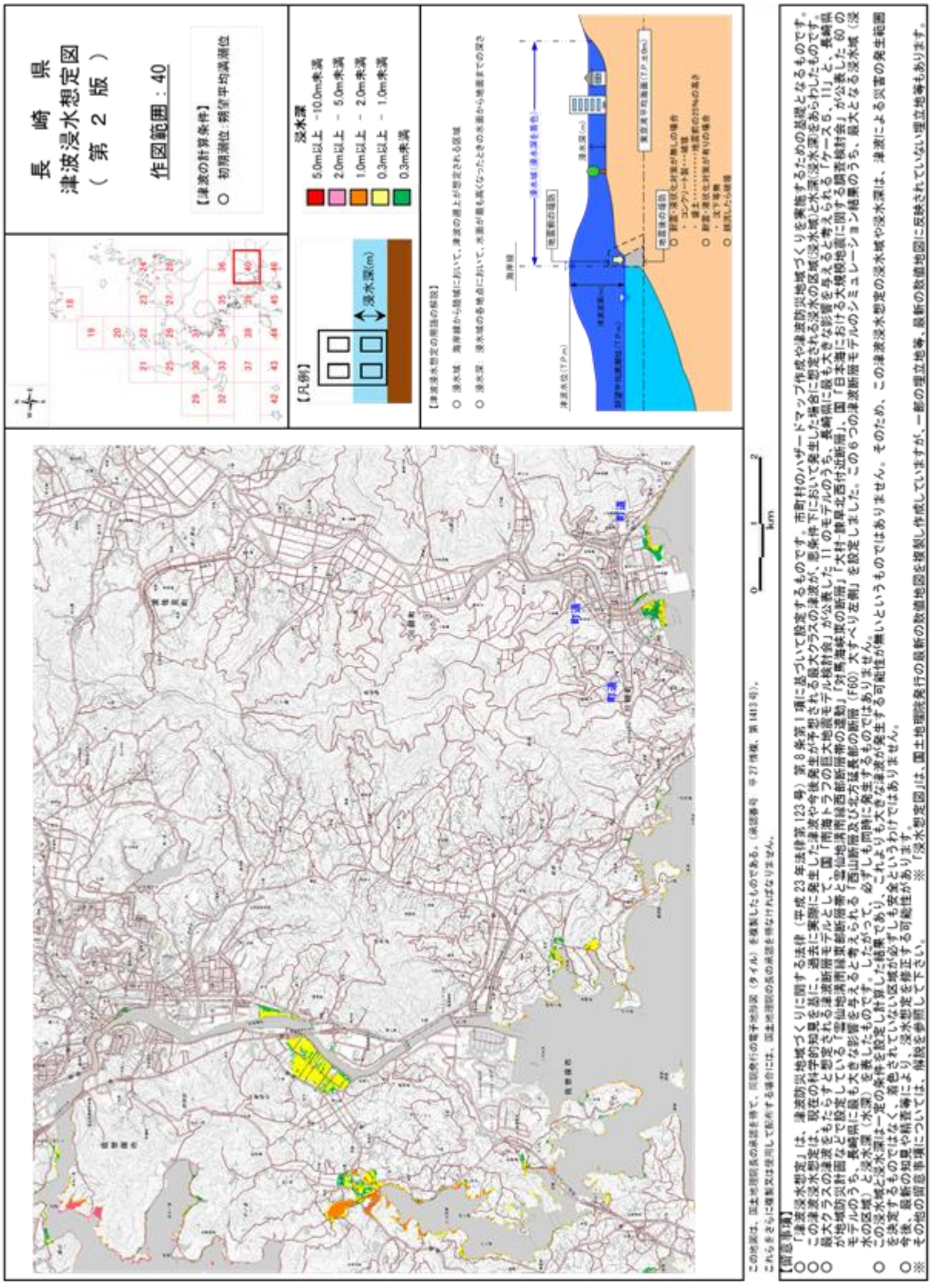
長　崎　県
津波浸水想定図
（ 第 ２ 版 ）
作図範囲：40
【津波の計算条件】
○ 初期潮位：朔望平均満潮位
浸水深
5.0m以上 －10.0m未満
2.0m以上 － 5.0m未満
1.0m以上 － 2.0m未満
0.3m以上 － 1.0m未満
0.3m未満
【凡例】
浸水深(m)
【津波浸水想定の用語の解説】
○ 浸水域　海岸線から陸域において、津波の遡上が想定される区域
○ 浸水深　浸水域の各地点において、水面が最も高くなったときの水面から地盤までの深さ
海岸線
地盤面の標高
浸水深(m)
津波水位(T.P.m)
東京湾平均海面(T.P.±0m)
地盤高の標高
○ 計算に浮遊物の影響を考慮しない場合
・コンクリート製……建築
・盛土……地盤面の25%の高さ
○ 計算に浮遊物の影響を考慮しない場合
・木造建物
・鉄骨造
・鉄筋コンクリート造
・鉄骨鉄筋コンクリート造
・地下構造物
○ 鉄道・道路盛土
・盛土……地盤面の25%の高さ
・地下構造物
○ 鉄筋コンクリート造

図－68　津波浸水想定図　彼杵港（東彼杵町）

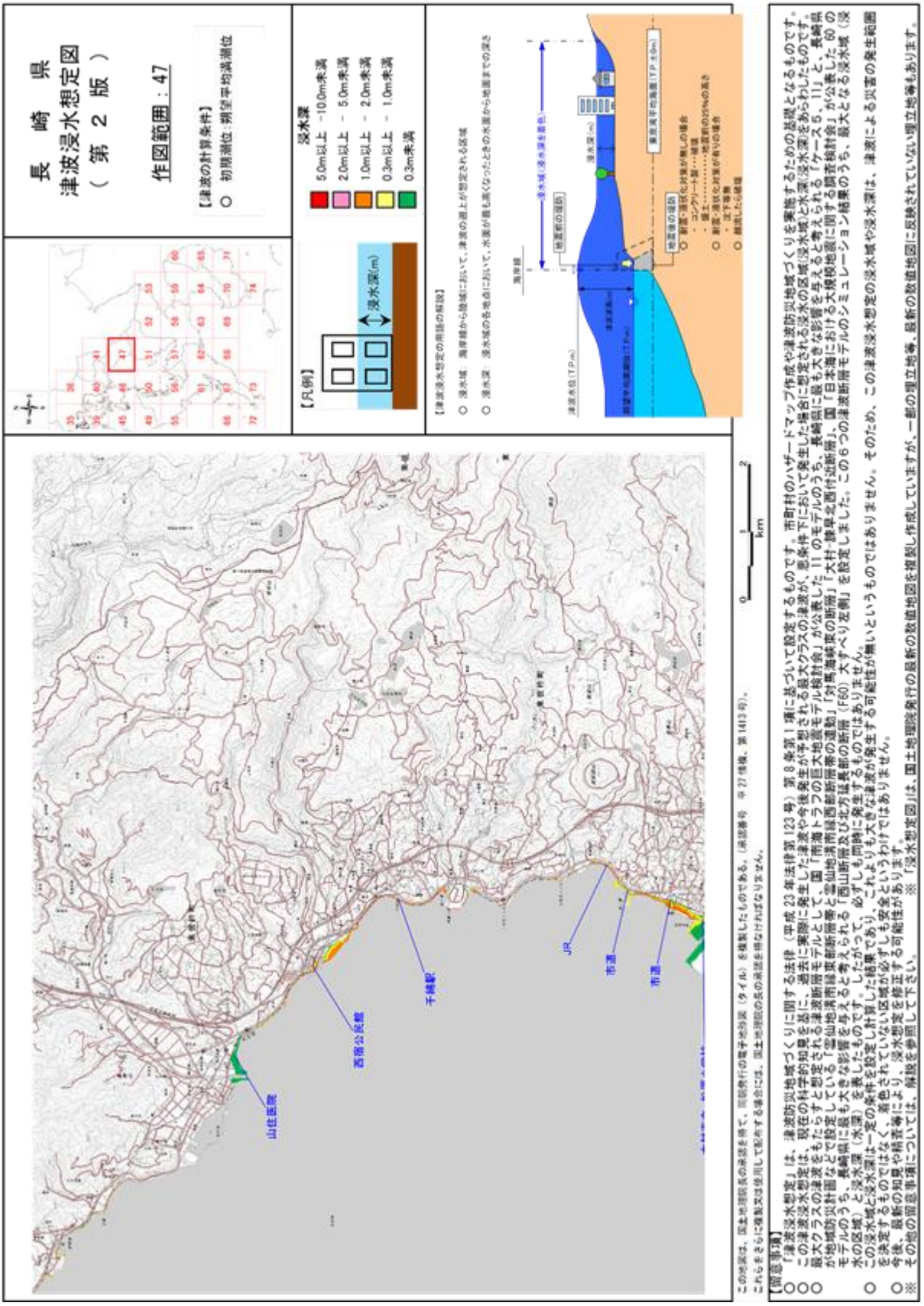

図－69　津波浸水想定図　大村港（大村市）

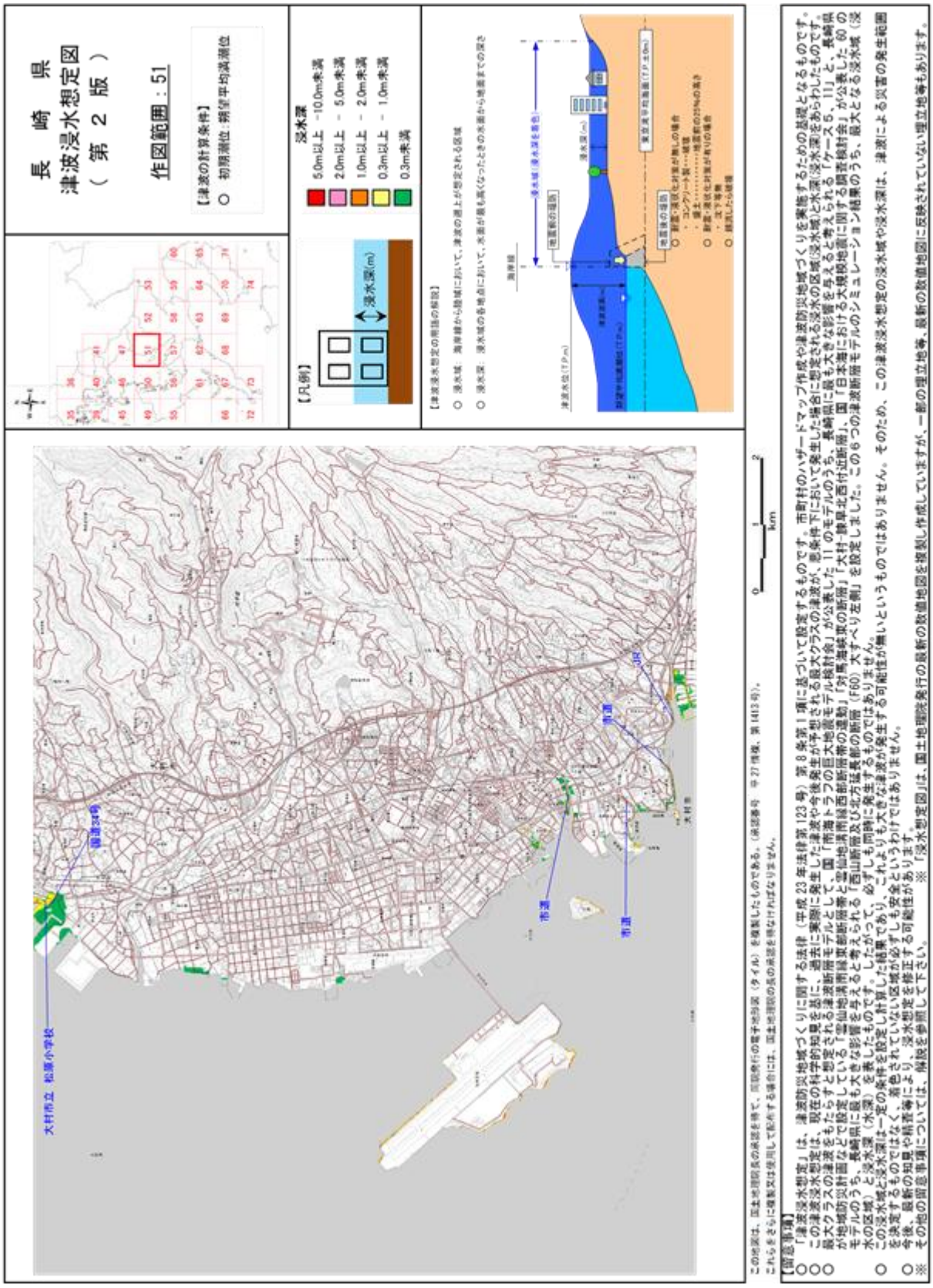

図－70　津波浸水想定図　時津港（時津町）、長与港（長与町）

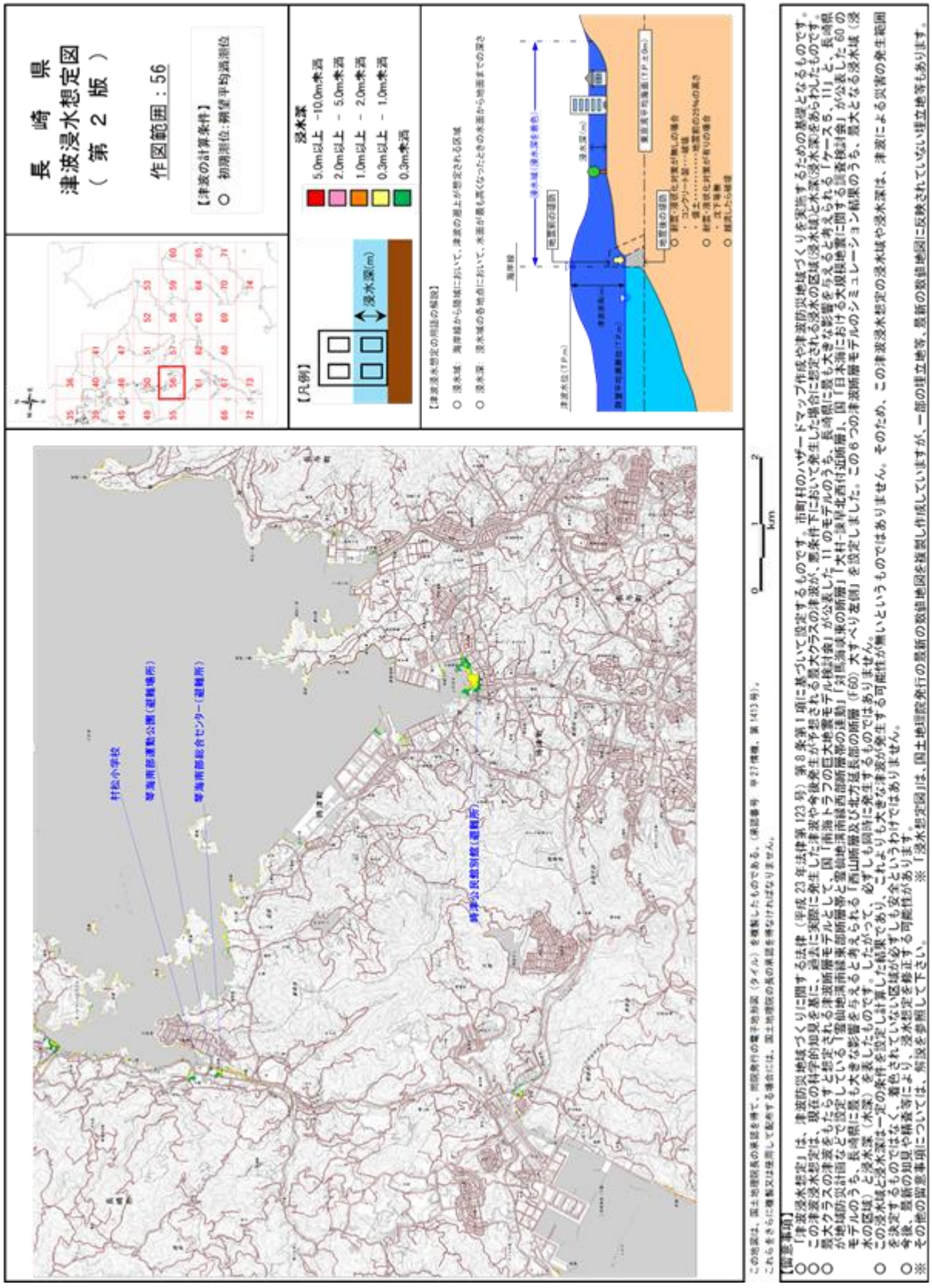

図－71　津波浸水想定図　小長井港（諫早市）

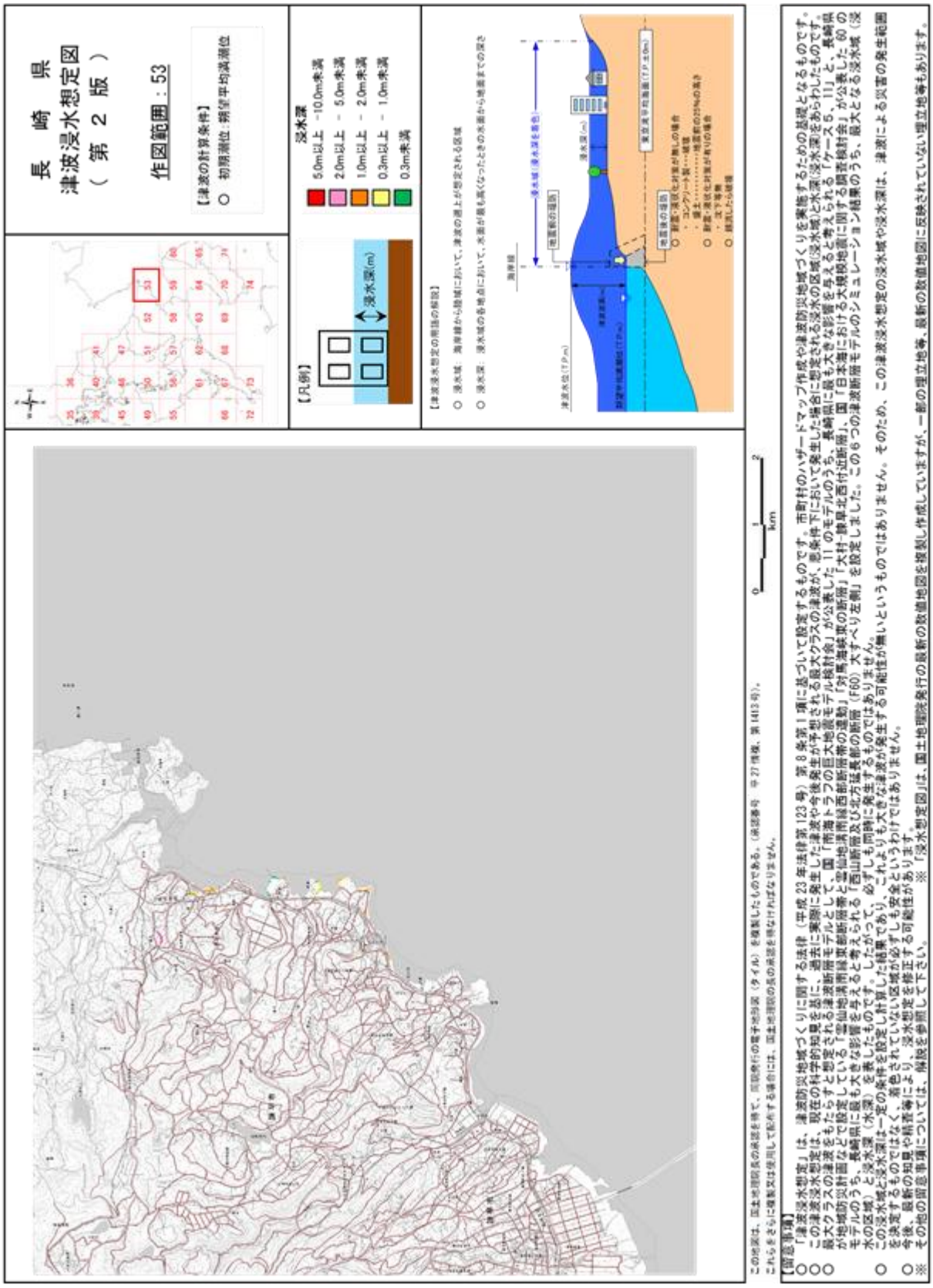

図－72　津波浸水想定図　多比良港（雲仙市）

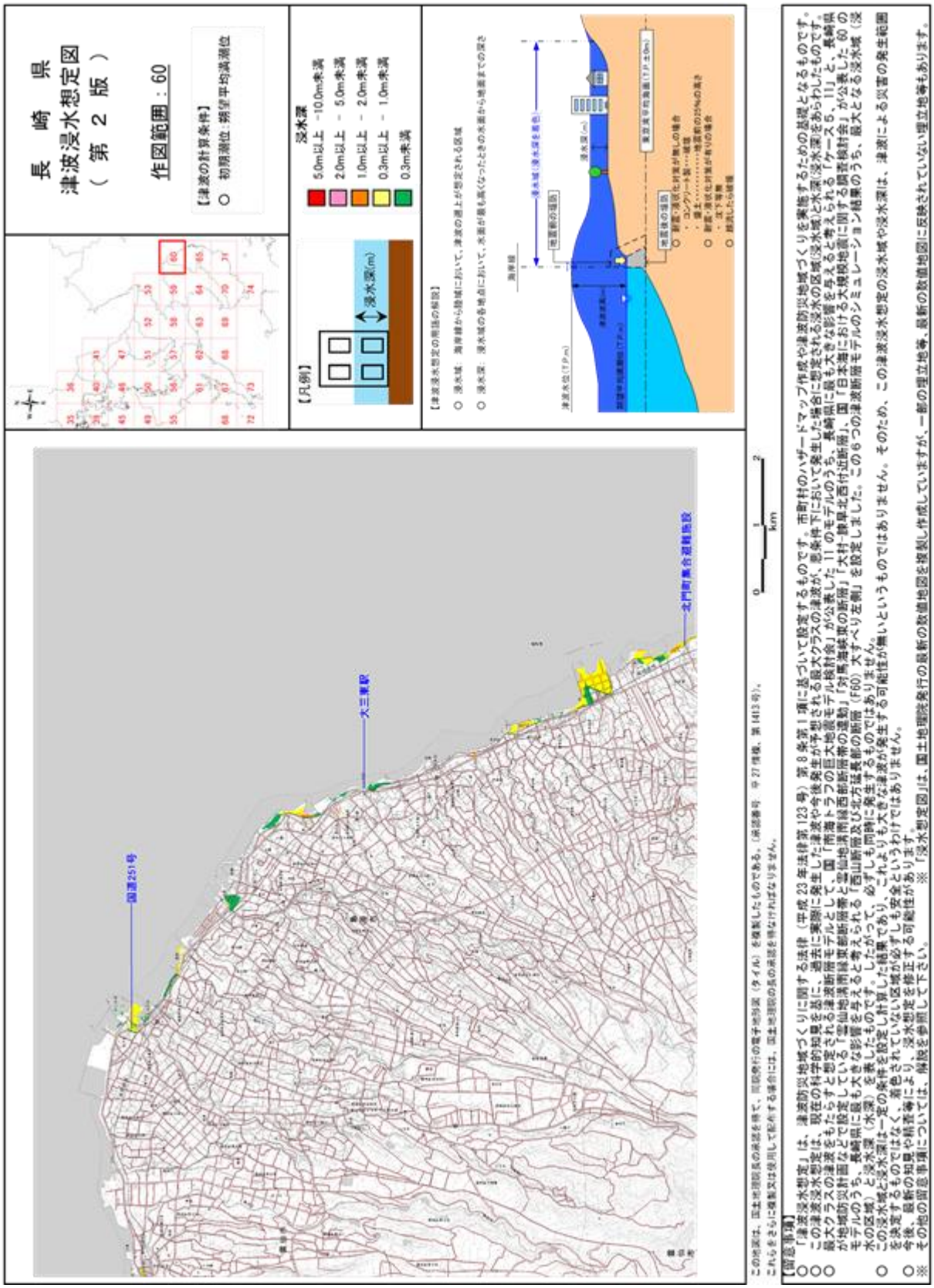

図－73　津波浸水想定図　島原港（島原市）

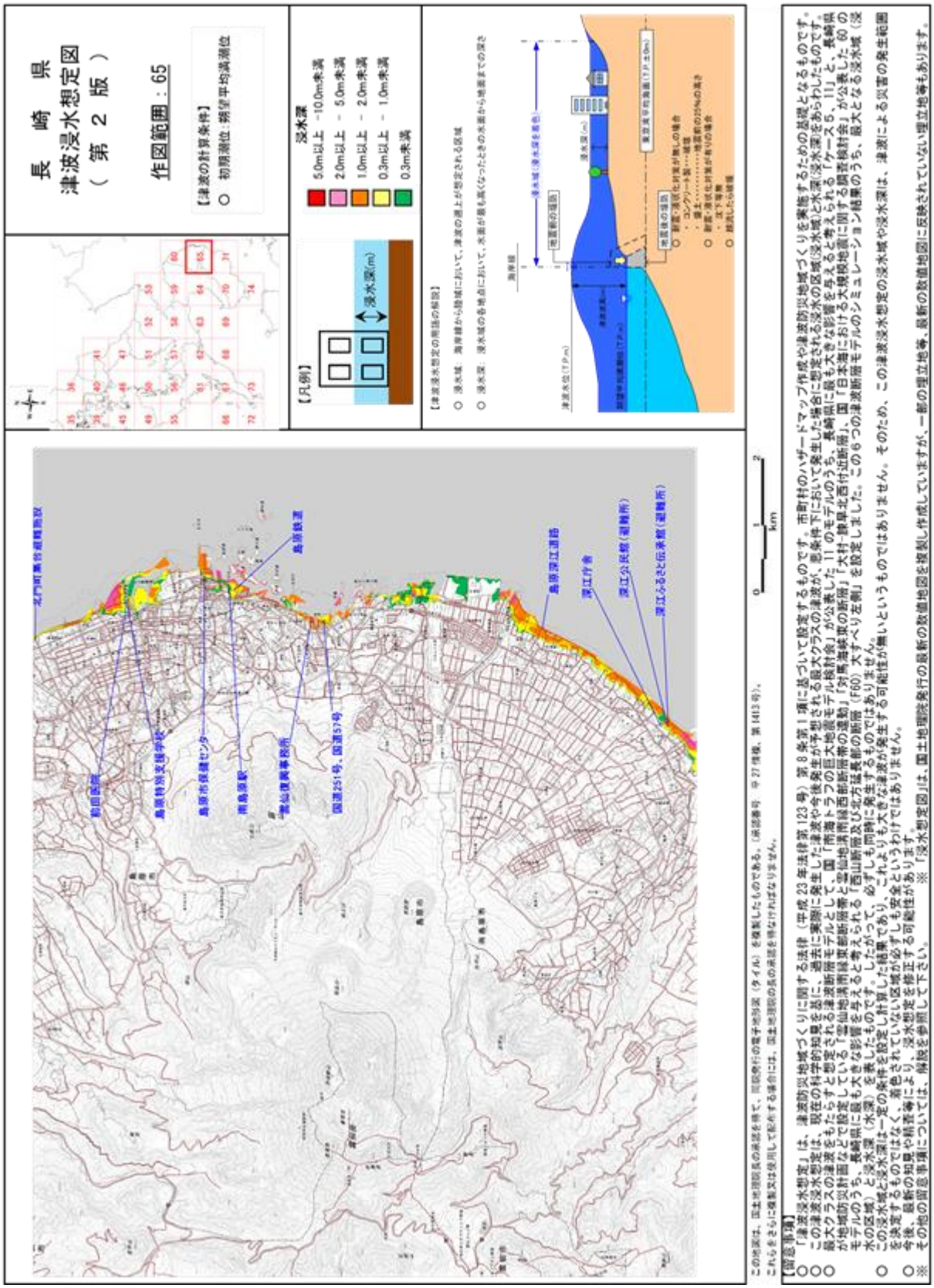

図－74　津波浸水想定図　須川港（南島原市）

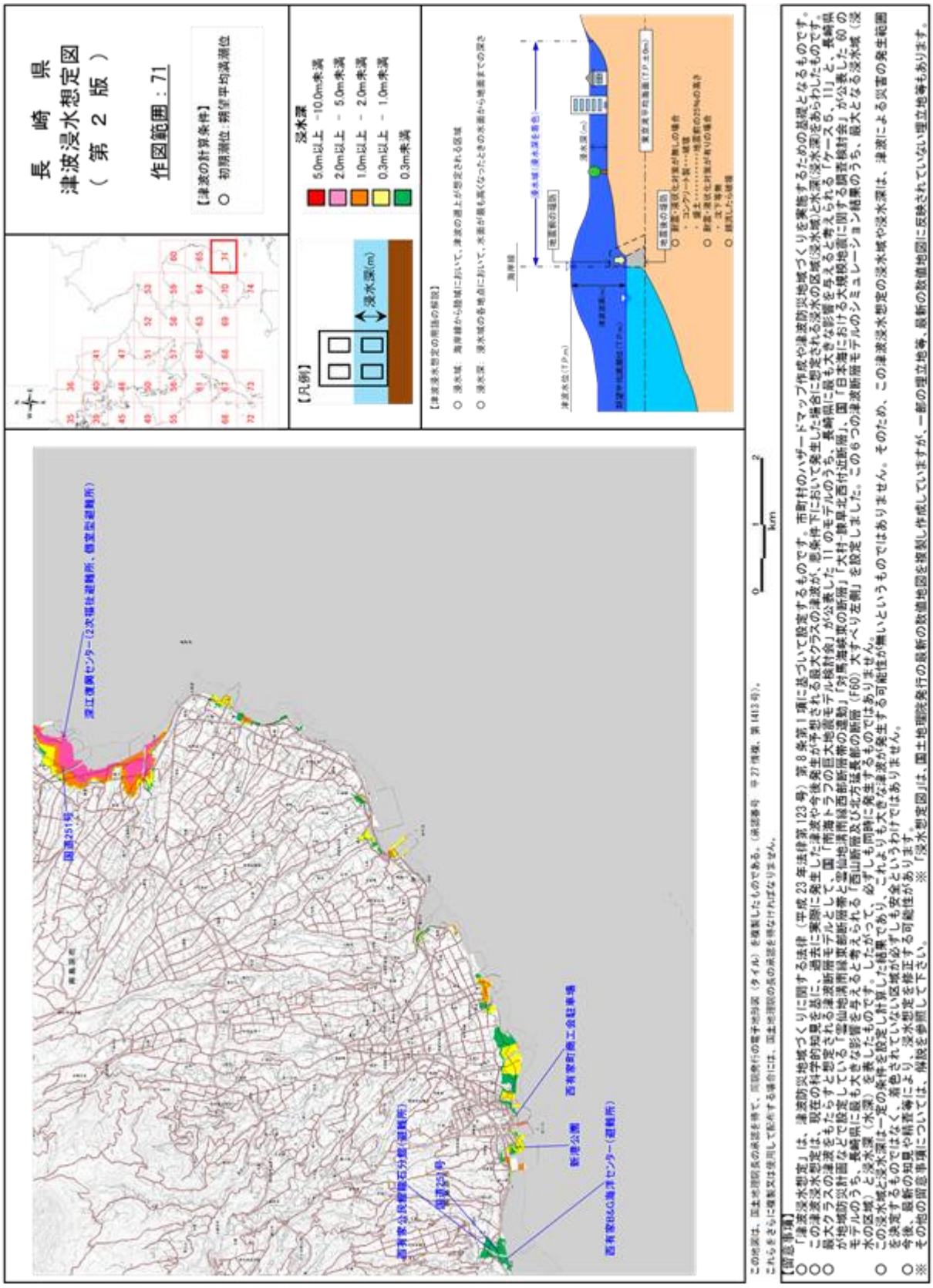

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平 27 情複、第 1413 号）。
これらさらに複製又は使用して利用する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

【留意事項】

○○○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第８条第１項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、最新の地形条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）をあらわしたものです。最大クラスの津波ともたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース５、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁断層帯」と「布津断層帯」の地震動を考慮した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層帯及び北方延長部の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この６つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。

○　この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定の浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。

○　○今後、最新の知見や結果により、浸水想定を修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。　※「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

図－75　津波浸水想定図　口之津港（南島原市）

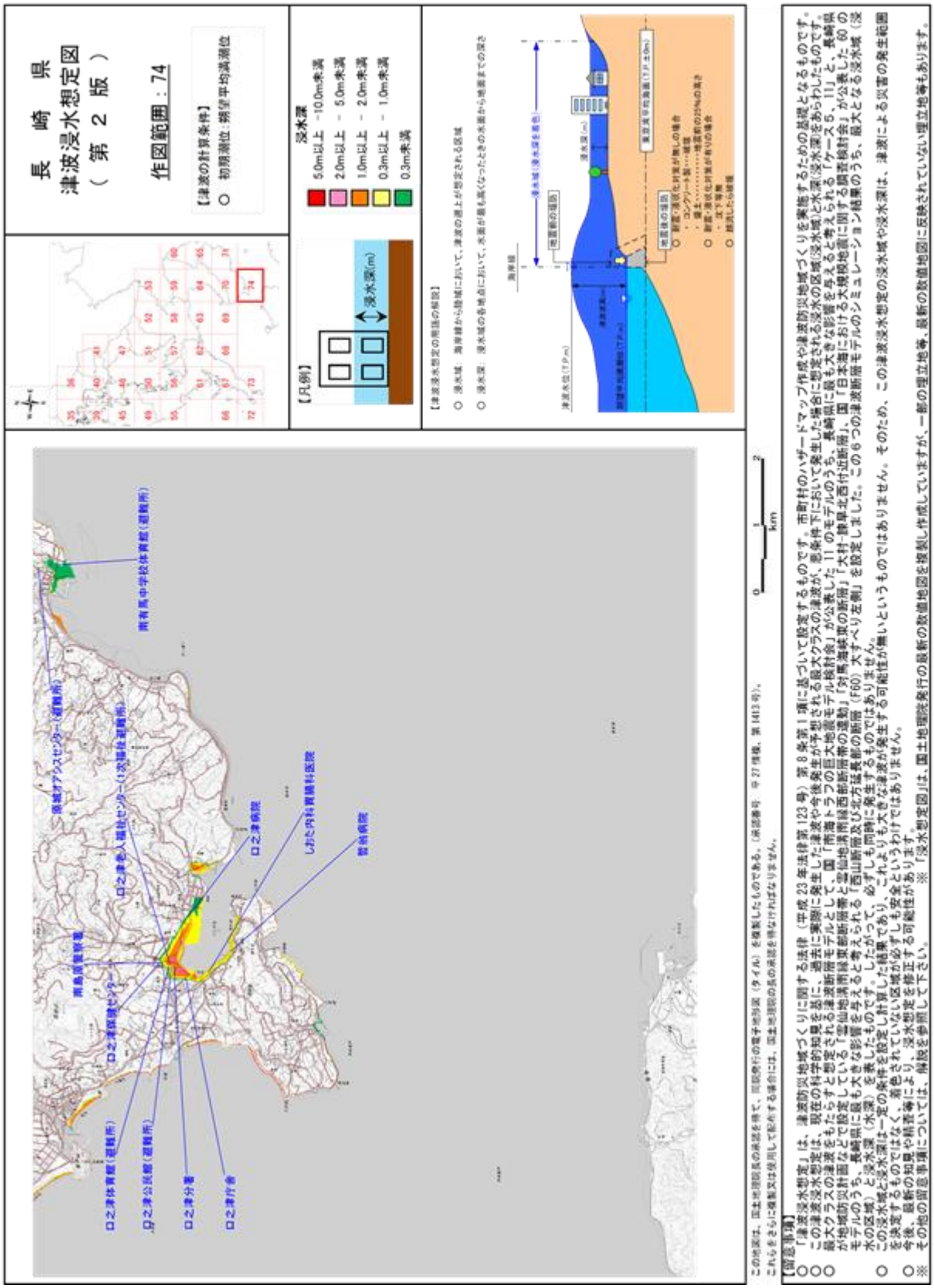

図－76　津波浸水想定図　小浜港（雲仙市）

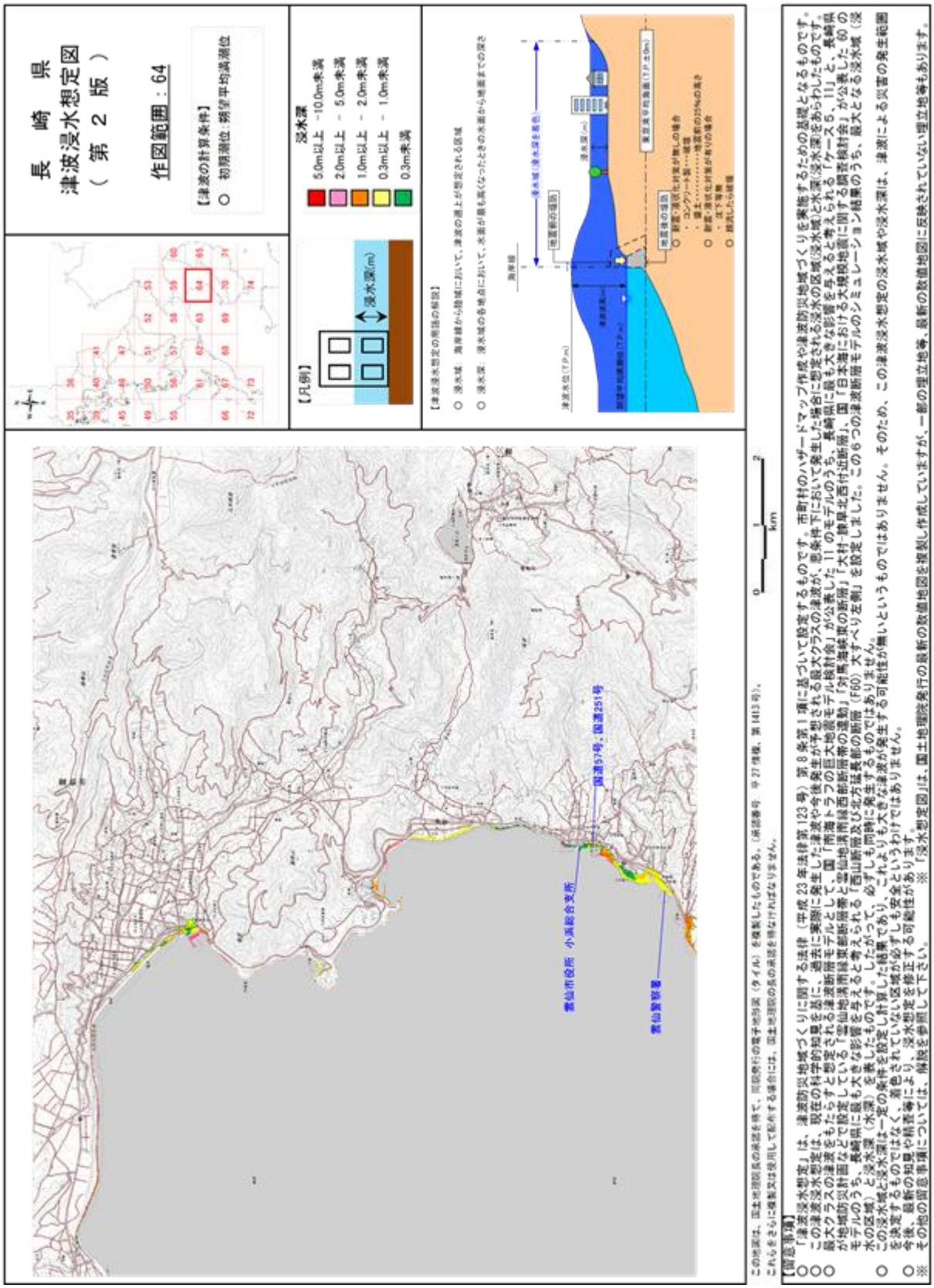

図－77　津波浸水想定図　有喜漁港（諫早市）

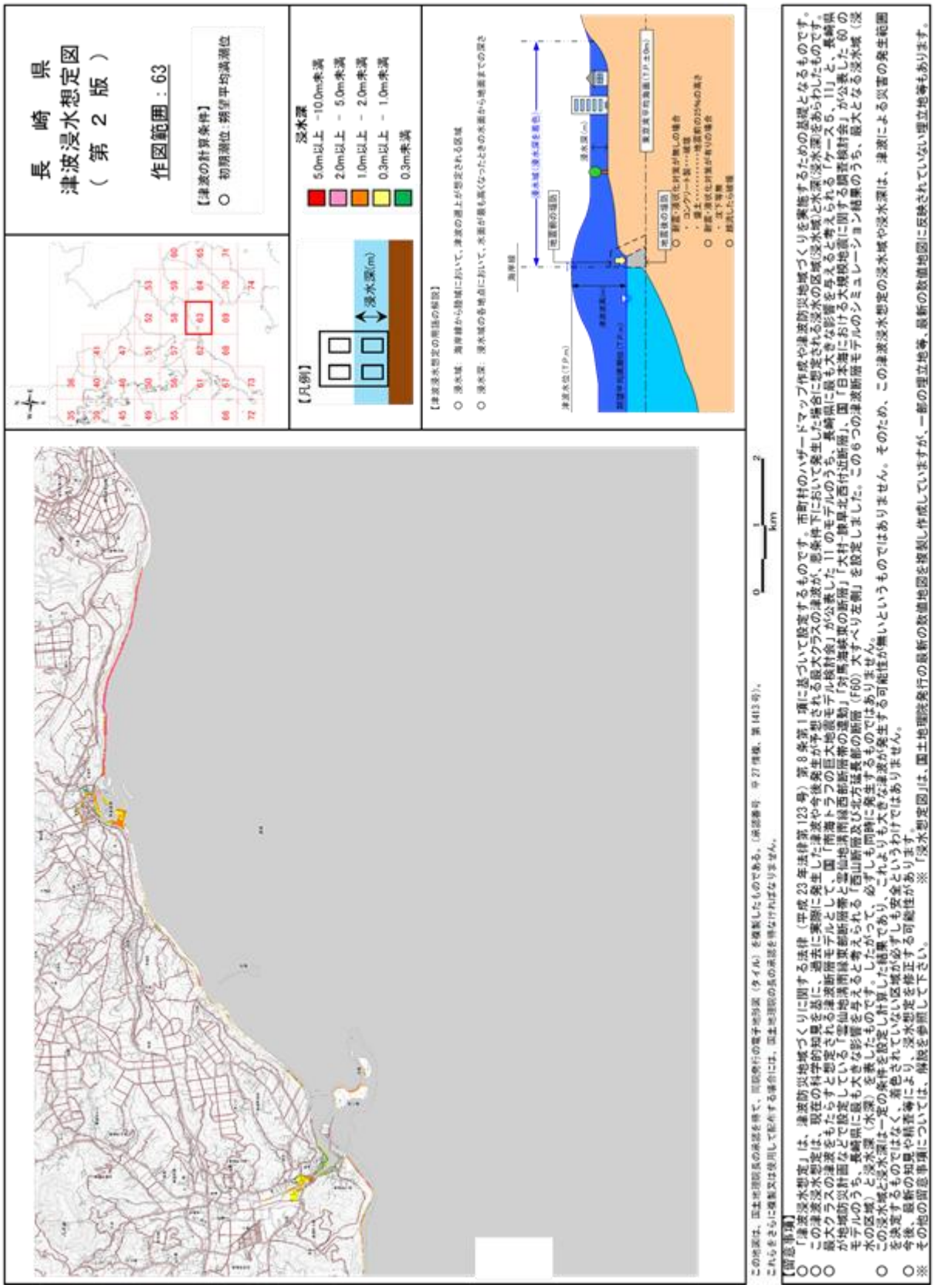

図－78　津波浸水想定図　長崎港（長崎市）

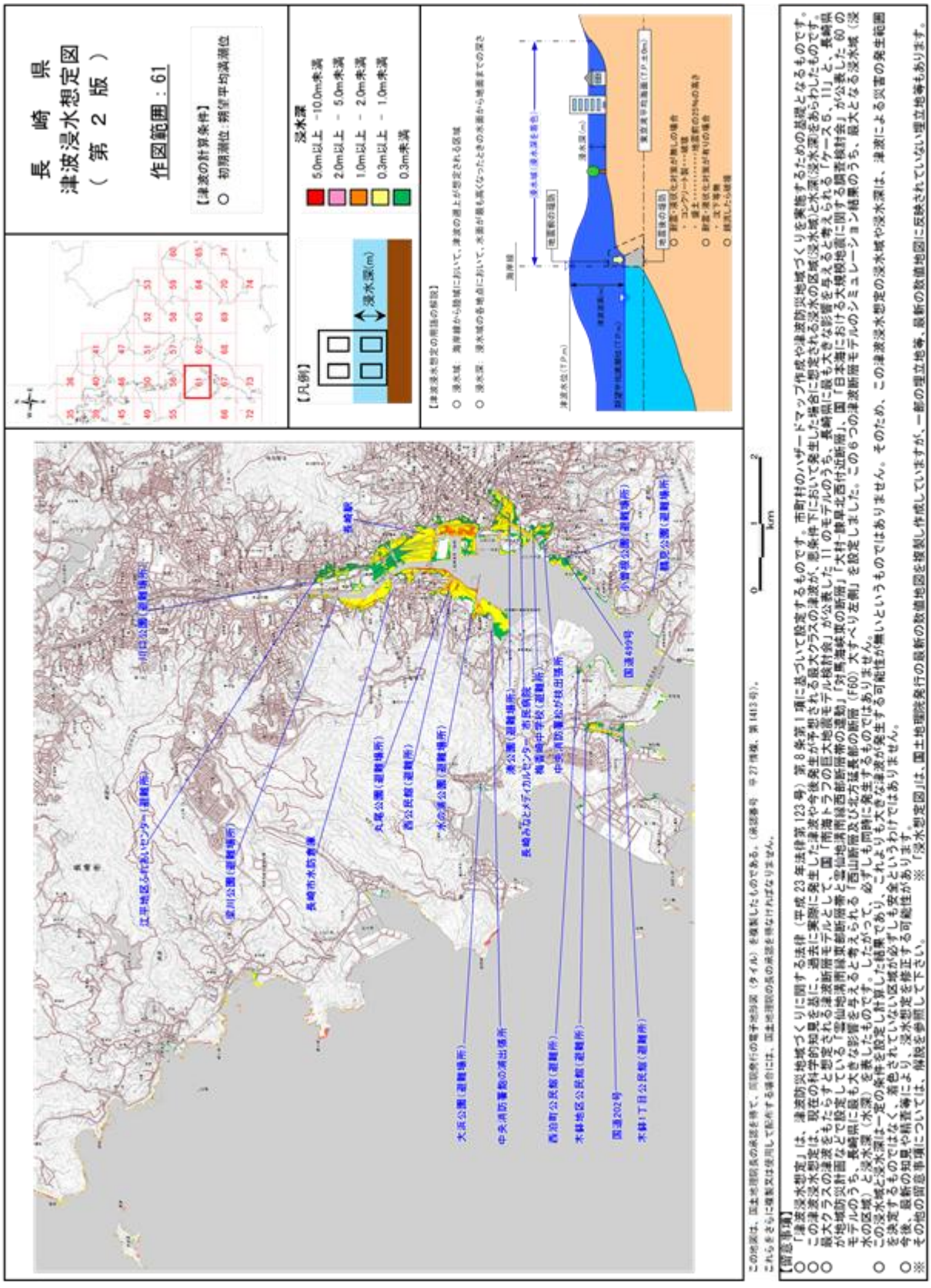
長崎県
津波浸水想定図
（第２版）
作図範囲：61
【津波の計算条件】
○ 初期潮位：朔望平均満潮位
浸水深
5.0m以上 -10.0m未満
2.0m以上 - 5.0m未満
1.0m以上 - 2.0m未満
0.3m以上 - 1.0m未満
0.3m未満
【凡例】
浸水深(m)
【津波浸水想定の用語の解説】
○ 浸水域　海岸線から陸域において、津波の遡上が想定される区域
○ 浸水深　浸水域の各地点において、水面が最も高くなったときの水面から地面までの深さ
海岸線
地盤高の場所
浸水域（浸水深を表示）
浸水深(m)
東京湾平均海面（T.P.±0m）
津波水位（T.P.○m）
地盤高の場所
○ 計算に用いた地盤高
・コンター図……標高
・面土……地盤高の分布の元の資料
○ 計算に用いた粗度係数の設定
・海域
・陸域
・河川
・低平地
○ 計算に用いた構造物
・堤防
・水門等
・盛土
・防潮堤
○ 計算に用いた地盤変動量
・地震による地盤変動量
・津波による地盤変動量
長崎駅
長崎市水防倉庫
江平地区ふれあいセンター（避難所）
銅川公園（避難所）
大浜公園（避難所）
中央消防署船の浦出張所
西浜町公民館（避難所）
木鉢地区公民館（避難所）
国道202号
木鉢1丁目公民館（避難所）
丸尾公園（避難所）
西公民館（避難所）
水の浦公園（避難所）
港公園（避難所）
長崎みなとメディカルセンター市民病院
長崎南中学校（避難所）
中央消防署船の浦出張所
国道499号
小菅修船公園（避難所）
観音公園（避難所）
0
1
2
km
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平27情複、第1413号）。
これらさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。
【留意事項】
○○○　「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第８条第１項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、最新の地形や土地利用状況などの条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）をあらわしたものです。
最大クラスの津波とは、発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「日本海における大規模地震に関する調査検討会」において設定された津波断層モデルをもとに、一定の条件を設定して計算しています。
が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁断層帯」と「対馬諸峠東の断層」、「大村－諫早北西部断層帯の連動」

図－79　津波浸水想定図　瀬戸港（西海市）

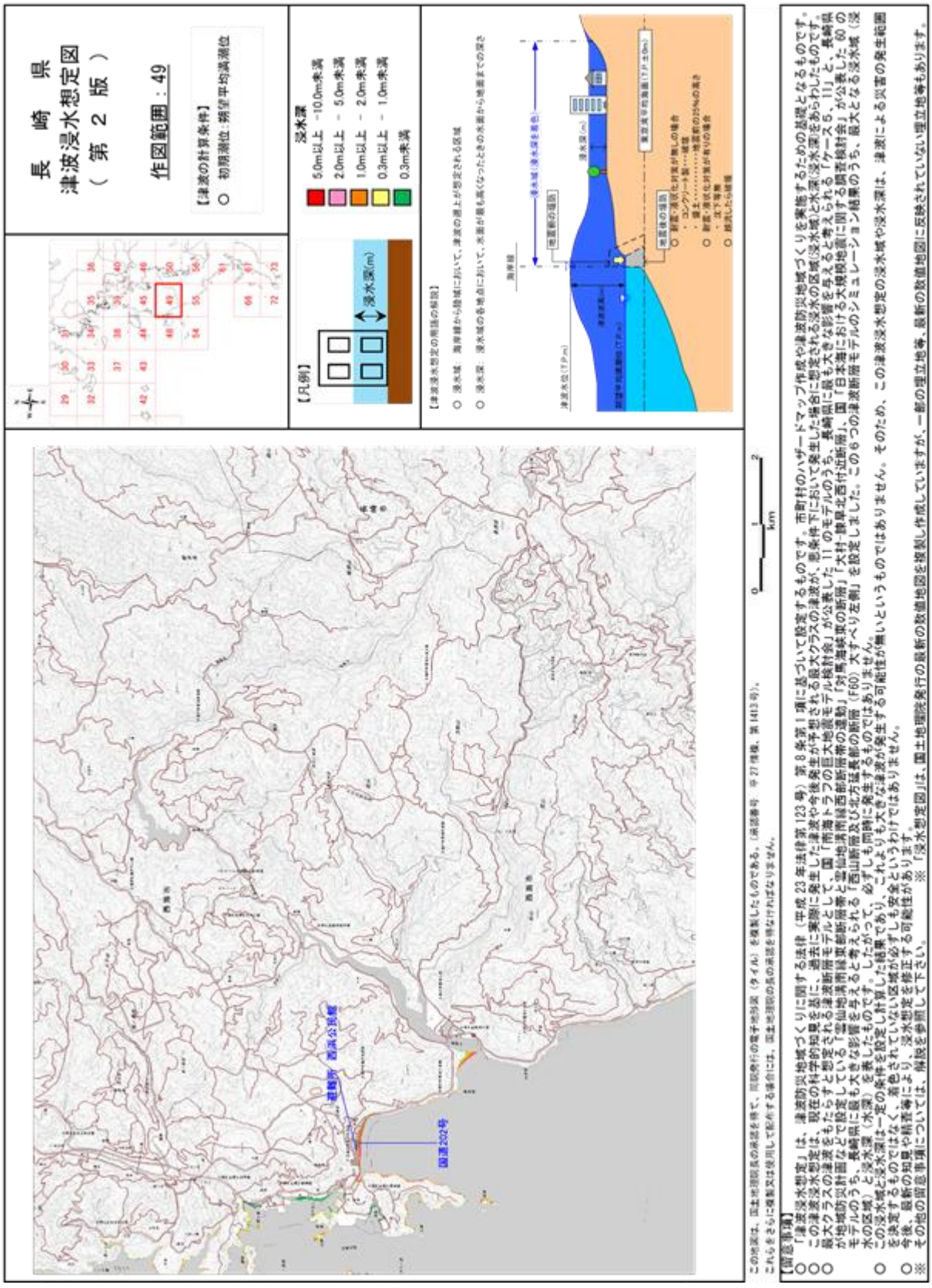

図－80　津波浸水想定図　小値賀港（小値賀町）

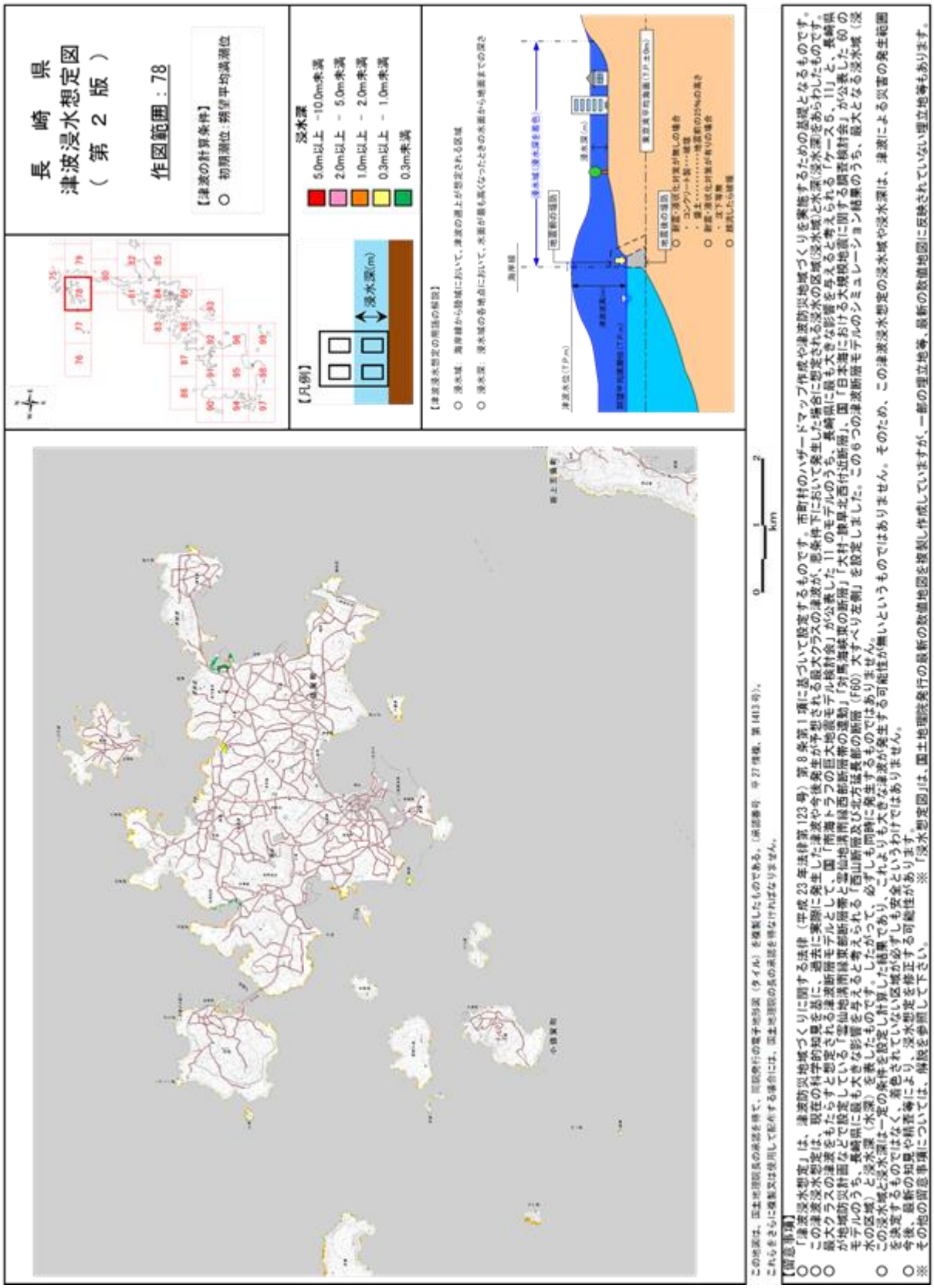

図－81　津波浸水想定図　有川港（新上五島町）

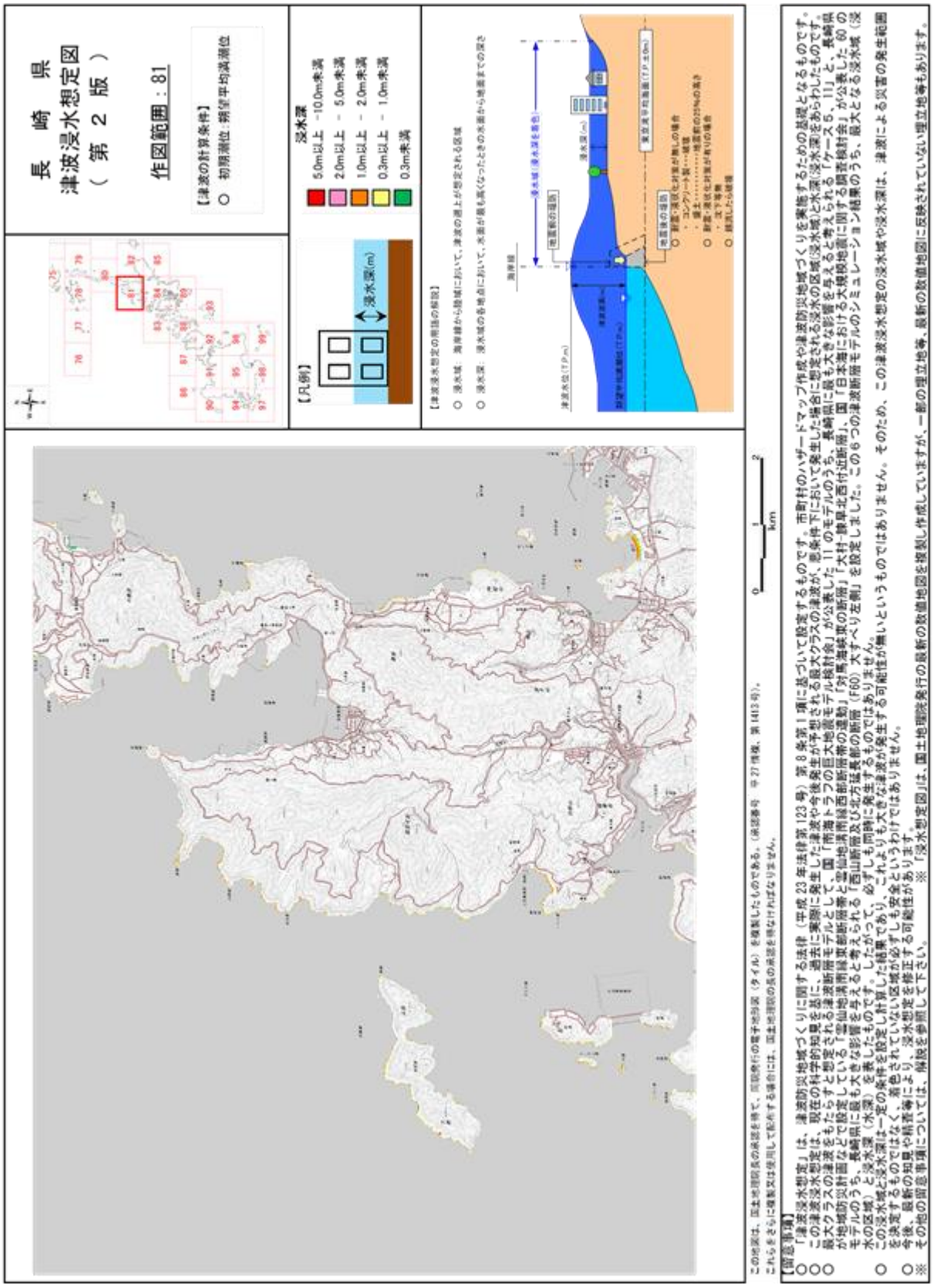

図－82　津波浸水想定図　奈良尾漁港（新上五島町）

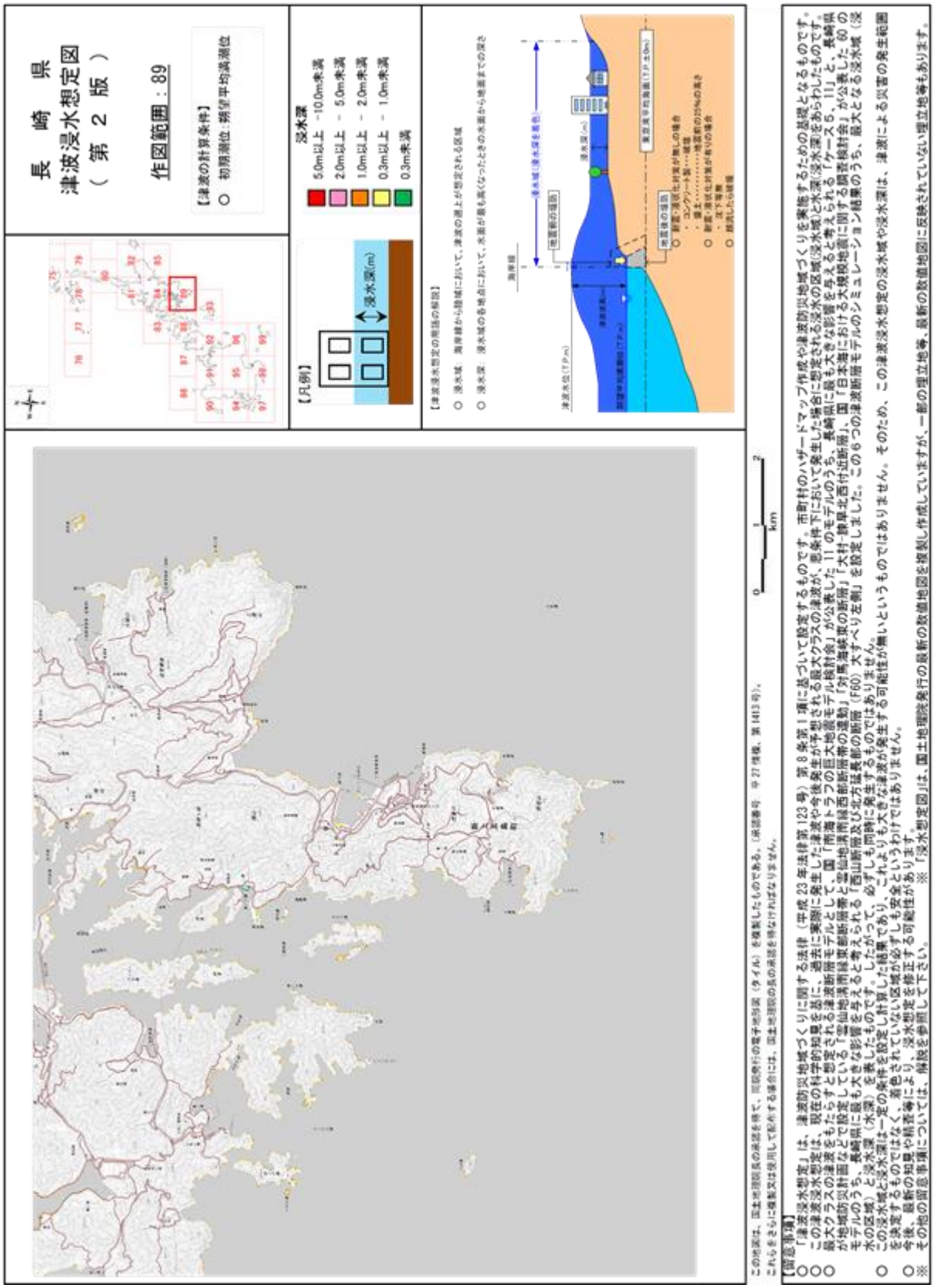

図－83　津波浸水想定図　福江港（五島市）

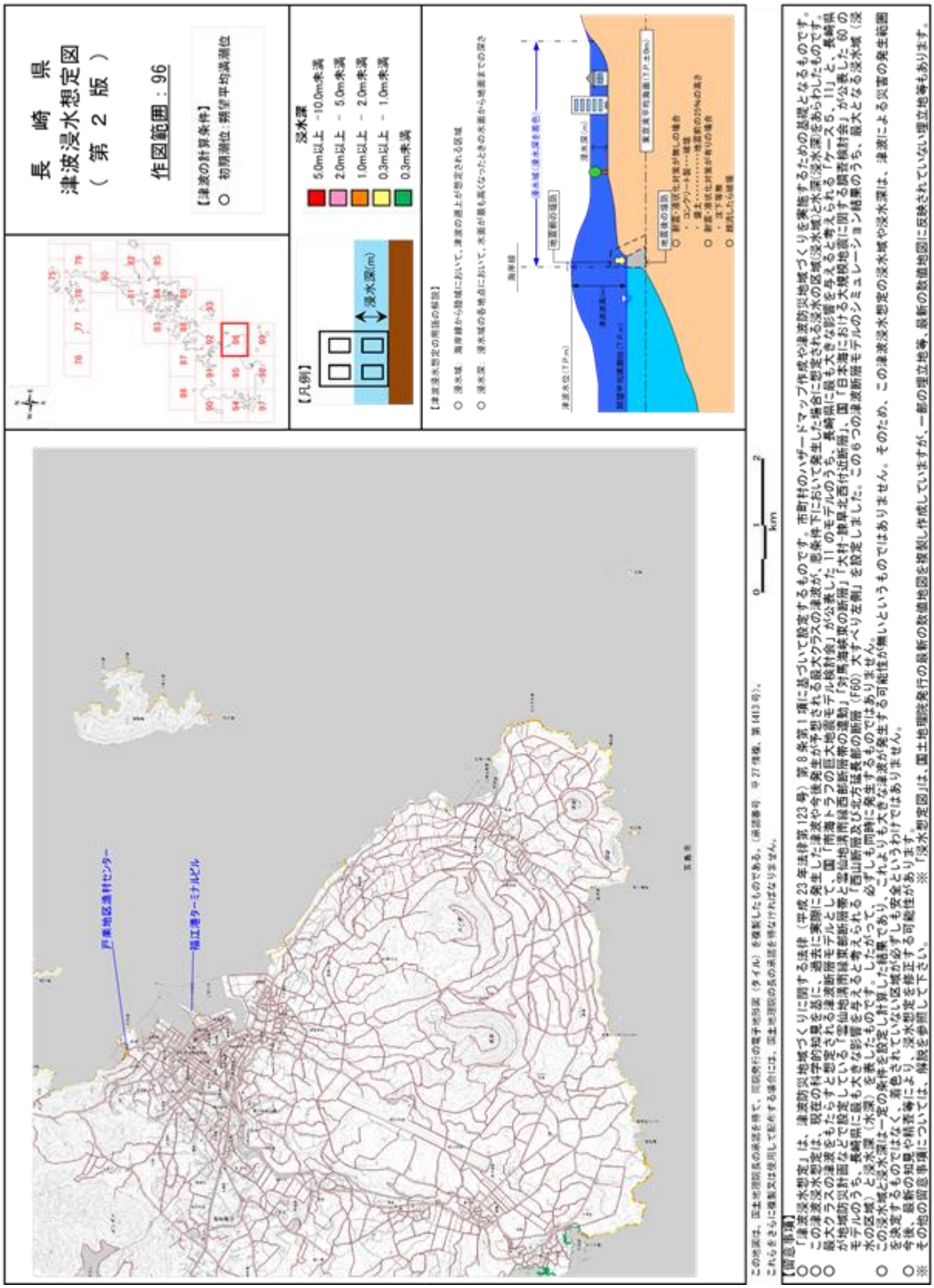

図－84　津波浸水想定図　富江港（五島市）

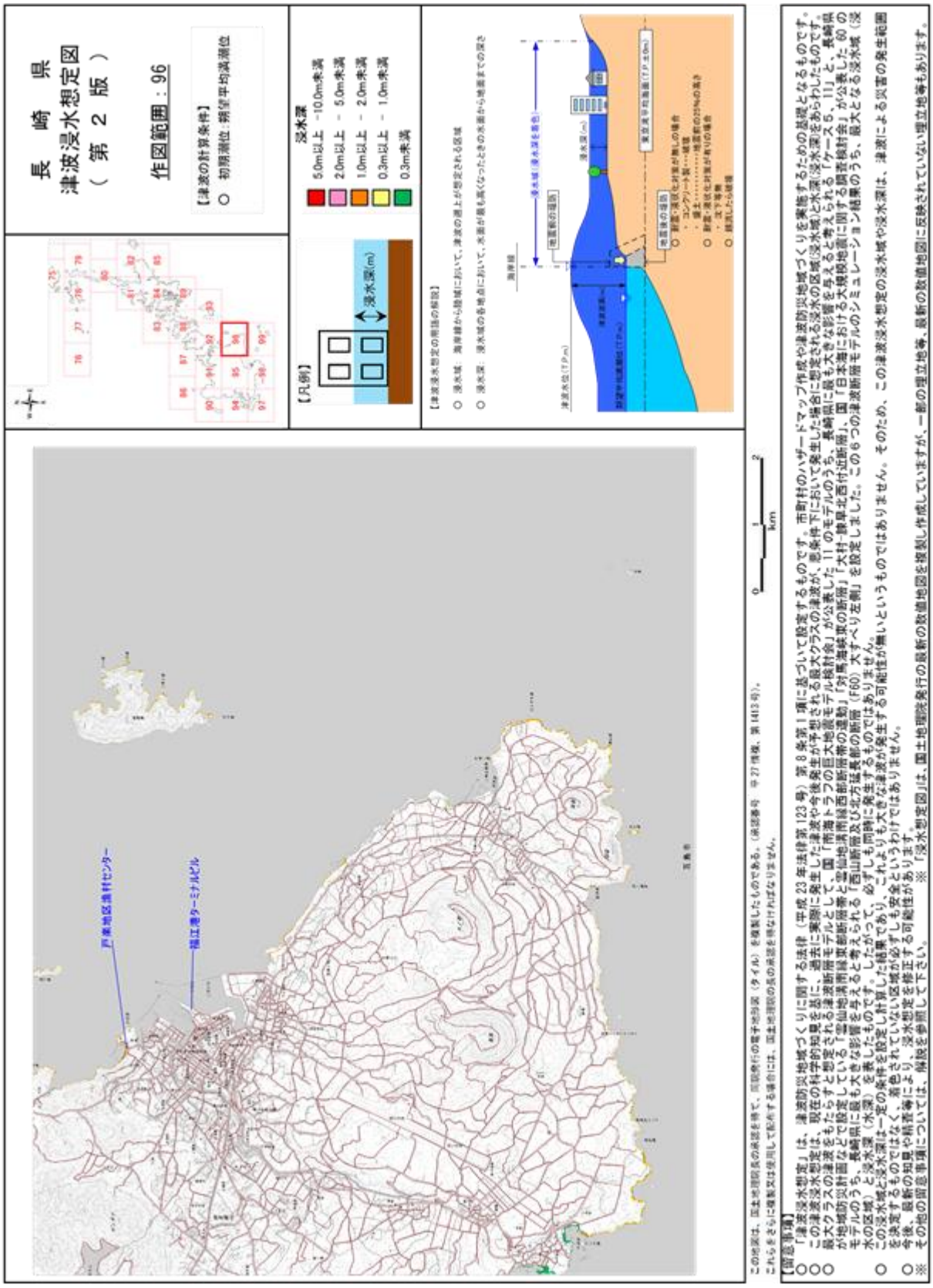

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平 27 情複、第 1413 号）。
これらさらに複製又は使用して配布する場合には、国土地理院の長の承認を得なければなりません。

【留意事項】
○「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
○この津波浸水想定は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される最大クラスの津波が、最悪の条件下において発生した場合に想定される浸水域（浸水の区域）と水深（浸水深）をあらわしたものです。
○最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、国「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「ケース５、11」と、長崎県が地域防災計画などで設定している「雲仙地溝南縁断層帯と雲仙地溝西縁断層帯の連動」「対馬海峡東の断層」「大村－諫早北西断層」、国「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が公表した 60 のモデルのうち、長崎県に最も大きな影響を与えると考えられる「西山断層帯及び北方海底部の断層（F60）大すべり左側」を設定しました。この６つの津波断層モデルのシミュレーション結果のうち、最大となる浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
○この浸水域と浸水深は一定の条件を設定し計算した結果であり、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。そのため、この津波浸水想定の浸水域や浸水深は、津波による災害の発生範囲を決定するものではなく、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
○今後、最新の知見や精査等により、浸水想定を修正する可能性があります。
○※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。※「浸水想定図」は、国土地理院発行の最新の数値地図を複製し作成していますが、一部の埋立地等、最新の数値地図に反映されていない埋立地等もあります。

９　津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域」について

（港湾課）

平成 24 年 6 月 13 日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、津波法第 53 条第 1 項の規定により、都道府県は、国が策定した基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合に警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を「津波災害警戒区域」に指定することができるとされており、県では、平成 29 年 3 月 31 日、「津波災害警戒区域」の指定を行っている。

（１）津波災害警戒区域とは

・津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域である。
・基準水位も併せて公表している。
・津波災害警戒区域は、津波浸水想定に基づいて作成している。

（２）津波災害警戒区域指定の目的

・区域指定により、区域を含む市町ではハザードマップの作成や避難訓練の実施、避難場所や避難路の確保等が義務付けられるなど、避難警戒体制の整備が促進される。
・基準水位により、津波からの効率的な避難対策が可能となる。津波から避難する上での有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安となる。

図-85　津波災害警戒区域（基準水位）について

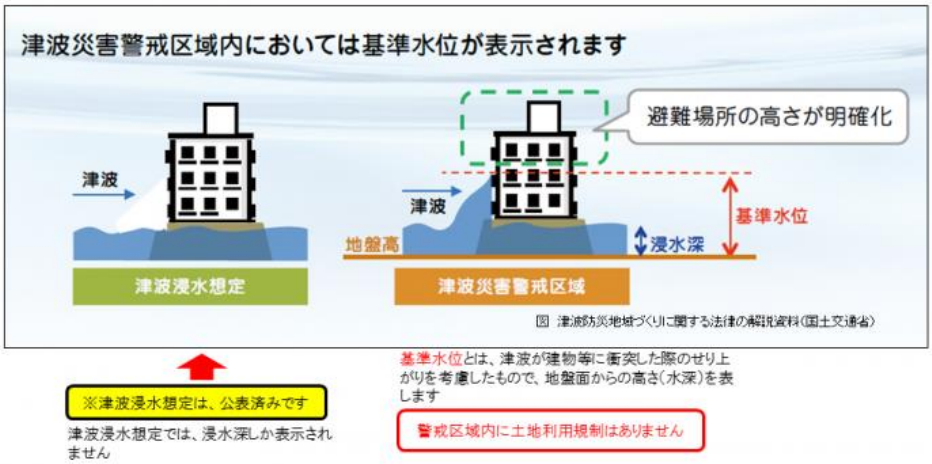

図－86　津波浸水想定図（略図）

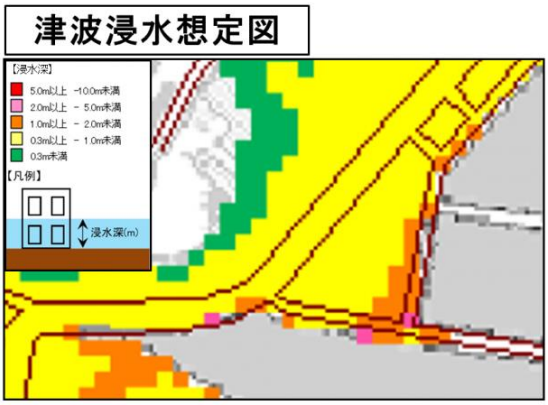

図－87　津波災害警戒区域（略図）

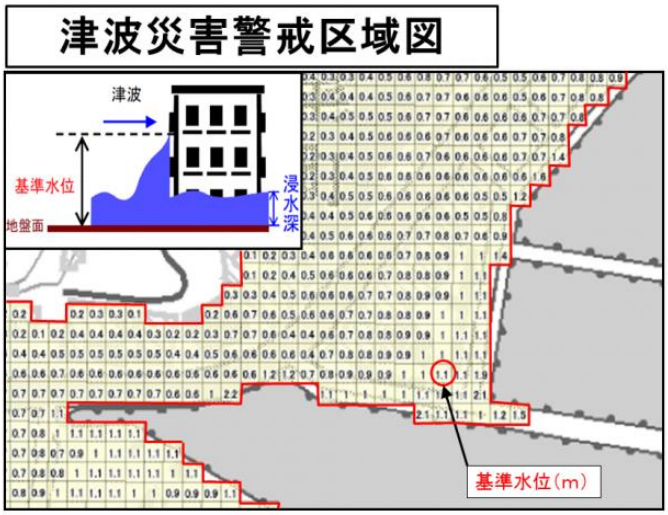

区域：津波浸水想定での区域（浸水深１cm以上）を基本
　　薄黄色で着色されたメッシュで囲まれた区域が警戒区域となる。
表示：12.5m メッシュごとに基準水位（10 cm単位）を記載

（３）留意事項

・基準水位の算出に用いた「地形（標高）データは、平成 21 年の地形図の等高線及び平成 23 年の航空レーザー測量または写真測量の結果をもとにしているため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合がある。

・津波災害警戒区域の設定は、津波浸水想定図の範囲を基本としているが、地域の実情に留意し安全側となるように、以下のような場合などに基準水位が表示されていない区域をバッファゾーンとして設定している箇所がある。

◦ 沿岸で新たに埋め立てられたところで、それより内陸で基準水位が表示されているが、新たな埋立地等で基準水位が表示されていない場合

◦ ある程度広いエリアで基準水位が表示されている中で、数区画のみ表示されていない場合
◦ 海水浴場や砂浜等の海域との境界で、基準水位が表示されていない場合

・背景地図は国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである。（承認番号　平 27 情複、第 1413 号）道路や建物、海岸線河川の形状等が現況と異なっている場合がある。なお、埋立地において新たに埋め立てられた情報を得たものについては追記しているところがある。

（４）　今後の取組について

・津波災害警戒区域の指定を受けて、区域を含む市町は津波法第 54 条の規定により、市町村地域防災計画において、次の事項を定めることが義務付けられる。
◦ 津波に関する予報又は警報の発令及び伝達
◦ 避難場所、避難経路
◦ 市町村長が行う津波避難訓練の実施
◦ 地下街等・防災上の配慮を有する者の利用施設の名称及び所在地

・津波法第 55 条の規定により、区域を含む市町はハザードマップの作成・配布が義務付けられる。

・市町の地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けられた「社会福祉施設、学校、病院」などの施設においては、「避難確保計画」の作成と市町長への報告及び公表、避難訓練の実施などに取り組んでいく必要が生じる。

・宅地建物取引業者においては、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」として、取引対象となる物件が津波災害警戒区域にある旨を説明することが必要となる。（民間事業者に義務化）

・県は、市町の取り組みに対し技術的な支援や助言を行うとともに、今後、総合的な津波防災対策として、関係部局や市町との連絡・協議体制を強化していく。
◦ 総合的な支援、助言・・・防災企画課
◦ 技術的な支援、助言・・・港湾課

（５）　津波災害警戒区域図

ここでは、代表的な市町の津波警戒区域図を例示する。なお、全 1828 枚の津波災害警戒区域図は、長崎県ホームページで閲覧可能となっている。

図－88　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　長崎市_83

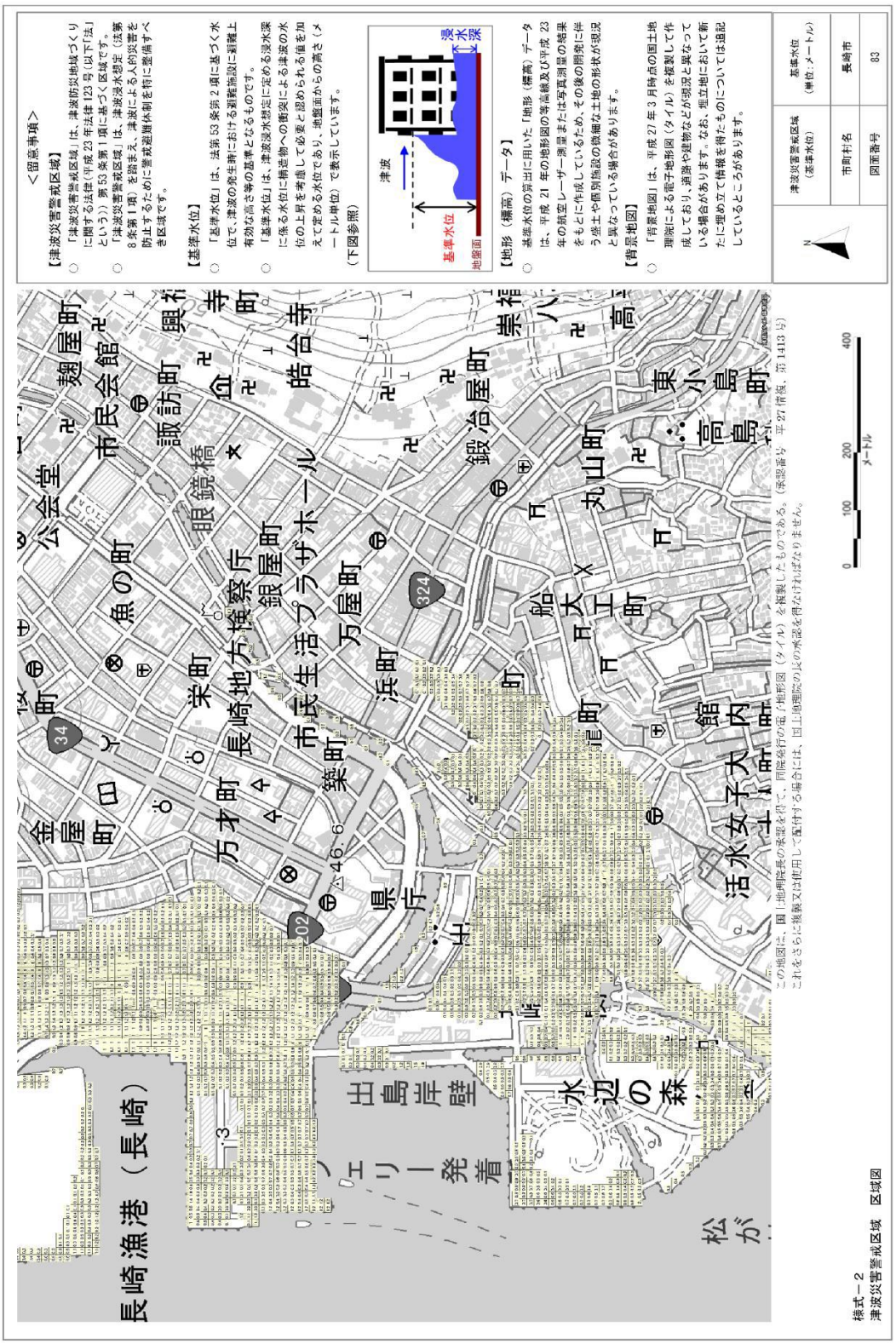

図－89　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　佐世保市_65

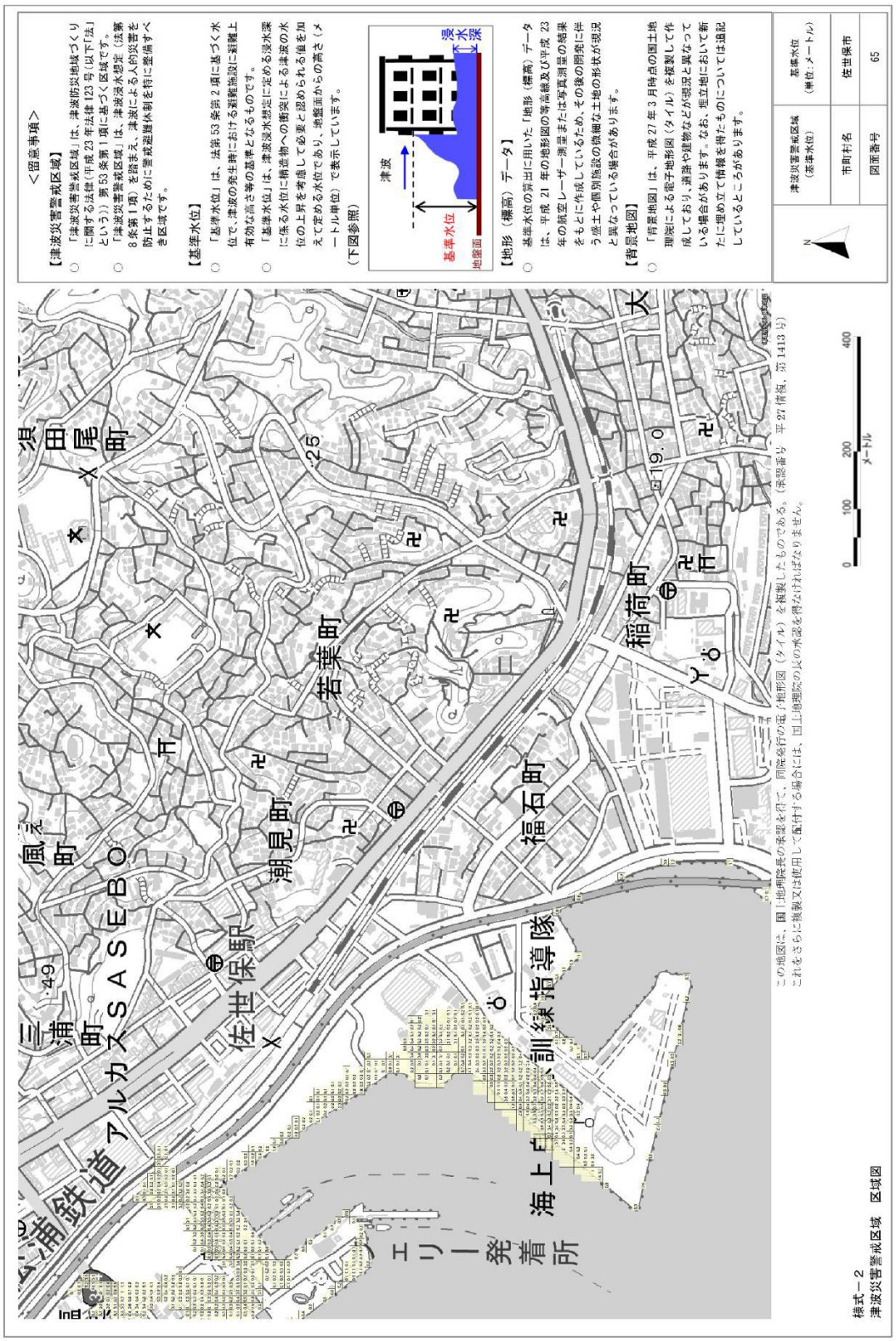

図－90　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　島原市_15

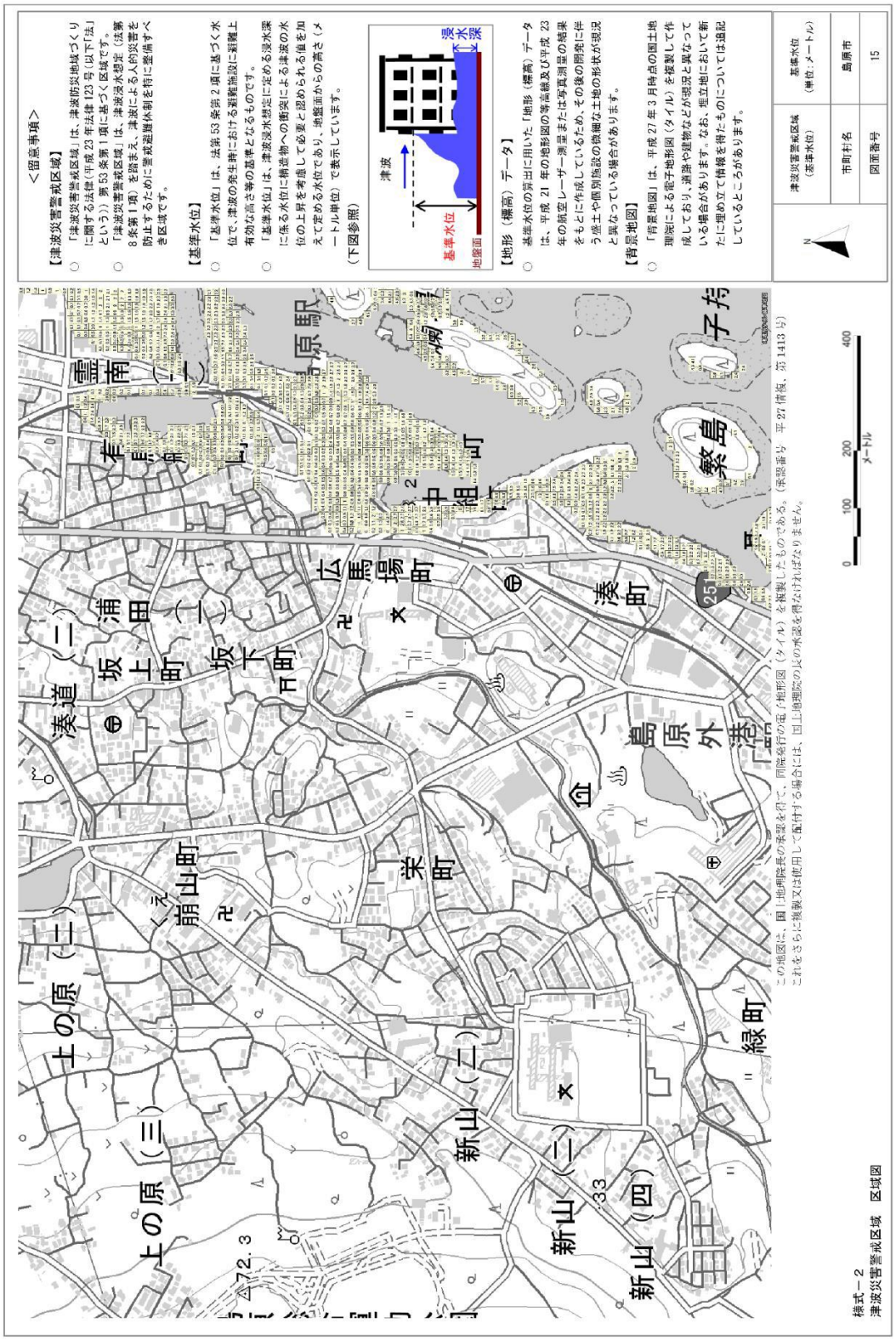

図－91　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　松浦市_78

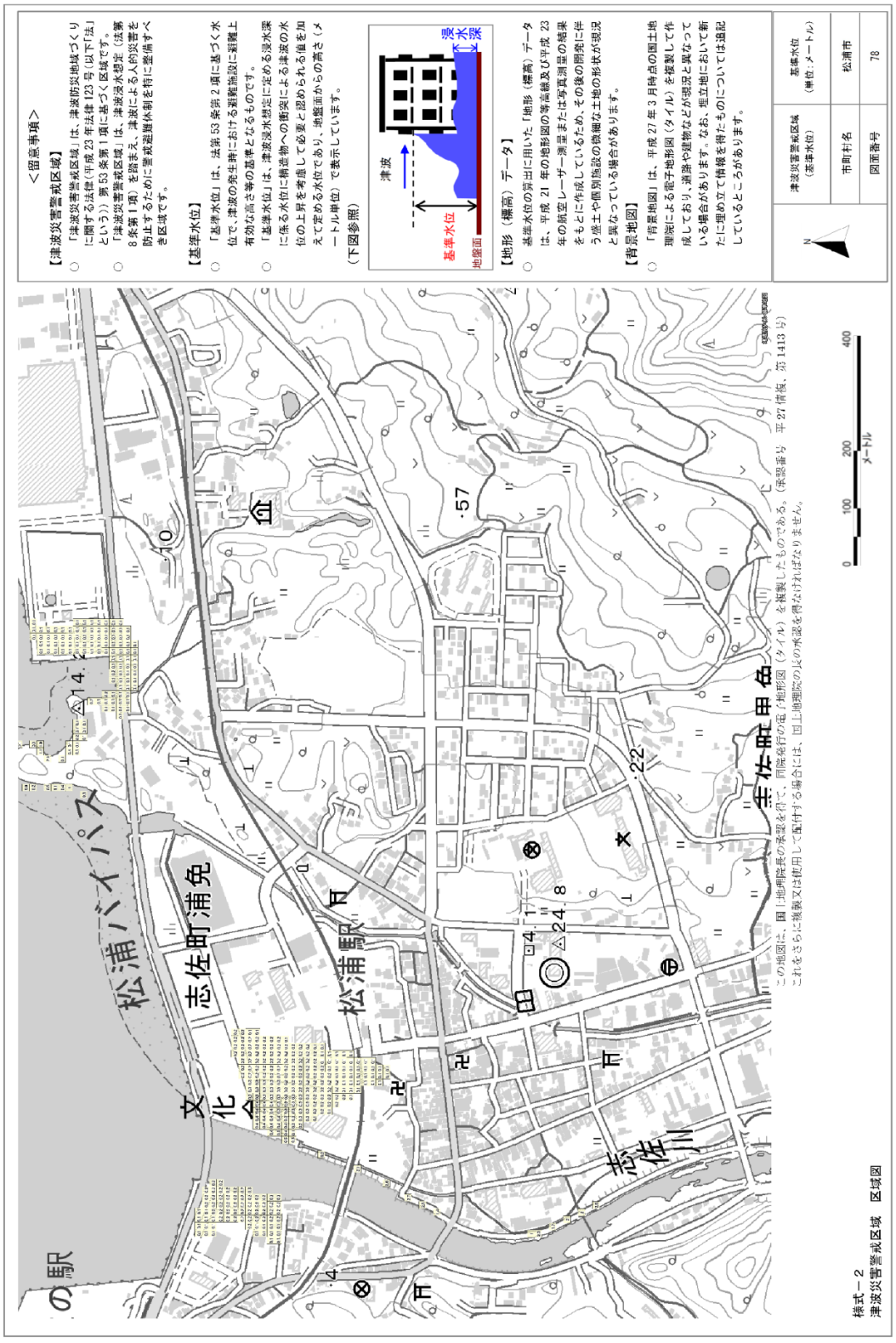

図－92　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　対馬市_258

図－93　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　壱岐市_57

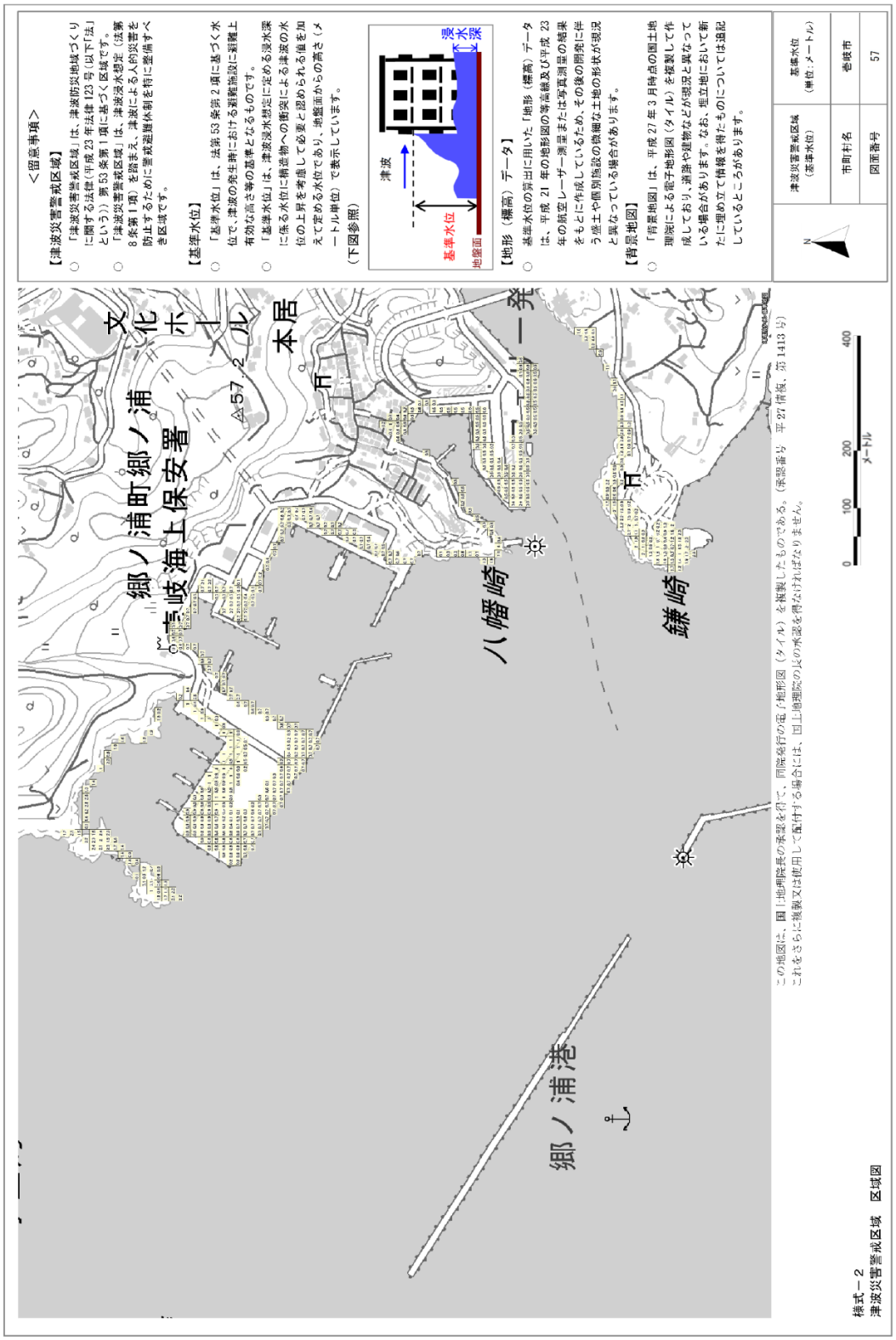

図－94　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　新上五島町_65

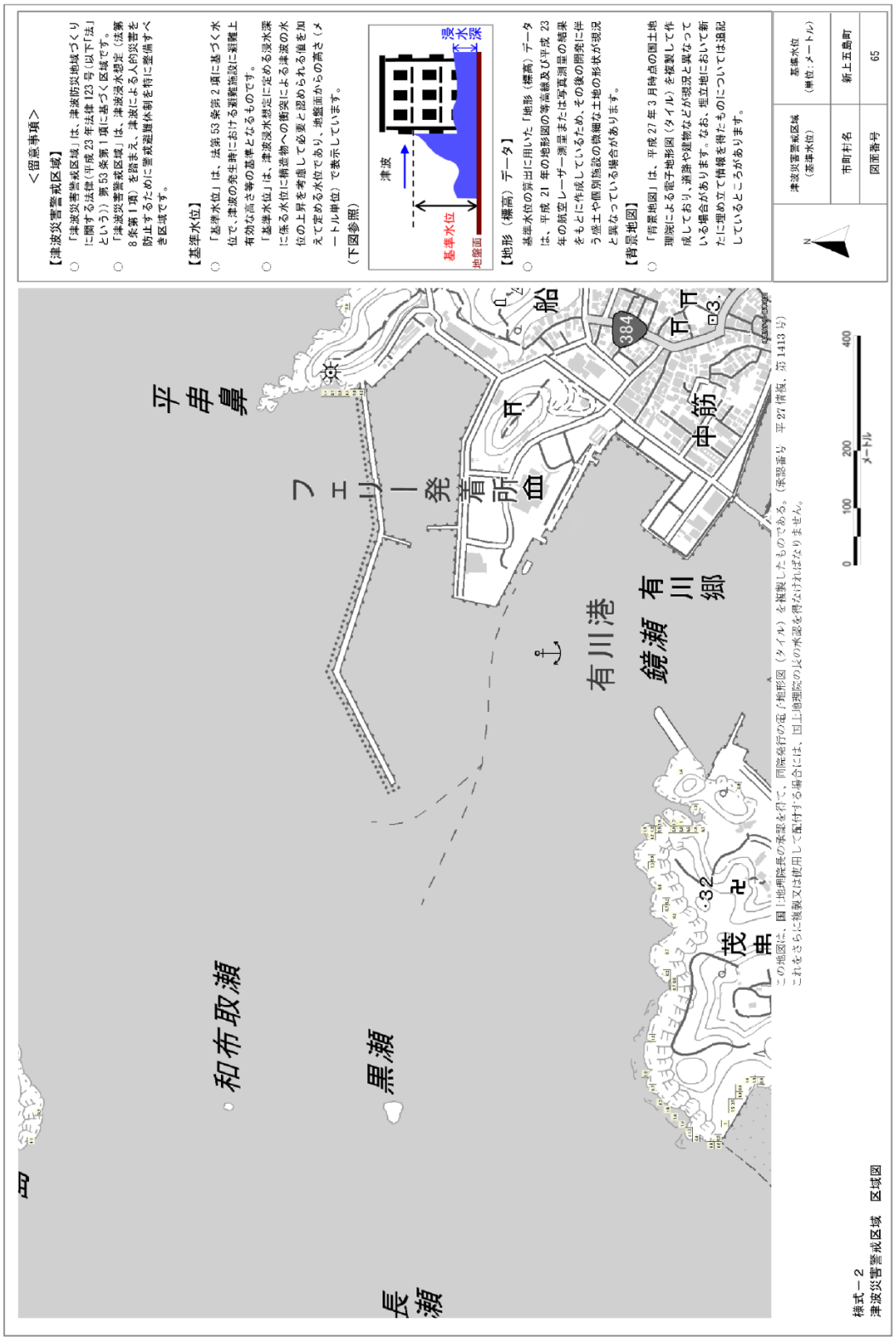

図－95　津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　五島市_151

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書　（　五島市_151　）

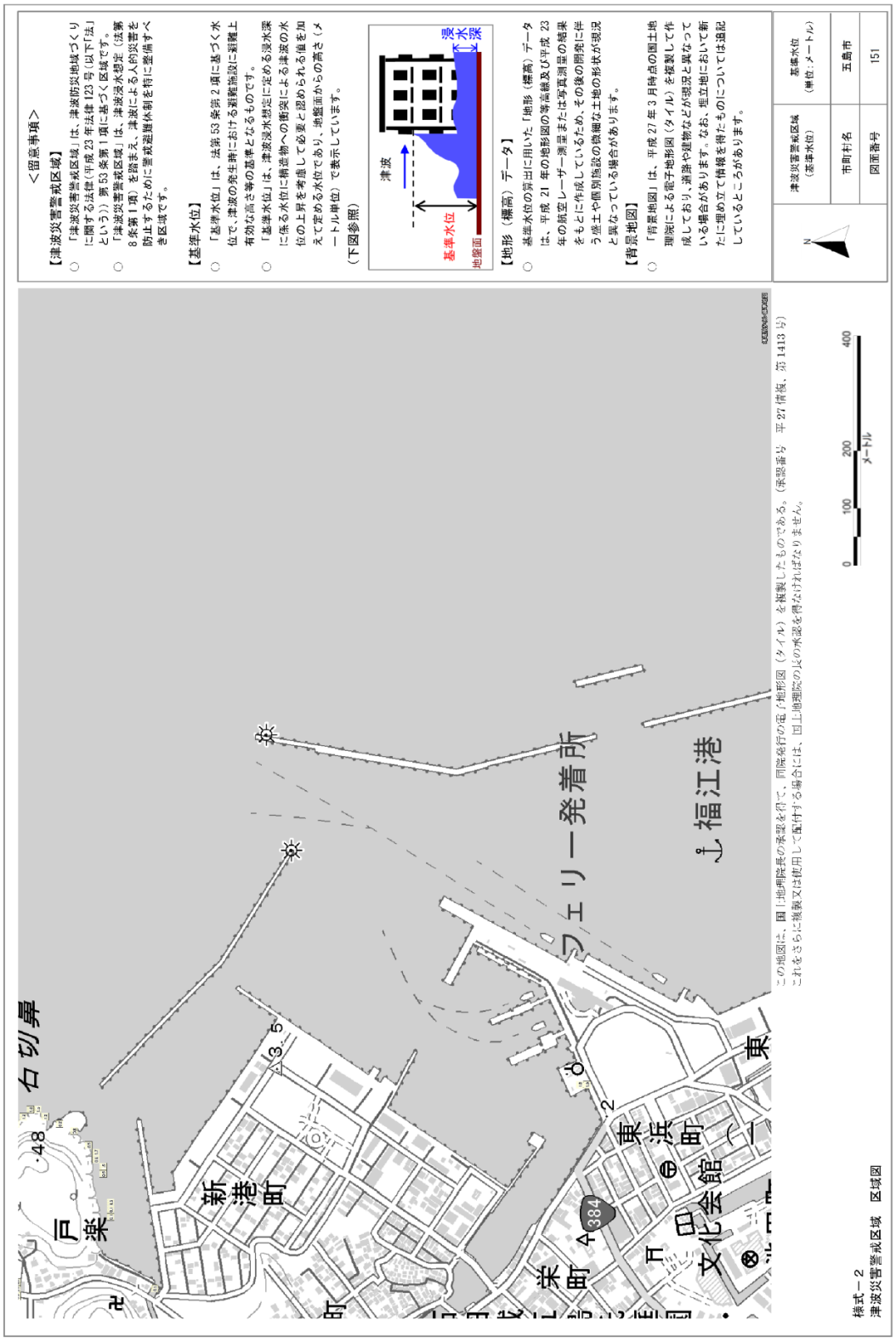

第３節　防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

（関係課：関係機関）

１　実施責任

（１）　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要としたときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。
また、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

（２）　市町

市町は、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

（３）　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震火災から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言の措置をとる。

（４）　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（５）　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

２　処理すべき事務または業務の大綱

（１）　県

機関の名称	事　務　ま　た　は　業　務　の　大　綱
県	1　地震防災に関する組織の整備 2　自主防災組織の育成指導 3　防災知識・思想の普及等県民の地震対策の促進 4　防災訓練の実施 5　地震防災における施設等の緊急整備 6　地震に関する災害予警報等情報の収集伝達 7　災害広報 8　避難指示に関する事項 9　水防その他の応急措置 10　市町の実施する被災者の救助の応援及び調整 11　災害救助法に基づく被災者の救助 12　災害時の防疫その他の保健衛生に関する応急措置 13　市町の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、調整 14　被災児童・生徒等に対する応急の教育 15　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置

	16　農産物、家畜、林産物及び水産物に関する応急措置 17　緊急輸送の確保及び緊急車両の確認 18　交通規制 19　犯罪の予防、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置 20　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 21　公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設､改良並びに災害復旧 22　その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置

（２）　市町

機関の名称	事　務　ま　た　は　業　務　の　大　綱
市町	1　地震防災に関する組織の整備 2　自主防災組織の育成指導 3　防災知識・思想の普及等住民の地震対策の促進 4　防災訓練の実施 5　地震防災における施設等の緊急整備 6　災害予警報等情報（地震災害に関する警戒宣言、地震予知情報を含む）の収集伝達 7　災害広報 8　避難指示 9　水防その他の応急措置 10　被災者の救助 11　災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 12　消防活動及び浸水対策活動 13　被災児童・生徒等に対する応急の教育 14　公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置 15　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 16　消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備 17　公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良並びに災害復旧 18　その他地震災害発生の防止または拡大防止のための措置

（３）　指定地方行政機関

機関の名称	事　務　ま　た　は　業　務　の　大　綱
〔九州管区警察局〕	1　警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 2　広域的な交通規制の指導調整 3　災害時における他管区警察局との連携 4　管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整 5　災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 6　災害時における警察通信 7　津波警報の伝達
〔九州総合通信局〕	1　非常通信体制の整備に関すること。 2　非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 3　災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること。 4　災害時における電気通信の確保に関すること。 5　非常通信の統制、監理に関すること。 6　災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
〔福岡財務支局 長崎財務事務所〕	1　災害時における財政金融の適切な措置並びに、関係機関との連絡調整

〔九州厚生局〕	1　被災地域内の国立病院・医療所による医療活動及び救護班の派遣 2　被災地域外の国立病院・療養所による救護班の派遣及び後方医療活動
〔長崎労働局〕	1　工場、事業所の被災状況の把握 2　二次災害防止のための工場、事業所、労働災害防止団体等に対する指導 3　り災者の就職斡旋に関すること
〔九州農政局〕	1　被害状況の把握・報告に関すること 2　応急用食料の調達・供給に関すること 3　一般食料の安定供給対策に関すること 4　農地、農業用施設等の災害復旧事業に関すること 5　災害に強い国土と農業基盤の整備に関すること 6　その他防災に関し九州農政局の所掌すべきこと
〔九州森林管理局〕	1　国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 2　国有林における予防治山施設による災害予防 3　国有林における荒廃地の災害復旧 4　災害対策復旧用資材の供給 5　森林火災予防対策
〔九州経済産業局〕	1　災害時における物資の対策及び物価の安定 2　被災商工業者に関する金融、税制及び労働に関すること
〔九州産業保安監督部〕	1　被災鉱山に対する施設の保全、危害及び鉱害防止対策に関すること。 2　危険物の保全
〔九州地方整備局〕	1　直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。 2　直轄河川の水防に関すること。 3　直轄国道の防災に関すること。 4　港湾、海岸災害対策に関すること。 5　高潮、津波災害等の予防に関すること。 6　「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。 7　その他防災に関し九州地方整備局の所掌すべきこと。
〔九州運輸局〕 (長崎運輸支局) (佐世保海事事務所)	1　交通施設の整備及び設備の整備に関する指導 2　宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 3　所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 4　災害時における所管事業に関する情報の収集 5　災害時における輸送機関等の後方、宣伝指導 6　災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 7　緊急輸送命令
〔大阪航空局 長崎空港事務所〕	1　空港の完全な状態の維持管理 2　密集地帯上空の低空飛行の禁止 3　航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て、損害を最小限に止めるための緊急措置の実施
〔国土地理院 九州地方測量部〕	1　地殻変動の監視に関すること 2　災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること 3　復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること
〔福岡管区気象台〕 (長崎地方気象台)	1　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2　気象、地象（地震にあたっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 3　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
〔第七管区 海上保安本部〕 (長崎海上保安部、	1　海難の際の人命、積み荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の援助及び防災活動 2　災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及

佐世保海上保安部、 対馬海上保安部、 三池海上保安部、 唐津海上保安部）	び指示誘導並びに災害の拡大防止 ３　災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 ４　海上において、人命､積み荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
〔九州地方環境事務所〕	１　災害廃棄物等の処理対策に関すること ２　環境監視体制の支援に関すること ３　ペットの救護等に係る支援に関すること
〔九州防衛局〕	１　災害時における防衛省（本省）との連絡調整 ２　災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援

（４）　自衛隊

機関の名称	事　務　ま　た　は　業　務　の　大　綱
〔陸上自衛隊 第 16 普通科連隊〕	１　人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 ２　応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

（５）　指定地方公共機関

機関の名称	事　務　ま　た　は　業　務　の　大　綱
［日本郵便㈱］ （大村郵便局）	１　災害時における郵便事業運営の確保 ２　災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
〔九州旅客鉄道㈱ 長崎支社〕	１　輸送施設の整備と安全輸送の確保 ２　災害対策用物資の緊急輸送 ３　災害時の応急輸送対策 ４　被災施設の調査と災害復旧
〔西日本電信電話㈱ 長崎支店〕	１　電気通信施設の整備と防災管理 ２　災害時における緊急電話の取り扱い ３　被災施設の調査と災害復旧
〔日本銀行長崎支店〕	１　災害時における金融機関の災害応急対策
〔日本赤十字社 長崎県支部〕	１　災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 ２　災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 ３　救援物資及び義援金の募集業務
〔日本放送協会 長崎放送局〕 〔長崎放送㈱〕 〔㈱テレビ長崎〕 〔㈱長崎新聞社〕 〔長崎文化放送㈱〕 〔㈱長崎国際テレビ〕 〔㈱エフエム長崎〕	１　防災知識の普及と警報等の周知徹底 ２　災害状況及び災害対策などの周知徹底
〔西日本高速道路㈱ 九州支社〕	１　災害時における輸送路の確保 ２　有料道路の災害復旧
〔一般社団法人 長崎県医師会〕	１　民間病院に対する病院防災マニュアル作成の指導 ２　被災地域での医療活動及び被災地域への救護班の派遣 ３　被災地域内の民間医療機関に対するライフライン事業者等への応急復旧要請の支援
〔日本通運㈱長崎支店〕	１　災害時における緊急陸上輸送
〔九州電力㈱長崎支社〕	１　災害時の電力供給 ２　被災施設の調査と災害復旧

	3　電力施設の災害予防措置
〔西部ガス㈱長崎支店〕	1　災害時のガス供給 2　被災施設の調査と災害復旧
〔島 原 鉄 道 ㈱〕 〔松 浦 鉄 道 ㈱〕	1　輸送施設の整備と安全輸送の確保 2　災害対策に係る要員及びその携行物資の緊急輸送 3　災害時の応急輸送対策 4　被災施設の調査と災害復旧
〔九州旅客船協会連合会〕	1　災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 2　災害時の応急輸送
〔一般社団法人 長崎県バス協会〕	1　災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 2　災害時の応急輸送
〔公益社団法人 長崎県トラック協会〕	1　災害時における救助物資等の輸送の確保 2　災害時の応急輸送
〔一般社団法人　長崎県建設業協会〕	1　災害時における啓開作業及び公共施設等の応急対策業務の協力

（６）　関係機関

機関の名称	事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
〔国立長崎大学 附属病院〕	1　被災地域での医療活動及び被災地域への救護班の派遣 2　被災地域外での後方医療活動
〔一般社団法人 長崎県薬剤師会〕	1　医薬品等の適正使用の指導 2　医薬品等の保管・管理及び確保
〔特定非営利活動法人 長崎県水難救済会〕	1　災害時、海上における海難救助活動

第２章　地震災害予防計画

第１節　防災知識・思想の普及
第２節　自主防災活動
第３節　消防団の育成・強化
第４節　地震防災訓練の実施
第５節　防災都市・地域づくり計画
第６節　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画
第７節　震災予防の調査・観測体制
第８節　火災予防対策の推進
第９節　建築物等災害予防対策の推進
第 10 節　防災業務施設の整備
第 11 節　避難地・避難路の整備
第 12 節　緊急輸送活動体制の整備
第 13 節　医療・保健に係る災害予防対策
第 14 節　応急救助等における防災体制の整備
第 15 節　生活福祉に係る災害予防計画
第 16 節　公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画
第 17 節　相互応援体制の確立
第 18 節　眉山対策

第１節　防災知識･思想の普及

（防災企画課：産業政策課：教育庁：県警察本部：長崎地方気象台）

１　計画の方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、県民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

県は、県内市町と協力して、県民及び各組織等を対象に地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導する。

２　防災知識普及計画

パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ、インターネット及び報道機関等の媒体の活用、研修会や教育講座の開催や専門家の派遣等により、以下の重点項目に基づき、市町、関係機関、大学等と協力して広く普及を図る。

啓発における重点事項

①　平常時の心得に関する事項 　　○　家具の転倒防止 　　○　建築物の耐震化・付属する塀等の安全性確保の重要性 　　○　食料・飲料水の備蓄 　　○　非常持ち出し品の準備 　　○　災害危険箇所・区域の確認 　　○　避難方法、避難場所、家族間の連絡方法の確認 ②　地震発生時の心得に関する事項 　　○　様々な条件下におけるとるべき行動 　　○　避難場所での行動

（１）　県民への教育

県は、地震発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

①　地震・津波に関する基礎知識 ②　避難に関わる用語（津波警報、避難指示等）の意味と内容 ③　各地域の地震・津波の危険性、過去の被災状況と教訓 ④　地震発生時の行動指針等の応急対策 ⑤　災害危険区域等に関する知識 ⑥　避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 ⑦　住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備 ⑧　応急手当等看護に関する知識 ⑨　高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援と体制 ⑩　防災アセスメント結果の公表、周知

県は、防災知識の普及・啓発を効果的に行うために、以下の取組みを実施する。

① 市町、関係機関、大学等と連携して総合的な防災に関する実践的指導方法の開発・普及を図る。
② 地震疑似体験等による効果を高めるため、県に起震車等疑似体験装置の導入を図り、各地域の防災訓練、研修会等に活用する。
③ 市町と連携して、想定地震・津波による浸水区域や浸水深等を表示した津波ハザードマップや標高を等高線により表示した標高マップを作成・周知し、津波に対する注意を喚起する。この場合、マップに表示された内容の意味や性格を的確に伝えるよう努める。

（２） 県職員に対する教育

県職員として、行政を進めるうえで積極的に地震・津波防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うとともに、全職員向けにパンフレットを作成し、日頃よりの周知徹底を図る。

① 地震・津波に関する基礎知識
② 長崎県地域防災計画と県が実施している地震・津波対策
③ 地震が発生した場合に、職員が具体的にとるべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）について、長崎県職員参集ハンドブックを作成・配布
④ 地震・津波対策の課題その他必要事項

（３） 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

① 教職員の研修

県教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を定期的に行い、指導力の向上を図る。特に、災害時の教職員による避難誘導の重要性を踏まえ、防災知識や学校周辺地域における地震・津波に対する危険性の認識を高め、臨機応変に適切な対応ができる判断力・指導力の向上を図る。

② 児童生徒に対する教育

教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

このため、県教育委員会は、小学校・中学校・県立学校と発育段階に応じた防災に関する実践的な指導方法の開発・普及を行う。

また、日常の教育活動を通じて、児童生徒のボランティア活動への参加を促進し、災害時のボランティア精神の醸成を図る。

③ 学校における防災訓練

学校長は、児童生徒が学習した知識をもとに、自ら判断して行動する力をつけるという観点に配慮して、防災訓練の実施に努めるものとする。

（４） 市町における啓発

① 市町長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加すると共に、当該活動を指導するための教育を行う。また、市町は、住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震・津波災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。

② 市町は、住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ等を作成し、住民等に配布する。

③ 企業に対する防災思想の普及

企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

また、関係団体と協力して、漁船の所有者等に対して、漁船の係留強化、港外避難等の地震・津波に対する対処方法について啓発を行う。

（５）　警察における啓発

①　各種講習会等を通じた防災知識の普及

平素から各種講習会、研修会等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図る。また、災害発生時の家庭内の連絡体制の確保を促す。

②　要配慮者に対する配慮

防災知識の普及等にあたっては、高齢者、障害者、外国人等災害弱者に十分配慮し地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

（６）　気象台における啓発

長崎地方気象台は長崎県等の防災関係機関の開催する会議や研修等に積極的に講師を派遣し、以下の知識の普及・啓発に努める。

①　地震動及び津波に関する知識

②　地震に関連する情報が発表された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

③　正確な情報を確認するための情報の入手方法

（７）　企業

①　防災関係機関

西日本電信電話㈱、九州電力㈱、各ガス会社、九州旅客鉄道㈱、西日本高速道路㈱等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務または業務に関する地震防災応急対策利用者等の実施すべき事項について一般県民に対して広報を行う。

②　一般企業

災害時における企業の果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、企業内防災体制の整備、従業員に対する防災教育や防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

県及び市町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討実施を図る。

また、市町は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第２節　自主防災活動

（防災企画課：観光振興課：県民生活環境課：産業政策課：教育庁）

１　自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から地震発生の際の有効適切な活動が行われるようにしておくことが重要である。

市町にあっては、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むとともに、既存の組織にあっては、県や市町と協力して防災活動を行うものとする。

（１）　平常時から実施する事項

①　地震防災に関する知識の普及
②　地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
③　家庭内の防災に関する話し合い（防災対策、災害時の避難方法や連絡方法など）
④　各地域における避難地、避難路の確認
⑤　石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
⑥　家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
⑦　家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
⑧　飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
⑨　最寄りの医療救護施設の確認
⑩　各地域の災害時要救護者及び避難支援の方法の確認

（２）　地震発生時に実施する事項

①　地震・津波情報の正確な把握
②　飲料水、食料、燃料他非常持出品の準備
③　火災予防措置及び初期消火の実施
④　負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
⑤　初期の救出、救助
⑥　適切な避難（津波の場合は、避難の呼びかけ・避難の率先）
⑦　自力による生活手段の確保
⑧　地域の避難所の開設・運営の支援

（３）　自主防災組織の組織化

令和４年４月現在、長崎県における自主防災組織の組織率は 73.8％にとどまっている。県は、全市町に対して目標値を設定し、組織化促進に向けて強力に働きかけていく。

市町は、市町地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市町の行う指導方針を具体的に明らかにするとともに、組織化における年次計画を策定する。（資料編６　長崎県内の自主防災組織の状況　参照）

（４）　災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年３月）」を活用して、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

災害時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施されるように、自主防災組織は、地域の被災者のニーズとボランティアをつなぐ役割を果たすものとし、自主防災組織と市町災害ボランティアセンター（市町社会福祉協議会）との役割分担をあらかじめ定めておく。

（５）　組織の編成単位

住民の防災活動推進上最も適正な規模で地域単位で編成し、その設置においては、下記事項に留意のうえ、市町が住民と協議して実施する。

①　住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。 ②　住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

（６）　組織づくり

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、男女共同参画の視点を踏まえつつ、次のような方法により組織づくりをする。

なお､既存の組織が自主防災組織の役割の一部を担う場合は､自主防災組織に準じるものとして、県、市町は情報提供、アドバイスその他の支援を行う。

①　町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。 ②　何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。 ③　婦人団体、青年団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

県は、市町と連携して、広報誌の活用や学習会等の開催により自主防災組織の必要性や活動内容等の周知・啓発を図るとともに、組織づくりの主体となる市町職員に対する講習会の開催等によりその取組みを支援する。

（７）　地域防災リーダーの育成

県、市町は、平常時には地域の意見をまとめ災害予防対策を推進し、地震発生時には災害応急対策等にリーダーとして活動できる人材の育成を、次のような方法で進める。

①　地震復興、防災、社会教育等の関係部局が連携して、町内会・自治会、事業所、各種団体に働きかけ、地域防災リーダー育成講座等により、防災に精通した人材を育成する。 ②　地域防災リーダーとして経験を積んだ人材が地域防災リーダーの育成に当たるなど、効果的な育成方法を検討する。 ③　地域防災リーダーが、地域や団体内だけで活動するのではなく、相互に情報を共有し連携して活動できるように支援する。

（８）　自主防災組織の活動

①　防災知識の普及・啓発活動

市町は、住民ひとり一人が正しい防災知識をもつように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び地震発生時の活動、任務等について確認しておく。

普及・啓発事項として、次のようなことを行う。

○　地震・津波に関する基礎的な知識	○　災害危険箇所の把握
○　情報の収集、伝達体制	○　初期消火、出火防止対策
○　救出救護対策	○　避難誘導対策
○　避難行動要支援者対策	

② 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、地震発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

○ 広報伝達班	○ 消火防火班	○ 避難誘導班
○ 救出救護班	○ 生活物資供給班	

③ 防災訓練の実施

市町は、自主防災組織が防災訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内の学校や公民館、事業所、ボランティア団体等とも有機的な連携を図るとともに、市町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努める。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮してきめ細かく実施し、なかでも高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮した訓練内容とする。

津波浸水の恐れのある地域では、各地域の状況を踏まえた実践的な津波避難訓練を実施するものとする。

○ 情報の収集及び伝達の訓練	○ 出火防止及び初期消火の訓練
○ 避難訓練	○ 救出及び救護の訓練
○ 炊き出し訓練	

④ 防災資機材の定期点検の実施

市町は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災資機材の整備及び点検を定期的に行う。

⑤ 地域内外の他組織との連携

各自主防災組織は、防災訓練の実施等を通じて、地域内の学校・大学、公民館、事業所、コミュニティ組織と平素から連携を密にし、災害時の相互支援のあり方についての共通認識の形成を図る。

また、地域を越えた自主防災組織間のネットワークを構築し、情報や人的交流を通じて、活動の充実を図る。

⑥ 自主防災組織の活動拠点の整備

市町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を促進するとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。

２　県、市町の指導・助成

県、市町は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用するとともに、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する。

（１）　自主防災組織の組織化促進

組織化の促進は、１（3）の組織化計画に沿って推進する。市町は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向け、各地域内の組織化に積極的に取り込んでいく。

（２）　自主防災組織研修会

県は、地域防災組織の核となるリーダー及び市町職員等を対象に定期的に研修会を開催する。開催にあたっては、概ね県下の地方本部を一単位として開催する。

３　事業所等の自主防災活動

（１）　事業所の自主防災活動

事業所は、自主的な防災組織をつくり、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努める。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行う。

①　防災訓練	②　従業者等の防災教育
③　情報の収集、伝達体制の確立	④　火災その他災害予防対策
⑤　避難対策の確立	⑥　応急救護等
⑦　飲料水、食料、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保	

（２）　来訪者・観光客等に対する支援

特に、地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、次の自主防災活動を行うものとする。

○　来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

（３）　事業継続計画（ＢＣＰ）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（ＢＣＰ）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

第３節　消防団の育成・強化

（消防保安室）

１　消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防とともに地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

２　消防団の育成・強化の推進

県及び市町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

ア　消防団の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

イ　消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

第４節　地震防災訓練の実施

（防災企画課：福祉保健課：医療政策課：水環境対策課
：砂防課：河川課：県警察本部：関係機関）

１　県

（１）　防災訓練の基本方針

県、市町、防災関係機関、企業、住民が一体となって、地域の実情に即した訓練を実施する。特に震災に備えて、以下の点を基本として防災訓練に取り組んでいく。

①　一体的な災害応急対策

防災関係機関それぞれの地域防災計画、防災業務計画に従い、関係機関相互の連携と協力体制の確保に努める。

各機関においては、それぞれが保有している航空機、船舶、車両資機材等の特性と機動力を生かしながら訓練を実施していく。

○　地震発生に備えた防災関係機関の人員、資機材等の配備及び操作訓練
○　消防、警察、自衛隊、海上保安庁等防災機関の相互連携、相互支援による同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、医療機関への搬送等の訓練
○　避難所の設置及び運営、給食及び給水の円滑な実施に必要な訓練

② 情報収集・伝達

情報の混乱防止を配慮し、迅速かつ的確な災害関係情報の収集及び伝達、広報訓練を実施する。

○ 防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等との間における的確な災害関係情報の収集、伝達、広報訓練
○ 非常通信協議会相互間における情報伝達訓練
○ パソコンネットワーク等を活用した情報伝達訓練

③ 緊急輸送路の確保

防災機関の相互連携のもとに、陸上・海上の交通渋滞及び混雑に対する緊急輸送路の確保、応急対策要員等の緊急輸送及び交通規制訓練を実施する。

○ 道路の啓開及び復旧、放置車両などの撤去、緊急輸送路確保のための車両の流入規制、交通信号機滅灯対策、船舶の入港制限等の交通規制訓練並びに緊急輸送訓練
○ 車両、船舶、航空機など多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮し、相互の連携を重視した緊急輸送訓練、さらに県域を越えた広域的な緊急輸送訓練

④ ライフラインの確保

○ 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインが、広域にわたり長期間使用できないことに対し、地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練
○ ライフライン施設における相互応援を含んだ応急復旧等の訓練
○ 住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練

⑤ 非常参集体制の確立

県庁舎あるいは市町庁舎が重大な被害を受けた場合、公共交通機関が途絶した場合等を想定し、災害対策要員の確保と災害対策本部体制の早期確立のための訓練の実施に努める。

○ 災害対策本部への本部要員の参集、本部の設置、運営の訓練を行う。
○ 災害対策本部と現地との連携を考慮し、実態に即した情報収集、伝達、応急対策の実施等の訓練を行う。

⑥ 広域応援

消防、警察、自衛隊、海上保安庁、指定公共機関、他の地方公共団体等の緊密な連携のもと、広域的なネットワークを活用した情報収集・伝達訓練及び県域を越えた広域的な防災訓練を推進する。

⑦ 一般住民の参加

防災に関する正しい知識を身につけ、災害に対して的確な行動がとれるように、住民の主体的、実践的な訓練への参加を促進し、自主防災組織を中心とした、企業、学校、ボランティア等の参加、協力による地元密着型の訓練を実施する。

○ 地域住民が助け合って行う初期消火、負傷者等の救出、応急救護、給食・給水災害関係情報の収集
○ 伝達・広報等の訓練
○ 高齢者、障害者等や在日外国人、児童・生徒に重点を置いた避難・誘導訓練
○ 救援活動、救援物資等の支援の受け入れ等に係る、地域住民と参加ボランティア、ボランティア相互間の協力による訓練

（２）　県が実施する防災訓練

県は、市町、防災関係機関と共同して次の訓練を行う。

①　総合防災訓練

県、市町、防災関係機関並びに民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

※資料編　長崎県総合防災訓練実施要綱

②　石油コンビナート等総合防災訓練

県、市町、消防関係機関並びに特定事業所は、大規模な地震を想定した総合防災訓練を実施する。

（３）　防災訓練後の評価

県は、防災訓練終了後、参加機関とともに、実施した防災訓練が実践的かつ効果的に運用され、有事即応の体制が確立されたかについて詳細な検討を行う。

検討結果については、その内容を十分に踏まえ、不足な点、また改善点について次期防災訓練において反映させるよう留意するとともに、必要に応じて防災計画の見直し等を図っていく。

（４）　市町等への協力等

①　県は、市町及び防災関係機関に対し、県が実施する訓練に参加を要請する。
②　県は、市町または防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

２　市町

市町は、総合防災訓練または各種の防災訓練を県、他の市町村、防災関係機関と共同または単独で、年一回以上実施する。

特に、自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練については、第２節「自主防災活動」に定めるところに留意しながら、繰り返し、日常的に実施していく。

３　県警察

①　県の主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努める。また、訓練の実施にあたっては、住民等との災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟等災害発生時に住民がとるべき措置について配慮する。

②　要配慮者に対する配慮

防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

４　防災関係機関

防災関係機関は相互に充分連絡をとり協力しながら、それぞれの機関で定めた地震等災害に係る防災業務計画に基づき訓練を実施する。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、旅館、ホテル等は、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

第５節　防災都市・地域づくり計画

（防災企画課：水環境対策課：漁港漁場課：農村整備課
：森林整備室：都市政策課：道路建設課：道路維持課
：港湾課：河川課：砂防課：建築課：住宅課
：国土交通省）

長崎県における、地域の特性に配慮しながら、「地震に強い都市・地域づくり」を行っていく。

１　耐震性の確保

（１）建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設（第 16 節参照）、防災関連施設の耐震性の強化を図る。

（２）耐震設計における基本的な考え方

①　供用期間中に発生する可能性のある一般的な地震に対して、機能に重大な支障を起こさない。
②　直下型地震等高レベルの地震動に対しても、人命に重大な影響を与えない。

（３）代替性の確保、多重化等により総合的なシステムの機能確保を図る。

（４）主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通・通信施設の耐震設計及びネットワークの充実を図る。

２　県土保全事業の充実

地震に強い県土の形成を図り、保全事業を総合的、計画的に推進する。

３　地震に強い都市構造の形成

（１）県、市町は、地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、それに基づく事業の推進を図る。

（２）都市計画基礎調査により災害の発生状況等の把握に努め、災害に強い都市・地域の方針の都市計画への位置づけを推進する。

（３）避難路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進し、災害発生時においても機能するような十分な幅員を確保する。

（４）老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理、市街地再開発による市街地の面的な整備を図る。

（５）道路、公園等の都市基盤施設の整備とともに、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共、公益施設を集中整備し、相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する防災安全街区を土地区画整理事業等により整備する。

（６）防火地域等の活用を図り、避難地、避難路、延焼遮断帯等都市防災上重要となる地域における建築物の不燃化を図る。

（７）避難路となる主要道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

（８）新市街地においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行設備等により、安全な市街地の形成を図る。

（９）飲料水兼用の耐震性貯水槽を学校や公園等へ整備推進する。

（１０）緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、電力・通信等のライフラインの確保、電柱倒壊による道路の寸断防止に努め、道路の防災機能向上を図る。

４　液状化対策

（１）　住宅・宅地の液状化対策

①　県及び市町は、戸建て住宅等の敷地内の液状化対策について、住宅・宅地の所有者・建築主等が適切な判断ができるように、関係団体と連携し、次のような項目について、知識の普及と啓発を行う。

○　建築主等の自己責任であること	○　液状化の仕組み等の知識
○　地盤調査や対策工事の手法	○　地震保険制度等

②　液状化の判断における地域ごとの危険度については、県及び市町は、情報を提供し、注意を喚起するために、以下の図を作成し、周知を図る。その際、それぞれの図の性格や示された危険度の性質を正しく理解してもらえるように留意する。

○　液状化の危険度を微地形区分図を基に示した図
○　長崎県地震等防災アセスメント調査（平成 17 年度）において 5 つの活断層地震ごとに作成した液状化危険度の分布図を重ね合わせて表示した図

③　液状化のおそれがある地域において開発や建築を行う場合には、液状化対策に有効な措置を講じるように注意喚起を行う。

④　埋立地、干拓地における地盤災害対策の推進を図る。

（２）　公共施設の液状化対策

各施設の特性を踏まえた国の技術基準の検討結果を踏まえ、県が管理する公共施設については県が、市町が管理する公共施設については県と市町が緊密な連絡調整を行い、特に防災拠点施設の液状化対策への対応を検討する。

５　急傾斜地等対策

（１）目的

①　地震により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所等のうち、土砂災害警戒区域等に指定している地区について防災施設の整備を図る。

また、ため池等の破壊及び貯水の溢水による被害を防止するために、整備補強を行う。なお、市町事業について整備促進を図る。

②　大規模な盛土造成地での地すべりや古い石垣の崩壊等に対して既存の宅地の安全性の確保を図る。

（２）方針

①　地すべり、急傾斜地、土石流の土砂災害警戒区域等のうち、避難路、緊急輸送路及び人家に大きな被害が予想され、地震防災上緊急度が高い地区について危険区域の指定を進めるとともに防災施設の整備を図り、地震時における災害の発生を抑制し、被害の軽減を図る。

また、人家、道路等を下流域にもつ危険なため池については、貯水の放流、調節等の措置ができるよう堤体の補強及び付帯構造物の新設・改修を行う。

②　県及び市町は、大規模な盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑落崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

また、古い石垣などの改善対策を検討するとともに、宅地の安全性確保に関する情報提供や注意喚起を行う。

６　津波対策

（１）目的

津波による被害に対処するため、河川・海岸・漁港施設等の整備を図る。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。

（２）方針

人口の集中した後背地をもつ、河川・海岸・港湾・漁港において、堤防等の施設高が予想される津波に対応できるように、堤防・護岸の新設、かさ上げ、補強、防潮水門の設置等を実施する。

７　平成新山対策

（１）目的

地震による山腹崩壊・落石災害を防ぐため、雲仙・普賢岳噴火災害時に流出・堆積した土砂及び火山噴出物に対する治山事業を実施する。また、土石流災害の防止のため、砂防事業を実施する。

（２）方針

①　治山事業

水無川上流域（赤松谷地区、極楽谷・炭酸水谷地区、おしが谷地区）において渓間に堆積した土砂及び火山噴出物の浸食・流出の抑止及び土石流対策として、治山ダム１７基を設置し、併せて航空緑化工を実施した。

今後は、浸食による地形変化や土砂流出状況等について観測及び調査を実施し、必要に応じて追加対策を検討していく。

②　砂防事業

水無川流域では、砂防設備の建設が完了し、現在、直轄による設備の維持管理、流域、溶岩ドームの監視が行われている。

また、中尾川流域及び湯江川流域では、砂防設備の建設が完了し、今後、設備の維持管理に努める。

第６節　地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画（第５次計画）

（防災企画課）

１　目的

本県域では、雲仙活断層群ほかの活断層が確認されており、過去に島原半島地方ほかの地震による被害も発生していることから、今後、地震による被害発生の危険性がある地域である。

このため、平成23年度に策定された地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、緊急性の高い箇所・施設について整備を推進してきた。

しかし、事業終了時点における進捗率は全体で約88%となり、事業の未達成箇所が発生する見込みである。さらに近年の地震の多発、社会状況の変化等により、整備の緊急性が高い箇所・施設が増加しているという状況にある。

したがって、平成 23 年に開始された地震防災緊急事業五箇年計画の事業未達成部分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、新たな地震防災緊急事業五箇年計画の策定を行うことにより、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性向上に努めるものである。

２　計画対象地域

平成17年度アセスメントの結果、想定した地震のうち最大規模となる雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動による地震の場合、県南区域で６弱以上、県央～県北区域の大部分で震度５弱以上が予測されている。また、活断層が確認されていない場所で地震が発生した場合の震度を知るために、県内全域でM6.9の地震を想定した場合、県内全域で震度６弱から６強が予測されている。

これらの想定を踏まえ、県内のどこにおいても地震は発生しうるという認識により、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象地域は県土全域とする。

３　計画対象事業

①　避難地
②　避難路
③　消防用施設
④　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
⑤　緊急輸送を確保するため必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート、交通管制施設
⑥　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
⑦　公的医療機関等の病院のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑧　社会福祉施設のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑨　公立の小・中学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑩　公立の特別支援学校のうち地震防災上改築又は補強を要するもの
⑪　不特定かつ多数の者が利用する公的建造物で地震防災上補強を要するもの
⑫　津波により被害を防止し避難を確保するための、海岸保全施設、河川管理施設
⑬　防砂設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、農業用排水施設であるため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
⑭　災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
⑮　防災行政無線設備その他の施設又は整備
⑯　飲料水、電源等の確保のために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備
⑰　非常用食料、救出用資機材等の物資の備蓄倉庫
⑱　負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備又は資機材
⑲　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

４　市町における計画の策定

地震防災緊急事業五箇年計画に定める事業のうち、市町が実施する事業については、市町村地域防災計画に定められたものとする。

第７節　震災予防の調査・観測体制

（防災企画課：県警察本部：長崎地方気象台）

１　地震・津波災害に関する気象業務体制の整備

（１）　長崎地方気象台

気象庁は、地震・津波災害に結びつく自然現象の的確な把握、緊急地震速報(警報)、緊急地震速報(予報)、大津波警報、津波警報、注意報（以下これを「津波警報等」という。）及び津波予報の精度向上、地震・津波情報の内容の改善を図るとともに、緊急地震速報(警報)、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を長崎県の防災機関、報道機関を通じて地域住民に適時・適切に提供するため、次の業務を重点として推進するものとする。

ア　地震津波対策業務の実施への取り組み

（ア）緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の発表

気象庁は、地震計、計測震度計、津波観測施設等の観測データを処理し、迅速かつ的確に緊急地震速報（警報）、緊急地震速報（予報）、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を発表するものとする。

（イ）緊急地震速報（警報）、津波警報等、津波予報及び地震・津波情報の伝達

気象庁は、緊急地震速報（警報）の伝達に関して、日本放送協会等放送を通じた住民等への周知ルートの他、長崎県を通じた迅速、確実かつ広範な周知ルートが整備されるように働きかけるものとする。

イ　地震・津波に関する観測施設の整備

気象庁は、日本及びその周辺域の地震活動等を監視するため、地震計、計測震度計及び津波観測施設などを適切に整備・配置し、常時地震観測、計測震度観測、精密地震観測、地殻変動観測、機動観測及び津波観測を実施するものとする。また、地震・津波災害に結びつく自然現象の把握のために、防災関係省庁、大学等関係機関、都道府県等と協力して観測体制の充実に努めるものとする。

ウ　地震機動観測機器の整備・充実

気象庁は、地震機動観測を実施するために必要な測器、その他の機器の整備・充実に努めるものとする。

エ　津波予報区の設定

気象庁は、津波警報等が、津波発生時等において、長崎県が行う円滑な防災対策、住民の自主的防災行動に役立てられるよう、津波予報区を設定するとともに、津波警報等の高度化、情報内容の改善を図りつつ、適正な津波警報等の発表に努めるものとする。

オ　地震・津波関係資料の収集・整理

気象庁は、災害発生時等において津波警報等、津波予報及び地震・津波情報を補完するための資料を防災機関へ適時・適切に提供できるよう、過去の地震・津波関係資料を収集・整理し、データベース化を図るものとする。

カ　平常時における情報提供

気象庁は、平常時から地震活動に関する観測成果等を長崎県の防災機関に提供するとともに、報道機関の協力を得て住民に周知するよう努めるものとする。

長崎県内の地震観測及び津波観測施設一覧表（気象庁）

観測施設の種類	観測装置の種類	観測局・観測地点名
常時地震観測施設（５ヶ所）	常時地震観測装置（津波地震早期検知網）	対馬上県
		対馬市美津島
		壱岐
		福江島富江
		長崎野母崎
計測震度観測施設（14ヶ所）	計測震度計（気象官署）	長崎市南山手
	計測震度計（特別地域気象観測所）	長崎対馬市厳原町東里
		五島市木場町

		雲仙市小浜町雲仙
		佐世保市干尽町
		平戸市岩の上町
	計測震度計 （津波地震早期検知網）	長崎対馬市上県町飼所
		長崎対馬市美津島町鴨居瀬
		壱岐市芦辺町中野
		五島市富江町繁敷
		長崎市黒浜町
	計測震度計	諫早市東小路町
		長崎市長浦町
		雲仙市国見町
津波観測施設 （４ヶ所）	津波観測計	対馬比田勝
	巨大津波観測計	福江島福江港
		長崎
		対馬比田勝
	検潮儀	福江島福江港
		長崎
		口之津

（２）　長崎県（震度情報ネットワークシステム）

県において、県下全市町に震度計（強震計、計測震度計）を設置し、震度情報を瞬時に収集し、有事即応体制を整備する。

震度データは、市町から県へ防災行政無線を介して収集し、県からＮＴＴ回線を介して、消防庁へ送信する。また、震度情報は県から長崎地方気象台へも送信し、観測した震度データは気象庁発表の震度情報に含めて発表される。

震度計の設置箇所は、市町庁舎敷地もしくは、近隣の公有地等とする。

長崎県震度情報ネットワークシステムに接続している震度計設置場所一覧表

県設置分		防災科学技術研究所設置分	気象庁設置分
長崎市香焼町	長崎市伊王島町	長崎市元町	長崎市長浦町
長崎市高島町	長崎市布巻町	長崎市野母町	諫早市東小路町
長崎市神浦江川町	佐世保市小佐々町	佐世保市八幡町	雲仙市国見町
佐世保市吉井町	佐世保市世知原町	佐世保市宇久町	
島原市有明町	諫早市多良見町	島原市下折橋町	
諫早市森山町	諫早市飯盛町	諫早市小長井町	
諫早市高来町	平戸市大島村	大村市玖島	
平戸市生月町	平戸市田平町	平戸市鏡川町	
松浦市福島町	松浦市鷹島町	松浦市志佐町	
対馬市美津島町	対馬市峰町	対馬市厳原町	
対馬市上県町	壱岐市勝本町	対馬市豊玉町	
壱岐市芦辺町	壱岐市石田町	対馬市上対馬町	
五島市富江町	五島市三井楽町	壱岐市郷ノ浦町	
五島市岐宿町	五島市奈留町	五島市上大津町	
西海市西彼町	西海市西海町	五島市玉之浦町	
西海市大島町	西海市崎戸町	西海市大瀬戸町	
雲仙市瑞穂町	雲仙市吾妻町	雲仙市千々石町	
雲仙市愛野町	雲仙市小浜町	南島原市口之津町	
雲仙市南串山町	南島原市加津佐町	東彼杵町蔵本	
南島原市南有馬町	南島原市北有馬町	新上五島町若松	
南島原市西有家町	南島原市有家町	平戸市志々岐町	
南島原市布津町	南島原市深江町	諫早市堂崎町	
長与町嬉里	時津町浦		
川棚町中組	波佐見町宿		
小値賀町笛吹	佐世保市江迎町		
佐世保市鹿町町	佐々町本田原		
新上五島町立串	新上五島町青方		
新上五島町有川	新上五島町奈良尾		
雲仙市雲仙出張所			
５７箇所		２２箇所	３箇所

２　危険箇所の調査（県警察）

平素から管轄区域内の地盤、地質、及び道路、橋梁、主要建築物の構造等について実態を把握するほか、人的被害が多発するおそれのある高層建築物、高速道路、石油、高圧ガス等の各種危険物の保管場所、地下埋設物の設置場所等については、これらの実態、特にそれぞれの管理体制及び保安施設の具体的状況を把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備する。

３　大規模災害警備対策に関する調査及び研究（県警察）

大規模災害に係る社会秩序の維持、交通対策、避難誘導対策、その他の災害警備活動について調査研究し、大規模災害に係る災害警備活動が的確に行われるよう努める。

第８節　火災予防対策の推進

（消防保安室）

１　火災の予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、県及び市町、消防機関等は、地震による火災を未然に防止するため、出火防止、延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努める。また、地震等防災アセスメントで示された火災、建物被害を想定した対策を推進する。特に本県は、離島や半島が多く、近隣での初期対応が重要である。

（１）　家庭における火災予防対策

県、市町は、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する（第１節「防災知識・思想の普及」、第２節「自主防災活動」を参照のこと）。

また、家庭内の次のような出火危険物に対し、取り扱い等を指導していく。

①　石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

②　家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

③　その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

（２）　不特定多数の者が出入りする施設

劇場、百貨店、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、大災害になる可能性が高いことから、消防機関においては、予防査察を計画的に実施し、消火設備、警報設備、避難設備の設置と維持管理について指導を強化する。

（３）　危険物施設等

危険物施設、少量危険物取扱所に対し、県は立ち入り検査を実施し、所有者等に対し、その維持、保安管理について指導、監督を行うとともに、危険物取扱者及び施設保安員に対し、保安教育の徹底と責任体制の確立を指導する。

また、研究室、実験室等薬品類を保有する施設は、混合発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。

（４）　ガス施設等

県は、ガス事業者に対して、施設の耐震性の確保について整備を進めるよう指導に努める。

①　高圧ガス貯槽に設けられている緊急しゃ断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

②　プロパンガスボンベについて、鎖等により転倒防止装置の実施を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。

③　雑居ビル、建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

（５）　応援協定

「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和 41 年２月 25 日締結）により、佐賀県市町村と長崎県市町間は、受・支援の相互応援協定を締結している。

（６）　広域応援体制

広域航空消防応援体制を確立するため、長崎県防災ヘリコプターの活用、防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づく、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県との協力を推進する。

（７）　水利施設の整備

消火栓以外の水利の確保として、貯水槽や海水の利用等、水利施設整備を推進する。

第９節　建築物等災害予防対策の推進

（防災企画課：管財課：スマート県庁推進課：福祉保健課
：都市政策課：建築課：教育庁）

１　建築物等の耐震対策

（１）　木造建築物

○　県は、県民が自宅の耐震性を診断し、補強を行うよう「木造住宅の耐震診断基準及び改修設計指針」等により啓発・指導を行う。

○　県及び市町は、自主防災組織活動等と連携して説明会を実施し、耐震補強等を促進する。

（２）　鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物

○　県は、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等により、耐震診断及び耐震補強を促進する。

（３）　一定規模以上の建築物の耐震化

○　建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「長崎県耐震改修促進計画」により、耐震化を促進する。

（４）　被災建築物の応急危険度判定体制の確立

○　地震により被災した建築物の安全性を判定し、また余震等による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図る。

○　体制の整備にあたっては、被災建築物応急危険度判定士を対象とした電話による連絡訓練等を実施し、判定士の養成に努める。

（５）　被災宅地危険度判定体制の確立

○　地震により被災した宅地の安全性を判定し、余震等による転倒や崩落、滑落による二次災害の防止を図るため、被災宅地危険度判定体制の整備を図る。

○　体制の整備にあたっては、被災宅地危険度判定士を対象とした講習や訓練を実施し、一定数以上の被災宅地危険度判定士の確保に努める。

（６）　地震保険の活用

○　地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の１つであるため、県及び市町は、その制度の普及促進に努めるものとする。

２　防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。県はこれらの活動を円滑に進めるための施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

（１）　医療救護施設

医療救護施設については、第 13 節「医療・保健に係る災害予防対策」を参照のこと。

（２）　社会福祉施設

社会福祉施設については、第 15 節「生活福祉に係る災害予防計画」を参照のこと。

（３）　学校施設

児童・生徒の生命の安全確保を図るとともに、公立校の施設のうち、木造建物については、耐震建築物への改築を、また鉄筋コンクリート建物については耐震診断の結果により、改築、補強等の整備に加え、天井等非構造部材の耐震化を図る。

３　建築物等の安全化

県及び市町は、次の事項について、建築物・施設の所有者等に対して啓発を行い、建築物等の安全化の促進を図る。

① 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
② 石油コンビナート、薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝地帯の整備等
③ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等
④ 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

４　サーバ等の安全対策

地震発生の際、庁舎内等の機器設置室のサーバ等の一時停止に対する平常時からの防災対策として機器設置室内での被害を最小とするとともに、速やかにシステムを再稼働させることを目標としていく。

（１）　建物に関すること

○天井、照明器具の落下防止　　○フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
○壁・窓ガラスの破損防止　　○避難エリア・通路の確保

（２）　ーバ等及び付帯設備に関すること

○機器の移動・転倒防止
○ケーブルの断線やコネクターのゆるみ防止
○データファイルの破損防止
○重要なシステム・データ等のバックアップサーバの同時に被災しない場所への設置
○通信設備及び空調設備の固定　　○非常用電源の確保
○庁内ＬＡＮ回線の被害防止　　○ＮＴＴ通信回線等の地方機関との回線の確保
○自動消火設備の設置

（３）　ソフト面の防災対策

○防災体制の明確化　　○地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底
○復旧連絡網の整備

第 10 節　防災業務施設の整備

（防災企画課：管財課：スマート県庁推進課：県警察本部）

1　災害対策本部の空間・機能等の整備

（1）　県災害対策本部の空間・機能の整備

① 県は、大規模災害時における応援の人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

② 県災害対策本部内又は近接して一体的に活動できる場所に、国の現地対策本部や自衛隊、消防、警察等の応援派遣部隊の連絡要員を受入れることができる空間の整備及び資機材の確保についてあらかじめ検討しておく。

③ 県は、県庁舎行政棟が被災し使用できない場合にも、県災害対策本部が独立して機能できるよう、非常用電源設備や主要な情報システム及びデータの代替・バックアップの確保に努める。

（2）　市町災害対策本部の空間・機能の整備

市町は、市町災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。

また、必要な人員の収容及び応援の人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配備を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

2　消防用施設の整備

（1）　事業の目的

市町は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努め、地震発生時に予想される火災から人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の消防用資材を整備促進する。

（2）　整備の水準

市町は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、防火水槽、可搬式動力ポンプ等を整備し、県は、県内の充足率を高めるため、補助事業等の活用を市町に対して指導、推進していく。

県は、市町及び関係機関に対し、地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努めるよう指導、推進していく。

3　防災拠点の確保・整備

（1）地域の防災拠点となる県の地方機関の建物について、非構造部材を含む耐震化を推進する。

（2）防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図る。

（3）下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図る。

4　通信施設の整備

（1）　県

地震の発生時に予想される通信・連絡手段の途絶に対処するため、県、市町、消防及び防災関係機関等の情報収集、伝達を円滑に実施するため必要な無線・通信設備を整備する。

県は、既に県防災行政無線（地上系、衛星系）を整備している。

今後の見直し・検討事項は次のとおりとする。

①　防災端末機関の見直し

ライフライン（電気、ガス、水道、病院、交通機関等）の県防災行政無線網への編入について検討する。

②　衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の充実

連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実を図る。

（2）　市町

①　市町防災行政無線の現状

令和３年３月 31 日現在、県内市町における市町防災行政無線の整備率は、同報系 85.7%（18 市町）、移動系 52.4%（11 市町）である。

	同報系整備率			移動系整備率		
	市町村数	整備数	整備率	市町村数	整備数	整備率
長崎県	21	18	85.7%	21	11	52.4%
全国	1,741	1,523	87.5%	1,741	1,299	74.6%

(注)上記同報系の整備済市町村数は、市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用する MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャーや V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システムを含む。

（消防庁　地方防災行政の現況より）

②　市町村防災無線の整備方針

整備方針	整備内容
同報無線の屋外拡声方式の利用	風雨等の気象条件、住宅構造、騒音等の原因により、聴取が困難な場合があるため、情報伝達の迅速化、確実化を期すため、屋外拡声方式のみでなく、屋内受信方式との併用を十分考慮して、普及促進を図る。
屋内受信方式の導入	屋外拡声方式による導入が困難な地域、災害上の危険区域、災害時の非難所に指定されている施設、地域防災活動の核となる組織の責任者宅等に優先して設置し、可能な限り全世帯屋内受信方式の導入や指示広報等、住民に対してきめ細やかな情報を確実に伝達する。
オフトーク通信、ＣＡＴＶ等の有線ケーブルの利用	これらの方式は、防災無線と比較しても、住民に対するサービスとしては高いものであるが､有線ケーブル利用であるため､災害時に使用できないケースがある。このため重複して防災行政無線の整備を検討していく。
市町防災行政無線の機能	交通及び通信手段の途絶した孤立集落からの情報収集や病院、学校、電気、ガス、金融等の生活関連機関との通信の面では十分ではないため、同一地域で横の連絡網を整備し、住民の生活に密接な関係を持つ生活関連機関との情報連絡網を確保し、的確な情報を市町の災害対策本部に提供ができる市町防災無線の整備を検討していく。

③　衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の充実

連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める。

（３）　県警察

① 情報通信の確保

災害発生時の通信の確保のため、九州管区警察局長崎県情報通信部と連携し、次の事項を推進する。

○　警察通信施設の整備状況、性能等の十分な把握
○　警察施設等の新設、改築時における通信機器等の設置スペースの確保
○　耐震構造、免震構造の導入等による警察通信施設の耐震性の向上
○　長時間停電時における通信用非常用電源の確保
○　警察本部代替施設等における通信設備の充実

② 情報管理機能の確保

ア　耐震性の向上

県警察は、災害発生時においても情報の管理を滞りなく行うため、以下の推進に努める。

○　耐震構造、免震構造の導入等による電子計算組織の耐震性の向上
○　停電時における機能確保のための非常用電源の確保

イ　信頼性の向上

○　システム構成の二重化等による電子計算組織の信頼性の向上
○　重要データ、重要プログラム等のソフトウェアのバックアップ体制の強化

第 11 節　避難地・避難路の整備

（防災企画課：福祉保健課：漁港漁場課：港湾課
：道路維持課：県警察本部）

１　避難地整備

市町は、地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難地の指定を行う。

また、公共施設だけでは想定される避難者を収容しきれない場合には、宿泊施設、保養所等の民間施設を避難所として利用できるように、あらかじめ施設の管理者の同意を得ておくように努める。

注）緊急的・一時的に避難する避難地を「避難場所」、避難生活を送る避難地を「避難所」という。

避難地の指定にあたっては次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

① 避難地としての適格性の判断は、地震等防災アセスメントで検討したケース１またはケース２の地震が起こった場合の予想震度に対する耐震性及び海溝型地震津波想定による津波浸水予測を十分考慮し、安全性の確保に努める。

② 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川、鉄道等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を、体系的かつ計画的に配置、整備する。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

③ 避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。

津波浸水の恐れのある地域には避難所及び避難場所の指定は行わないものとし、やむを得ず指定する場合は、津波に対する安全性を確保するための対策を講じる。

また、避難の長期化に対応して居室・就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保や大量の避難者の受入れを想定した計画に努める。その場合、要避難人口は、昼間人口も考慮する。

④ 地域防災計画に位置づけられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進するとともに、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。

⑤ 地域防災計画に避難所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設については、天井等非構造部材を含む耐震化を図るとともに、地域の防災拠点として必要な機能整備を行う。

特に、学校施設については、避難所としての利用を想定した施設整備に努める。

また、避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全性確保対策を進めるものとする。

⑥ 補助や介護を要し一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所を迅速に設置できるよう、あらかじめその体制を整備しておく。

⑦ 避難地の割り当ては、町内会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。

⑧ 各避難所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器、発電機及び燃料等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

⑨ 指定された避難場所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

⑩　指定された避難場所及び避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。
⑪　避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。
⑫　停電時においても、施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

2　避難路の整備等

（1）　避難路の指定

市町は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるよう、次の事項を基本に避難路を指定する。

①　徒歩での避難を原則とする。 ②　同一避難場所への道路は最小限度とする。 ③　避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。 ④　避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

（2）　避難路の整備

市町は、被災者が避難地に安全・円滑に到達できるように、次の事項に留意して避難路を整備する。

①　主要な避難路沿道の建築物の耐震化を促進する。 ②　避難誘導のための標識を設置する。 ③　津波浸水の恐れのある地域では、安全・迅速に避難できるよう、避難路に階段、手すり、夜間照明等を設置するよう努める。

（3）　要配慮者の避難誘導体制の整備

市町は、高齢者、障害者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

①　地域の避難行動要支援者を把握し、避難支援の役割分担を関係者間で明確にする。 ②　要配慮者の避難手段、避難経路、避難場所又は避難所を確認する。 ③　自動車による避難が必要な場合は、避難経路を確認し、通行の可能性や問題点等を検討しておく。

3　県警察、消防等防災関係機関における避難誘導に対する平常時の措置

警察、消防等防災関係機関は、平常時の活動を通じ市町と協力しながら、地域住民等に対して災害発生時の避難場所、避難経路及び避難の留意事項等について周知徹底を図っていく。

4　不特定多数の者の利用する施設の管理者に対する措置

（1）　管理者の措置

デパート、劇場、地下街、駅、その他不特定多数の者の集合する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするように努める。

津波浸水の恐れのある地域では、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即した計画、訓練となるよう配慮する。

（2）　管理者に対する要請

警察、消防機関においては、デパート、劇場、駅等その他不特定多数の者の集合する場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等の事前対策促進を要請する。

第 12 節　緊急輸送活動体制の整備

（防災企画課：交通政策課：福祉保健課：漁港漁場課：港湾課
：道路建設課：道路維持課：県警察本部：防災関係機関）

１　緊急輸送ネットワークの整備

県及び市町は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上・航空ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

県は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努めていく。

２　緊急輸送道路等の整備

（１）　緊急輸送道路の整備

緊急輸送路として、第１次、第２次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

※資料編　緊急輸送道路ネットワーク計画等内訳表
※資料編　異常気象時における道路通行規制要領
※資料編　道路パトロール実施要領

また、緊急輸送路として果たす役割が大きい高規格道路等のネットワークを強化する。

（２）　緊急物資の輸送拠点等の整備

① サービスエリア、パーキングエリア及び道の駅等の活用により、緊急物資の輸送拠点や防災拠点の確保に努める。

② 県は、広域からの交通アクセスに優れた立地に、既存施設を活用した県外からの救援物資の受入れ拠点の開設に努める。この場合、あらかじめ適切な施設を選定し、施設管理者の同意を得ておくように努める。また、受入れ拠点における物資情報管理、仕分け、分配、輸送等の運営は、災害応援協定の締結により、専門知識・ノウハウを有する民間の物流事業者を活用することを検討する。

３　県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備

（１）具体的被害想定に基づく災害時の交通規制計画の策定

県警察は、今後発生しうる災害の具体的被害想定に基づく、緊急交通路の指定、交通検問所の選定及び交通規制の見直しに関する交通規制計画の策定を行う。

※資料編　交通規制基本計画参照

（２）信号機電源付加装置の整備促進

県警察は、災害時の停電による緊急交通路の滅灯対策のため、信号電源付加装置及び可搬式発電機の整備を進める。

（３）津波等にも耐えうる信号機の整備促進

地震発生時の津波対策として、信号制御機の取付位置を高くするとともに強度強化等を図り、津波等にも耐えうる信号機の整備促進を図る。

（４）交通情報把握のための施設整備促進

県警察は、警察署、高速道路交通警察隊をはじめ現場の警察官、関係機関等からの情報に加えＩＴＶ（交通流監視カメラ）車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するための施設整備を図る。

また、交通規制箇所を県民に周知するため、情報板の整備促進を併せて行う。

（５）　緊急通行車両に係る確認手続き

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続きを定めるとともに、事前届け出・確認制度の整備を図る。

（６）　運転者のとるべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底する。

①　走行中の場合には、次の要領により行動すること。

○　できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
○　停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。海岸沿い等津波浸水の恐れのある地域では、状況把握の後、迅速に高台等へ避難すること。
○　車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

②　避難のために車両を使用しないこと。

③　災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域または道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は次の措置をとること。

○　速やかに車両を次の場所に移動させること。
ア．道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
イ．区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
○　速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
○　通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動または、駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

４　港湾施設の整備

人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送の機能を確保するため、長崎港・福江港・郷ノ浦港・厳原港・島原港・比田勝港・有川港・相の浦港において、耐震岸壁を整備する。なお、市町村事業については、整備の促進を図る。

また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

５　漁港施設の整備

人員・緊急物質・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、平漁港・小値賀漁港において、耐震岸壁を整備する。

また、海路による緊急物資等の受入・搬出のために、岸壁背後に物資等の荷捌き、一時保管、二次輸送の作業等を行うことができるオープンスペースの確保に努める。

なお、災害発生時の緊急通行車両の通行ルート確保のため、緊急輸送道路指定の臨港道路（畝刈時津線、畝刈琴海線）について、上記「３．県警察における交通の確保に関する体制及び施設の整備（６）

運転者のとるべき措置の周知徹底」の規定を運用する。

６　県内ヘリポートの指定及び整備

①　県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地について、関係機関と協議のうえ、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。

②　離着陸地及び離着陸適地は、基本計画編第３編第３節「自衛隊派遣要請計画」において、指定されたものとする。

　指定地について県は、市町、自衛隊等関係機関と定期的に協議を行い、地形、交通の便、人口等を勘案しながら、ヘリポートの適地性の検討を行い、必要により見直しを行っていく。

③　県は、ヘリコプター離着陸地とヘリコプター離着陸適地が災害時に有効に利用できるよう、市町、自衛隊等関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

　また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

　※資料編５　ヘリコプター離着陸地・離着陸適地一覧表

７．鉄道施設の整備

鉄道による人員・緊急物資・復旧用資材等の緊急輸送体制を整備する。

８．空港施設の整備

航空機による人員・緊急物資等の緊急輸送体制を整備する。

第 13 節　医療・保健に係る災害予防対策

（医療政策課：薬務行政室）

1　医療施設の災害に対する安全性の確保

（1）県、保健所及び市町は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

① 国庫補助制度の積極的な活用等により、医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること
② 医療施設の施設や設備等の常時点検を行い、発災後も事業継続が可能となる非常用電源の確保に努めること
③ 医薬品等の備蓄を推進すること
④ 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと
⑤ 災害時の医療活動の実施、入院患者の避難方法、新たな入院患者の受入れへの対応等について定め、職員への教育を行うこと
　必要に応じて、入院患者の移送先医療施設や避難経路を確認するとともに、移送先医療施設と受入れ体制等の調整を行うこと
　津波浸水の恐れのある地域においては、必要に応じて、自治会、自主防災組織、ＮＰＯ等の協力を得て避難等安全確保の方法を定めること
⑥ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること

（2）県及び保健所は、医療施設の管理者（開設者）に対して、医療施設における消火器具、警報器、避難用器具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

（3）県及び保健所は、放射性同位元素、病原微生物、毒物類等の保健衛生上危害を生ずるおそれのある物を取扱う医療施設の管理者（開設者）に対して、災害の発生時におけるこれらの物の取扱いについて指導する。

2　災害時医療体制の整備

（1）　県内における体制整備

① 県は、あらかじめ日本赤十字社長崎県支部と災害救助法による医療等の実施に係る委託契約を締結し、災害時における救護班の確保を図る。
② 県は、二次医療圏を勘案し、保健所を活用して、災害時医療体制の整備を図る。

（2）　地域の医師会等の関係団体との連携

県及び市町は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との協定の締結等により、連携の強化を図る。

① 県は、あらかじめ災害時の医療救護に関する協定を締結し、災害時における医療救護班の確保を図る。
② 市町は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。

（３）災害拠点病院の整備

県は、災害拠点病院として「基幹災害医療センター」を県に２箇所、「地域災害医療センター」を９つの二次医療圏ごとに１箇所の計９箇所、合わせて 11 箇所を平成８年 12 月 20 日に指定した。これを受けて災害拠点病院の機能強化を図る。

災害拠点病院には、①多発外傷、クラッシュシンドローム、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者に対応するための高度な診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害医療センター」、②さらにそれらの機能を強化し、要員の訓練・研修機能を併せ持つ「基幹災害医療センター」の２種類がある。

災害拠点病院一覧表　（令和２年４月１日）

区　　分	二次医療圏名	病　　院　　名
基幹災害医療ｾﾝﾀｰ		独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
		長崎大学病院
地域災害医療ｾﾝﾀｰ	長　　崎	長崎みなとメディカルセンター
		済生会長崎病院
		日本赤十字社長崎原爆病院
	佐世保・県北	佐世保市総合医療センター
		長崎労災病院
		北松中央病院
	県　　央	諫早総合病院
	県　　南	長崎県島原病院
	五　　島	長崎県五島中央病院
	上五島	長崎県上五島病院
	壱　　岐	長崎県壱岐病院
	対　　馬	長崎県対馬病院

（４）　災害時情報網の整備

県は、厚生労働省の支援を受け、広域災害・救急医療情報システム（コンピュータ等を利用し、災害時に医療施設の診療機能等の迅速な把握が可能な救急医療情報ネットワーク）により、国・県間、県・市町・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

（５）　保健所の災害対策機能の整備

県は、保健所が地域の災害対策機能を果たすため、保健所の耐震性能の強化及び情報通信設備の整備を図る。一方、災害医療の連絡窓口及び医療ボランティアの登録窓口を設置する。また、応急の外科的治療用として衛生材料セットを備蓄する。

（６）　医療機関の防災マニュアルの作成

① すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下「医療機関防災マニュアル」という。）の作成に努める。

② 県は、医療機関防災マニュアルの作成講習会を開催する等により、必要な支援を行う。

3　災害時における救急患者等の搬送体制の確保

（1）保健所は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

（2）県は、被災地域外からの救護班の緊急輸送や被災地域外での後方医療施設への救急患者の搬送を円滑に進めることができるようにするため、緊急輸送関係機関と必要な調整を行う。

4　後方支援体制の確保

県は、県において対処することが困難な大規模な災害が発生した場合における医療を確保するため、九州・山口各県と調整し、災害時の相互協力体制の確立を図る。

5　医療ボランティアの活動を支援するための環境整備

県は、厚生労働省の支援を受け、災害時において、医療ボランティアの確保・受け入れに係る調整を行い、適切な医療スタッフの配置を図るため、広域災害・救急医療情報システム等の整備に努める。

6　医薬品等の安定供給の確保

（1）　災害時情報網の整備

県及び市町は、医療機関、医薬品等関係団体、長崎県医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

（2）　災害時における医薬品等の搬送体制の確保

県及び市町は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

（3）　医薬品等の円滑な供給

県及び市町は、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、「長崎県災害時医薬品・医療材料・医療ガス等供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

7　防疫に係る防災体制の整備

（1）県及び市町は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

（2）県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具器材等が不足する場合に備え、平常時から器具器材の確保や九州・山口各県との応援体制の確立に努める。

8　個別疾患に係る防災体制の整備

（1）　人工透析

県は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応を含めた災害時の人工透析医療を確保するため、公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

（2）　難病等

県は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼動状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第 14 節　応急救助等における防災体制の整備

（防災企画課：福祉保健課：医療政策課：薬務行政室
：農産園芸課：住宅課：農林水産省）

１　県における防災体制の整備

県は、他都道府県との災害援助協定の締結、応急仮設住宅建設用地の把握、救助物資の備蓄または物資供給に係る関係業者との協定の締結等により、災害発生時に災害救助法による応急救助が迅速かつ適正に実施されるよう防災体制の整備に努める。

２　災害時の応急救助に係る計画の整備

県は、災害救助法による応急救助の迅速かつ円滑な実施に資するため、適宜地域防災計画を見直し、市町に対しその周知徹底を図る。

３　災害時の緊急物資調達計画の整備

（１）　備蓄または調達の基本方針

① 県及び市町は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料･医薬品･その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。

② 必要量は地震等防災アセスメントから算出するなどして定める。

③ 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、緊急物資の調達が困難になる事態が想定されることから、流通備蓄と現物備蓄の特性を踏まえ、適切な配分により備蓄を行う。

④ 離島、山間部等交通遮断の恐れのある地域では、現物備蓄に重点を置いて、緊急物資を確保する。

⑤ 物資の備蓄等については、「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」（H26.3.31 策定）に基づき行うものとする。

（２）　緊急物資の備蓄拠点等の整備

① 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄拠点をもうけるなど、体制の整備を図る。

② 県及び市町の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

③ 物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。備蓄倉庫は、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や災害時の迅速な対応を図る。

　備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとする。あわせて、津波浸水の恐れのある地域においては、津波浸水によりその機能を損なうことがないよう適切な措置を講じる。

④ 個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。

⑤ 被災直後に支給する救援物資については､輸送拠点等で最低限必要な物資をセット化するなど、避難所等での迅速・円滑な支給に努める。

（３）　緊急物資の備蓄・輸送・配布の体制の整備

① 県及び市町は、飲料水、食料、生活物資、医薬品、防災資機材等の緊急物資について、あらかじめ備蓄品目と備蓄量を定めて、備蓄を行う。

② 県及び市町においては、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておくとともに、県全域の備蓄状況について、県及び市町間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

③　県は、緊急物資の備蓄・調達、輸送・配布を一元的に管理・運営し、災害発生時に迅速かつ的確に物資を必要とする市町に配布できる体制を整備する。

（４）　主要災害備蓄物資の確保計画

①　主要食料の確保

米　　穀	災害救助法が発動され、災害救助用米穀の供給が必要とされる場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡しに係る要請を行う。

②　食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品、医薬品等の確保

食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等	災害に係る食品、飲料水、被服、寝具その他生活必需品等の救出物資については、被災者に対して給与または貸与できるよう、備蓄しておく。
医　薬　品	災害のため医療機関が混乱し、罹災地の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、罹災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については、迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄するとともにその流通状況を把握しておく。 また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。 九州各県の備蓄状況の把握や備蓄内容の統一化を図るなど、災害時に各県が相互支援を行いやすくするための体制作りに努める。

（５）備蓄または供給協定を締結して調達等の可能数量を把握する物資は次のとおりである。なお、供給可能数量については、毎年見直すこととする。

食品、飲料水	米穀、即席めん、おにぎり、弁当、パン、缶詰、牛乳・粉乳、その他必要な食料
被服、寝具その他生活必需品	毛布、タオル、下着、トレーニングウェア、ゴザ、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、紙オムツ（大人用）、紙オムツ（子供用）、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、その他必要な物資

第 15 節　生活福祉に係る災害予防計画

（国際課：県民生活環境課：福祉保健課：医療政策課：長寿社会課：障害福祉課：原爆被爆者援護課：こども未来課：こども家庭課）

1　市町民生部局の防災体制の整備

（1）市町民生部局は、避難所及び応急仮設住宅の管理運営から災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する衛生部局と連携をとった保健福祉のサービスの提供等に至るまで、非常災害に際しては膨大な業務量を処理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

① 災害時の業務増を踏まえた充分なシュミレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
② 高齢者、障害者等の要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
③ 必要に応じ、災害時における市町民生行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。
④ 市町地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めること。

（2）県は、市町民生部局が行う防災体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

2　保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

（1）県及び市町は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

① 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
② 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うとともに、職員に対し、施設・設備や必要となる資機材等の点検、入所者の避難方法等の検討、災害時の新たな入所者の受入れへの対応、関係機関との連絡等について教育を行うこと。
③ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
④ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
⑤ 県、避難対象市及びその他市町と連携し、災害時における避難場所、避難経路、避難誘導責任者、避難誘導方法、入所者等の移送に必要な資器材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を策定すること。

（2）県及び市町は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3　避難行動要支援者対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支

援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

津波浸水の恐れのある地域では、避難行動要支援者の情報入手や移動に係る制約に配慮しつつ、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即して避難誘導を行えるよう留意する。

（１）　避難行動要支援者名簿と支援体制の整備

① 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市町は、市町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

② 事前の名簿情報の外部提供

市町は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

③ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

④ 情報伝達体制の確立

市町は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保すること。

⑤ 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市町は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。また、消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。

⑥ 避難行動支援に係る共助力の向上

市町は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

（２）　社会福祉施設等における安全確保

市町及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所、認定こども園における要配慮者への安全確保対策を推進する。県及び市町は、施設の管理者が実施する安全確保策に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行うとともに、避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

ア　市町は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。
イ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，介護保険法関係法令等に基づき，自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
①　施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。
②　施設の管理者は、非常用食料（乳幼児の保護施設はミルク）等の備蓄を推進する。
③　施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。
④　施設の管理者は、あらかじめ、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等について定め、職員及び入所者に周知を図る。
　津波浸水の恐れのある地域等においては、必要に応じて、あらかじめ自治会・自主防災組織・ＮＰＯ等の協力を得た避難誘導体制の整備、避難受入れ施設や避難経路の確認、避難受入れ施設管理者と受入れ体制等についての調整等に努める。

（３）　観光客・旅行者等の安全確保

県、市町、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

①　避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。
②　旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。
③　観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

（４）　外国人の安全確保

県、市町は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

①　外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。
②　外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

４　災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

（１）県及び市町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

（２）県、市町は、県・市町社会福祉協議会及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年３月)」を活用して、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

（３）災害ボランティアの登録については、長崎県災害ボランティア連絡会（県社会福祉協議会が事務局）において、個人・団体の登録を行っている。

（４）災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会は、県、市町及び公益財団法人県民ボランティア振興基金と協力し、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年3月)」を活用して、災害時に次のことを行うための準備を平時から行う。（県における災害ボランティアに関する総合窓口は県民生活環境部 県民生活環境課）

① 県災害ボランティア本部の設置・運営（県社会福祉協議会）
② 災害時のボランティアの窓口となる災害ボランティアセンターの設置運営（市町社会福祉協議会）
　市町社会福祉協議会と市町は、協議のうえ、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営のため、被害想定や耐震構造を考慮して、設置候補地となる施設をあらかじめ選定しておく。

第 16 節　公共公益施設(ライフライン等施設)の災害予防計画

（水環境対策課：防災関係機関）

公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連絡等、非常体制の整備を図る。

１　上水道施設

（１）　施設の耐震性の強化

水道事業者は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、公益社団法人日本水道協会制定の指針等によって、十分な耐震設計及び施工を行う。

（２）　広域応援体制の整備

水道事業者及び水道用水供給事業者は、「九州・山口９県災害時相互応援協定」に基づく要請・応援等を行える体制を整備する。

２　下水道施設

（１）　施設の耐震性の強化

下水道事業者は、下水道施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。

（２）　広域応援体制の整備

県は、事業者間で広域応援体制の整備に努めるよう指導する。

（３）　非常体制の整備

下水道事業者は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ計画を策定するよう努める。

３　ガス施設

西部ガス㈱、九州ガス㈱、一般社団法人長崎県ＬＰガス協会は、施設について各事業者が策定する災害予防計画基づき、地震災害に備える。

４　電力施設（九州電力・九州電力送配電）

九州電力㈱は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめるとともに非常災害対応体制を整備して、応急復旧活動に努める。

５　電話施設（西日本電信電話）

ＮＴＴ西日本長崎支店は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

第 17 節　相互応援体制の確立

（防災企画課：消防保安室）

1　県外への広域相互応援体制の整備

（１）　他県との相互応援協定の締結

県は、地震・津波災害に備え、九州・山口９県災害時応援協定及び関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づく相互間の応援を円滑に行えるよう、必要な体制を整備推進する。

○　災害応急措置に必要な職員の派遣
○　食料、飲料水及び生活必需品等の提供
○　避難・収容施設及び住宅の提供
○　緊急輸送路及び輸送手段の確保
○　医療支援
○　その他災害応急措置の応援のため必要な事項

（２）　県外の市町村との相互応援協定の締結

市町は、必要に応じ、県外の近隣市町村または友好市町との間の相互応援協定を締結する。

また、市町は、県外の市町村からの応援要員の受入れのための連絡窓口の設置、活動拠点等の確保を速やかに行えるよう、あらかじめ調整をしておく。

2　県内への相互応援体制の整備

（１）　防災関係機関との協力体制

県は、県内で災害が発生した場合において、応援を求める内容をあらかじめ防災関係機関と確認しておく。

（２）　県内相互応援（消防）

市町は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防に関し相互に応援をするため長崎県広域常備消防体制による相互応援を実施している。

（３）　県広域防災相互応援体制

市町は、災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、市町相互間の災害応援協定を推進する。

第 18 節　眉山対策

（防災企画課）

1　総則

（1）　計画の目的

地震の発生等により島原市の眉山が大崩壊し、災害が発生するおそれがある場合の県及び関係市町及び防災機関による相互の連絡、協力のもと、住民や滞在者を安全に避難させることを目的とする。

（2）　眉山の概要

島原市の中央部にそびえる眉山は、標高 818．7m、南部は丘陵地、北部・東部はややゆるやかなスロープをなし、集落や市街地が発達している。

寛政年間に雲仙岳の火山活動に伴い地震群が発生し、各地に被害をもたらしていたが、1792 年（寛政４年４月）の強い地震（M6.4）により眉山が大崩壊し大量の土砂が有明海に落ち込み、最大波高 10mの津波が島原半島及び肥後・天草を襲い、約１万５千人が死亡するという大災害となった（島原大変）。その大崩壊の影響により、市街地のほぼ全域が崩壊物で覆われた。現在も日々崩壊を続け、０溪から７溪までの各溪流から白水川、新湊川をはじめ水無川、中尾川、鮎川等に崩壊土砂が流下し、島原市民への大きな脅威となっている。

このため、従来より眉山に対する各種の治山事業が実施されてきている。

（3）　防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

第１章総則第３節に定めるものに準ずるが、眉山対策においては、次の防災機関は、各任務分担のもとに相互連携を図り、積極的に協力していく。

防　災　機　関	項　　目	
長崎地方気象台	○注意報・警報及び気象情報の発表	
長崎森林管理署	○眉山の実態把握	
長　　崎　　県	○各種情報の収集と伝達 ○島原市への助言・指導	○関係機関の連絡調整
島　　原　　市	○避難対象地区居住者の把握 ○各種情報の伝達 ○避難行動要支援者対策、避難所の管理	○自主防災組織の指導 ○避難の指示・確認・解除 ○眉山及びその周辺の実態把握
消　　防　　団	○避難の誘導及び確認	○避難行動要支援者対策
消　防　本　部	○自主防災組織の指導 ○傷病者の搬送	○避難の誘導
島　原　警　察　署	○自主防災組織の指導 ○交通の規制及び整理	○土砂流情報の通報 ○眉山周辺の警戒及び実態把握

2　災害予防計画

（1）　観測・調査研究の推進

長崎県では、雲仙・普賢岳の火山活動の影響を受ける可能性のある眉山について、各防災機関が収集している観測データを雲仙岳火山防災協議会において分析検討し、眉山山体の動向を常時把握しておく。

雲仙岳火山防災協議会は、眉山山体に異常現象が認められ、山体崩壊のおそれがあると判断したときは、知事に報告、助言する。

予防　第 18 節　眉山対策

観測体制の概要

機　　関	項　　目
福岡管区気象台	日降水量、火山性地震回数、火山性微動回数、火砕流震動回数
島原市役所	地下水位
長崎森林管理署	日降水量、ハイエトグラフ、地下水位、山体湧水量 光波測定、伸縮計、傾斜計、地震加速度計、Ｇ．Ｐ．Ｓ
国土交通省国土地理院	ＧＮＳＳ
九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センター	震源分布、地下水位

○福岡管区気象台、島原市役所は観測データを７日ごとに整理し、林野庁へ報告する。

○林野庁は、データを整理して九大地震火山観測研究センター・長崎地方気象台・長崎県・島原市へ送付する。

測定の限界値レベル

レベル	光波測定	伸縮計
第一レベル（連絡）	斜距離、高低差、方向角の変動量の上限値と下限値を設定（第一レベルのみ）	連続累加値が５㎜に達したとき
第二レベル（警戒）		1.5 ㎜/hr が数時間連続
第三レベル（避難参考）		3.0 ㎜/hr が数時間継続しかつ加速傾向

レベル	歪み計	傾斜計	地震加速度計
第一レベル（連絡）	100μST 以上かつ累加傾向を示す	100 秒累加連続	30gal
第二レベル（警戒）	1000μST 以上かつ累加傾向を示す	200 秒累加連続	50gal
第三レベル（避難参考）		1000 秒累加連続	50gal

雲仙岳火山防災協議会としての対応

レベル	項　　目
第　一　レ　ベ　ル （　連　絡　）	○　各観測値を時間単位の記録に切り換える ○　各データを総合的に検討し、可能性を確認 ○　市民からの情報収集 ○　関係機関へ連絡、意見の聴取 ○　眉山の監視強化 ○　各データの拡大状況の再確認
第　二　レ　ベ　ル （　警　戒　）	○　過去の災害例と比較し、検討する。 ○　関係機関へ連絡、意見の聴取 ○　眉山の監視強化 ○　知事、島原市長への連絡
第　三　レ　ベ　ル （避　難　参　考）	○　知事､島原市長からの要求に応じて､観測データに基づくコメント及び災害発生に関する知見を報告

（２）　自主防災活動

島原市内の自主防災組織は、第一次的な防災機関として位置付けられ、島原市、警察、消防等の関係機関が一体となり、組織の機能が十分に発揮できる体制を構築する。

平常時において島原市内の全自主防災組織は、研修会等の実施により、火山・地震に対する防災意識の高揚を図るとともに、眉山崩壊災害時の避難計画の内容、組織内の編成及び任務分担等について周知徹底する等、眉山崩壊の危険発生時における行動に対して、万全の備えを整えておく。

（３）　防災訓練

島原市は眉山崩壊に関する防災訓練を定期的に実施し、その際は可能な限り、全島原市民が参加できるような訓練を行う。また、県及び関係防災機関においても訓練に参加し協力する。

３　災害応急対策

眉山避難計画の概要については以下のとおりとする。

（１）　避難基準

○　眉山に異常現象が認められ、山体崩壊の危険性があると判断された場合、島原市長は、雲仙岳火山防災協議会等からの助言に基づき、住民に対し避難指示を発令する。

※「協議会」の構成員：知事、市長、関係防災機関の代表者

○　長崎県知事は、雲仙岳火山防災協議会の報告内容または長崎地方気象台、九大地震火山観測研究センター､長崎森林管理署等観測機関の情報及び学識経験者の意見に基づき検討を行い、市長に対して避難指示等について必要な助言を行う。

○　市長は、避難指示に先立ち、住民等に避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者を対象に、自主避難の呼びかけを行う。

○　市長は、避難が必要なくなったと認めるときは、県及び関係防災機関と協議のうえ避難指示等を解除する。

（２）　情報の収集と伝達

① 眉山の監視観測体制

観測体制については、２．(1) の表「観測体制の概要」を参照のこと。

② 防災機関相互間の伝達

防災機関において、眉山に異常が認められた場合、関係防災機関に対して速やかに無線または有線で通報する。

③ 関係住民への伝達

島原市は、上記情報を入手したときは、必要に応じ、直ちに防災行政無線、広報車、サイレン等で関係住民等へ伝達する。

また、警察においても、県警ヘリコプター、警察車両等により住民へ伝達する。

（３）　避難対象

有明地区・三会地区を除く島原市全域　　約 30,000 人

（４）　避難中継所

○　島原市においては、住民等の速やかな避難及び輸送の効率化を図るため、島原市の南部、北部にそれぞれ避難中継所を設置する。避難中継所から、避難住民は市外地に設けられた各避難所へ移動する。

①　北部避難中継所（三会小、中学校）

②　南部避難中継所（深江小、中学校）

○　避難中継所の開設にあたっては、市は職員を派遣し、消防団員、自主防災組織の役員とともに運営にあたる。

（５）　避難所

○　島原市は、避難所として長崎市及び諫早市内の学校等を定める。

○　避難所は、各自治体の受け入れ体制が整い次第開設する。

○　島原市は、避難所開設後は、職員を常駐させ、管理運営にあたる。

○　避難所における、給食、寝具等物資の確保は、県及び自衛隊に対し、協力要請を行い、要請を受けた県及び自衛隊は、速やかに必要物資等の確保に努める。

（６）　避難方法

避難にあたっては、島原半島内のパニックを防止し、避難を安全かつ能率的に行うため、関係機関の協力により正確な情報を迅速に収集するとともに、関係市、町の防災行政無線、ラジオ・テレビ等報道機関の協力も得て伝達の徹底を図る。

（７）　要配慮者

要配慮者については、早めに自主避難の措置をとることを原則とするが、高齢者、障害者または観光客などの避難に対して、医療施設等及び自主防災組織、地域住民等の協力のもとに、適切な避難、誘導を行う。

① 入院患者

市は、自主避難の呼びかけ段階で、市内の医療機関における入院患者に関しては他の施設に搬送する措置をとる。また、事前搬送及び避難所での救急医療に関して、市は県に協力を要請する。

② 特別養護老人ホームの入所者

市は、自主避難の呼びかけ段階で、市内の特別養護老人ホームの入所者に関しては、他の施設に搬送する措置をとる。

③ 観光客等

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客に対し避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域内へ避難させる。

避難中の住民も付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

④ 急病人・負傷者

関係者の要請に基づき、消防が、救急車及び防災ヘリコプター等で搬送する。

⑤ その他の要配慮者

家族や自主防災組織を中心に迅速で的確な避難誘導を行う。

4　災害復旧計画

第４章「地震災害復旧計画」に準ずるものとする。

第３章　地震災害応急対策

第１節　防災関係機関の活動
第２節　情報活動
第３節　広報活動
第４節　自主防災活動
第５節　緊急輸送活動
第６節　自衛隊の支援
第７節　広域応援活動
第８節　災害の拡大防止活動
第９節　避難活動
第 10 節　災害救助法の適用
第 11 節　社会秩序を維持する活動
第 12 節　地域への救助活動
第 13 節　医療・保健に係る対策
第 14 節　福祉に係る対策
第 15 節　応急教育活動
第 16 節　県有施設及び設備等の対策
第 17 節　防災関係機関の講ずる災害応急対策
第 18 節　自発的支援の受け入れ

第３章　地震災害応急対策

災害応急対策計画は、地震の発生に際して、その機能を有効・適切に発揮し、県民の安全と被害者の救護を図ることを目的とする。

（災害応急対策）

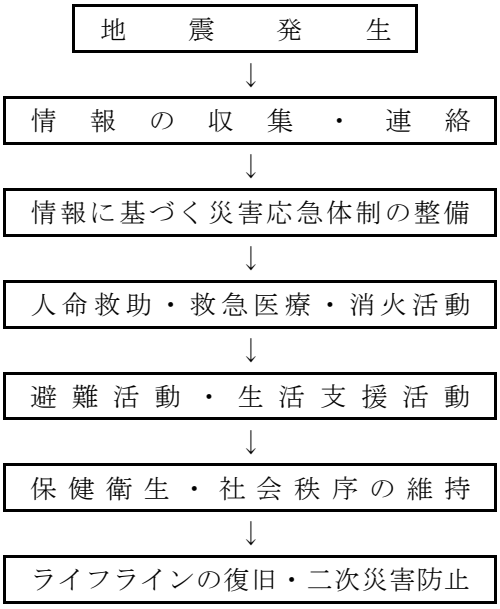

第１節　防災関係機関の活動

（防災企画課：新行政推進室）

各機関は、県内において地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。この場合において、各防災関係機関はその組織及び機能の総力をあげて災害応急活動を実施していく。

１　県

県は、県内に地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、その責務を遂行するため県災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

県内に災害救助法が適用されたとき、知事（本部長）は、市町長（市町本部長）を指揮し、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

県警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置する等、警備体制の確立を図る。

また、県は、災害応急対策を実施しつつ、災害時においても優先的に実施すべき行政サービスを提供するため、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し、災害時における速やかな業務の再開・継続を図る。

（１）　地震発生初期の措置

防災企画課長及び地方機関の長は、県内で概ね震度４以上の地震が発生した場合、次の措置を講ずる。

①　地震及び気象に関する情報の収集

②　災害状況の把握

防災企画課長は、収集した被害状況を整理し、速やかに危機管理部長を経由して知事に報告する。

（２）　津波注意報発表時の措置

長崎県の沿岸に「津波注意報」が発表された場合、県及び地方本部、市町においては「警戒本部」を設置し、情報の収集、災害状況の把握にあたる。

（３）　長崎県災害対策本部

長崎県災害対策本部の組織及び編成等は、「長崎県災害対策本部条例」及び「長崎県災害対策本部規程」等の定めるところによる。

※資料編１－(2)－ ① 長崎県災害対策本部条例

※資料編１－(2)－ ② 長崎県災害対策本部規程

①　設置基準

設置基準は次のとおりである。

ア．長崎県災害対策本部

○　県内に震度４の地震が発生した際及び津波注意報が発表された際は、災害警戒本部を設置し、関係機関との情報収集を行い、関係課長会議を開催し協議のうえ、必要と認められる場合
○　県内に震度５弱以上の地震が発生あるいは長崎県内に大津波警報・津波警報が発表された場合
※　県災害対策本部を設置した際は、速やかに消防庁に報告する。なお、解散したときも同様とする。

イ．長崎県災害対策地方本部

○　管内に地震、津波等が発生した場合、県災害対策本部の設置基準に準じて、県災害対策地方本部を設置する。
※　県災害対策地方本部を設置した際は、速やかに県本部に報告する。なお、解散したときも同様とする。

ウ．長崎県現地災害対策本部

○　地震、津波による被害地が県本部から遠隔の場合、または県本部と県地方本部との通信連絡に円滑を欠く場合、その他必要に応じて主要被害地に設置する。

長崎県災害対策本部の系統図

長崎県災害対策本部（長崎県庁内）
長崎県現地災害対策本部
長崎県災害対策地方本部

名　称	位　置	所　轄　区　域
長崎地方本部	長崎振興局	長崎市、西彼杵郡
県央地方本部	県央振興局	諫早市、大村市
島原地方本部	島原振興局	島原市、雲仙市、南島原市
県北地方本部	県北振興局	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡
五島地方本部	五島振興局	五島市、南松浦郡
壱岐地方本部	壱岐振興局	壱岐市
対馬地方本部	対馬振興局	対馬市

②　廃止基準

○　県内に災害の危険が解消したとき
○　災害応急対策が概ね完了したとき

③　対策本部設置時の留意事項

県災害対策本部及び県災害対策地方本部の組織は資料編のとおりである。

※資料編１－(2)－ ④ 長崎県災害対策本部組織図

○　災害発生直後の初動期には、緊急的に実施すべき業務に的確に対応するため、災害の状況に応じて柔軟な組織編成を行う。また、市町が甚大な被害を受けた場合に迅速に職員を派遣出来るよう、それを想定した編成とする。
○　災害発生後の時間経過とともに変化する業務内容に的確に対応した人員配置が出来るよう、編成の変更や職員の応援体制を状況に応じて実施する。
○　災害発生後の時間経過に沿って、対応すべき業務と関連する他の業務との関連性を明確にした共通スケジュールを作成し、業務を円滑かつ効果的に実施する。
○　情報担当部署の機能を強化し、各部各班が本部の方針に沿って的確に業務を実施できるよう連絡調整を図る。

④　事務分掌

県災害対策本部組織の事務分掌は資料編のとおりである。地方本部においてもこれに準ずることとし、各地方本部において別に定める。

※資料編１－(2)－ ⑤ 災害対策本部組織及び事務分掌

⑤　本部の設置及び廃止の伝達

○　県本部並びに地方本部の設置及び廃止については、総務対策部総務対策班より各部に伝達する。
○　地方本部に対しても直ちにこの決定を伝達するものとし、伝達を受けた地方本部長は各班及び関係市町村等に伝達を行う。

⑥　本部設置の場所

○　県本部は、県庁舎被災等特別な場合を除き、県庁舎行政棟３階災害対策本部室・特別会議室におき設置予定場所には、通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。
○　地方本部は、特別の場合を除き、振興局におき、設置予定場所、通信施設等については、常に地方本部で計画整備しておく。

⑦　本部の事務処理要領

資料編に定めるところに準ずる。

※資料編１－(2)－ ③ 長崎県災害対策本部事務処理要領

※資料編１－(3)－ ① 長崎県災害警戒本部設置要領

（４）　職員の 24 時間体制の堅持

県においては、職員が 24 時間体制のもとに待機し、有事即応の体制をとる。また、長期化する場合は、ローテーションを組み、健康管理に注意する。

（５）　職員動員配備

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。ただし、警察本部については、警察本部長の定めるところによる。

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は原則として、以下のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。

また、登庁後は、被災家族との連絡や、本部用食料、生活物資を確保し、対策に備える。

災害対策本部、災害警戒本部体制

設置本部	配備区分	配備基準	配備内容	指定職員等
長崎県災害警戒本部	警備配置	・震度４発生 ・津波注意報発表	災害に対する警戒態勢	・防災企画課・消防保安室の指定された職員 ・防災関係課で指定された職員 ・各部情報員
長崎県災害対策本部	第１配備	・震度５弱発生 ・津波警報発表	災害に対する情報収集・伝達及び応急対策を実施する態勢	・防災企画課・消防保安室の指定された職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第２配備	・震度５強発生 ・大津波警報発表	災害に対する応急対策を実施する態勢	・防災企画課・消防保安室の全職員 ・各部局等で指定された職員 ・各部連絡員及び情報員
	第３配備	・震度６弱以上発生	県の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	・全　職　員

① 動員の具体的計画

動員を要する各班は、動員の系統、順位、連絡の方法等について具体的に計画しておく。自主参集については、基準を明確にしておく。また、計画にあたっては、参集要員の居住地への配慮をする。

なお、地震発生の際、職員の動員態勢が速やかに整えられるよう、「職員参集ハンドブック」をもとに迅速な行動をとる。

動員の系統	○　動員の系統は以下の系統図のとおりとし、震度４の地震発生の際には、「警戒本部員」（本部長が必要と認める時は「第１配備」）、震度５強及び大津波警報発表に対しては、「第２配備」、震度６弱以上に対しては、「第３配備」とする。 ○　第１配備は災害対策本部の総務対策班及び連絡員、情報員とする。 ○　各班においては、第１配備から第３配備までの態勢を組織しておき、各職員に対して周知、徹底を行う。 ○　地方本部においても、県本部と同様の配備態勢を組織する。
動員の留意事項	○　震度６弱以上における第３配備の体制は、全職員とするが、応急活動に従事する職員の人員については、登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を各班及び地方本部において計画しておくこととする。 ○　職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。 ○　速やかな登庁が困難なときは、直近の市町庁舎、地方本部、県庁に参集する。

災害発生時の初動及び情報伝達体制

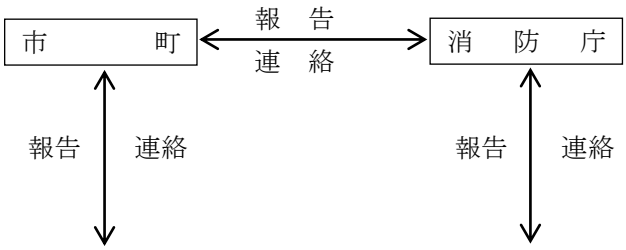

県		
地震・津波	○ 震度４以上発生 ○ 津波警報等発表 ・認知したときは、自主登庁。 （職員参集システム） ・登録職員へ携帯メールで、発生・発表を自動通知。	○ 地震 【災害警戒本部】 ・震度４　警戒配備（指定職員） （本部長が必要と認めた際は第１配備要員） 【災害対策本部】 ・震度５弱　第１配備（指定職員） ・震度５強　第２配備（指定職員） ・震度６弱以上　第３配備（全職員） ○ 津波 【災害警戒本部】 ・津波注意報　警戒配備（指定職員） 【災害対策本部】 ・津波警報　第１配備（指定職員） ・大津波警報　第２配備（指定職員）

【系統図】

a.　地震（震度４）発生の場合

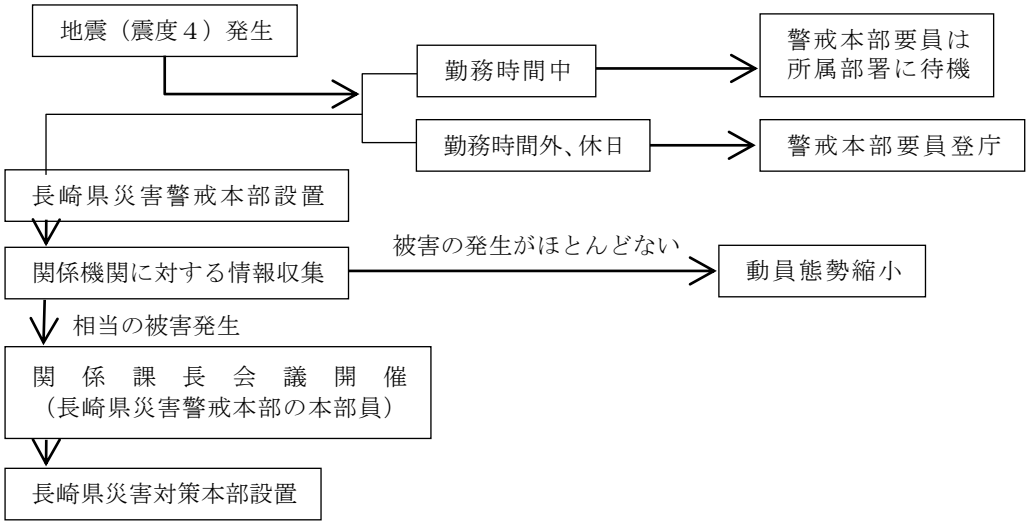

b.　地震（震度５弱・強）発生及び大津波警報・津波警報発表の場合

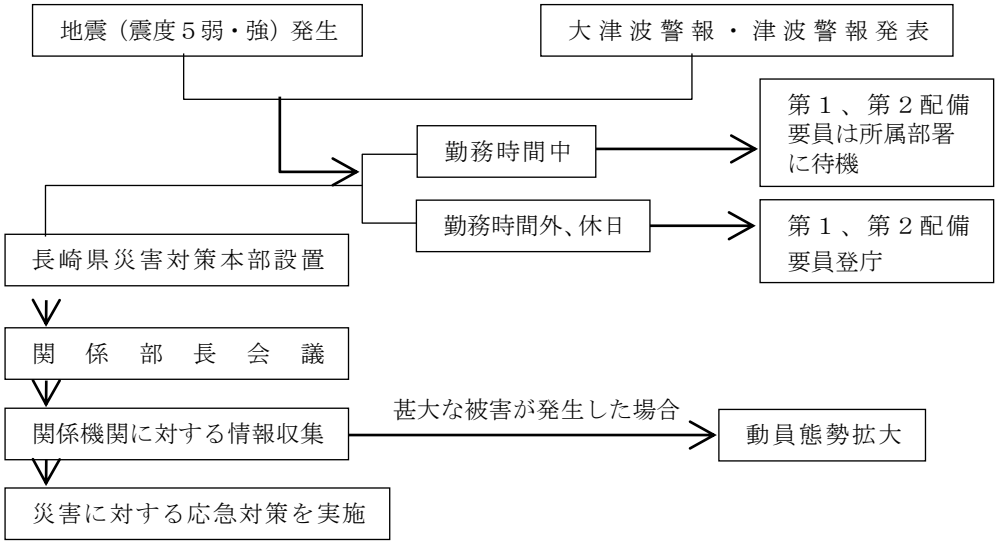

c.　地震（震度６弱以上）発生の場合

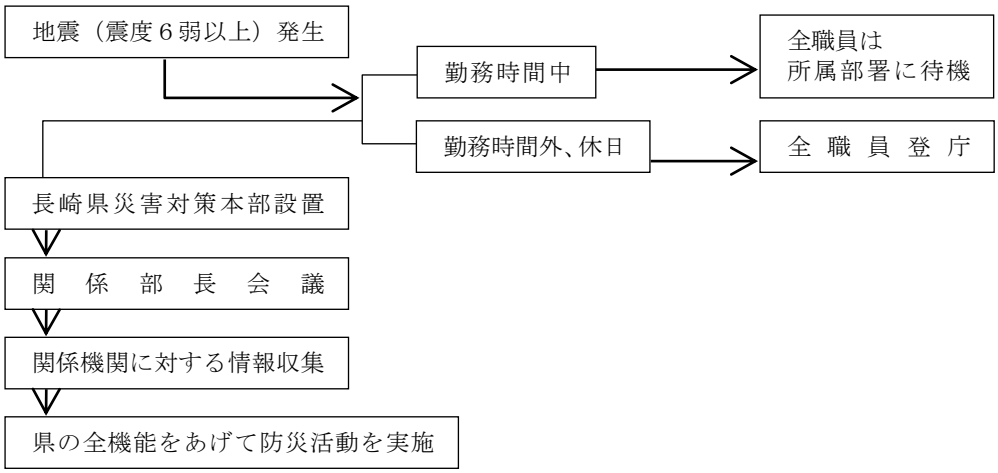

②　動員の伝達方法

職員の動員配備計画に基づいた自主登庁を原則とする。ただし、情報等の不明で、自主登庁が困難な場合、次の要領で伝達を行い動員を実施する。

一般加入電話による伝達	各班長等は、一般加入電話により各班員に動員の伝達を行う。
ラジオ・テレビによる伝達	県災害対策本部長は、「災害対策基本法に基づく、放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会長崎放送局（ＮＨＫ）、長崎放送㈱（ＮＢＣ）、㈱テレビ長崎（ＫＴＮ）、長崎文化放送㈱（ＮＣＣ）、㈱長崎国際テレビ（ＮＩＢ）、㈱エフエム長崎に動員に関する放送を要請し、各班員に伝達する。
職員参集システム	気象庁から発表される予報・警報の種別毎及び地震に対して、県災害対策本部職員の携帯電話にダイレクトに伝送する。

職員は、勤務時間外に県内で強い地震（震度４以上）が発生した場合、上記の伝達が受けられない場合、また交通機関の寸断等により登庁が不可能な場合最寄りの本庁、各出先機関、市町に自主登庁し、県災害対策本部等の指示を受ける。

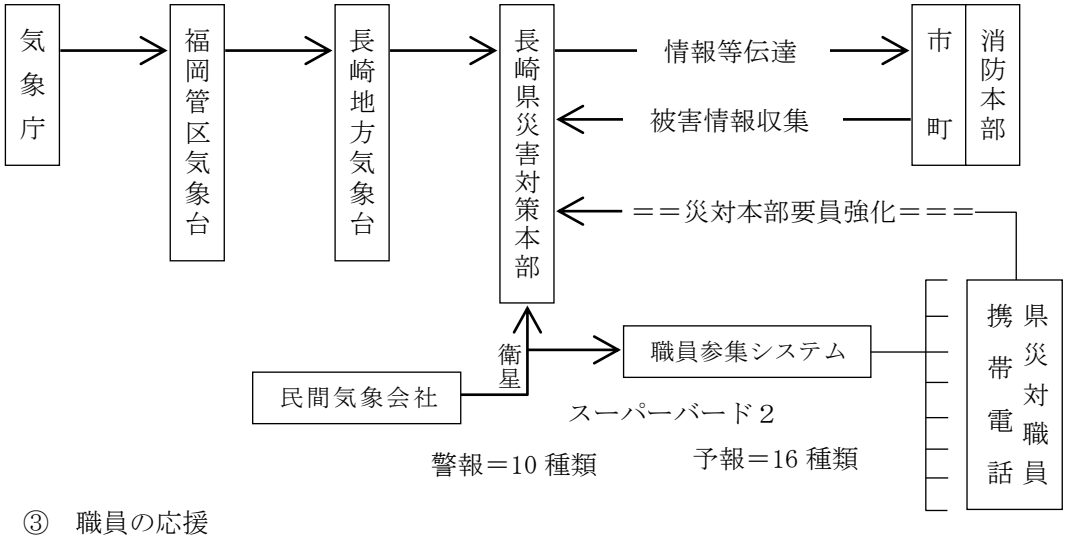

③　職員の応援

各班における災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、次の方法により他の班あるいは地方本部から応援する。

ア．県本部における応援

県本部の各班で、応援を受けようとするときは、本部に次の応援条件を示して要請する。

○　作業の内容　　○　応援の職種並びに人員　　○　携帯品その他必要事項

イ．地方本部における応援

地方本部各班で職員の応援を受けようとするときは、応援条件を示して地方本部事務局に要請する。なお、要請を受けた地方本部事務局は、地方本部内で余裕のある班から動員派遣するが、地方本部の全体をもってしてもなお不足するときはア．の要領により県本部へ応援要請する。

④　県本部において応援のための動員をするときは、次の各班において行う。

○　県関係職員　⇒　人事班　　○　教育関係職員　⇒　総務班

⑤　責任者不在時の措置

動員時の責任者不在時に備え、職務を代行するものをあらかじめ決めておく。

（６）　国の現地本部との連携

国の非常本部等が、被災状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施のため、現地対策本部を設置した際は、県及び市町は現地対策本部と連絡調整を図りながら、政府が実施する対策の処理及び県、市町の行う災害対策に支援、協力を行う。

（７）　防災関係機関との連携

県災害対策本部は、消防、警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関との総合的調整を図り、認識や方針を共有化して効果的に救出・救助、情報収集、緊急輸送等の応急対策を実施する。

２　市町

（１）　組織及び配備体制

市町は、その責務を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等を定めておくとともに、首長不在の際の意思決定手続きについて、明確にしておく。

この場合における市町災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準ずる。

また、市町は、災害応急対策を実施しつつ、災害時においても優先的に実施すべき行政サービスを提供するため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定に努め、災害時における速やかな業務の再開・継続を図る。県は、市町の業務継続計画（ＢＣＰ）策定に向けた支援を行うものとする。

なお、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について盛り込むものとする。

（２）　災害救助法が適用された場合の体制

市町は、当該市町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施する。この場合における市町の救出体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておく。

３　防災関係機関

（１）　組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及び服務の基準を定めておく。

（２）　職員の派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める場合は、指定地方行政機関等の長に対し、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第２節　情報活動

（防災企画課：長崎地方気象台）

１　基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する情報活動等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

① 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と地方本部、市町災害対策本部相互間の連絡を基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

② 災害対策本部に情報担当部署を設け、地震・津波情報、被害状況及び災害応急対策に関する情報等について、収集・整理・分析・伝達・報告・広報を一元的に実施するものとする。

県災害対策本部の各部各班、市町災害対策本部は、収集・受理した情報を速やかに県災害対策本部の情報担当部署に伝達する。

③ 情報担当部署が災害発生に即応して機能できるように、あらかじめ情報担当者を指定し、速やかに配置できる体制とする。

④ 国の災害対策本部に対する報告、要請等は県災害対策本部において取りまとめ実施する。

⑤ 県は、災害時通信行動マニュアルを作成や災害通信訓練を実施に向けた検討を行う。

⑥ 県警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、県災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握及び伝達する。

⑦ 日本放送協会、長崎放送㈱、㈱テレビ長崎、㈱エフエム長崎、長崎文化放送㈱、㈱長崎国際テレビは、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に基づき正確迅速な情報の伝達を行う。

また、コミュニティＦＭ放送局と災害時における放送要請に関する協定を締結し、情報伝達の充実を図る。

２　情報の受理、伝達、周知

（１）　地震情報等の受理

県	○　長崎地方気象台から伝達される地震情報、気象情報、警報等は県災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または防災企画課直通電話）において受理する。 ○　震度情報ネットワークシステム県下全市町に設置された震度計による、震度情報が防災行政無線により、受理される。
市町	○　県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、市町災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または防災担当課）において受理する。 ○　震度情報ネットワークシステム 各市町に設置された震度計による、震度情報（震度及び地震発生時刻）が受理される。
防災関係機関	○　災害対策本部から伝達される地震情報等については、あらかじめ定められた受信方法、受領者によって受信する。

（２）　緊急地震速報

ア　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度３以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市区町村名
長崎県	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、西彼杵郡（長与町、時津町）
	長崎県島原半島	島原市、南島原市、雲仙市
	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵郡（東彼杵町、川棚町、波佐見町）、北松浦郡の一部（佐々町）
	長崎県五島	佐世保市の一部（宇久町に限る）、五島市、南松浦郡（新上五島町）、北松浦郡の一部（小値賀町）
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県対馬	対馬市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。

このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ　緊急地震速報の伝達

【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（ＮＨＫ）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）経由による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

ウ　緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ＜注意＞ ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

エ　普及啓発の推進

長崎地方気象台は、都道府県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

（３）　地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注）	・震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度３以上の地震についてのみ発表し、震度２以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度３以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

（注）気象庁防災情報ＸＭＬフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

（４）　地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版速報）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報、津波注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報、津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版）地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、長崎県の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況をとりまとめた資料。

（５）　津波警報等の種類とその内容

ア　大津波警報、津波警報・津波注意報

（ア）大津波警報、津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ(注)等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m （５m＜予想高さ≦10m）		
		５m （３m＜予想高さ≦５m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３m以下の場合	３m （１m＜予想高さ≦３m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビル等、安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１m （0.2m≦予想高さ≦１m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（イ）津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ　津波情報

（ア）津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報[注1)]	各津波予報区の津波の到達予想時刻[注2)]や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表[注3)]
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表[注4)]

注１）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（ＶＴＳＥ４１）に含まれる。

注２）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

注３）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 ｍ以上	数値で発表
	0.2 ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（注４）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値[注)]）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表

津波警報	１m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（イ）津波情報の留意事項

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ　津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（注）（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

（注）「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、ＸＭＬ電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）で発表される。

長崎県が属する津波予報区

令和４年３月現在

津波予報区	区　域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾、対馬市及び壱岐市を除く。）	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町

津波予報区	区　域	区域に属する県内市町
壱岐・対馬	長崎県（対馬市及び壱岐市に限る。）	壱岐市、対馬市
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。）佐賀県（有明海沿岸に限る。）長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。）熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）	諫早市、雲仙市、島原市、南島原市

気象庁の震度情報で発表される長崎県内の震度観測点

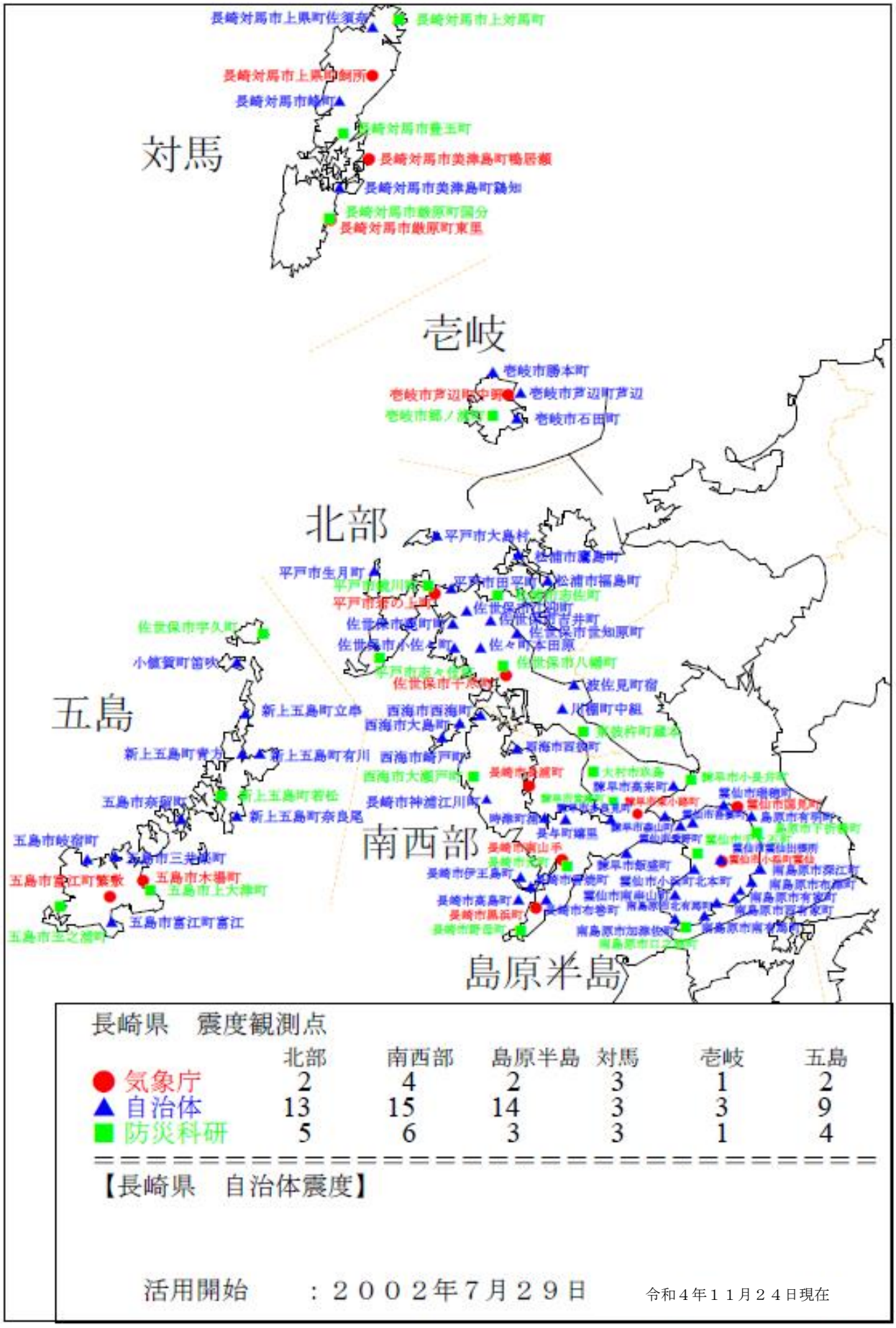

【津波警報・注意報発表の例】（別表３の１）

大津波警報・津波警報・津波注意報
平成２３年　３月１１日１４時４９分 気象庁発表
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 見出し ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
東日本大震災クラスの津波が来襲します。
ただちに避難してください。
大津波警報・津波警報を発表しました。
東北地方太平洋沿岸、北海道太平洋沿岸中部、茨城県、千葉県九十九里・外房、伊豆諸島
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 本文 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
大津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
＜大津波警報＞
＄＊岩手県、＄宮城県、＄福島県
津波警報を発表した沿岸は次のとおりです。
＜津波警報＞
北海道太平洋沿岸中部、青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県九十九里・外房、伊豆諸島
津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。
＜津波注意報＞
北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部、青森県日本海沿岸、千葉県内房、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、三重県南部、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県、種子島・屋久島地方、奄美諸島・トカラ列島
津波予報（若干の海面変動）を発表した沿岸は次のとおりです。
＜津波予報（若干の海面変動）＞
北海道日本海沿岸南部、陸奥湾、東京湾内湾、伊勢・三河湾、大阪府、兵庫県瀬戸内海沿岸、淡路島南部、岡山県、香川県、愛媛県宇和海沿岸、有明・八代海、長崎県西方、熊本県天草灘沿岸、大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸、鹿児島県東部、鹿児島県西部、沖縄本島地方、大東島地方、宮古島・八重山地方
以下の沿岸（上記の＊印で示した沿岸）ではただちに津波が来襲すると予想されます。
岩手県
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 解説 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＜大津波警報＞
大きな津波が襲い甚大な被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
＜津波警報＞
津波による被害が発生します。
沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
＜津波注意報＞
海の中や海岸付近は危険です。
海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 震源要素の速報 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
［震源、規模］
きょう１１日１４時４６分頃地震がありました。
震源地は、三陸沖（北緯３８．０度、東経１４２．９度、牡鹿半島の東南東１３０ｋｍ付近）で、震源の深さは約１０ｋｍ、地震の規模（マグニチュード）は８を超える巨大地震と推定されます。

【津波情報（津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）の例】（別表４）

津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
平成２３年　３月１１日１４時４９分 気象庁発表
［津波到達予想時刻・予想される津波の高さ］
＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
津波到達予想時刻および予想される津波の高さは次のとおりです。
予報区名　第１波の到達予想時刻　予想される津波の最大波の高さ
＜大津波警報＞
＄岩手県　津波到達中と推測　巨大
＄宮城県　１１日１５時００分　巨大
＄福島県　１１日１５時１０分　巨大
＜津波警報＞
北海道太平洋沿岸中部　１１日１５時３０分　高い
青森県太平洋沿岸　１１日１５時３０分　高い
茨城県　１１日１５時３０分　高い
千葉県九十九里・外房　１１日１５時２０分　高い
伊豆諸島　１１日１５時２０分　高い
＜津波注意報＞
北海道太平洋沿岸東部　１１日１５時３０分
北海道太平洋沿岸西部　１１日１５時４０分
青森県日本海沿岸　１１日１６時１０分
千葉県内房　１１日１５時２０分
小笠原諸島　１１日１６時００分
相模湾・三浦半島　１１日１５時３０分
静岡県　１１日１５時３０分
愛知県外海　１１日１６時１０分
三重県南部　１１日１６時００分
和歌山県　１１日１６時１０分
徳島県　１１日１６時４０分
高知県　１１日１６時３０分
宮崎県　１１日１７時００分
種子島・屋久島地方　１１日１７時１０分
奄美諸島・トカラ列島　１１日１７時１０分
警報が発表された沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
到達予想時刻は、予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくることがあります。
到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかることがありますので、観測された津波の高さにかかわらず、警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません
詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください
［震源、規模］
きょう１１日１４時４６分頃地震がありました。
震源地は、三陸沖（北緯３８．０度、東経１４２．９度、牡鹿半島の東南東
１３０ｋｍ付近）で、震源の深さは約１０ｋｍ、地震の規模（マグニチュード）は８を超える巨大地震と推定されます。

【津波情報（津波観測に関する情報）の例】（別表５）

津波情報（津波観測に関する情報）
平成２３年 ３月１１日１５時０１分 気象庁発表
［各地の検潮所で観測した津波の観測値］
１１日１５時００分現在の、津波の観測値をお知らせします。
＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
＃印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
＋印は現在潮位が上昇中であることを表します。
むつ市関根浜
第１波到達時刻 ＃１１日１４時４８分 押し
これまでの最大波 ＃観測中
宮古
第１波到達時刻 ＃１１日１４時４８分
これまでの最大波 ＃観測中
大船渡
第１波到達時刻 １１日１４時４６分 引き
これまでの最大波 観測中
釜石
第１波到達時刻 ＃１１日１４時４６分 押し
これまでの最大波 ＄＃１１日１４時５６分 ３．２ｍ＋
石巻市鮎川
第１波到達時刻 １１日１４時４６分 押し
これまでの最大波 観測中
津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがあります。
場所によっては、検潮所で観測した津波の高さより更に大きな津波が到達しているおそれがあります。
今後、津波の高さは更に高くなることも考えられます。
［現在大津波警報・津波警報・津波注意報を発表している沿岸］
＜大津波警報＞
青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県
＜津波警報＞
北海道太平洋沿岸中部、茨城県、千葉県九十九里・外房、伊豆諸島
＜津波注意報＞
北海道太平洋沿岸東部、北海道太平洋沿岸西部、青森県日本海沿岸、
千葉県内房、小笠原諸島、相模湾・三浦半島、静岡県、愛知県外海、
三重県南部、和歌山県、徳島県、高知県、宮崎県、種子島・屋久島地方、
奄美諸島・トカラ列島
これ以外の沿岸でも、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません
詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照ください
［震源、規模］
きょう１１日１４時４６分頃地震がありました。
震源地は、三陸沖（北緯３８．０度、東経１４２．９度、牡鹿半島の東南東１３０ｋｍ付近）で、
震源の深さは約１０ｋｍ、地震の規模（マグニチュード）は８．９と推定されます。

【津波情報（沖合の津波観測に関する情報）の例】（別表６）

津波情報（沖合の津波観測に関する情報）
平成２３年 ３月１１日１５時１４分 気象庁発表
高い津波を沖合で観測しました。
青森八戸沖、岩手釜石沖、岩手宮古沖、岩手沖９０ｋｍ
［沖合で観測した津波の観測値］
１１日１５時１０分現在、沖合の観測値は次のとおりです。
＃印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
＋印は現在潮位が上昇中であることを表します。
沖合での観測値であり、沿岸では津波はさらに高くなります。
青森八戸沖
第１波観測時刻 １１日１４時５１分 押し
これまでの最大波 １１日１４時５２分 １．０ｍ
岩手釜石沖
第１波観測時刻 １１日１４時５０分 引き
これまでの最大波 ＃１１日１５時１０分 ４．１ｍ
岩手宮古沖
第１波観測時刻 １１日１４時５０分 引き
これまでの最大波 ＃１１日１４時５２分 ４．２ｍ
福島小名浜沖
第１波観測時刻 １１日１４時５２分 押し
これまでの最大波 観測中
岩手沖９０ｋｍＡ
第１波観測時刻 １１日１４時４８分 押し
これまでの最大波 ＃１１日１４時５２分 ０．５ｍ＋
［沖合の観測値から推定される沿岸の津波の高さ］
沿岸での津波到達時刻および津波の高さは以下のとおりと推定されます。
＄印は優先度の高い重要な情報を示す記号です。
＃印は新たに発表、あるいは情報を更新した箇所です。
早いところでは、既に津波が到達していると推定されます。
青森県太平洋沿岸
第１波の推定到達時刻 １１日１４時５６分
これまでの最大波の推定到達時刻 １１日１４時５７分
推定される津波の高さ ＄＃ ５ｍ
岩手県
第１波の推定到達時刻 １１日１４時５５分
これまでの最大波の推定到達時刻 ＃１１日１５時１５分
推定される津波の高さ ＄＃１０ｍ超
福島県
第１波の推定到達時刻 ＃１１日１４時５７分
これまでの最大波の推定到達時刻 ＃推定中
推定される津波の高さ ＃推定中
［震源、規模］
きょう１１日１４時４６分頃地震がありました。
震源地は、三陸沖（北緯３８．０度、東経１４２．９度、牡鹿半島の東南東１３０ｋｍ付近）で、
震源の深さは約１０ｋｍ、地震の規模（マグニチュード）は８．９と推定されます。

（６）　地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

県防災行政無線	県と市町間及び防災関係機関の情報伝達に用いる。
市町防災行政無線	市町が設置した同報系、戸別受信機により住民への伝達に努める。
その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
携帯電話､移動体端末による伝達	携帯電話の一斉同報メールを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。 また、ワンセグ（携帯電話・移動体端末向けの 1 セグメント部分受信サービス）の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じての連絡	主として市町村が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車､有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

地震・津波等や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

○　海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
○　市町は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（１）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（２）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（３）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（４）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（５）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（６）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
０	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
１	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
２	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
３	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
４	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
５弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
５強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
６弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
６強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
７		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５弱	－	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。
５強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
６弱	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
６強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ･亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
７	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）　木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため､必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	－	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ､倒れるものがある。
７	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 １階あるいは中間階が変形し､まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやＸ状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ､倒れるものが多くなる。

（注 1）　鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため､必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）　鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
５弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
７		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

３　情報収集

（１）被害状況及び災害応急対策に関する情報

県及び市町は、収集、伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

○ 緊急要請事項	○ 被害状況
○ 火災の発生状況と延焼拡大状況	○ 交通規制等道路交通状況
○ 観光客等の状況	○ 自衛隊活動状況
○ 避難状況	○ 避難指示または警戒区域設定状況
○ 避難所の設置状況	○ 避難生活の状況
○ 災害応急対策実施状況	○ 緊急輸送実施状況
○ 生活必需物資の在庫及び供給状況	○ 物資の価格、役務の対価動向
○ 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況	
○ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況	
○ 復旧見込み等	

（２）情報収集手段

県、市町、防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を 24 時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

①　県

県災害対策本部及び同地方本部は、必要に応じ管内市町に職員の派遣等を行い、市町における災害対策の実施状況及び被災状況に関する情報収集に努めるとともに、逐次、県災害対策本部へ連絡する。

ヘリコプターによる情報収集

大規模な地震が発生し甚大な被害が予想される場合や、津波警報が発表された場合は、県災害対策本部は、県防災ヘリコプターに対し、次の事項を重点としながら、速やかな偵察活動を実施するものとし、その結果を災害対策本部に通報する。

また、ヘリコプターを所有する県警察本部、自衛隊、海上保安部各機関においても、偵察活動を実施する。

○ 災害発生場所、延焼の状況	○ 道路被害状況（道路交通機能確保状況）
○ 建築物の被害状況	○ 公共機関及び施設の被害状況
○ 住民の動向、その他	○ 津波の発生状況

②　市町

市町災害対策本部は、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じるなど、各市町における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネットを活用し、広く情報を収集していく。

③　県警察

○　広域緊急援助隊及び交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員を被災状況、交通情報等の情報収集にあたらせる。

○　夜間、荒天時等格別の事情のある場合を除き、ヘリコプターによる上空からの被害情報の収集を行うとともに、警察庁及び管区警察局に対してヘリコプターテレビ、交通監視カメラ等の画像情報を伝達する。

④　防災関係機関

災害応急対策に必要な情報は、防災関係機関がそれぞれの責任において収集する。

⑤　民間企業等と連携した情報収集

県及び市町は、民間企業（事業者）からの情報収集やボランティアと連携したツイッター等のコミュニケーション手段による情報収集について、その正確性の検証方法等を含めて検討する。

また、店舗の開設等の生活情報の収集・伝達については、報道機関等の協力を得て行うこととし、報道機関等による情報収集内容や情報伝達方法をあらかじめ定めておく。

４　報告・要請事項の処理

（１）　国に対する報告及び要請

①　国に対する被害状況及び講じた措置の概要の報告並びに必要な措置の要請は、県（県災害対策本部設置後は県災害対策本部、以下同じ）から無線電話等により行う。

②　被害状況等の報告については、市町から県地方本部を通し、県から消防庁へ行うことが原則であるが、市町が県に対して報告できないような場合は、消防庁へ直接報告する。なお、市町が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り、県に報告する。

③　県が消防庁に対して、報告する災害は以下のとおりとする。

ア．県において災害対策本部を設置した災害
イ．災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害
ウ．アまたはイに定める災害になるおそれのある災害

災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況の報告ルート

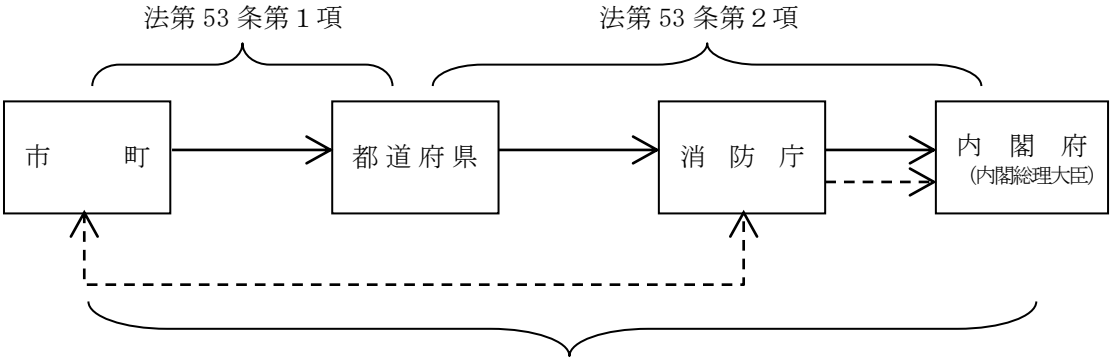

［長崎県防災企画課連絡先］

本課　　ＴＥＬ　　095-824-3597
　　ＦＡＸ　　095-821-9202

防災対策室　ＴＥＬ　095-825-7855
　　ＦＡＸ　　095-823-1629

本課　　ＴＥＬ（無線）1118-2143
　　ＦＡＸ（無線）　111-7228

防災対策室　ＴＥＬ（無線）1118-3731
　　ＦＡＸ（無線）　111-7339

［消防庁連絡先］

１．平日（9：30～18：15）応急対策室
（ＮＴＴ回線）
　電　話　03-5253-7527
　ＦＡＸ　03-5253-7537
（消防防災無線）
　電　話　62-90-49013
　ＦＡＸ　62-90-49033
（地球衛星通信ネットワーク）
　電　話　ＴＮ-048-500-90-49013
　ＦＡＸ　ＴＮ-048-500-90-49033

２．上記以外　宿直室
（ＮＴＴ回線）
　電　話　03-5253-7777
　ＦＡＸ　03-5253-7553
（消防防災無線）
　電　話　62-90-49102
　ＦＡＸ　62-90-49036
（地球衛星通信ネットワーク）
　電　話　ＴＮ-048-500-90-49102
　ＦＡＸ　ＴＮ-048-500-90-49036

（２）　地震発生直後の情報等の収集、連絡

①　市町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

② 県は、市町等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を県の防災ヘリ、地方本部等より収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

③ 県警察は被害に関する情報を県警ヘリ、管内警察署等より収集し、県に対して連絡するとともに警察庁に報告連絡する。

（３） 応急対策活動情報の収集、連絡

① 市町は県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町に連絡する。

② 県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県、公共機関に連絡する。

③ 県、市町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

（４） 災害対策本部に対する報告及び要請

① 市町災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告し、または要請する。

主な報告及び要請すべき事項

①　緊急要請事項　　②　被害状況　　③　市町の災害応急対策実施状況

② 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。

主な報告すべき事項

①　緊急要請事項　　②　被害状況　　③　災害応急対策実施状況

なお、県災害対策本部においては、防災関係機関に対し、必要な措置の要請を行う。

（５） 緊急連絡用回線

県災害対策本部と、総理官邸及び非常災害対策本部との間の緊急連絡用回線を活用する。

総括的な災害情報等系統図

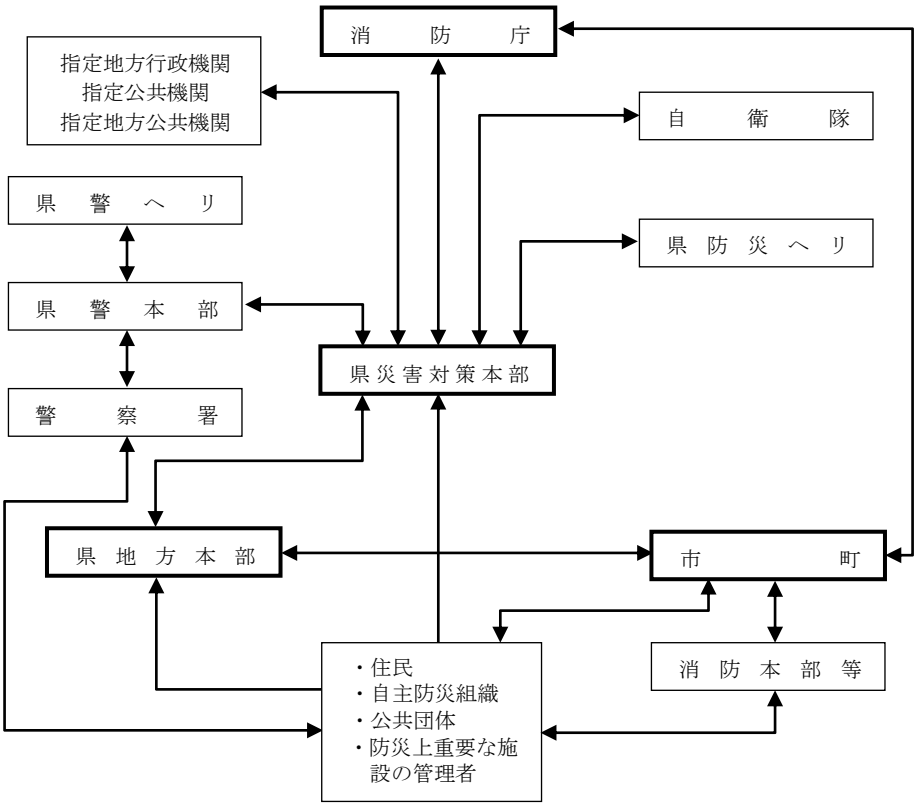

津波警報等の伝達系統図

別紙6

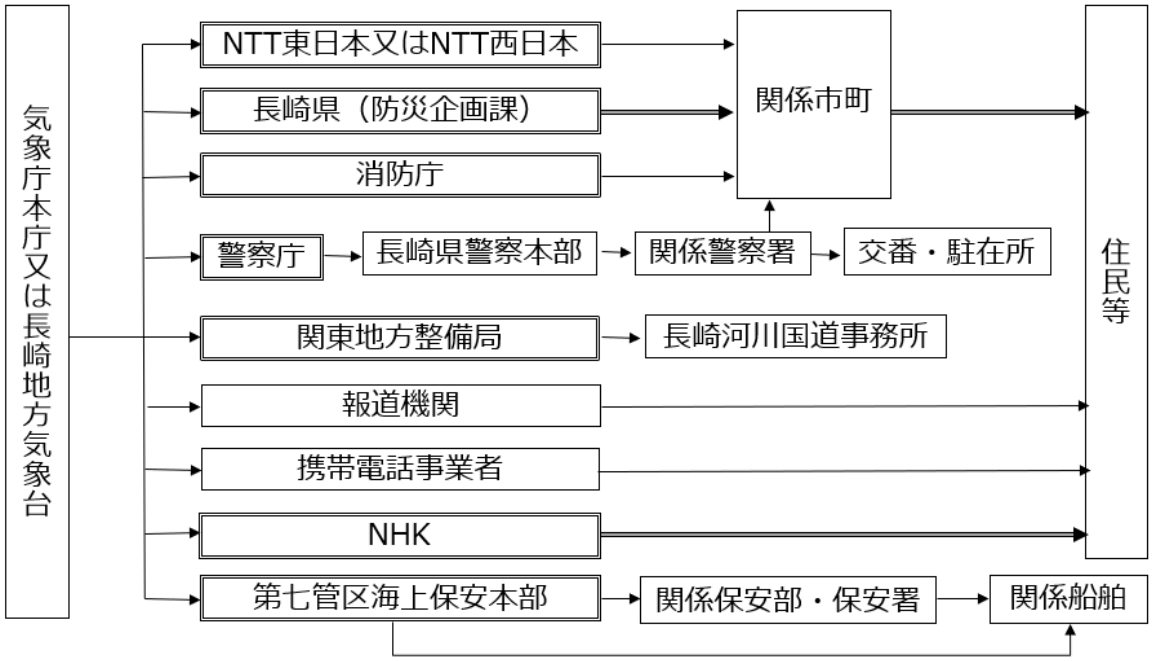

注１）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。
注２）二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
注３）長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐･対馬、有明･八代海の予報区に対して発表された場合。
注４）緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

地震・津波情報の伝達系統図

別紙7

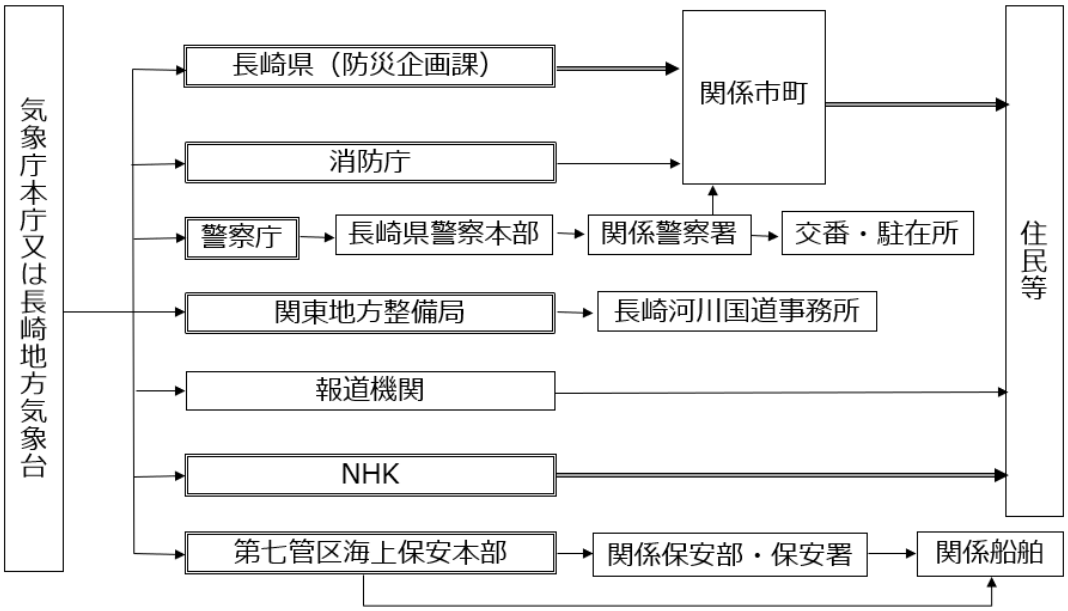

注１）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達先。
注２）二重線の経路は、気象業務法第15条の２によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

長崎県の災害対策伝達系統図

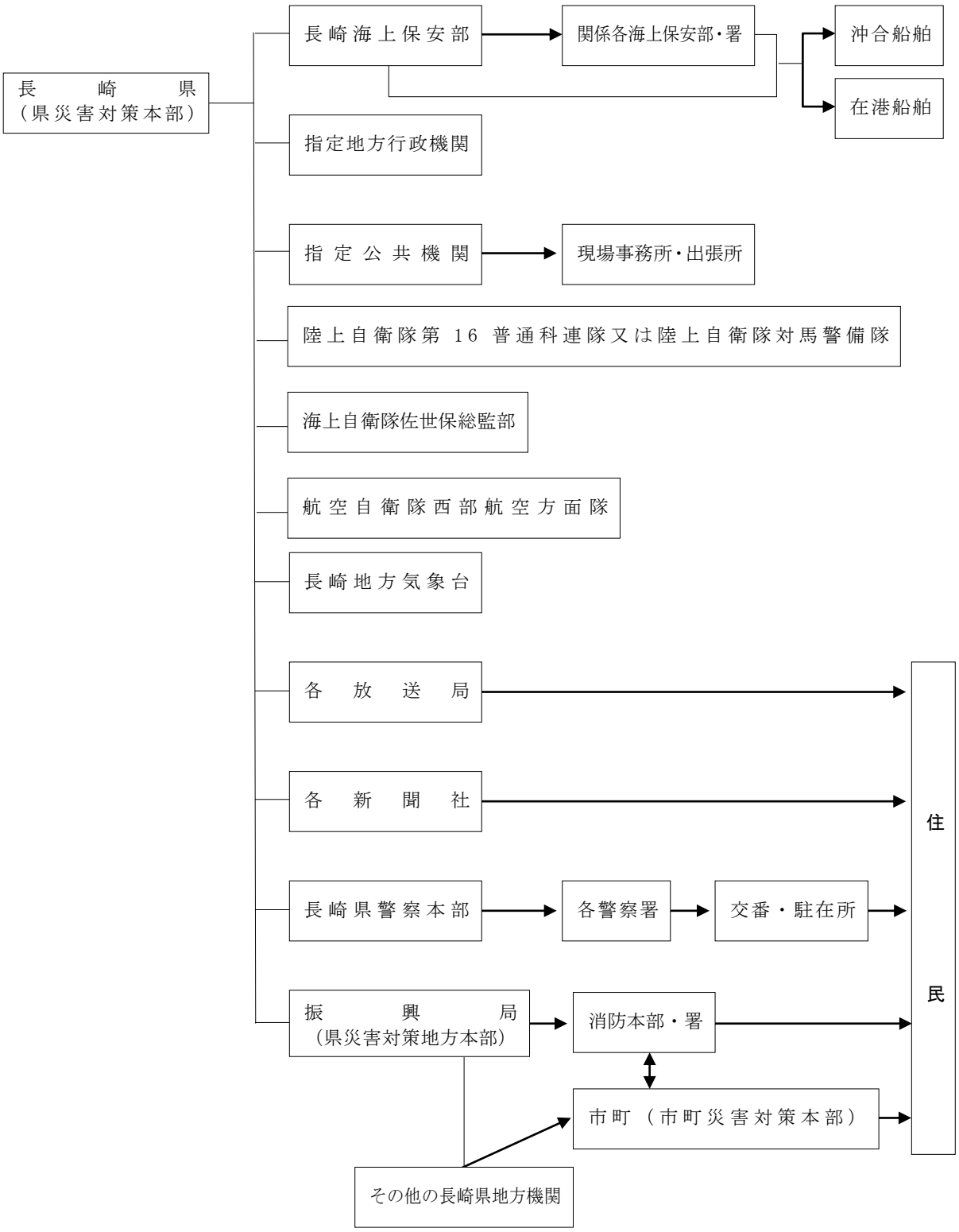

５　被害の認定基準

被害区分			認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
		災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者		当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち１ヶ月未満で治療できる見込みのある者とする。
住家被害			「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまた住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半壊		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部損壊		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊に該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害			住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物		役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流出、埋没		田の耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没、冠水		田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校		学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路		道路法第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

被害区分		認定基準
その他	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	下水道	下水道法第２条第３号に規定する公共下水道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５号に規定する都市下水路であり、下水を排水するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又は補完するために設けられるポンプ施設等とする。
	砂防	砂防法第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害をおよぼし、または道路、交通等に支障をおよぼしたものをいう。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が 50m^{3}を超えると思われるものは報告するものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁協施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、下水道及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。

被害区分		認定基準
被害金額	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	そ の 他	上記の被害金額の区分を除く住家等の被害とする。

人的被害の把握に関しては次の点に留意した取扱とする。

（１）　「死者」について

①　死者の扱いについて

以下のア、イに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア　死体を確認したもの（身元不明のものを含む）

イ　当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により　死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く）

②　死者の計上場所について

①アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町）以下、同じ」で計上するものとするが、それによりがたい場合は、次の例を参考に判断する。

ア　土砂崩れや河川の氾濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考える場合

a 被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
b 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は、推定できる場合（ただし、dの場合を除く。）	死体発見場所で計上
c 被災地も死体発見場所も不明な場合	死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載されて市町で計上
d 被災地が不明で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合	居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

イ　①イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町で計上することが不適当と考えられる場合は、上記①に準じて判断することができる。

被災地が確定又は推定出来る場合	被災地で計上
被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上

（２）　「行方不明者」について

①　行方不明者の扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、いかに掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計

上しないこととする。

ア　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市町長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ　当該災害が原因で所在不明となり、民法第 30 条に基づき家庭裁判所において失踪宣告がなされたもの

エ　当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第 4 条に基づき死亡したと推定されるもの

オ　当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ　当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

②　行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難い場合は、次の例を参考に判断する。

a 被災地が確定又は推定できる場合	被災地で計上
b 被災地が不明な場合	弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町で計上
c 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係の無い場所であった場合	勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町で計上

（３）　「負傷者（重傷者・軽傷者）」について

①　負傷者の取扱について

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ）によるものを計上する。なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次の b に掲げるものを除き、負傷者に含めないものとする。

a 家屋倒壊などの当該災害が直接的な原因となり負傷した者	「5 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上
b 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で、精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第 8 条の規定に基づき、災害障害見舞金の支給を受けた者	「5 被害の認定基準」の重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

②　負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

直接的な原因で負傷した場合	被災地で計上
ウ(1)a に掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合	弔慰金法に基づき認定した市町で計上

６　被害報告の基準、種別、報告要領

（１）　被害報告等の基準

報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
② 都道府県または市町が災害対策本部を設置したもの。
③ 災害が２都道府県以上にまたがるもので、１の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
④ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
⑥ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度５弱以上を記録したもの。
⑦ その他災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

（２）　被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

種　　別	様　　式	摘　　要
災害概況即報	別紙様式１	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被害状況報告	別紙様式２ 〃　３	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別　表　１	他の法令または通達等に基づき、市町長が知事に対して行うものである。

別表２　被害報告処理系統図（市町→県）

（３）　被害報告等の要領

① 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別に被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。
② 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、または特に指示のあった場合を除き、１日１回以上行うものとする。
③ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。
④ 被害報告は、市町から県、県から消防庁へ報告するが、通信の途絶等により市町から県へ報告できない場合は、市町から直接消防庁へ報告するものとする。
⑤ 震度５強以上の地震が発生した場合は、市町は直接消防庁にも報告するものとする。

別紙様式１

災　害　概　況　即　報

報告日時	
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

災害名　　（第　　報）

災害の概況	発生場所					発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部損壊		棟	未分類		棟
	１１９番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）				（市町村）								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

別紙様式１－（２）

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

別紙様式２

被　害　状　況　報　告

（市町→地方本部）

別紙様式２

被　害　状　況　報　告

（市町→地方本部）

市町名				月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在	月日時現在
報告者名				即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定	即報・確定
区分				被　害	被　害	被　害	被　害	被　害	被　害	被　害	被　害	被　害	被　害	被　害	被　害
人的被害	死者	1	人												
	うち災害関連死者	1	人												
	行方不明者	2	人												
	負傷者 重傷	3	人												
	負傷者 軽傷	4	人												
住家被害	全壊	5	棟												
	全壊	6	世帯												
	全壊	7	人												
	半壊	8	棟												
	半壊	9	世帯												
	半壊	10	人												
	一部破損	11	棟												
	一部破損	12	世帯												
	一部破損	13	人												
	床上浸水	14	棟												
	床上浸水	15	世帯												
	床上浸水	16	人												
	床下浸水	17	棟												
	床下浸水	18	世帯												
	床下浸水	19	人												
	計	20	千円												
非住家	公共建物	21	棟												
	その他	22	棟												
その他	田 流出・埋没	23	ha												
	田 冠水	24	ha												
	畑 流出・埋没	25	ha												
	畑 冠水	26	ha												
	学校	27	箇所												
	病院	28	箇所												
	道路	29	箇所												
	橋りょう	30	箇所												
	河川	31	箇所												
	港湾	32	箇所												
	砂防	33	箇所												
	清掃施設	34	箇所												
	崖くずれ	35	箇所												
	鉄道不通	36	箇所												
	被害船舶	37	隻												
	水道	38	戸												
	電話	39	回線												
	電気	40	戸												
	ガス	41	戸												
	ブロック塀等	42	箇所												
り災世帯数		43	世帯												
り災者数		44	人												
火災発生	建物	45	件												
火災発生	危険物	46	件												
火災発生	その他	47	件												
公立文教施設		48	千円												
農林水産業施設		49	千円												
公共土木施設		50	千円												
その他の公共施設		51	千円												
小計		52	千円												
公共施設被害市町村数		53	団体												
その他	農産被害	54	千円												
その他	林業被害	55	千円												
その他	畜産被害	56	千円												
その他	水産被害	57	千円												
その他	商工被害	58	千円												
その他	その他	59	千円												
被害総額		60	千円												
災害対策本部	設置							月　日　時　分							
災害対策本部	解散							月　日　時　分							
災害救助法適用								月　日　時　分							
消防職員出動延人数			人												
消防団員出動延人数			人												

別紙様式３

被　害　状　況　報　告 速報 確定

月　　日　　時　　分現在

地方本部（　　）　　（地方本部→県本部）

別紙様式３

被　害　状　況　報　告　速報 確定

月　日　時　分現在

地方本部　（　　）　　（地方本部→県本部）

市町村名															
区分				被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
人的被害	死者	1	人												
	うち災害関連死者														
	行方不明者	2	人												
	負傷者 重傷	3	人												
	負傷者 軽傷	4	人												
住家被害	全壊	5	棟												
		6	世帯												
		7	人												
	半壊	8	棟												
		9	世帯												
		10	人												
	一部破損	11	棟												
		12	世帯												
		13	人												
	床上浸水	14	棟												
		15	世帯												
		16	人												
	床下浸水	17	棟												
		18	世帯												
		19	人												
	計	20	千円												
非住家	公共建物	21	棟												
	その他	22	棟												
その他	田 流出・埋没	23	ha												
	田 冠水	24	ha												
	畑 流出・埋没	25	ha												
	畑 冠水	26	ha												
	学校	27	箇所												
	病院	28	箇所												
	道路	29	箇所												
	橋りょう	30	箇所												
	河川	31	箇所												
	港湾	32	箇所												
	砂防	33	箇所												
	清掃施設	34	箇所												
	崖くずれ	35	箇所												
	鉄道不通	36	箇所												
	被害船舶	37	隻												
	水道	38	戸												
	電話	39	回線												
	電気	40	戸												
	ガス	41	戸												
	ブロック塀等	42	箇所												
り災世帯数		43	世帯												
り災者数		44	人												
火災発生	建物	45	件												
	危険物	46	件												
	その他	47	件												
公立文教施設		48	千円												
農林水産業施設		49	千円												
公共土木施設		50	千円												
その他の公共施設		51	千円												
小計		52	千円												
公共施設被害市町村数		53	団体												
その他	農産被害	54	千円												
	林業被害	55	千円												
	畜産被害	56	千円												
	水産被害	57	千円												
	商工被害	58	千円												
	その他	59	千円												
被害総額		60	千円												
災害対策本部	設置			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
	解散			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
災害救助法適用				月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分
消防職員出動延人数			人												
消防団員出動延人数			人												

別表１　災害報告事務の状況一覧（報告者　市町長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	防災企画課	振　興　局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消　防	火災報告	消　防　法
	福祉保健課	直　接（市） 福祉事務所（町）	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	保　健　所	防　疫	被害状況報告	※注１
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水　道	水道施設被害報告 （被害・断減水状況）	厚生労働省通知
	〃	〃	都市施設	都市施設被害報告 （下水道関係）	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農　林	農地農業用施設被害報告 （農業集落排水関係）	農林施設暫定法
	〃	〃	環　境	衛生施設被害報告 （浄化槽市町村設置分）	災害対策基本法
	漁業振興課	振　興　局 （但し、長崎・県央・島原振興局管内は直接）	水　産	水産業被害報告	
	水産経営課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	振　興　局	農　林	農業被害報告	農林水産事務次官 依　命　通　知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農　林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官 依　命　通　知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び 公共土木国庫負担法
	道路維持課	〃	都市施設	都市施設被害報告 （公園・街路・都市排水施設等）	公共土木国庫負担法
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住　宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直　接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害 復旧費国庫負担法

※注１「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

報告時期	報告内容	主管省庁
即報・中間 即報・確定	災害の状況・被害の程度・応急措置の概況	消防庁
即報・詳細	災害の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
速報	人的被害・家屋被害・救助実施状況	厚生労働省社会援護局
〃	家屋被害・患者発生	厚生労働省健康局
日報・完了 報　　告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	〃
速報・確定	水道関係施設	〃
速報・確定	下水道関係施設	国土交通省水管理・国土保全局
速報・確定	農業集落排水施設	農林水産省
速報・確定	公園・街路・都市排水施設等	国土交通省都市局
速報・概況 確　　定	漁船、養殖施設	水産庁
〃	漁具・共同及び非共同利用施設	〃
〃	漁具・養殖施設、漁港・海岸・漁業用施設・共同利用施設	〃
〃	農作物被害全般	農林水産省大臣官房
速報・確定	農地農業用施設	農林水産省農村振興局
〃	海岸（農地海岸）	〃
速報・概況 確　　定	家畜・畜産物	農林水産省大臣官房
〃	林地・林業施設（林道等）・林産物・造林地・苗畑	林野庁
〃	地すべり防止施設・林地荒廃防止施設	〃
確定	街路・都市水利・防潮施設・公園緑地	国土交通省都市地域整備局
速報・確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
〃	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	水産庁
〃	河川・海岸・道路・橋梁・砂防設備	国土交通省河川局
確定	公営住宅	国土交通省住宅局
速報・確定	小・中・高校施設	文部科学省大臣官房 文教施設部

別表２　被害報告処理系系統図（市町→県）

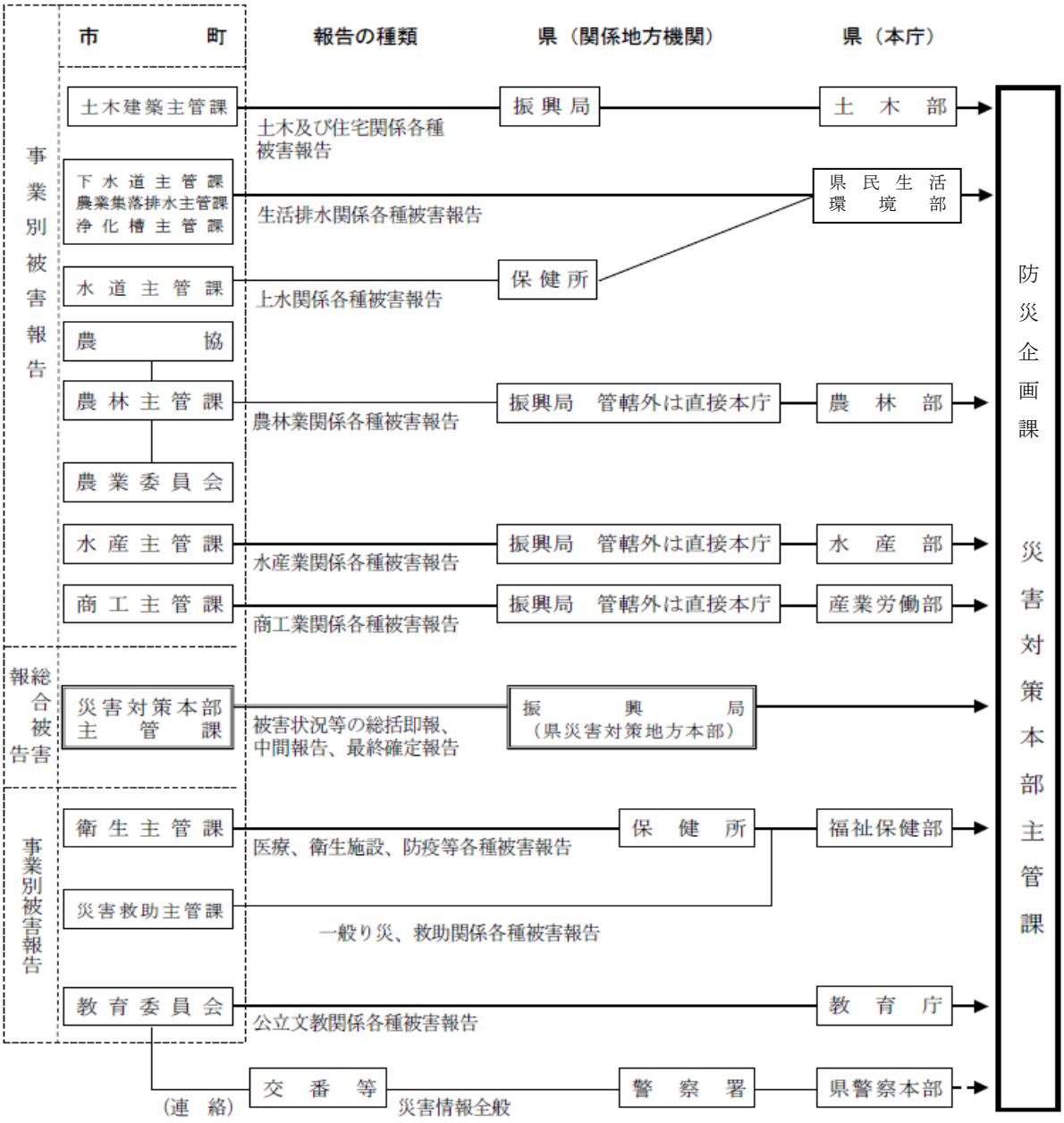

第３節　広報活動

（広報課：防災企画課：管財課：スマート県庁推進課）

県、市町、防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために広報活動を行う。

広報活動を行うにあたっては、県、市町、関係機関は、情報の公表等において、その内容について相互に連絡をとりあう。

１　県

県は、震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮して、次の事項に留意して広報活動を行う。

（１）　広報事項

①　災害対策本部の設置
②　災害の概況
③　津波に関する状況
④　防災関係機関の防災体制及び応急措置に関する事項
⑤　道路、河川等の公共施設被害
⑥　民心安定に関する情報
⑦　被害の防止に関する事項
⑧　その他必要事項

（２）　広報実施方法

広報の実施にあたっては、報道機関等と連携し、次のとおり情報の出所を明確にして、災害の規模、態様に応じて最も有効と認められる方法により、住民等への情報提供体制を確立する。情報の伝達にあたっては、高齢者、障害者、観光客、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

また、県及び市町は、ホームページの県外避難者向けページの作成や広報誌等の送付等、県外への避難者に対する広報に配慮するものとする。

方　　法	内　　容
報道機関による広報	ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、テレビ、新聞等の報道機関に対し情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。
航空機による広報	必要に応じて航空機を活用して広域的な広報を実施する。
その他適当な方法	臨時広報紙の配布や掲示、インターネットでの掲示など、あらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

県は、バックアップサーバーの設置、提供する情報項目の準備等により、災害発生後速やかに災害情報ホームページを立ち上げるよう努める。

（３）　市町からの広報実施の処理

市町からの広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施する。

（４）　災害支援者に対する広報の実施

県は、市町と連携して、救援・救護、医療等の支援のため、災害発生直後に被災地域に入った災害支援者に対して、ホームページに災害支援者のための情報を掲載するとともに、ホームページ立ち上げまでの間は災害対策本部の情報担当部署が窓口となって情報を提供する。

このため、救援・救護、医療等の支援を要する場所と要支援内容に関する情報を収集・整理し、消防、警察等の関係機関と調整を行う。

２　市町

市町は、次の事項に注意して、広報活動を実施する。

○　流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であり、住民からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備していく。
○　管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。
○　地域住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、震災後の時間の経過とともに適宜内容を変えて実施する。

（１）　広報事項

広報事項については、以下のとおりの事項等について行うが、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、高齢者、障害者、観光客、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

①　災害対策本部の設置
②　地震被害に関する状況
③　余震の状況
④　二次災害の危険性に関する情報
⑤　津波に関する状況
⑥　安否に関する情報
⑦　市町村及び防災関係機関の応急措置に関する事項
⑧　避難の指示、避難場所の指示
⑨　電気、ガス、水道等供給の状況
⑩　防疫に関する事項
⑪　火災状況
⑫　医療、給水実施状況
⑬　道路、河川等の公共施設被害
⑭　道路、交通等に関する事項
⑮　一般的な住民生活に関する情報
⑯　それぞれの機関が講じている施策に関する情報
⑰　民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

（２）　広報実施方法

広報の実施にあたっては、あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行い、災害の状況を考慮して行う。

①　同報無線、有線放送等の施設による広報
②　広報車による広報
③　報道機関を通しての広報
④　広報誌等の掲示・配布、インターネットによる広報
（広報誌等の掲示は、避難所、公共施設等の他、コンビニエンスストアの活用等多様な方法を検討する。）
⑤　広域避難所への広報班の派遣
⑥　総合案内所、相談所の開設
⑦　自主防災組織を通じての連絡

３　住民等からの問い合わせに対する対応

県及び市町においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

４　住民等の情報入手方法

住民等は、各人がそれぞれ次の手段により情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

手　　段	内　　容
ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等（メール、ウェブを含む)	津波警報、知事・市町村長の放送要請事項、地震情報等、交通機関運行状況等
同報無線、有線放送、広報車	市町内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	市町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報

５　防災関係機関

（１）　広報事項

① 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況
② 災害応急対策状況及び復旧見込み

（２）　広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

第４節　自主防災活動

（防災企画課）

住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、地震発生時における地域の自主防災組織が行う活動について定める。また、市町は、各地域における自主防災組織に対して当計画に準じて活動に取り組むよう推進していく。

１　組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営し、組織内における活動分担に沿って自主防災活動に取り組む。

２　情報の収集・伝達

市町からの地震等情報が、正確に全家庭に伝達されているか防災行政無線等を通じて確認に努める。

○　地震や津波に関する情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
○　応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告する。

３　初期消火活動

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとり、初期消火・出火防止に努める。

４　防災用資機材の配備活用

防災倉庫等に保管中の資機材を必要な場所に配備するとともに、必要な応急措置を実施する。

５　避難誘導活動

あらかじめ決められた各地区の避難路に沿って、避難所までの誘導を行うが、避難路・避難所については、被災の状況に応じて変更されることも考えられ、地区のリーダー、市町と充分に連絡を取り合って、避難誘導に努める。また、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者に対して充分に考慮し、優先的な実施に努める。

６　救出救護活動

災害時における病院・医院の緊急体制、市町における救護所の設置場所等を確認し、負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動を行う。

７　給食給水活動

飲料水や食料などを確保し、避難所等において被災者に対し、配分・炊き出し等を実施する。

８　家庭内対策等

家庭内では、次の事項について各家庭へ呼びかけ、二次災害の防止、出火防止等に努める。

①　家具類の固定状況を確認する。
②　タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理および窓ガラスにガムテープを貼る等の安全対策を施す。
③　火気危険物の除去、消火器の確認および水のくみおき等出火の防止対策を施す。
④　備蓄食料・飲料水の確認をする。

第５節　緊急輸送活動

（防災企画課：交通政策課：生活衛生課：福祉保健課
：医療政策課：漁政課：漁港漁場課：道路維持課：港湾課
：県警察本部：海上保安部：ライフライン関係機関）

災害応急対策実施にあたり、救急・救助・医療・消火活動を迅速に行い、緊急物資を円滑に供給するため、交通を確保し、緊急輸送を行う。

交通の確保、緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

１　県

（１）　緊急輸送対策の基本方針

①　関係機関との協力・連携

○　地震発生後、緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行うものとし、県内において食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、国の非常災害対策本部と協議し、緊急輸送を行う。

○　輸送活動を行うにあたり、市町及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するために必要があるときは、災害対策本部において調整を行うものとし、この場合、次の点に留意して調整を行う。

A　人命の安全　　B　被害の拡大防止　　C　災害応急対策の円滑な実施

②　輸送路の確保と孤立集落等対策

○　緊急物資の輸送については、県は市町までの輸送路を確保するものとし、市町内の輸送路の確保は市町が行う。ただし、災害発生直後において、市町による輸送が困難な場合は、必要に応じて県は避難所等までの輸送を行う。

○　県は、必要に応じて、市町と連携して、離島や山間部等で孤立状態にある被災者への緊急物資の輸送を行う。この場合、必要に応じて、自衛隊及び海上保安部等に支援を要請する。

（２）　輸送対象

輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

①　第一段階

○　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○　災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○　後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

②　第二段階

○　第一段階の続行 ○　食料、水等生命の維持に必要な物資 ○　傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③　第三段階

○　第二段階の続行 ○　災害復旧に必要な人員及び物資 ○　生活必需品 ○　遺体（親族への引き渡し、火葬のための搬送）

（３）　輸送体制の確立

県及び市町は、輸送にあたっては、緊急輸送ルートの一本化や、長期化した際の需要と供給の調整に努める。

①　輸送の方法

○　陸上輸送　　○　海上輸送　　○　航空輸送

②　輸送手段の確保

○　県有車両の活用 ○　民有車両の借り上げ ○　定期旅客航路の予備船等の借り上げ ○　ヘリコプターによる空中輸送体制の確立 ○　国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼 ○　海上保安部への支援要請 ○　燃料等の確保のための関係業界への協力要請

２　市町及び防災関係機関の緊急輸送

（１）市町

①　市町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町が行うことを原則とする。 ②　市町長は、自衛隊等の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。 ③　緊急輸送の方針・輸送する人員、物資については、県に準じる。

（２）防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

３　交通の確保対策

（１）陸上交通の確保

①　陸上交通確保の基本方針

○　県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
○　道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。
この場合、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
○　県警察及び道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
○　道路管理者は緊急輸送路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

②　交通規制の実施

県警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止しまたは制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

③　緊急通行車両及び規制除外車両の確認事務

緊急通行車両及び規制除外車両の確認事務は、基本計画 第３編、第 13 章、第２節、交通応急対策計画を参照する。

④　交通規制の周知徹底

県警察は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

⑤　その他緊急交通路確保のための措置

ア．交通管制施設の活用

○　県警察は、交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

イ．放置車両の撤去等

○　県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
○　道路管理者及び港湾・漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。
運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾・漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ウ．運転者等に対する措置命令及び措置

○　県警察は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられたものが、移動等の措置をとらないときまたはその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

　この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

○　自衛隊法第 83 条第２項の規定「災害派遣」により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。

○　消防吏員は、警察官がその場にいない限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。

○　自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

○　「警察官がその場にいない限り」の運用については、次のような点に留意して行う。

・権限を行使すべきまさにその場にいる警察官の全てが、例えば負傷していること、他に緊急の業務に専念しなければならない事情があること。
・遠方に警察官がいても、車両その他物件が自衛隊用または消防用緊急通行車両の通行の妨害となっていることを認識しておらず、即座にその旨を当該警察官に伝達することが困難と認められる場合。
・倒壊した建物、大量の瓦礫等の障害物により警察官が権限を行使する地点に至ることが困難と認められる場合。

⑥　関係機関等との連絡

県警察は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つ。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成 10 年 12 月７月、県警備協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等の業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

⑦　鉄道確保の措置

崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等、応急復旧を要する被害が発生した場合は防災関係機関の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

（２）　海上交通の確保

①　情報の収集

県は、運輸局、海上保安部、自衛隊、市町村、漁業協同組合、長崎県水難救済会等の協力を求め、海岸施設、港湾施設、漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。

②　海上交通の規制

○　海上保安部は、海難船舶、危険物の流失域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲、慮時を定めて船舶の交通を制限しまたは禁止する。

○　海上保安部は、海難船舶、漂流物または沈没した物件等が船舶交通に障害になる場合は、これらの所有者に除去を命じまたは勧告を行う。

○　海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

③　海上交通確保の措置

ア．海上交通の調整

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

イ．港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

ウ．海上自衛隊及び海上保安部等に対する支援要請

知事は、市町または港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったきは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

エ．海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ検測を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。

オ．海上保安部等は、航路標識が損壊または流出したときは、速やかに復旧に努める他、必要な応急措置を講ずる。

カ．海上保安部は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

（３）　航空輸送の確保

○　県及び市町等は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県災害対策本部に対し、輸送条件を示し航空輸送の要請を行う。

県災害対策本部においては、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安部に対し、航空輸送の出動要請を行う。

その他の場合は、長崎空港事務所と協議して行う。

○　地震等により、飛行場等空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、関係機関と相互の連絡を密にして、効果的な応急復旧を行う。

○　市町においては、ヘリコプター離着陸地及び離着陸適地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

（４）　交通マネジメント

①　九州地方整備局は，応急復旧時に，渋滞緩和や交通量抑制により，復旧活動，経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に，交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため，「災害時交通マネジメント検討会（以下，「検討会」という。）」を組織する。

②　県は，市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは，国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

③　検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり，検討会の構成員は，自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

④　検討会の構成員は，平時から，あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに，連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など，交通行動の変更を促して，発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより，道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより，円滑な交通を維持する取組

第６節　自衛隊の支援

（防災企画課：自衛隊）

１　自衛隊の活動内容

（１）一般の任務及び業務内容

①　一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

②　主な業務の内容

ア．陸上自衛隊

○　人命の救助	○　消防・水利確保
○　救援物資の輸送	○　道路の応急啓開
○　応急の医療防疫	○　給水入浴支援及び通信支援
○　被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）	

イ．海上自衛隊

○　海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助	
○　人員、救援物資等の緊急輸送	○　状況偵察及び被害の調査
○　船舶火災及び油の排出に対する救援	○　航空機による急患搬送

ウ．航空自衛隊

○ 人命の救助	○ 消防、水防	○ 人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
○ 通信支援	○ 航空機による被災地の偵察	
○ 海上における航空機、遭難者等の捜索及び救助		○ 航空機による急患搬送

③　受け入れ側市町村長との要請上の留意事項

○　自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。
○　自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等は行わない。
○　自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。
○　災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市町村当局責任者と自衛隊指揮官との３者間で協議する。

２　県内自衛隊の配置及び管轄区域

※資料編９－(1)　県内自衛隊の配置及び管轄区域

３　自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利の確保、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

（１）　災害派遣要請手続き

○　知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を

連絡する。

○　知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、陸上自衛隊第 16 普通科連隊長に要請する。緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

①　災害の状況及び派遣を必要とする理由
②　派遣を希望する期間
③　派遣区域、活動内容、その他必要事項

○　自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

○　要請系統（資料編９－(2)　派遣要請の系統）

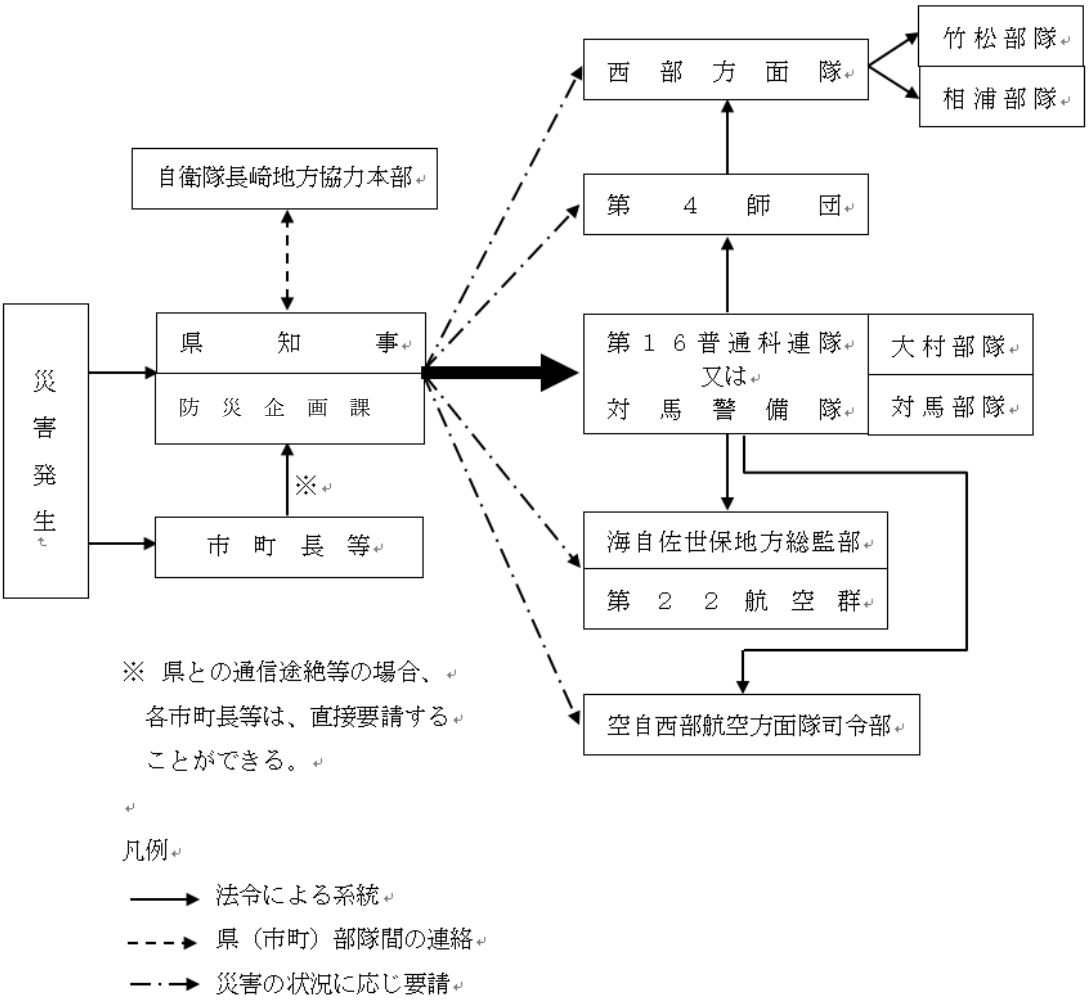

（２）　派遣要請事項

①　車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
②　避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
③　行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
④　堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
⑤　火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
⑥　道路または水路の啓開措置
⑦　救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
⑧　被災者に対する炊飯及び給水支援
⑨　救援物資の無償貸与または譲与
⑩　危険物の保安及び除去
⑪　その他知事が必要と認める事項

（３）　市町長等の災害派遣要請の要求手続き

○　市町長が知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求しようとするときは、災害派遣要請書に（1）の①から③の事項を明示し、知事あてに提出する。ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。
○　市町長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第 16 普通科連隊に通知することができる。
　通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を持たないで部隊等を派遣することができる。
○　市町長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知する。

（４）　自衛隊の自主派遣

○　要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

①　大規模な地震発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
②　大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
③　大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
④　海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
⑤　その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

○　この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。
○　自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

４　自衛隊との連絡調整

（１）平常の連絡調整

県は、県及び市町と自衛隊との連絡調整について、平常時より市町及び自衛隊と調整し、あらかじめ、県、市町、自衛隊の連絡窓口を定めておく。また、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互の連絡調整、情報交換等を行うなど、連携の強化に努めておく。

（２）地震発生時における連絡調整

地震による災害発生時、またはそのおそれがある場合は、大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

①　県本部（県庁内）　　②　県北振興局（佐世保）　　③　諫早、大村市役所等

大規模災害または特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方連絡部より、また離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐屯部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

○　自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。
○　県知事及び市町長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。
○　海上自衛隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせる。

５　災害派遣部隊の受け入れ

①　県及び市町は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受け入れ体制をとる。
②　市町長は、管内の市町へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。
③　市町は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者または適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。
④　市町は、派遣された自衛隊の指揮施設及び宿泊施設または、野営施設等必要な設備を準備する。
⑤　災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は受け入れ市町側において担任する。

※資料編９－(3)　市町村側において準備すべき資材及び器材等について

６　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市町長、その他の市町長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限り、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町長に通知しなければならない。

①　警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
②　他人の土地等の一時使用等
③　現場の被災工作物等の除去等
④　住民等を応急措置の業務に従事させること

注）自衛官の行う②により生じた損失の補償及び④の業務に従事したものに対する損害の補償については、市町が行う。

７　災害派遣部隊の撤収

（１）知事は、当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認める場合は、陸上自衛隊第 16 普通科連隊に対し、派遣部隊の撤収を要請する。

（２）撤収要請事項

①　撤収日時　　②　撤収要請の事由　　③　その他

８　経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策または災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借り上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、通常派遣を受けた市町が負担する。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

①　派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材（自衛隊装備器材を除く：資料編「市町側において準備すべき資材及び器材等について」の購入借り上げまたは修理費
②　災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借り上げ料
③　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
④　無作為による損害の補償

※資料編９－(4)　災害派遣対象器材

※資料編５－(3)　地上と航空機との交信方法

第７節　広域応援活動

（防災企画課：県警察本部）

１　行政機関・民間団体の応援活動

（１）県

①　指定行政機関及び指定地方行政機関に対する災害応急対策の実施の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対して応急措置の実施を要請する。

○　援助を必要とする理由	○　援助を必要とする人員、装備、資機材等
○　援助を必要とする場所	○　県内経路
○　期間、その他必要事項	

②　他の都道府県に対する応援要請

知事は、九州・山口各県と締結した災害時の応援に関する協定、関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づき災害応急対策を実施するため必要と認めたときは、これらの協定に基づき応援を要請する。なお、協定に基づく応援で不足する場合は、消防組織法第４４条第１項の規定に基づき消防庁長官に対して緊急消防援助隊等を要請する。

九州・山口各県との応援協定については、以下の項目について定める。

○　職員の派遣	○　食料、飲料水及び生活必需品の提供
○　資機材の提供	○　避難者及び傷病者の受入れ
○　船舶等の輸送手段の提供	○　医療支援
○　その他被災府県が要請した措置	

※資料編　関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

また，災害時の相互応援に関する協定以外の場合にも，国と協力し，「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき，他の地方公共団体による被災市町への応援に関する調整を実施する。

③　市町に対する応援

知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について応援を実施する。

そのため、市町への支援を見込んだ災害対策本部の初動体制を整備するよう努める。

④　民間団体等に対する応援要請

ア　応援協力の対象となる民間団体等

○　青年団体、婦人団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団
○　大学、高校、各種専門学校等の学生、生徒
○　その他県に対し、奉仕活動を申し入れた団体等

イ　応援協力要請の時期及び要請事項

知事は、市町から要請があったとき、または知事が必要と認めた場合は、次の事項を示して応援協力を要請する。

○　応援協力を要請する人員	○　作業内容	○　作業場所	○　集合場所
○　その他応援協力要請に関し必要な事項			

（２）　県警察

県公安委員会は、被害の規模に応じて他都道府県公安委員会に対し、速やかに広域緊急援助隊等の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

（３）　市町

①　市町長は、当該市町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

○　応援を必要とする理由	○　応援を必要とする人員、資機材等
○　応援を必要とする場所	○　応援を必要とする経路
○　その他応援に関し必要な事項	

②　他の市町長に対する応援要請

市町は、当該市町の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町間で締結した災害時の応援協定に基づき、他の市町長に応援を求めることができる。

この場合、応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を実施する。

（４）　応援要員の受け入れ体制

市町が災害応急対策を実施するに際して、他県市町村からの応援要員を導入する場合、連絡窓口の設置、支援受入れのための活動拠点の整備等に努める。

また、防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び派遣先の市町長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

２　消防の支援

被災市町は被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請し、要請を受けた市町は迅速かつ円滑な措置をとる。

（１）　出動区分

区　分	内　　容	摘　　要
第一次出動	①　火災が発生した市町を管轄する消防機関が出動 ②　火災が発生した市町との応援協定に基づき、火災等を認知または覚知した隣接地域の消防機関が別命なく出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ①　受援市町からの要請 ②　支援市町からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町の消防機関の出動 ①　受援市町からの要請	支援市町の計画と県の調整に基づく出動

（２）　応援要請の手続要領

①　応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。

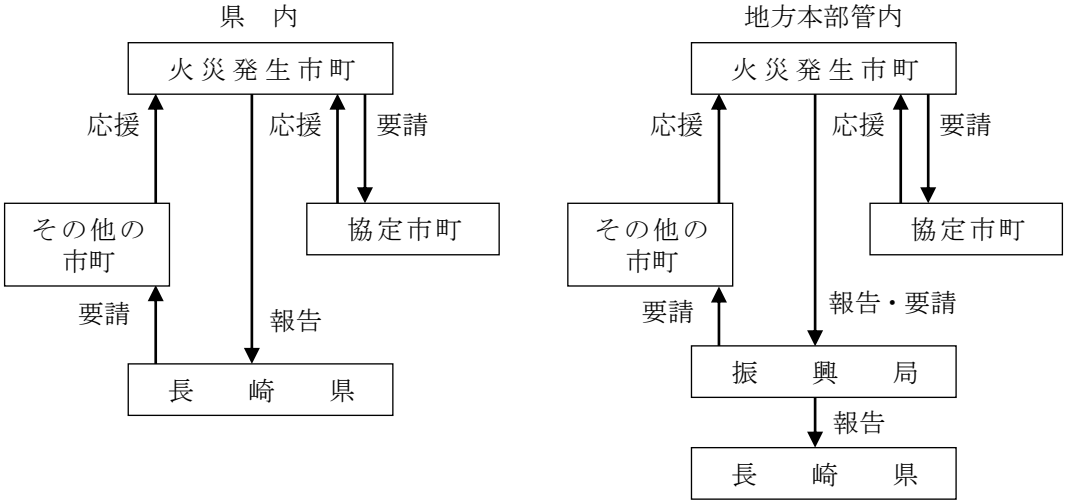

②　市町が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

○　火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）	
○　火災の状況	○　気象関係
○　今後の判断	○　応援消防力及び必要機材
○　その他の必要事項	

なお、報告要領については電話、ＦＡＸ等適宜な方法により実施する。

（３）　応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市町現有消防力のおおむね３分の１以内とする。

（４）　応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

（５）　隣接県との相互応援協定

佐賀県市町村と長崎県市町間との相互応援協定は、「長崎県、佐賀県境市町村消防相互応援協定」（昭和 41 年２月 25 日締結）により、相互に受・支援する。

（６）　緊急消防援助隊

県は消防組織法第第４４条第１項の規定に基づき災害発生市町長から緊急消防援助隊の応援要請を受けて応援が必要と認める場合には、消防庁長官に応援要請を行い、各県出動緊急消防援助隊を受け入れて被災地において効果的に活動できる体制を確保するものとする。

３　自衛隊の支援

自衛隊の支援については、第６節「自衛隊の支援」を参照のこと。

４　受援計画等の策定

県及び市町は、災害の規模や被災地のニーズ等に応じて他の地方自治体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、受援体制、受援に関する連絡・要請の手順、受援対象業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の受入体制等について、受援計画を策定するよう努めるものとする。

また、併せて他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を策定するよう努めるものとする。

第８節　災害の拡大防止活動

（防災企画課：消防保安室：学事振興課：管財課：市町村課：地域環境課：福祉保健課
：医療政策課：こども未来課：こども家庭課：都市政策課：河川課：建築課
：教育環境整備課：生涯学習課：学芸文化課：体育保健課：県警察本部：海上保安部）

１　消防活動

地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きく、次の基本方針により消防活動を行う。

（１）　基本方針

①　県民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、発災後初期段階においては、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

②　地域の住民は協力して可能な限り消防活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

③　地震発生数時間後、電気の回復による出火やガス配管の破損による引火等により出火する事例を踏まえ、震災後数日間は、火災警戒を怠らないよう一般への広報に留意する。

（２）　消防本部及び消防団の活動

①　火災発生状況の把握

被災市町は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市町災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

○　延焼火災の状況
○　自主防災組織の活動状況
○　消防ポンプ自動車等の通行可能道路
○　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

②　消防活動の留意事項

消防長は地震発生の際の火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

○　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
○　多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
○　危険物の漏洩等により災害が拡大しまたはそのおそれがある地区は、住民等の立ち入り禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
○　救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
○　自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

③　消防の応援

被災地以外の市町は、被災市町からの要請または相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

実施にあたっては、災害応急計画第７節「２.消防の支援」に定めるところによる。

（３）　事業所の活動

事業所においては、地震発生時において、次の措置を講ずる。

① 火災予防装置

火気の消火及びＬＰガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流失等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災装置を講ずる。

② 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

③ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

○ 周辺地域の居住者に対して避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。 ○ 警察、最寄りの防災機関へかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ○ 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

（４）自主防災組織の活動

① 各家庭におけるガス栓の閉止、ＬＰガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施し、その点検、確認を行う。

② 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消防活動に努める。

③ 消防職員、消防団員が到着したときはその指揮に従う。

（５）県民の活動

① 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、ＬＰガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

② 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消防活動を行う。

２　水防活動

地震による、津波及び洪水に対する水防活動を行う。

（１）水防管理者及び水防管理団体の活動

① 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められる時知事または水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を当該地域を管轄する警察署長に通知する。

② 水防管理者、水防団長または消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

③ 河川、ダム、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

（２）水防活動の応援要請

① 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

○ 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。 ○ 水防管理者は、必要があれば市町長に対し応援を求める。 ○ 水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに必要に応じて自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

② 市町長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣、または警察官の出動を県に要請する。

○ 応援を必要とする理由	○ 応援を必要とする人員、資機材等
○ 応援を必要とする場所	○ その他応援に関し必要な事項

（３） 防災関係職員・団体等の安全確保

県及び市町は、防災対応や避難誘導にあたる者の津波による危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定め、関係する職員・団員等に周知・徹底する。

３ 人命の救出、救急活動

震災のため、倒壊家屋の下敷きになるなど、生命身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にあるものに対し、捜索または救出、救急活動を行い、その者の保護を図る。

（１） 救出活動の実施者

① 救出は原則として、市町長、消防機関、警察機関、海上保安部が実施する。
② 初期の活動として、住民及び自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。
③ 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、または市町長等に協力する。
④ その他救助法を適用した場合は、第 10 節「災害救助法の適用」による。

（２） 救出対象者

救出対象者は、おおむね次の状態にある。

① 火災の際に火中に取り残された場合
② 地震または地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
③ 流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合
④ 山津波により生き埋めになったような場合
⑤ 地震、津波等災害により海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
⑥ 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、または生存が明らかでない者

（３）救出の方法

① 市町の救出活動

○ 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。
○ 救出活動に必要な車両船艇、特殊機械器具ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。
○ 市町による救出が困難なときは、速やかに隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。

② 県警察の救出活動

ア．広域緊急援助隊等の投入

把握した被害情報に基づき、迅速に広域緊急援助隊及び機動隊等を被災警察署に出動させる。また、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合は、高度な救出能力を有する広

域緊急援助隊等を迅速に投入する。

イ．警察署における救出

被災地を管轄する警察署の署長は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ自署員や機動隊員等により救出部隊を速やかに編成する。また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、捜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

③　海上保安部の救出活動

○　巡視船艇、航空機または海上保安官により保有の救難資機材を使用して海上または沿岸における遭難者等の救出にあたる。
○　巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の捜索を実施し救出にあたる。
救急活動等は、特定非営利活動法人 長崎県水難救済会等の連携を密にして行う。

④　自主防災組織の救出活動

自主防災組織は、組織内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、市町、消防機関、警察等に連絡し、早期救出に努める。

⑤　県の救出活動

知事は、市町から救出活動について応援を求められた場合は、その状況に応じて、次の措置を実施する。

○　他の市町長に対し応援を指示する。
○　自衛隊に対し派遣を要請する。
○　救出活動の総合調整を行う。
○　災害救助法に基づく救出を行う。

（４）救急活動

①　初期救急活動

○　被災地における住民や、自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当ての実施に努める。

②　市町の救急活動

○　医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、市町応援協定に基づき、県及び近隣市町に対し、応援出動を要請する。

③　県の救急活動

○　救急患者の受け入れ体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関、運輸機関等との総合調整を行う。
○　市町等からの要請により、救急患者の緊急搬送、遠隔地搬送が必要な場合、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、自衛隊に対して搬送要請を行う。
○　他の医療機関の応援を必要と認める場合は、市町間及び九州山口９県災害時応援協定に基づき、県下市町及び協定県に対して応援出動を要請する。

４　被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

① 県及び市町は、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
② 県民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認する。

５　二次災害の防止

余震または降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。なお、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。
（第９節「避難活動」参照のこと。）

実　施　者	実　　施　　内　　容
県及び市町	○　二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ○　市町は、余震等による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生の恐れのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。また、国及び県は建築技術者等の派遣等により、積極的に市町の活動を支援するものとする。 ○　関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏洩及びアスベストの飛散の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。 ○　高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
危険物施設等の管理者	○　石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
県、市町及び事　業　者	○　有害物質の漏洩及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
県　警　察	○　二次災害の危険場所等を把握するため、各警察署ごとに調査班を編成し住宅地域を中心に区域をも定めて調査を実施する。また、把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

第９節　避難活動

（防災企画課：観光振興課：福祉保健課：医療政策課
：国保・健康増進課：産業政策課：県警察本部）

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。

１　避難指示誘導

地震・津波等災害時、以下のような状況が認められる場合、当該住民に対して、避難のための指示を行う。

注)「避難指示」は急を要すると認められるときに避難のための立退きを指示するものである。

市町長は、危険が切迫した場合に迅速に避難指示等を発令できるように、あらかじめ避難指示等の発令基準を定めておく。

○　津波の発生により、住民等の生命及び身体に対する危険が予測される場合
○　同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合
○　ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予想される場合
○　崖崩れ、津波等が発生したとき、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合
○　その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合

（１）実施者

実　施　者	規　制　の　内　容　及　び　実　施　方　法
市　町　長	市町の直轄区域において危険が切迫した場合には、市町長は地域防災計画に定められた各地域の避難先を定めて避難のための指示を行う。この場合、市町長は直ちに知事に報告する。
警察官又は海上保安官	市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市町長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は住民等に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに市町長に通知する。
自　衛　官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない限り、危険が切迫している者に対し、避難の措置を講ずる。
県知事又はその命を受けた職　員	災害の発生により、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示を代行する。 また、洪水もしくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認められる場合は、水防法 22 条又は地すべり等防止法 25 条に基づき、知事又はその命を受けた職員が避難の措置を講じる。

（２）避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

① 要避難地域　② 避難先　③ 避難理由　④ 避難経路　⑤ 避難時の注意事項

２　警戒区域の設定

地震等災害時、または津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合、警戒区域を設定する。

実　施　者	規　制　の　内　容　及　び　実　施　方　法
市　町　長	①　市町長、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講じる。 ②　市町長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行なうとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。
警察官又は海上保安官	

注）警察官又は海上保安官は、市町長（権限の委託を受けた市町の職員を含む）が、現場にいないとき、又は市町長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定する。

３　避難誘導方法

避難誘導にあたっては、市町は、あらかじめ定められた地域防災計画の避難誘導方法に基づき行うものとし、各消防団、自主防災組織との連絡を密にし、避難地、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努め人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

①　第一次避難

災害が事前に予想されるときは、あらかじめ障害者、病弱者、高齢者、幼児、女性を優先的に避難させる。

②　第二次避難

災害が発生した場合または事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

③　避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先または、指定緊急避難場所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船艇等を利用する。

④　避難の際の心得を平素から自主防災活動やリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

⑤　避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

⑥　県警察の対応

地域住民等の避難誘導等にあたり、次の事項に留意する。

○　被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 ○　避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど要配慮者に十分配慮する。 ○　大規模災害発生時に石油コンビナートなどの危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所において、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の二次災害が発生し、また、当該施設の管理者等から二次災害発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

４　収容者

① 避難命令が発せられた場合、または緊急避難の必要に迫られ、住居を立ち退き避難した者。
② 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、日常の居住の場所を失った者。

５　指定緊急避難場所及び指定避難所の設置

（１）　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

① 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設については、原則として被災市町の責務とする。
　被害が甚大で被災市町内に必要な緊急避難場所及び避難所を設置することが困難な場合、県は、被災市町の要請を受けて、隣接市町等と協議・調整し、緊急避難場所及び避難所の設置を支援する。
② 被災市町は、避難が行われるときは直ちに指定緊急避難場所を開設するとともに、すみやかに被災者に周知する。また、必要により公営住宅、公的宿泊施設等の斡旋、体育館、公民館等の施設を確保する。
③ 被災市町は、被災者が指定緊急避難場所以外の施設等に避難した場合は、指定緊急避難場所へ誘導するとともに、必要に応じて当該施設を緊急避難場所として指定する。
④ 被災市町が緊急避難場所及び避難所を開設したとき、速やかに県本部に連絡するとともに，災害の規模等により必要があるときは、野外収容施設の設置を県本部に依頼する。
⑤ 県は、市町長の報告により、緊急避難場所及び避難所の開設状況を把握しておくとともに、要配慮者が、必要な保健福祉サービスを受けられるための連絡調整を行う。また、必要に応じて野外収容施設の資機材の調達及び設置にあたる。

（２）　避難所の運営

① 被災市町は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握する。
② 被災市町は、それぞれの避難所ごとに避難所責任者を決めるとともに、災害対策本部に避難所の現状、ニーズや課題を一元的に把握し、迅速に必要な対応ができる本部機能を設ける。
　また、避難所責任者は、本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の支給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。
③ 被災市町は、避難所で必要となる資機材を迅速に調達できるよう、一定の枠内で避難所責任者の判断で資機材を購入できるように配慮する。
④ 被災市町は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。
⑤ 避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。運営にあたっては男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。
⑥ 市町は、自主防災組織、町内会・自治会や施設管理者等の協力を得た避難所の開設・運営に係る準備組織の組成等、災害発生時に迅速・円滑に避難所の開設ができる体制をあらかじめ整備するよう努める。
⑦ 市町は、避難所の円滑な開設・運営のための避難所運営マニュアルの策定に努め、県は、避難所運営マニュアル策定指針等の作成により支援する。

（３）　避難所における生活環境の確保

市町は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.８月　内閣府策定）に基づき、避難所における生活環境の確保に努めるものとする。

災害発生後一定の時間が経過し、避難所が生活の場としての性格が強くなる段階では、被災市町は、以下のような点に配慮して避難所における生活環境を確保する。

① テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。
② 暑さ・寒さ対策、空気の汚染対策、一定の居室・就寝スペースの確保、プライバシーの確保等に配慮した設計・運営を行う。
③ 睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等については男女別の配慮を行い、安全性、利便性の確保を図るとともに、乳幼児の授乳スペース、女性専用の物干し場等、女性や子育てに配慮した避難所の設計や運営を行うとともに、避難所内での防犯に努める。
④ 避難の長期化に際しては、仮設風呂・シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の設置、健康・栄養状態に配慮した食事内容や季節に応じた衣類等のニーズの変化への対応等について配慮するよう努める。
⑤ 在宅、車中泊避難等避難場所以外の場所への避難者にも食料・物資等の提供、情報の提供、移送等必要な支援が受けられるように必要な措置を講じる。
⑥ 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。（第３章、第１３節、１１．動物対策（１）犬・猫等の愛玩動物の保護対策を参照）

（４）　避難所における感染症対策

市町は、避難所においては衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト（令和２年６月：長崎県）」に基づくものとする。

（５）　福祉避難所の指定等

① 市町長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための福祉避難所の予定施設を予め指定する。
② 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
③ 市町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。
④ 市町は、一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、福祉避難所に移送するものとする。

６　観光客対策

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客等に対し避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

市町は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行えるよう、啓発、指導を行う。

避難後は、帰宅又は離れた別の場所への移動を勧める。交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客等に対しては、市町は、観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、地域の避難所等への誘導、宿泊場所のあっせん等の支援を行うよう努める。

７　帰宅困難者対策

県及び市町は、交通機関の途絶等による帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

①　交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報の提供 ②　事業所に対して従業員の無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食料や飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援を指導 ③　協定の締結等により店舗等の施設に対して徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

第 10 節　災害救助法の適用

（福祉保健課：医療政策課）

１　災害救助法の迅速な適用

（１）　被害状況の把握及び報告

① 県は、消防部局、警察当局、市町等と緊密な連携を図り、速やかに管内の被害状況の把握を行うとともに、把握した被害状況を内閣府（防災）被災者行政担当に報告する。この場合において、被害が甚大あるいは夜間等のために被害が正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

② また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、被災市町は、直接、内閣府に対して緊急報告を行う。

（２）　災害救助法適用の決定等

県は、災害救助法を適用して応急救助を実施する必要があると認める災害については、速やかに内閣府（防災）被災者行政担当に報告するとともに、災害救助法の適用手続きを進める。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

〔災害救助法施行細則（昭和 35 年６月 15 日長崎県規則第 42 号)〕

最終改正　令和４年２月 15 日施行、令和３年８月１日適用

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1　限度額 １人　１日当たり 330 円以内 2　高齢者等であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する「福祉避難所」を設置した場合、上記の金額に、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難所での避難生活が長期にわたる場合において、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1　規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　限度額 1 戸当たり 6,285,000 円以内 3　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。	災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置	1　支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費 2　高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3　供与期間 建築基準法第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限まで
		○賃貸型応急住宅 1　世帯の人数に応じて、建設型応急住宅の規模に準じる。 2 民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供	1　支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの 2　供与期間 建設型応急住宅と同様
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に避難している者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	限度額 １人当たり 1,180 円以内	災害発生の日から７日以内	1　支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費 2　食品の供与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>災害のために現に飲料水を得ることができない者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から
７日以内</td><td>支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の経費</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="2">住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）冬季（10 月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。

２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から
10 日以内に完了</td><td>被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。
(ｱ)　被服、寝具、身の回り品
(ｲ)　日用品
(ｳ)　炊事用具及び食器
(ｴ)　光熱材料</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>１人
世帯</th><th>２人
世帯</th><th>３人
世帯</th><th>４人
世帯</th><th>５人
世帯</th><th>６人以上
一人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全　壊
全　焼
流　失</td><td>夏</td><td>円以内
18,700</td><td>円以内
24,000</td><td>円以内
35,600</td><td>円以内
42,500</td><td>円以内
53,900</td><td>円以内
7,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,000</td><td>40,100</td><td>55,800</td><td>65,300</td><td>82,200</td><td>11,300</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半　壊
半　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,200</td><td>12,300</td><td>15,000</td><td>18,900</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,900</td><td>12,900</td><td>18,300</td><td>21,800</td><td>27,400</td><td>3,600</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>災害のため医療の途を失った者</td><td>１　救護班による場合
使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

２　病院診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内

３　施術者による場合
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から
14 日以内</td><td>医療は応急的に処置するものとし、次の範囲内において行う。
(ｱ)　診療
(ｲ)　薬剤又は治療材料の支給
(ｳ)　処置、手術その他の治療及び施術
(ｴ)　病院・診療所への収容
(ｵ)　看護</td></tr>
<tr><td>助　　産</td><td>災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者</td><td>１　救護班等による場合
使用した衛生材料等の実費

２　助産婦による場合
慣行料金の 100 分の 80 以内の額</td><td>分べんした日から
７日以内</td><td>助産は、次の範囲内において行う。
(ｱ)　分べんの介助
(ｲ)　分べん前及び分べん後の処置
(ｳ)　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
被災者の救出	1　災害のために現に生命､身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
被災した住宅の応急修理	1　災害のため住家が半壊､半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	限度額 １世帯当たり次に掲げる額以内 ア　イに掲げる世帯以外の世帯 655,000 円 イ　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円	災害発生の日から３月以内（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第23条の３第１項の特定災害対策本部、同法第 24 条第１項の非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項の緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６月以内）に完了	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失､損傷等により学用品を使用することができず､就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書代　実費 2　文房具及び通学用品 (ｱ)　小学校児童 1人当たり 4,700 円以内 (ｲ)　中学校生徒 1人当たり 5,000 円以内 (ｳ)　高等学校生徒 1人当たり 5,500 円以内	災害発生の日から （教科書） １月以内に完了 （文房具及び通学用品） 15 日以内に完了	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって給与する。 (ｱ)　教科書 (ｲ)　文房具 (ｳ)　通学用品
埋　　葬	災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。	限度額 １体当たり (ｱ)　大人（12 歳以上） 213,800 円以内 (ｲ)　小人（12 歳未満） 170,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 (ｱ)　棺（附属品を含む。） (ｲ)　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (ｳ)　骨つぼ及び骨箱
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり､かつ､各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内に完了	支出できる費用は舟艇その他捜索のため機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費。

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	1　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体あたり 3,500 円以内 2　死体の一時保存 (ｱ)　既存建物を利用する場合 通常の借上費の実費 (ｲ)　既存建物を利用できない場合 1体あたり 5,400 円以内 3　検案 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	1　死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。 (ｱ)　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (ｲ)　死体の一時保存 (ｳ)　検案 2　検案は、原則として救護班によって行う。 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することのできない者	1世帯当たりの平均額 138,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内に完了	支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等

第 11 節　社会秩序を維持する活動

（食品安全・消費生活課：県警察本部）

1　県

（1）　県民への呼びかけ

知事は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し、または生ずるおそれがあるときは、県民のとるべき措置等について呼びかけを行う。

（2）　生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

①　生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

②　特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告または公表を行う。また、特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗または倉庫の立ち入り調査を実施する。

③　関係機関等への協力要請

国、他の都道府県、事業者団体等に対し、必要に応じ協力要請を行う。

④　物資収容等の措置

物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り、協力を求める。

（3）国に対する緊急措置の要請

知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱しまたは混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対して緊急措置の実施を要請する。

2　県警察

（1）　被災地等におけるパトロール活動

①　無人店舗、家屋等の防犯対策

県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを推進し、防犯対策を徹底する。

また、災害の危険等があり、被災者が自宅に立ち入ることができない場合には、パトロールにより被災者の住宅の状況を把握し、情報を提供するよう努める。

②　相談、トラブル防止対策

県警察は、避難所等における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロールや相談しやすい環境を整備し、被災者・避難者の安全・安心を確保する。

③　被災地等における要配慮者への支援

県警察は、被災地等の要配慮者が犯罪被害に遭う不安を解消し、安全・安心を実感できるようにするため、巡回・パトロール活動を推進する。

（2）重点を指向した各種犯罪の取締り

県警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義援金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

（３）地域住民と連携した防犯活動

① ボランティアと連携した防犯活動

県警察は、被災地等における犯罪被害防止を徹底するためには、各種ボランティア関係機関・団体等と連携した上で、きめ細かい警戒活動を実施する必要があることから、被災地において、自主的な防犯活動を行う団体に対するパトロール用品の提供、合同での警戒活動の実施等による活動支援を行う。

② 適切な情報の提供

県及び県警察は、地域住民等による、より効果的な自主防犯活動が行われるように、犯罪発生状況、被害防止方法等の安全確保のために必要な情報の提供を行う。

３　市町

（１）　住民に対する呼びかけ

市町長は、当該市町の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生しまたは混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施する。

（２）　県に対する要請

市町長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

第 12 節　地域への救援活動

（防災企画課：生活衛生課：資源循環推進課：水環境対策課：福祉保健課
：医療政策課：国保･健康増進課：住宅課：県警察本部）

日常生活に支障をきたした被災者に対して行う食料その他の生活必需品、飲料水及び燃料の供給、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、死体捜索並びに応急住宅の確保について県、市町、自主防災組織、県民等が実施する。

１　食料・生活必需品の確保

（１）　県

① 県は、市町から緊急物資の調達または斡旋の要請があったときは、県の備蓄品を引き渡すとともに、調達または斡旋に努める。
② 緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者とする。これによっても不足するときは、県内の他の緊急物資保管者から調達する。
③ 緊急物資の輸送は事情の許す限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、基本計画編第３編の災害応急対策（輸送計画）の定めるところにより輸送する。
④ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて協定に係る緊急物資の在庫量の把握を行う。
⑤ 県は、必要に応じ、保管命令、収容等物資の供給を確保する措置を講ずる。
⑥ 県は、県内で調達が困難な緊急物資について、九州・山口各県に応援要請を行う。また、必要に応じ、国に対し調達または斡旋を要請する。
⑦ 災害救助法に基づく県の実施事項は、基本計画編第３編の災害応急対策に準じることとする。

（２）　市町

① 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達する。市町は、必要に応じて次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。

○ 調達斡旋を必要とする理由
○ 必要な緊急物資の品目及び数量
○ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
○ 連絡課及び連絡責任者
○ 荷役作業員の派遣の必要の有無
○ 経費負担区分
○ その他参考となる事項

② 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織（または被災住民）の協力を求め、公平の維持に努める。
③ 市町は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理設備の利用等による炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
④ 市町は、食物アレルギー症状保有者、慢性疾患患者等の有無を確認し、必要に応じてそれらに対応した食品の確保を図る。
⑤ 市町は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努める。
⑥ 市町は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の提供のための体制を緊急整備する。

（３）　県民及び自主防災組織

①　緊急物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は市町村が支援する。

②　自主防災組織は、市町が行う緊急物資の配分に協力する。

③　自主防災組織は、必要により炊き出しを行う。

（４）　日本赤十字社長崎県支部

日本赤十字社長崎県支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、速やかに市町村を通じ被災者に配分する。

（５）　農林水産省、経済産業省

県から緊急物資の調達について協力要請があったときは、緊急物資を斡旋、もしくは調達する。

２　給水活動

（１）　県

①　知事は、市町から飲料水の調達について、斡旋の要請があったときは、隣接市町、自衛隊、九州・山口各県または国に対し協力要請する。

②　知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対して調整の要請を行う。

③　災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めるとともに、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。

（２）　市町村

①　飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

②　市町長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。

○ 給水を必要とする人員
○ 給水を必要とする期間及び給水量
○ 給水する場所
○ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
○ 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数

③　自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

④　地震発生後約８日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は災害発生から３日間１人１日当り３ℓ、その後は20 ℓ　を目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

⑤　災害救助法に基づく飲料水の供給に係る応急救助の実施事項は、基本計画編第３編災害応急対策に準じることとする。

（３）　県民及び自主防災組織

①　地震発生後３日間は貯えた水等をもって、それぞれの飲料水を確保する。

②　地震発生後４日目から７日目位までは、自主防災組織による給水及び市町の応急給水により飲料水を確保する。

③　地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

④　市町の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3　燃料の確保

（1）　県

① 知事は、市町から炊き出しに必要なＬＰガスの調達について、斡旋の要請があったきは、(一社)長崎県ＬＰガス協会に対し、その調達の協力要請を行う。

② 知事は、市町から炊き出しに必要な器具等の調達について要請があったとき市町の調整を行い、必要とする器具の販売または取扱事業所等に対し、調達の要請を行う。

（2）市町

① 市町長は、炊き出しに必要なＬＰガス及び器具等の支給または斡旋を行う。

② 市町長は、炊き出しに必要なＬＰガス及び器具等の調達ができないときは次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。

○　必要なＬＰガスの量 ○　必要な器具の種類及び個数

（3）県民及び自主防災組織

地域内のＬＰガス販売業者等の協力を得て、使用可能なＬＰガス及び器具等を確保する。

4　災害廃棄物処理

（1）災害廃棄物処理体制の整備

① 一般廃棄物処理施設の耐震化等

○　市町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。 ○　市町は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。 ○　県は、市町が行う一般廃棄物処理施設の耐震化に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

② 災害廃棄物処理計画

ア　災害廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられるものであり、市町が包括的な処理責任を負っているため、市町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町災害廃棄物処理計画を策定し、以下の措置を行うよう努める。

（ア）近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

（イ）仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

（ウ）一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。

（エ）生活ごみを含めた災害廃棄物（地震や大雨等の災害により発生する木くず、コンクリートがら、金属くず等の廃棄物）の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

災害廃棄物の仮置き場については、関係者と協議の上、その候補地をあらかじめ選定しておく。

（オ）ＰＣＢやアスベスト等の有害廃棄物について、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握すること。

イ　県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物処理体制、民間事業者等との連携・協力の在り方について、県災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

③　協力・支援体制の構築

ア　県は、災害廃棄物の広域処理に関し、支援及び被支援自治体からの問い合わせに対応できる窓口としての調整機能を果たす。

イ　県は、国の九州ブロック災害廃棄物対策行動計画や九州・山口９県との相互支援協定に基づき、職員派遣などの人的支援、被災県における被災状況の把握や必要な支援を行う。

ウ　災害の状況によっては、環境省の専門チームであるＤ．Ｗａｓｔｅ－Ｎｅｔ（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

（２）　災害廃棄物の処理

①　被災地の状況把握

県は、発生直後から、市町を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生見込み、建物被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。

②　災害廃棄物処理実行計画

被災市町は、災害廃棄物を処理するにあたって、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況を把握したうえで、処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。

③　支援要請

ア　被災市町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

イ　県は、県内の市町及び災害支援協定を締結した関係団体等に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

ウ　県は、被災状況から判断して、県外の広域処理が必要と判断した場合には、国や近隣県に支援要請を行う。

④　仮設便所等のし尿処理

ア　被災市町は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設トイレの設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

イ　被災市町は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

⑤　生活ごみ処理

ア　被災市町は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には生活ごみの収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

イ　県は、市町の要請に応じて、資機材の調達支援、近隣市町等への収集・処理の協力要請あるいは広域処理体制整備など、収集・処理の早期開始のための支援を行う。

⑥　その他の災害廃棄物の処理

ア　市町は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破砕・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

イ　処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の工程等ごとに必要な事項について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

行程等	主な事項
収集運搬体制	体制の構築、収集・運搬ルートの計画、必要な人員・資機材の確保
仮置場	仮置場の選定、必要面積の算定、設置、搬入・搬出、管理方法
処理施設	破砕・選別施設、仮設焼却炉の設置検討
損壊家屋の解体・撤去	撤去等に関する指針の概要
避難所ごみ処理	ごみの排出区分
離島における災害廃棄物処理対策	島内処理と島外処理
環境対策・モニタリング	モニタリングの目的、項目
津波堆積物	基本的処理フロー
特別な対応が必要となる廃棄物	有害廃棄物・危険物、廃家電製品、廃自動車、廃二輪車、太陽光発電設備、腐敗性の強い廃棄物、想い出の品等

５　死体の捜索及び処理

（１）　県

①　死体の捜索及び処理

○　市町から要請があったときは、死体の捜索及び処理に必要な要員の派遣、死体処理器具・資材・遺体搬送車両、火葬場等の調達または斡旋を行う。
○　市町から要請があったとき、必要に応じて大規模な死体収容所を設置する。

②　市町域を超える広域火葬が必要となった場合の対応

市町の火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（火葬場の被災による能力低下を含む）においては、長崎県広域火葬計画*に基づき実施するものとする。

＊資料編 13　長崎県広域火葬計画を参照

③　災害救助法に基づく県の実施事項は、基本計画編第３編災害応急対策に準ずるものとする。

（２）市町

①　警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の捜索を行う。

②　死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引き取り人が判明しない場合は所持品等を保管のうえ火葬する。

③　市町長は、死体の捜索、処理、埋葬について、市町のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

○ 捜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
○ 捜索地域
○ 埋葬施設の使用可否
○ 必要な輸送車両の数
○ 死体処理に必要な機材、資材の品目別数量

（３）県警察

地方公共団体等と協力し、必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして、死体調査要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な死体の死因又は身元の調査、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

６　応急住宅の確保

（１）県

①　応急仮設住宅の設置

○　県は、応急仮設住宅の建設用地として被災市町内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、他の市町村有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。
　建設用地については、市町と連携して浸水や土砂災害等に対する安全性を点検、その適地をあらかじめ選定し、可能な限り土地所有者等の同意を得ておくものとする。
○　県は、必要に応じて、市町と連携して、公営住宅等の空家を応急仮設住宅として活用するとともに、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、あらかじめ借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておく。
○　県は、被災者の実態把握に基づき、速やかに応急仮設住宅の設置計画を策定する場合において、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、被災者に係る世帯人員数や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。
○　応急仮設住宅の建設にあたっては、原則として県があらかじめ協定した団体の協力を得て行うが状況により必要と認めた場合は、市町長が行うことができる。
○　県は、必要に応じ九州・山口９県災害時応援協定に基づき、応急仮設住宅の提供及び建設要員の派遣を要請する。
○　高齢者、障害者等のため仮設で福祉住宅、グループホーム等を被災者の状況に応じて設置する。

②　応急仮設住宅の入居者の認定

県は、市町が行う入居者の認定について指導、助言を行う。また、状況により認定事務を県が行う。

③　住宅の応急修理

県は、建築業関係団体等の協力を得て、住宅が半壊または半焼したもののうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。状況により必要と認めた場合は、これを市町長が行うことができる。

④　建築資材及び建築業者の調達、斡旋

○　県の実施する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な建築資機材は建築業関係団体等に協力を求めて調達する。また、建築業者が不足するときは、他の都道府県または市町長に協力を求める。
○　県民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、県内において建築資機材または建築業者が不足し、市町から斡旋の要請があるときは、知事は前項の団体等に対して協力を要請する。
○　資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼する。
　なお、当該物資発注先において輸送できないときは、基本計画編第３編の輸送計画の定めるところにより輸送する。

⑤　住居等に流入した土石等障害物の除去

県は、市町から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋を行う。

⑥　建築相談窓口の設置

振興局等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。

（２）市町

①　応急仮設住宅の設置

○　市町は、応急仮設住宅の設置を行うこととされた場合は、建築業関係団体等の協力を得て建設する。
○　応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地のうちから災害の状況に応じて選定する。

② 応急仮設住宅の入居者の認定

市町は、応急仮設住宅を大量に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努める。この場合において、入居決定にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者の実態に応じた配慮を行う。なお、市町は、入居事務について必要に応じて県に応援を要請する。仮設住宅は市町が管理する。

③ 住宅の応急修理

住宅の応急修理を行うこととされた場合は、建築業関係団体の協力を得て、応急修理を行う。

また、応急修理の対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

④ 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

市町長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、または建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋または調達を要請する。

ア．応急仮設住宅

○ 被害戸数（全焼、全壊、流失）
○ 設置を必要とする住宅の戸数
○ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
○ 派遣を必要とする建築業者数
○ 連絡責任者
○ その他参考となる事項

イ．住宅応急修理の場合

○ 被害戸数（半焼、半壊）
○ 修理を必要とする住宅の戸数
○ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
○ 派遣を必要とする建築業者数
○ 連絡責任者
○ その他参考となる事項

市町長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市町の地域において建築業者または建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋または調達を要請する。

⑤ 住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し必要な救援活動を行う。なお、市町長は、市町のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

○ 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
○ 除去に必要な人員
○ 除去に必要な期間
○ 除去に必要な機械器具の品目別数量
○ 除去した障害物の集積場所の有無

⑥ 建築相談窓口の設置

市町役場等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。市町長は、この事務について、市町職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

7　県警察による被災者等への情報伝達活動

（1）被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

（２）相談活動の実施

災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進する。

（３）多様な手段による情報伝達

地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙や交番速報、ファックスネットワーク等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達する。

第 13 節　医療・保健に係る対策

（福祉保健課：医療政策課：薬務行政室：国保・健康増進課：生活衛生課）

1　被災地の状況把握

県及び被災地域保健所は、情報を迅速かつ正確に把握するため、被災市町、基幹災害医療センター、地域災害医療センター、日本赤十字社長崎県支部、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、民間医療機関、医薬品関係団体等から次の事項について情報収集を行う。

ア　被災地の医療・保健行政機能の被害状況
イ　被災地域医療施設の被害状況、稼働状況
ウ　医療機関の患者受け入れの状況
エ　職員の被災状況、稼働状況
オ　医薬品等及び医療用資器材の需給状況
カ　施設への交通状況　等

2　県における保健医療福祉活動の総合調整の実施

長崎県災害対策本部が設置されたときは、福祉保健部長は、保健医療福祉活動の総合調整を行うために福祉保健部内に保健医療福祉調整班を設置し、以下の措置を講じる。

また、災害が発生した地域を管轄する保健所長は、保健所内に地域保健医療福祉調整班を設置する。

（1）災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ＊１）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ＊２）や保健師等の保健医療活動従事者の派遣調整、保健医療福祉活動の連携や情報の整理及び分析を行う。

（2）県外を含む被災地域外の支援チームの受入れ、業務の割振り等、総合的な受援調整を行う。

（3）保健医療福祉調整班に統括ＤＨＥＡＴ（＊３）、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター（＊４）を配置し、助言及び支援を受けて保健医療活動の総合調整を行う。

＊１ＤＭＡＴとは

災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ救急医療を行うような機動性を持ち、専門的な訓練を受けた医師、看護師等で構成する医療チームで、対策本部での情報分析、病院支援、災害現場での活動、救護所支援等を行う。

＊２ＤＰＡＴとは

医師、看護師等により構成するチームで、専門性の高い精神医療の提供、精神保健活動の支援を行う。精神科医療の提供、被災医療機関等への専門的支援、精神保健活動への支援を行う。

＊３統括ＤＨＥＡＴとは

専門的な研修・訓練を受けた者（公衆衛生医師等）で、保健医療福祉調整班の機能強化ならびに被災地保健所との連携強化を行う。

＊４災害薬事コーディネーターとは

災害時の対応に関する知識や判断能力等の習得のために必要な育成研修を受講し、医薬品・医療材料等の供給調整や薬剤師の派遣調整について対策本部等に対し助言を行う。

３　被災地における指揮調整機能の維持

（１）　健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ＊５）の派遣

①　県及び被災地域保健所は、被災地域保健所が行う情報収集・分析、調整等の活動を行う従事者の状況について迅速に把握し、被災地域保健所内では保健医療福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、県がＤＨＥＡＴの派遣を行う。

②　県内のＤＨＥＡＴの派遣が困難な場合は、国に対し、全国の都道府県及び指定都市からのＤＨＥＡＴの応援派遣に関する調整を依頼する。その場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにする。

＊５ＤＨＥＡＴとは

専門的研修・訓練を受けた都道府県等の医師、保健師等により構成するチームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災地域保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能を支援する。

（２）　健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の活動

被災地域に派遣される健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）は、災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、県及び被災地地域保健所を支援する。

４　被災地における医療・保健の確保

（１）救護所及び避難所救護センターの設置

①　被災地域保健所及び被災市町は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所及び避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）を設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

②　避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。

○　避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行う。

○　必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備及び携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

（２）　保健医療活動従事者の確保

①　被災地域保健所は、救護班の編成等に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

②　県は、被災地域保健所の調整機能が失われている場合には、保健医療活動従事者の確保のための必要な支援を行う。

③　県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、九州・山口各県への派遣の要請や医療救護班・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の待機を要請する。

④　県は、広域災害・救急医療情報システム等により、必要に応じ、医療ボランティアの活用を図る。

（３）　救急患者及び医療救護班の搬送体制の確保

①　九州厚生局、日本赤十字社長崎県支部、国立病院機構、県、被災地域保健所または被災市町は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプ

ターによる救急搬送体制の確保を要請する。

② 九州厚生局、日本赤十字社長崎県支部、国立病院機構、県、被災地域保健所または被災市町は、医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に要請する。

（４） 医療施設の入院患者等に対する安全対策

① 医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入院患者等の安全を確保する。

② 入院患者等の避難を実施するにあたって、マンパワーの不足、移送先医療施設の調整が必要な場合は、医療施設からの要請により、県及び市町はマンパワーの確保、移送先医療施設の斡旋等の支援を行う。この場合、県は必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請する。

（５） 医療施設への電気、ガス、水道の確保

① 被災地域内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

② 被災地域保健所及び被災市町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

③ 被災地域保健所及び被災市町は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

④ 県は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

（６）医療機器の修理及び交換

県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等支援を行う。

５ 医療救護班・災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）・災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の派遣

（１）県は、被災地域の被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、長崎ＤＭＡＴ指定病院に長崎ＤＭＡＴの派遣を要請する。

（２）県は、市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災地域外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

（３）県は、状況により、被災地域において精神保健医療活動の支援を行うため、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を派遣する。また、県は、必要に応じて、他都道府県に、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣を要請する。

（４）日本赤十字社長崎県支部は、あらかじめ県と締結した委託契約に基づき、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により医療救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

（５）医療救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする。

① 被害の規模、状況等を勘案して被災地域保健所による調整が十分可能であると認められる場合には、被災地域保健所が行う。
② 被害の規模、状況が甚大である場合、被災地域保健所の機能等に甚大な被害が発生している場合等被災地域保健所自らが当該調整を行い得ない場合には、県が、被災地域保健所と協力し、これを行う。
③ 県は、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動が必要と判断した場合は、厚生労働省、九州･山口各県の協力を得て、被災地域保健所、被災地域医療施設等に対し、当該後方医療活動を行い得る医療施設を紹介し、及び連絡調整等必要な支援を行う。

6　保健師・管理栄養士等による健康管理

（1）被災地域保健所及び被災市町は、次により被災者の健康管理を行う。

① 別途策定する実施計画に基づき、保健師・管理栄養士等による健康相談及び栄養相談を実施し、被災者の健康管理を行う。
② 被災者及び救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センターを中心にメンタルヘルスケアを実施する。
③ 特に、避難の長期化に伴う避難者の健康状態の悪化、インフルエンザ等の流行、ストレス障害等が生じないように配慮して、避難所への避難者及び在宅や車中泊避難等避難所以外の場所への避難者に対してエコノミークラス症候群対策などの健康管理及びメンタルヘルスケアを実施する。

（2）県は、被災者等の健康管理に際し、被災地域の保健師・管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、長崎県看護協会、長崎県栄養士会または九州・山口各県に保健師・管理栄養士等の派遣を要請する。

7　医薬品等の供給

（1）被災地の状況把握

県は、医師会、薬剤師会、医薬品卸業組合等を通じ、被災地内の医薬品の在庫、需給状況を把握する。

（2）医薬品等の確保及び供給

① 県は、被災市町から医薬品の調達について要請があったときは、災害用の備蓄医薬品等の活用や長崎県医薬品卸業組合等への供給要請を行う。
② 県は、被災市町から血液の供給の要請があったときは、長崎県赤十字血液センター、長崎県赤十字血液センター佐世保出張所に協力を要請する。

（3）医薬品の仕分け及び管理

県、市町は、救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

8　防疫対策

県及び被災市町村は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

① 県は、被災市町に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を図る。
② 県は、被災市町から要請があったときは、防疫に必要な器具機材等の調達・要請を行う。
③ 県は、防疫に必要な器具機材等が不足する場合は、必要に応じ、九州・山口各県に対して速やかな応援要請を行う。
④ 被災市町は、避難所の簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。また、避難所の施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努める。

９　個別疾患対策

（１）人工透析

① 県及び被災市町は、公益社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、広報誌、報道機関を通じて、的確な情報を提供することにより、慢性腎障害患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対し、人工透析受療の確保を図る。
② 県は、公益社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保に関する情報に基づき、必要な措置を講ずる。

（２）難病等

① 県は、難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握するとともに、広報誌、報道機関等を通じて的確な情報を提供することにより、難病患者の受療の確保を図る。
② 県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずる。

10　食品による健康被害防止対策

県は、被災者等の食品による健康被害防止対策として、食中毒予防についての周知を図るとともに以下の対策を行う。

保健所等による、ボランティア等の食事提供者及び被災者に対する食中毒防止に対する指導・助言

11　動物対策

（１）犬・猫等の愛玩動物の保護対策

県及び市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。

① 県
○長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。
○市町に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。
○必要に応じて、九州・山口９県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。

② 市町
○愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。
○管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。

（２）家畜の保護・管理対策

県及び市町は、被災した家畜の保護収容、適正な飼育管理等について、関係機関と連携し対策を行う。

① 県

○　県は、市町から飼料の確保要請があった場合、関係農業団体、飼料製造会社等に対し必要数量の供給を要請するとともに、国に対し、備蓄飼料穀物の売渡しを要請する。

○　県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師等の協力により衛生対策を行う。

ア　傷病家畜の応急救護及び病性鑑定

イ　畜舎等の消毒

ウ　予防注射の実施

②　市町

○　市町は、震災発生後、畜舎の倒壊又は余震等により倒壊の恐れがあり適正な飼育が困難であると判断するときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるように指導するとともに、必要に応じて家畜の避難先を確保するよう努める。

○　市町は、原則として死亡獣畜を化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

第 14 節　福祉に係る対策

（福祉保健部・こども政策局全課）

1　市町民生部局の体制

（1）非常災害の発生に際しては、膨大な種類と量の業務が発生することから、被災市町においては、災害の規模及び被災市町における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

① 災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、障害者、高齢者、乳幼児等に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
② 近隣市町民生部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。
③ 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他県の市町村民生部局職員の応援を要請する。
④ 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意し、対策を講ずる。

（2）県は、被災市町が実施する前項の措置に関し、他県・市町村への協力要請等を行う。

2　要配慮者に係る対策

（1）非常災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、被災市町は、以下の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

① 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者、乳幼児等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
② 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとること。

○ 避難所へ移動する。
○ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
○ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。

③ 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災１週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

（2）県は、被災市町が実施する前項の措置に関し、他県・市町村への協力要請等を行う。

3　社会福祉施設等に係る対策

（1）被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

（2）被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

（3）被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日時用生活用品、マンパワーの不足数及び施設の被災等により転所が必要な入所者数等について把握し、近隣施設、県・市町等に支援要請する。

（4）県・市町は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
② 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
③ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。
④ 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設の斡旋等の支援を行う。

（5）県は、必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請するとともに、措置決定の弾力的運用等について国へ要請する。

4　障害者及び高齢者に係る対策

（1）県・市町は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者及び高齢者に係る対策を実施する。

① 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努める。
② 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
③ 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
④ 被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
⑤ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
⑥ 補助や介護を要し、一般の避難所での生活が困難な障害者及び高齢者等を受け入れることができる施設や体制を整えた避難所を社会福祉施設等を活用して分散して設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。
⑦ 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、食料・生活物資の提供に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

（2）前項に掲げる措置に関し、近隣県・市町への協力要請、関係団体等の調整を行う。

5　児童に係る対策

（1）県・市町は、次の方法等により、被災による児童福祉施設からの避難所への避難児童及び保護者の負傷等により保護が必要な児童（以下「要保護児童」という。）の発見、把握及び援護を行う。

① 避難所の責任者等を通じ、要保護児童の実態を把握し、被災県・市町に対し、通報がなされる措置を講ずる。
② 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、要保護児童を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
③ 被災県・市町民生部局は、要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。
④ 要保護児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。
　また、父母のない児童については、母子寡婦福祉資金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営む上での経済的支援を行う。

（2）県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

（3）県・市町は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク ・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第 15 節　応急教育活動

（教育庁）

小・中・高・特別支援学校の児童生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に可能な限り応急教育を実施する。

１　応急教育計画の作成

公立学校の校長は、市町または県の教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

（１）被害状況の把握

児童生徒、教職員及び学校の施設・設備の被害状況を把握する。

（２）応急教育の計画

① 教職員を動員し施設・設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、応急仮設校舎を建設するとともに、必要があるときは市町または地域住民等の協力を求める。
② 施設・設備の応急復旧状況を把握し、すみやかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。
③ 全生徒を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。
④ 児童生徒を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
⑤ 教育活動の再開にあたっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。

（３）学校が地域の避難所となる場合の留意事項

① 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利用について必要な指示をする。
② 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
③ 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法等応急教育活動と避難活動との調整について、あらかじめ市町と必要な協議を行う。この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。
④ 学校が避難所となった場合における教職員の協力体制の整備に努める。

（４）国立及び私立の学校における応急教育

国立及び私立の学校における応急教育については公立の学校に準ずる。この場合、私立の学校の校長は、県と密接な連携を保ち応急教育計画を定める。

（５）施設及び教職員の確保

知事または県教育長は、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について市町、市町教育委員会、または県立学校の要請により必要な措置を講ずる。

（６）教科書、学用品等の給与に関する措置

災害救助法に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、基本計画に準ずる。

２　高校生の災害応急対策への協力

高等学校において登校可能な生徒を、教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業に協力させる。また状況に応じ、地域における応急復旧または救援活動等に協力するよう指導する。

第 16 節　県有施設及び設備等の対策

（防災企画課：漁港漁場課：農村整備課：港湾課：河川課：道路維持課）

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な県有施設・設備等の速やかな機能回復を図る。

１　県防災行政無線

災害発生時には、県庁統制局に職員を配置し、県地方機関、市町、消防、防災関係機関及び各中継局の通信状況、障害状況を把握し、障害の場合は直ちに機能回復対策を請ずるとともに、必要に応じて現地派遣体制をとる。

①　遠方監視制御装置による通信状況の把握、障害状況の調査、確認 ②　衛星通信システムによる回線確保（ホットライン、可搬局） ③　移動系通信網の活用による回線確保

２　警察応急通信回線

（１）　通信施設機能回復

災害発生後、直ちに通信機能の障害の有無を確認し、障害が生じた場合は速やかな機能の回復を図るとともに、概ね以下のとおり応急通信回線の確保に努める。

①　移動警察電話（ワイドシステム）の活用による通信の確保 ②　衛星通信車の応援要請による衛星通信回線の確保 ③　臨時中継機及び臨時基地局の設置による無線回線の確保

３　公共施設等

県及び市町は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を、速やかに実施するとともに、以下の国土保全施設、ライフライン、公共施設等の応急復旧を迅速に行う。

（１）　港湾及び漁港施設等

①　後背地に対する防護

防潮堤の破堤または決壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤または決壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

②　航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

③　けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

（２）　河川及び海岸保全施設

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

（３）　道路

① 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る。

○　排土作業または盛土作業	○　仮舗装作業
○　障害物の除去	○　仮道、さん道、仮橋等の設置

② 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

③ その他

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。なお緊急時においてそのいとまがないときは、直ちに応急措置を行い、事後連絡する。

（４）　砂防施設

① 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵または板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、または効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

② 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

（５）　災害応急対策上重要な庁舎等

県庁及び各地方本部庁舎等の防災上重要な庁舎の施設、設備を緊急点検し、防災機関としての機能に支障がないよう緊急措置を講じる。

第 17 節　防災関係機関の講ずる災害応急対策

（水環境対策課：財務事務所：九州電力：西部ガス：九州ガス：ＬＰガス協会
：ＮＴＴ西日本：ＪＲ九州：西日本高速道路㈱：空港管理者：報道機関）

１　水道

①　災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講ずる。
②　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
③　給水車の配置、配管の仮設等による応急給水に努める。

２　下水道

①　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
②　管渠の閉塞防止の応急措置を行う。
③　終末処理場、汚水処理場等の機能回復のため、必要な措置を講ずる。

３　電力

（１）　災害時の電力供給

地震災害により電力供給施設に被害を受けた場合は、「非常災害対策措置要則」及び「長崎支社非常対策本部運営基準」に基づき復旧体制を確立し、被害状況の把握に努めるとともに、電力供給のために必要な措置を講ずる。

（２）　被災施設の調査と災害復旧

災害発生後速やかに被災施設の調査を行い、その状況から最善の復旧計画を立案し、社内外からの動員及び機動力の活用等総力をあげて復旧に努める。

（３）　広報対応

提供情報の充実、多くの広報チャンネルの確保及び自治体との連携強化等を図り、停電情報の迅速・的確な提供によってお客さまが安心していただけるようなサービスの向上に努める。

（４）　電力施設の災害予防措置

電力施設の災害予防措置としては、電気設備に関する技術基準及び防災業務計画等により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じている。

また、非常災害が予測される場合は、必要に応じ適切な予防措置をとり、災害の未然防止、または拡大防止に努める。

４　ガス

①　都市ガスは、ガス事業者がガス工作物の被害状況を把握し、その内容により、ガスの供給を停止することもある。また、マイコンメーターによる供給停止を行う。
②　都市ガス及びＬＰガスは、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
③　都市ガス及びＬＰガスの安全点検を実施する。
④　都市ガスは、供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
⑤　避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
⑥　応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

5　通信

（1）通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため次の必要な措置をとる。

①　臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ超小型衛星通信方式・衛星携帯電話等の運用、臨時公衆電話の設置。 ②　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。 ③　防災関係機関が設置する通信網との連携協力

（2）応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

（3）通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

6　放送

①　放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用して放送の継続確保を図る。 ②　応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 ③　臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

7　市中金融

（1）福岡財務支局長崎財務事務所は日本銀行長崎支店とも協議のうえ、必要と認められる範囲内で次の金融上の諸措置を講ずるよう民間金融機関に要請する。

①　預金通帳、印鑑等を紛失した際の預貯金の払い戻しについての特別取扱い ②　定期預金及び定期積金の中途解約、これを担保とする貸出の実行等についての特別取扱い ③　被災関係手形の支払呈示期間経過後、交換持ち出し、不渡り処分猶予等 ④　営業時間延長、休日臨時営業等

（2）被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。

（3）災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。

8　鉄道

（1）地震等発生における列車運行の安全を確保するため、線路設備等の警備を行うとともに必要な運転規制を行う。

（2）地震等発生の際には、関係各長は関係社員に対し、線路、建造物、電力施設、信号保安設備等の警備に従事させる。

（3）次の箇所には地震発生状況を確実に把握し的確な防災処置が講じられるよう地震計を配備する。

①諫早　　②早岐

（4）地震発生時の運転規制

①　計測震度が基準値を記録した場合は、列車の徐行運転を行う。 ②　計測震度が基準値以上を記録した場合は、列車の運転を中止する。

（5）災害応急体制

災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに列車の早期開通を図るため、対策本部を設置する。

対策本部の分担は次のとおりとする。

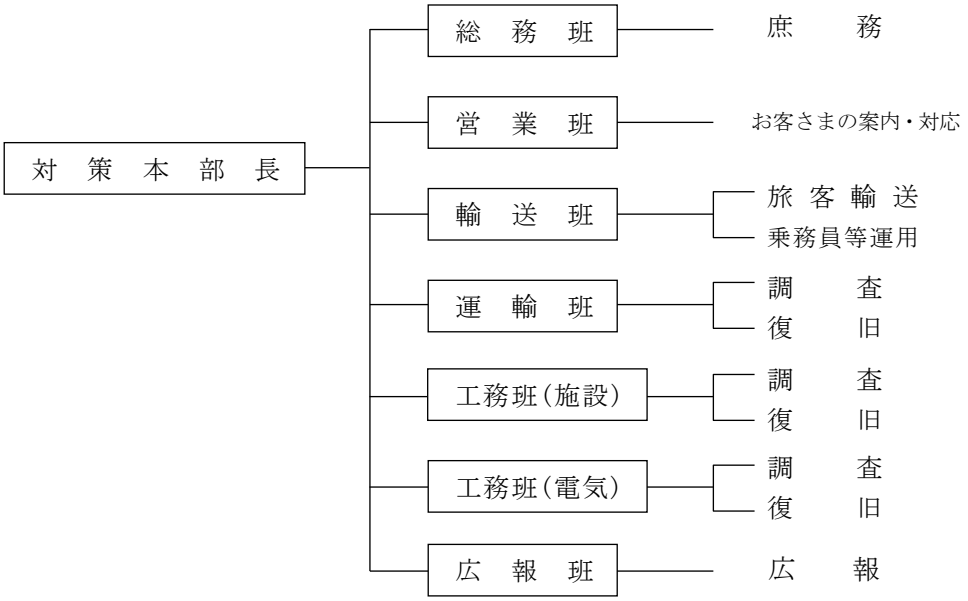

9　道　路

① 道路管理者は、相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
② 道路管理者は、相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
③ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講じる。
④ 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

10　旅客船

① 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
② 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。

11　空港

空港における地震災害応急対策については、基本計画第３編第 20 章「空港災害対策計画」を準用する。

① 空港管理者は、相互に連携し液状化の有無、施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
② 空港管理者は、早期運行の再開を期するため、機能回復に必要な措置を講ずる。

第 18 節　自発的支援の受け入れ

（防災企画課：県民生活環境課：医療政策課：県警察本部）

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、県、市町においては適切に対応する。

１　災害ボランティアに係る対策

県、市町及び県・市町社会福祉協議会並びに公益財団法人県民ボランティア振興基金は、相互に連携して、災害ボランティアの活動を支援し、もって被災地支援を行う。

（１）　県災害ボランティア本部及び市町災害ボランティアセンターの設置・運営

ア　県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会は、被災状況を確認のうえ、必要に応じて災害時のボランティア活動の拠点として、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年３月）」を活用し、それぞれ県災害ボランティア本部、市町災害ボランティアセンターを設置・運営する。

イ　災害ボランティアセンターの運営スタッフの派遣調整　（県社会福祉協議会）

ウ　情報の収集・提供

被災状況や関係機関・団体の活動状況など、災害ボランティアに関する情報収集と発信を行う。

エ　ボランティア活動に必要な資機材や物品の調達

オ　県、市町、その他の行政機関との連絡調整等

（２）　災害ボランティアの受け入れに係る県の対応

地震災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和４年３月）」に基づくものとする。

ア　災害発生後、各地からの災害ボランティア（専門的な技術を要するボランティアを除く。）の問い合わせに対しては、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受付窓口となる災害ボランティア支援組織（第２章第 15 節「生活・福祉に係る災害予防計画」）である県災害ボランティア本部及び市町災害ボランティアセンターに回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である県民生活環境部 県民生活環境課へ連絡する。

イ　庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である県民生活環境課は、災害ボランティア活動の円滑かつ効果的に実施されるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等を、県災害ボランティア本部及び市町災害ボランティアセンター等の災害ボランティア支援組織に行う。

また、当該支援組織に対して、災害ボランティア活動に必要な資機材や物品の調達、災害ボランティア活動拠点となる施設の提供・斡旋など、災害ボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

ウ　専門的な技術を要するボランティアの各担当セクションは、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。

なお、専門的な技術を要するボランティアについての受付及び活動状況に関して、各担当セクションは、庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である県民生活環境部 県民生活環境課へ連絡する。

エ　県警察においては、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援等を行う。

（３）　災害ボランティア活動の内容

地震災害時に行う主な災害ボランティアの活動内容は、以下のとおりである。

○　出火防止・消火活動	○　安否確認（要配慮者等）
○　避難誘導	○　情報の収集・提供
○　行政機関との連絡調整等	○　炊き出し
○　物資運搬	○　救援物資の集配
○　募金活動	○　土砂、瓦礫等の片付け・清掃

（ただし、危険が伴う作業や、医療行為等は、専門ボランティアが行う）

（４）　海外からの支援の受け入れ

ア　被災地市町災害ボランティアセンター及び県災害ボランティア本部と調整し、国の関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れる。また、支援を受け入れない場合は、速やかに関係省庁に対し通知する。

イ　県警察は、警察庁から海外からの支援の受け入れの連絡を受けた場合には、当該支援活動が円滑に行われるよう、警察庁、管区警察局、県、市町その他の関係機関と連携を取りつつ、必要な措置を講じる。

２　ＮＰＯ・ＮＧＯ・ボランティア団体等との連携

県、市町は、県・市町社会福祉協議会、公益財団法人県民ボランティア振興基金、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境についても配慮するものとする。

第４章　地震災害復旧計画

第１節　被災者の生活確保
第２節　地域医療の確保
第３節　失業回復等の資金確保
第４節　義援金の配分
第５節　被災者の生活再建等の支援
第６節　社会福祉施設等の復旧
第７節　激甚災害の指定に関する計画

第１節　被災者の生活確保

（税務課：国保・健康増進課：長寿社会課：長崎労働局）

１　職業安定に関する計画

（１）　職業斡旋計画

地震により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、長崎労働局及び公共職業安定所は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じて次措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

①　被災者のための臨時職業相談窓口の設置 ②　公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設または巡回職業相談の実施 ③　職業訓練受講の指示に関する特例措置 ④　災害救助法が適用され、市町長から労務需要があった場合の労務者の斡旋

（２）　雇用保険の失業給付に関する特例措置

①　証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

②　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第 25 条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

（３）　被災事業主に関する措置

災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して申請に基づき必要があると認める場合は、労働保険料の納付の方法の特例措置により納付の猶予を行う。

２　租税の徴収猶予及び減免に関する計画

（１）　県

県は、被災した納税者または特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

（２）　市町

市町は、被災者に対する市町税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置に関する計画を樹立しておく。

３　社会保険に係る計画

被保険者及び年金受給者等に対して、できる限りの行政サービスを確保するため、厚生労働省及び九州厚生局との協議、指示により、次に掲げる事項について、必要に応じて、弾力的かつ機動的な対応を行う。

特に、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険について、同様の措置を採ることができるよう、市町等に対し、指導・助言を行う。

（１）　県と国の共通業務

①　医療保険関係

医療保険における被保険者証等再交付業務、現金給付の支給業務などを迅速に処理するほか、必

要に応じ、被保険者証等の提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

② 保険料関係

医療保険の保険料及び国民年金保険料に係る納期限の延長や免除等について、必要に応じて措置を講ずる。

③ その他

ア．各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。

イ．災害による特例措置の実施等について、チラシの配布やポスターの掲示を行うほか、地元新聞やラジオ等を積極的に活用し、被保険者、年金受給者等への周知を図るものとする。

ウ．災害により、混乱している被保険者、年金受給者等に安心を与えるため、医療保険業務における災害復旧対策に関する周知、適切な手続き等を図ることができるよう、必要に応じて、医療保険に関する総合的な相談窓口を設置する。

（２） 県の業務

介護保険関係

市町等が条例に基づき保険料の減免・徴収猶予並びに自己負担の減免の措置を講じることができるよう市町等に対し指導・助言を行う。

（３） 国の業務

① 船員保険関係

船舶所有者の事業所等が被災したことにより、休業し、報酬を受けることができない被保険者について、失業保険金の支給の特例等の立法措置を行われる場合には関係機関との連絡調整を図りながら、法律の運用方針に沿って実施する。

② 年金関係

支払通知書または年金証書を亡失等した場合でも受給者が年金を受け取ることができるよう郵便局及び金融機関と調整を行うほか、年金証書の再交付業務、諸変更処理を迅速に処理するなど年金受給者が確実に年金を受給できるように努める。

また、災害により遺族となった者等を把握し、これらの者に対し遺族年金等の裁定請求を行うよう助言する。

さらに、被災した市町から要請がある場合には、国民年金に係る市町窓口業務について支援する。

第２節　地域医療の確保

（医療政策課）

１　医療施設の復旧

県・被災地域保健所は、医療施設の被害状況の調査等を実施し、速やかな復旧に努める。

なお、復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震・耐火性、不燃堅牢化について配慮する。

２　地域医療の確保

県･被災地域保健所は､救護所等による医療から通常の地域医療へ円滑な移行が図られるよう努める。

第３節　失業回復等の資金確保

（経営支援課：水産経営課：農業経営課）

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

１．農林漁業関係の資金融通

①　天災融資資金
②　日本政策金融公庫資金
③　農業近代化資金・長崎県災害対策特別資金
④　漁業近代化資金・沿岸漁業等振興資金

２．商工業関係の資金融通

①　政府系金融機関の災害融資及び既借入金の償還の猶予
②　県制度融資による災害融資及び既借入金の償還猶予並びに利子、保証料に対する補助
③　災害関係特例保証
④　災害復旧高度化融資

３．住宅関係の資金融通

①　災害復旧住宅資金
②　災害特別貸付

４．福祉関係の資金融通

福祉関係の資金融通については、第４節「義援金の配分」を参照のこと。

第４節　義援金品の配分

（福祉保健課）

１．義援金品の配分

県及び市町は、義援金については、以下の義援金募集配分計画により募集及び配分を行う。

○　義援金募集配分計画

本計画は、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

(1) 実施機関

県、市町、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会

(2) 募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

(3) 保　　管

個人､法人及び各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は､各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

(4) 配　　分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、被災市町を通じ被災者に配分する。

特定市町及び指定使途寄付金については、寄付者の主旨を体し速やかに配付する。

２．義援物資の受け入れ

○　県及び市町は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通じて、国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

○　県は、義援物資の要請・受入れ・配分を的確に行うため、緊急物資の備蓄・調達、輸送・配付と合わせて一元的に管理・運営体制を整備する。

○　市町は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

３．その他

災害支援制度

長崎県共同募金会は、国内において災害救助法第２条に規定する災害及び厚生労働省令で定める災害が発生した場合、ボランティア活動や活動拠点事務所の立ち上げ、あるいは損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援するため､「災害支援制度運営要綱」に基づき、その活動経費等の一部を援助する。

また、他県で発生した同様の災害に対しても、中央共同募金会の要請により「準備金」の中から必要額を被災県共同募金会へ拠出する。

第５節　被災者の生活再建等の支援

（関係課）

１．　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

① 被災市町は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付制度に関して、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。
② 県は、市町による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう指導助言を行う。

２．生活福祉資金（福祉資金）の貸付

① 県社会福祉協議会は、**生活福祉資金（福祉資金）**に関して、被災者に広く周知を図るとともにこれらの事務を適切かつ速やかに実施する。
② 県は、災害を受けた低所得世帯等に対して、その自立更生に資するため、県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金（福祉資金）の事務が適切かつ速やかに実施されるよう指導助言を行う。

３．被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被害者生活再建支援金を支給する。また、国の支援制度の適用要件を満たさない市町に居住する被災者に対しては、長崎県・市町被災者生活再建支援制度（県・市町負担）による支援金を支給する。

４．罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

市町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、市町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

５．被災建築物の調査についての被災者への明確な説明

市町は被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有することを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

また、国及び県は、市町の活動の支援に努めるものとする。

第６節　社会福祉施設等の復旧

（福祉保健部・こども政策局全課）

県は、被災社会福祉施設等の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。

なお、復興にあたっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震、耐火性、不燃堅牢化について配慮する。

第７節　激甚災害の指定に関する計画

（福祉保健部・こども政策局全課：産業政策課：漁政課：団体検査指導室
：農業経営課：農村整備課：森林整備室：河川課：教育庁）

激甚災害の指定に関する計画については、基本計画５編第２章第２節を参照のこと。

平成８年５月 29 日作成
平成９年５月 28 日修正
平成 10 年５月 28 日修正
平成 11 年５月 31 日修正
平成 12 年５月 31 日修正
平成 13 年５月 31 日修正
平成 14 年５月 31 日修正
平成 15 年８月 26 日修正
平成 16 年５月 26 日修正
平成 17 年５月 23 日修正
平成 18 年５月 31 日修正
平成 19 年５月 31 日修正
平成 20 年５月 28 日修正
平成 21 年６月５日修正
平成 22 年６月１日修正
平成 23 年 11 月 24 日修正
平成 24 年６月４日修正
平成 25 年６月６日修正
平成 26 年６月 10 日修正
平成 27 年６月９日修正
平成 28 年６月２日修正
平成 29 年６月９日修正
平成 30 年６月６日修正
令和元年６月 10 日修正
令和２年６月３日修正
令和３年６月７日修正
令和４年６月６日修正
令和５年６月５日修正

長 崎 県 地 域 防 災 計 画

（震災対策編）

編集発行　長崎県防災会議
（長崎県危機管理部防災企画課）